

西桂町地域防災計画

令和3年9月

西 桂 町

〔目 次〕

総 則 編	1
第 1 章 計画の目的と編成	1
第 2 章 防災計画の性格	2
第 3 章 防災の基本方針	3
一般災害編	7
第 1 章 一般災害編の概要	7
第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第 2 節 西桂町の概況	16
第 2 章 災害予防計画	22
第 1 節 防災組織の充実計画【総務課】	22
第 2 節 防災知識の普及・教育計画【全課】	24
第 3 節 防災訓練計画【全課】	28
第 4 節 災害ボランティア育成強化計画【福祉保健課】	30
第 5 節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画【建設水道課、総務課】	31
第 6 節 消防予防計画【総務課】	33
第 7 節 風水害等災害予防対策計画【総務課、産業振興課、建設水道課】	36
第 8 節 建築物災害予防対策計画【建設水道課】	41
第 9 節 原子力災害予防対策計画【総務課】	42
第 10 節 特殊災害予防対策計画【総務課】	44
第 11 節 竜巻等突風対策計画【総務課】	46
第 12 節 情報通信システム整備計画【総務課】	48
第 13 節 要配慮者対策の推進計画【福祉保健課、教育委員会】	50
第 14 節 避難体制の整備【総務課、福祉保健課、産業振興課】	56
第 15 節 救助・救急活動体制の整備【福祉保健課】	60
第 16 節 防災まちづくり【総務課、建設水道課、産業振興課、企画財政課】	61
第 17 節 雪害予防対策【総務課、建設水道課】	63
第 18 節 帰宅困難者予防対策【総務課、産業振興課、教育委員会】	65
第 19 節 生活再建支援対策【産業振興課、税務住民課、建設水道課、教育委員会】	66
第 3 章 災害応急対策計画	70
第 1 節 応急活動体制計画【全課】	70
第 2 節 職員配備計画【総務課】	81
第 3 節 応援要請計画【総務課】	84
第 4 節 自衛隊災害派遣要請計画【総務課】	93
第 5 節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画【総務課】	97
第 6 節 予報及び警報等の受理・伝達計画【総務課】	102
第 7 節 被害状況等報告計画【総務課】	115
第 8 節 災害広報計画【総務課、企画財政課】	121

第9節	災害通信確保計画【総務課】	123
第10節	水防対策計画【建設水道課、総務課、福祉保健課、税務住民課、教育委員会】	125
第11節	雪害対策【総務課、建設水道課】	135
第12節	消防対策計画【総務課】	137
第13節	原子力災害応急対策計画【総務課】	143
第14節	緊急輸送対策計画【総務課】	146
第15節	交通対策計画【総務課、建設水道課】	148
第16節	災害救助法による救助計画【全課】	155
第17節	避難対策計画【全課】	162
第18節	孤立地区に対する支援活動計画【総務課、建設水道課、福祉保健課】	186
第19節	医療対策計画【福祉保健課】	188
第20節	防疫対策計画【産業振興課】	194
第21節	食料供給対策計画【総務課、税務住民課】	196
第22節	生活必需物資供給対策計画【産業振興課、福祉保健課、税務住民課】	199
第23節	飲料水確保対策計画【建設水道課】	202
第24節	応急教育対策計画【教育委員会】	204
第25節	廃棄物処理計画【産業振興課】	207
第26節	応急住宅対策計画【建設水道課、税務住民課】	211
第27節	救出計画【総務課】	216
第28節	遺体の搜索、処理及び埋葬計画【産業振興課、税務住民課】	218
第29節	障害物除去計画【建設水道課】	220
第30節	生活関連事業等の応急対策計画【総務課、産業振興課】	222
第31節	民生安定事業計画【総務課、福祉保健課、産業振興課、税務住民課、企画財政課】	226
第32節	災害ボランティア支援対策【福祉保健課】	232
第4章	災害復旧対策計画	233
第1節	災害復旧事業計画の作成【全課】	233
第2節	激甚災害の指定に関する計画【総務課、企画財政課】	234
第3節	計画的な災害復興【総務課、企画財政課】	235
地 震 編		239
第1章	地震編の概要	239
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	239
第2節	西桂町で想定される東海地震被害	247
第2章	災害予防計画	248
第1節	地震に強いまちづくり推進計画【建設水道課、総務課、企画財政課】	248
第2節	大震火災対策推進計画【総務課】	252
第3節	生活関連施設の安全対策推進計画【建設水道課】	254
第4節	災害時被害軽減対策推進計画【建設水道課】	257
第5節	広域応援体制整備計画【総務課】	260
第6節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画【総務課】	262

第7節	災害ボランティア育成強化計画【福祉保健課】	266
第8節	防災訓練計画【総務課】	268
第9節	要配慮者支援対策の推進計画【福祉保健課】	268
第3章	災害応急対策計画	274
第1節	応急活動体制計画【全課】	274
第2節	職員配備計画【総務課】	277
第3節	地震災害情報等の収集伝達計画【総務課】	282
第4節	消防対策計画【総務課】	286
第5節	避難対策計画【総務課、福祉保健課】	289
第6節	応急教育対策計画【教育委員会】	293
第7節	応急住宅対策計画【建設水道課】	295
第8節	建築物応急対策【建設水道課】	296
第4章	東海地震に関する事前対策計画	297
第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的【総務課】	297
第2節	東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動【全課】	298
第3節	情報活動【総務課】	301
第4節	広報活動【総務課、企画財政課】	305
第5節	避難活動【福祉保健課、総務課】	307
第6節	住民生活防災応急活動【総務課、産業振興課、福祉保健課、建設水道課、教育委員会】	309
第7節	防災関係機関の講じる措置【総務課、福祉保健課、産業振興課】	314
第8節	交通対策【総務課、建設水道課】	319
第9節	事業所等対策計画【総務課、企画財政課】	321
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	323
第1節	総則	323
第2節	南海トラフ地震臨時情報等について	324
第3節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動【全課】	326
第4節	時間差発生等における円滑な連絡周知体制の確保等【全課】	327
第5節	地域防災力の向上に関する計画【総務課】	330
第6節	関係者との連携協力の確保【総務課】	332
第7節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項【総務課、福祉保健課、産業振興課】	333
第8節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【建設水道課、総務課】	336
第9節	防災訓練計画【全課】	336
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画【全課】	337
第11節	支援・受援体制の整備【総務課】	339
第12節	広域避難対策【総務課】	341
富士山火山編		343
第1章	総論	343
第1節	地域防災計画・火山編の概要	343

第2節	活火山としての富士山	343
第3節	富士山との共生	343
第4節	富士山の現況等	343
第5節	想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	346
第6節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	350
第7節	避難計画	355
第8節	富士山ハザードマップの改定	365
第2章	災害予防計画	371
第1節	火山防災対策の検討体制の整備【総務課】	371
第2節	関係機関との連携体制の整備【総務課】	372
第3節	避難活動体制の整備【総務課、福祉保健課、建設水道課】	372
第4節	災害に強いまちづくり【総務課、建設水道課、産業振興課】	374
第5節	防災関連施設・地域防災力等の把握【総務課】	375
第6節	情報伝達体制の整備【総務課】	376
第7節	火山観測・監視体制の整備【総務課】	377
第8節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育【総務課、教育委員会】	378
第9節	防災訓練【総務課】	380
第10節	火山専門家との協力体制の整備【総務課】	380
第11節	自主防災活動【総務課】	381
第12節	各施設等の防災対応力の向上【福祉保健課、産業振興課】	382
第13節	家畜避難体制の整備【産業振興課】	382
第14節	緊急輸送体制及び道路啓開体制の整備【総務課、建設水道課】	383
第15節	医療救護体制の整備【福祉保健課】	383
第16節	食料及び生活必需品の調達【総務課、産業振興課、福祉保健課】	383
第17節	飲料水の確保、給水活動【建設水道課】	384
第18節	災害ボランティア支援体制の整備【福祉保健課】	384
第19節	要配慮者支援体制の整備【福祉保健課】	384
第20節	噴火前に避難行動をすべき範囲【総務課】	385
第3章	災害応急対策計画	386
第1節	応急活動体制【全課】	386
第2節	町職員の配備体制【総務課】	387
第3節	廃止基準【全課】	387
第4節	情報の伝達・収集・広報【総務課】	388
第5節	避難行動【総務課、福祉保健課】	391
第6節	避難区域・警戒区域の見直し【総務課】	394
第7節	一時帰宅の実施【総務課】	394
第8節	家畜避難【産業振興課】	394
第9節	交通応急対策【総務課、建設水道課】	394
第10節	民心・社会秩序安定のための活動【総務課】	396

第 1 1 節	降灰対策【総務課、産業振興課、建設水道課】	397
第 1 2 節	被害拡大防止対策【総務課、建設水道課】	397
第 1 3 節	災害救助法による支援【総務課、福祉保健課】	398
第 1 4 節	住宅供給の実施【建設水道課】	398
第 1 5 節	残留者・行方不明者等の捜索【総務課、消防団】	398
第 1 6 節	災害ボランティア支援対策【福祉保健課】	399
第 1 7 節	要配慮者支援対策【福祉保健課】	399
第 4 章	継続災害・復旧・復興計画	400
第 1 節	継続災害【総務課】	400
第 2 節	風評被害発生時の防止対策【総務課】	400
第 3 節	弔慰金・生活再建資金等の供給【総務課、福祉保健課、税務住民課】	400
第 4 節	恒久住宅等の供給・再建【建設水道課】	400
第 5 節	義援金品募集配分計画【福祉保健課、総務課】	401
第 6 節	税の減免・公共料金の特例措置等【税務住民課】	401
第 7 節	職業安定【産業振興課】	401
第 8 節	噴火災害発生後の新たな地域づくり【総務課】	401
第 9 節	火山資源の活用【総務課、産業振興課】	401
第 1 0 節	各種行政サービスの実施体制の整備【全課】	401

総 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

当町は、周囲を山で囲まれた複雑な地形からなるため、急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が高まってきている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「西桂町地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、当町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、西桂町防災会議が策定する計画である。

第2 構成

この防災計画の構成は、次の5編からなる。

なお、地震編・富士山火山編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一 般 災 害 編

地 震 編

富士山火山編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 防災計画の性格

この防災計画は、町、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、町及び防災関係機関などがそれぞれの果たすべき役割、地区等の実態を踏まえつつ別に定める。

第2 防災計画の修正

この防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、山梨県防災会議が作成する「山梨県地域防災計画」、山梨県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災、中越地震や東日本大震災を教訓に、震度7を視野に入れた防災対策の推進を図るものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。

また、強くしなやかな住民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条においては、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。

県では平成27年12月に国土強靱化地域計画である「山梨県強靱化計画」を策定しており、当町でも令和3年1月に「西桂町国土強靱化地域計画」を策定している。山梨県強靱化計画の基本目標である、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を踏まえ、西桂町においても、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

また、大規模被害をもたらすことが想定される感染症対策については、新型コロナウイルス感染症対策を準用の上対応にあたるものとする。

今後も、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して随時検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

第3 防災計画の推進対策

1 町職員への周知徹底等

町の防災担当である総務課をはじめとする町職員は、この防災計画を効果的に推進するため、他課等との連携、また他機関との連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成への助言・支援や防災訓練等を通じた防災計画の町職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、町職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、町は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を併せ持つ当町の町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。当町を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、当町の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

災害に対する備えとして、町、県、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強い町土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業等による災害に強い町土の形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策、防災関係機関の相互応援の円滑な実施、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、複数の機関等（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）による共同の防災訓練の実施等を行う。

- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめて置くことができるよう、必要な物資の備蓄を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震の予知情報、南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 災害応急対策を総合的、効果的に行うため、町の活動体制の確立、並びに他関係機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 4 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 5 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 6 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 7 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 8 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 9 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- 10 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 11 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 12 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 13 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。
- 14 ボランティア、義援物資・義援金、町外からの支援の適切な受入を行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。

6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、町、国、県等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

一般災害編

第 1 章 一般災害編の概要

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関の役割

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施することとなっている。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行うものとする。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施することとなっている。

また、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行うものとする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施することとなっている。

また、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施することとなっている。

また、町及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

注 指 定 行 政 機 関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの

指 定 公 共 機 関：東日本電信電話株式会社等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣の指定するもの

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たる。なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう平時から体制を整備する。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等災害に関する調査研究
- キ 自主防災組織等の指導育成
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害対策本部の設置及び運営
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ウ 防災気象情報の伝達
- エ 避難情報の発令及び避難者の保護
- オ 被災者への食料、飲料水、生活必需品等の供給
- カ 消防、水防その他の応急措置
- キ 被災者の救出、救助その他の保護
- ク 被災者等相談窓口の設置
- ケ 応急教育の実施
- コ 被災施設及び設備の応急復旧
- サ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- シ 防犯、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- ス 緊急輸送の確保
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 県その他関係機関に対する応援要請
- タ 前各号のほか、災害発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施

- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 防災気象情報の伝達、避難情報並びに、市町村が避難情報を発令する際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 応急教育の実施
- カ 被災施設及び設備の応急復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ク 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 広域一時滞在に関する協定の締結
- サ 前各号のほか、災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）

イ 融資関係

- （ア）地方公共団体に対する災害復旧事業費の貸付
- （イ）地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - （ア）預貯金等の中途解約等の特例措置
 - （イ）手形交換の特別措置
 - （ウ）休日営業の特例措置
 - （エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - （オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - （カ）保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

- （ア）地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可
- (2) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援

- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (7) 山梨労働局（都留労働基準監督署）
- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）
- 管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行うものとする。
- ア 防災対策の基本方針等の策定
 - イ 災害予防
 - （ア）災害対策の推進
 - （イ）危機管理体制の整備
 - （ウ）災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - （エ）防災教育等の実施
 - （オ）防災訓練
 - （カ）再発防止対策の実施
 - ウ 災害応急対策
 - （ア）災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - （イ）活動体制の確立
 - （ウ）政府本部への対応等
 - （エ）災害発生直後の施設の緊急点検
 - （オ）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - （カ）災害発生時における応急工事等の実施
 - （キ）災害発生時における交通の確保等
 - （ク）緊急輸送
 - （ケ）代替輸送
 - （コ）二次災害の防止対策
 - （サ）ライフライン施設の応急復旧
 - （シ）地方自治体等への支援
 - （ス）被災者・被災事業者に対する措置
 - （セ）災害発生時における広報
 - （ソ）自発的支援への対応
 - （タ）緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

- エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- 4 大月警察署（西桂駐在所）
 - ア 緊急輸送を確保するための交通規制
 - イ 犯罪の予防及び社会秩序の維持
 - ウ 避難情報の伝達及び誘導
 - エ 被災者の救出、救護
 - オ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - カ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 5 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
 - ア 建築物の防火安全措置
 - イ 火災予防措置
 - ウ 大規模火災対策及び消防力の強化
 - エ 危険物等の規制及び安全措置
 - オ 消防計画の作成指導
 - カ 救助、救急措置
 - キ 火災の鎮圧その他の災害の軽減措置
 - ク 災害に関する教育、広報
 - ケ 西桂町消防団との連絡調整
- 6 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）
 - (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保

エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

7 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）

ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転

イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）

ウ 災害警備発令基準に基づく警戒

エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測

オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上

カ 災害時における不通区間の代行又は振替輸送

キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する

イ 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る

ウ 災害時に重要通信をそ通させるための手段を確保する

エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する

オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

ア 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施

イ 応援救護班の体制確立とその整備

ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置

エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整

オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

キ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信

イ 災害対策基本法に定める対策措置

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

ア 管轄する高速道路等の耐震整備

イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保

ウ 高速道路の早期災害復旧

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

ア 安全輸送の確保

イ 災害対策用物資等の輸送

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

ウ 災害応急活動のための知事の車両借上要請に対し、可及的に即応し得る体制の整備

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

ア 電力供給施設の災害予防措置

イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧

ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(8) 日本郵便株式会社

ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

オ 郵便局窓口業務の維持

カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用

ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

8 指定地方公共機関

(1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道

イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道

ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

(2) 輸送機関（山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急山梨バス株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）

ア 安全輸送の確保

イ 災害対策用物資等の輸送

ウ 災害応急活動のための知事の車両借上要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

(3) ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、一般社団法人山梨県LPガス協会）

ア ガス供給施設の耐震整備

イ 被災地に対するガス供給の確保

ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

(4) 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会、都留医師会）

ア 被災者に対する救護活動の実施

イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農林業関係団体（農業協同組合、森林組合等農林業関係団体）

ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導

ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋

- エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 商工会等中小企業関係団体
 - ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難所の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 10 その他の公共的団体
 - (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、西桂町社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
 - (3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること。
 - (4) 住民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第2節 西桂町の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

当町は、山梨県の東部に位置し、南に富士山を、西北に三ッ峠、東南に倉見山を望み、東は都留市、西は富士吉田市に隣接し、南の富士山から流れる清流桂川が当町の中央を流れている。

当町の地形及び面積は、東西方向に4,500m、南北方向に4,000m、面積は15.22km²で県土の0.34%を占める。

2 地勢

当町の周囲は1,300m前後の山稜に囲まれ、一級河川相模川、これと平行して流下する欄干川により開設されて堆積された、緩傾斜地が幅約2kmにわたって南西から北東に向かって開けている。

3 地質及び地盤

当町は、第3紀御坂層群の小沼層に入り、石英安山岩、凝灰岩が基盤となっており、その上を富士火山による火山灰が覆っており、土壌的にみると、小沼地帯は砂壤土、下暮地帯が壤土、倉見地帯は植壤土であるが、特性としては全体が火山灰壤土である。また、富士八ヶ岳構造線と都留構造線が当町を通っている。

4 気象

当町は、平地部でも標高600m以上であるため、例年、年平均気温10℃前後、年間降雨量1,500mm位の内地型内陸性気候の特徴を見せている。

1991～2020年の平均値をみると、月別の最高気温は8月の28.1℃が最も高く、最低気温は1月の-5.7℃が最も低く、年間降水量は、1,585.9mmである。

また、2020年の月ごとの値をみると、平均気温11.7℃、月別の最高気温は8月の30.9℃、最低気温は12月の-3.7℃となっており、年間降雨量は1,651.0mmとなっている。

平年値（統計期間1991年～2020年の30年間）

	平均気温（℃）	最高気温（℃）	最低気温（℃）	平均風速（m/s）	降水量（mm）
1月	-0.4	5.5	-5.7	1.8	60.9
2月	0.6	6.6	-4.8	2.2	55.4
3月	4.2	10.5	-1.3	2.2	107.6
4月	9.5	16.1	3.7	2.2	106.1
5月	14.3	20.6	8.9	2.1	123.2
6月	17.8	23.0	13.7	1.8	157.1
7月	21.9	27.2	18.0	1.8	178.4
8月	22.5	28.1	18.5	1.7	176.8
9月	18.7	23.8	14.8	1.8	264.7
10月	13.0	18.3	8.7	1.7	230.0
11月	7.5	13.8	2.2	1.7	76.0
12月	2.3	8.5	-2.9	1.8	49.8
全年	11.0	16.8	6.1	1.9	1585.9

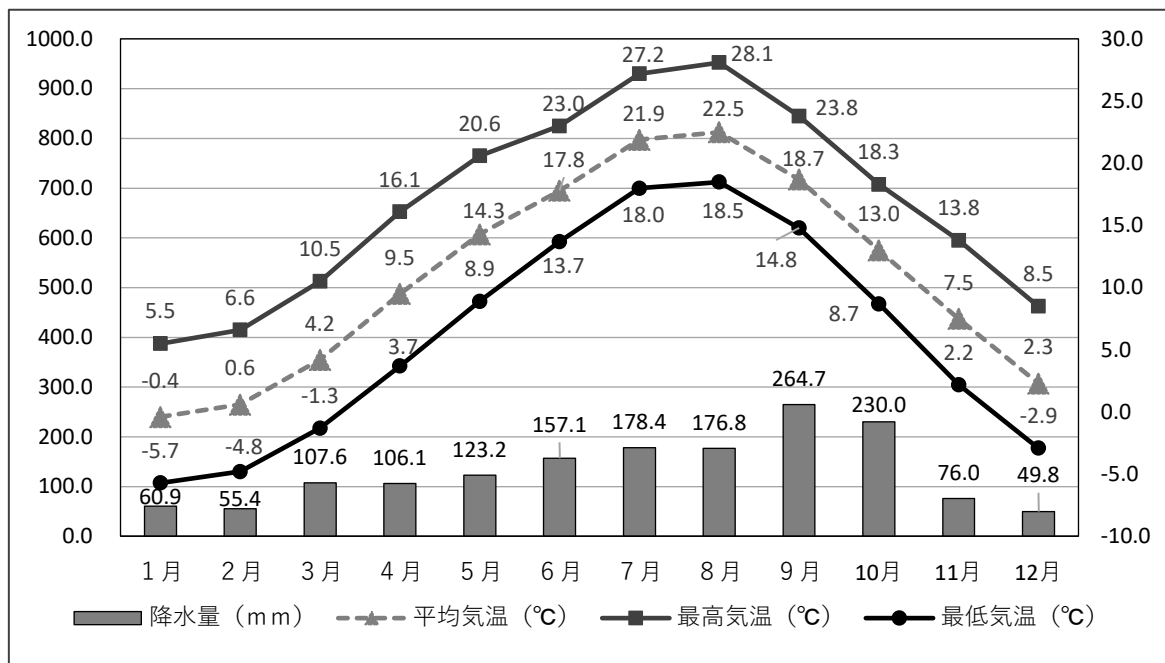
資料：甲府地方気象台（地点：河口湖）

2020年の月ごとの値

	平均気温 (°C)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	日平均	日最高	日最低		
1月	2.0	7.4	-2.6	2.1	122.0
2月	2.8	9.0	-3.3	2.4	19.0
3月	5.6	11.7	-0.3	2.4	103.5
4月	7.8	14.0	2.0	2.5	175.0
5月	15.1	21.4	9.6	2.4	73.0
6月	19.3	24.6	15.1	2.2	182.0
7月	21.0	25.4	18.1	2.4	526.0
8月	24.3	30.9	19.7	1.9	35.0
9月	19.7	24.2	16.4	2.3	121.5
10月	12.1	17.0	8.2	1.8	280.0
11月	8.9	15.8	2.6	2.1	12.0
12月	2.1	9.2	-3.7	2.0	2.0
通年	11.7	17.6	6.8	2.2	1651.0

資料：甲府地方気象台（地点：河口湖）

平年値：月別気温・降水量



第2 社会的条件

1 人口・世帯

人口は、平成27年では4,342人で、全県人口の約0.5%を占める。人口密度は、1平方キロメートル当たり285人である。

人 口

	0～14歳 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	合計 (人)	高齢化率 (%)	人口密度 (人/km ²)
平成22年	672	2,848	1,021	4,541	22.5	299
平成27年	550	2,663	1,129	4,342	26.0	285

世 帯

	一般 世帯数 (世帯)	うち 核家族世帯 (世帯)	うち 単独世帯 (世帯)	うち 65歳以上 (世帯)	(再掲) 高齢者 夫婦世帯※ (世帯)
平成22年	1,442	897	194	67	134
平成27年	1,478	934	252	119	179

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

2 産業

平成27年国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が1.4%、第2次産業が42.6%、第3次産業が56.0%となっており、第1次産業の割合は横ばい、第2次産業の割合が増加し、第3次産業の割合が減少傾向にある。

3 土地利用

土地の利用状況は、宅地791,862㎡（5.2%）、農用地850,676㎡（5.5%）、森林等7,065,722㎡（46.4%）となっており、宅地、農地の割合が低く、森林等の割合が高くなっている。

4 交通

(1) 公共交通

富士急行線が1時間に2本程度運行されており、町内には三つ峠駅がある。また、中央高速バスも運行されており、春・秋は1日約25便、夏1日約30便、冬・1日約10便が運行されている。

(2) 道路交通

都留市方面と富士吉田市方面を結ぶ国道139号が主要幹線道路である。県では、県道富士吉田・西桂線の建設を進めているが、慢性的な渋滞解消に至っていないため、計画で想定する事態が発生した場合、避難ルートの確保や、緊急物資の輸送に困難をきたす可能性がある。

また、中央自動車道は当町内に富士吉田西桂スマートインターチェンジがあり、近隣市町には、都留インターチェンジ・河口湖インターチェンジ・富士吉田インターチェンジがある。

第3 災害の歴史

1 風水害

大正時代以降における山梨県の主な災害は、次のとおりである。

災 害 発 生 日	被 害 の 概 要
1912(大正1. 9. 22～23)	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
1920(大正9. 8. 2～6)	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
1922(大正11. 8. 23～26)	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
1934(昭和9. 9. 18～21)	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
1935(昭和10. 9. 21～26)	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
1936(昭和11. 9. 26～27)	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人

災 害 発 生 日	被 害 の 概 要
1940(昭和15. 1. 29)	江草村(須玉町)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛火
1940(昭和15. 5. 19)	猿橋大火
1945(昭和20. 10. 3～11)	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
1947(昭和22. 9. 13～15)	カスリン台風来襲、死者16人
1951(昭和26. 3. 6)	富士山麓に大雪しろ発生し、忍野村50年来の大被害
1952(昭和27. 6. 24)	ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
1954(昭和29. 11. 27～28)	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
1956(昭和31. 2. 27)	翌日にかけて県下大雪、甲府で積雪31cm
1958(昭和33. 5. 13)	50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害。この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959(昭和34. 8. 14)	台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
1959(昭和34. 9. 26)	台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
1962(昭和37. 1. 22)	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
1966(昭和41. 7. 22)	甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
1966(昭和41. 9. 25)	台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
1973(昭和48. 4. 2)	昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
1976(昭和51. 6. 15)	甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
1978(昭和53. 7. 8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録。この年、明治28年の気象観測はじまって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
1980(昭和55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者12人
1982(昭和57. 8. 1～3)	台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
1983(昭和58. 8. 15～)	台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河口湖増水
1991(平成3. 8. 20～21)	台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明8人。当町においても被害あり
1991(平成3. 9. 18～19)	秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明2人
1991(平成3. 9. ～12)	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家13戸
1993(平成5. 6. ～9.)	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約20億円
1997(平成9. 3. 11～15)	勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積374.9ha、被害総額4億7千793万円
1998(平成10. 1. 8～16)	県下に3回にわたり大雪、14日～16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人、農業関係を中心に大きな被害発生被害額約73億19百万円
1998(平成10. 8. 26～31)	停滞前線と台風4号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生被害額・約29億9百万円
1998(平成10. 9. 15～16)	台風5号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、床上浸水43戸、床下浸水274戸被害額・約58億4千8百万円
2000(平成12. 9. 11～17)	9月11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の310mm(甲府市)を記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円

一般災害編

第 1 章 一般災害編の概要

災 害 発 生 日	被 害 の 概 要
2001(平成13. 1. 25～28)	28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2001(平成13. 9. 8～11)	台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額62億81百万円
2002(平成14. 7. 10～11)	台風第 6 号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。床上浸水 1 棟、床下浸水51棟等 被害総額30億72百万円
2003(平成15. 8. 8. ～9)	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者 1 名、重軽傷者 4 名、家屋一部損壊 3 棟等、被害総額約10億46百万円
2004(平成16. 10. 8～10)	台風22号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全壊 2 棟、床上浸水 1 棟等被害総額19億 2 千万円
2004(平成16. 10. 20～21)	台風23号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による軽傷者 1 名、住家半壊 2 棟、床上浸水57棟、床下浸水253棟等 被害総額23億 4 千万円
2011(平成23. 8. 31～9. 6)	台風12号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。軽傷 1 名、住家半壊 1 棟、住家一部損壊 4 棟、住家床下浸水13棟等。大月市瀬戸の山林において約 6 ヘクタールの深層崩壊が発生。被害総額約13億 2 千万円
2011(平成23. 9. 19～22)	台風15号の大雨により県南部及び東部を中心に被害が発生。住家半壊 1 棟、住家一部損壊 1 棟、住家床上浸水40棟・床下浸水70棟等。被害総額約41億 1 千万円 身延町及び南部町で孤立集落が発生。県消防防災ヘリ「あかふじ」により物資を輸送 J R身延線が南部町地内で線路盛土が崩落、一部区間が代行バスにより運行。翌年 3 月17日に全線復旧。
2014(平成26. 2. 14～15)	大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪（2 月15日 9:00 現在で甲府市114cm、富士河口湖町143cm）。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重軽傷者147人、住家全壊13棟、半壊32棟、一部破損1,799棟、床下浸水 5 棟等。被害総額約257億 4 千万円。
2017（平成29. 10. 22～23）	台風21号の大雨と強風により、県中西部及び東部を中心に被害が発生。住家床上浸水 3 棟、床下浸水 7 棟等。被害総額約20億 3 千万円。
2018（平成30. 9. 30～10. 1）	台風24号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損83棟等。被害総額約49億円。

2 地震災害

大正時代以降に山梨県で発生した地震被害は、次のとおりである。

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
1915(大正4. 6. 20)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 9）、甲府市水道管亀裂 4 ～ 5 か所
1918(大正7. 6. 26)	神奈川県西部を震央とする地震（M6. 3）、谷村（現都留市）で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7 ～ 8 か所
1923(大正12. 9. 1)	関東大地震（M7. 9甲府震度 6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象 3 か所
1924(大正13. 1. 15)	丹沢地震（M7. 3甲府震度 6）、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944(昭和19. 12. 7)	東南海地震（M7. 9）、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊26棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下29か所等（山梨日日新聞）
1976(昭和51. 6. 16)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 5）、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983(昭和58. 8. 8)	山梨県東部を震央とする地震（M6. 0）、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設

発 生 年 月 日	被 害 の 概 要
	55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額 3 億 5 千万円
1996(平成8. 3. 6)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 5）、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損86棟、水道被害3, 901戸等、被害総額 1 億5, 000万円
2001(平成13. 12. 8)	神奈川県西部を震央とする地震（M4. 6）県内最大震度は 5 弱（上野原市）を観測。
2011(平成23. 3. 11)	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M9. 0）県内最大震度は 5 強（中央市成島、忍野村忍草）を観測。軽傷 2 名、住家の一部損壊 4 棟、断水4, 780戸、停電14 万 5 千戸
2011(平成23. 3. 15)	静岡県東部を震央とする地震（M6. 4）県内最大震度は 5 強（忍野村、山中湖村、富士河口湖町）を観測。
2012(平成24. 1. 28)	山梨県東部を震央とする地震（M5. 4）県内最大震度は 5 弱（忍野村、富士河口湖町）を観測。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実計画【総務課】

※【 】内は主な担当課。以降同。

第1 西桂町防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

西桂町防災会議条例第2条の定めに基づき、次の事務を行う。

- (1) 西桂町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて、西桂町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 組織

西桂町防災会議条例第3条の定めに基づき、次のとおり会長及び委員をもって組織する。また、男女共同参画の視点から、女性の参加促進を図る。

西桂町 防 災 会 議	会 長	町 長
	委 員	○町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者 ○西桂町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員 ○町長がその部内の職員のうちから指名する者 ○西桂町教育委員会の教育長 ○西桂町消防団長 ○町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 ○山梨県知事が、その部内の職員のうちから指名する者 ○富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員 ○自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるもののうちから町長が任命する者 ○前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認め任命する者

専 門 委 員

資 料 編	● 1－2	西桂町防災会議委員名簿
	● 9－5	西桂町防災会議条例

専門委員

第2 西桂町災害対策本部（本編第3章第1節「応急活動体制計画」参照）

第3 西桂町水防本部（本編第3章第10節「水防対策計画」参照）

第4 西桂町地震災害警戒本部（地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動」参照）

第5 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会を単位（区を概ねの単位）として自主防災組織が組織されている。

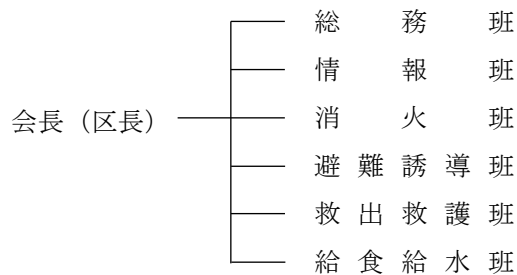
自治会数 (令和3年4月1日現在)	
自治会数	組数
5	63

2 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、概ね次のとおりである。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 災害危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布	○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 住民に対する避難情報の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力

3 町の行う指導

町は、次の措置を推進し、自主防災組織の充実強化に努める。なお、人材の育成に当たっては、女性の参画の促進に努める。

- (1) 防災リーダーによる指導
- (2) 防災訓練を通じ、防災用資機材の使用方法、避難方法の習得
- (3) 消防本部で行う普通救命講習等への参加促進
- (4) 県立防災安全センター等を活用した研修会開催等による自主防災組織指導者の育成
- (5) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発と併せ、自主防災リーダー等の人材育成を推進する。

第2節 防災知識の普及・教育計画【全課】

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは町等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮する。特に、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会、研修会の開催

災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及徹底及び教育を図る。また、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

各職場においては、適宜研修会等を開き、災害時における業務内容、連絡方法等の認識を深める。

2 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに災害危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

3 職員初動マニュアル等の配布

町は、災害時に職員が迅速かつ適切な行動がとれるよう、「職員初動マニュアル」等を作成・配布し、災害時における職員各自の任務等の習熟を図る。

「職員初動マニュアル」等の内容は、概ね次のとおりとする。

① 職員としての心構え	④ 災害対策本部の非常配備基準
② 災害時の行動方針	⑤ 各部班の初期応急活動業務
③ 初動体制の確立方法	

第2 住民に対する防災知識の普及

・町の災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し風水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます風水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が風水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

・町、県は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施され

るよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- ・町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ・町及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

1 普及の方法

- (1) 防災リーダーによる指導、啓発
- (2) 「広報にしかつら」の活用
- (3) 町ホームページの活用
- (4) 社会教育の場の活用
- (5) 県立防災安全センターの活用
- (6) 防災関係資料（防災パンフレット・防災ハンドブック、防災ハザードマップ等）の作成、配布
- (7) 防災ビデオ等の貸出し
- (8) 講演会等の開催

2 普及内容

- (1) 防災に関する一般的知識
- (2) 非常食料等の備蓄
- (3) 非常持ち出し品の準備
- (4) 災害危険箇所、避難所等の周知
- (5) 避難方法及び避難時の心得
- (6) 建築物の点検及び補強方法
- (7) 災害発生時の心得
- (8) 火災発生防止及び初期消火の心得
- (9) 救助・救護の方法
- (10) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (11) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

第3 幼児、児童、生徒等に対する防災教育

町の災害予防責任者は、次により幼児、児童・生徒の発達段階に即して計画的に実践的な防災教育を実施するとともに、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、消火等の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

町は、社会教育の場において、その学習内容に防災教育を組み入れ、防災意識の高揚を図る。

教育方法並びにその内容は、次のとおりである。

(1) 講座

防災に関係の深い気象等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに構成する。

(2) 実習

救助の方法、特に人工呼吸などに対する知識と技術について体得させる。

(3) 話し合い学級

講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習を進める。

(4) 見学

防災関係機関、施設並びに災害現場などの見学を行う。

(5) 印刷物

防災関係資料などを収集してパンフレットを作成、配布する。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町は、独自に、又は防災関係機関と協力して、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。町は、町職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また住民に対しても当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀

	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置	
	展示品	101品目、119点	
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書、相談室		400冊	
訓練、実習室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	
山梨県立防災安全センター		中央市今福991	055-273-1048

第7 企業防災の促進

- ・企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、町は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

- ・町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ・企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 防災訓練計画【全課】

災害時における迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう、複合的な災害を視野に入れ、体制の整備強化と技術の向上及び知識の普及を目的として防災訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等に十分配慮する。特に、避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

町は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施する。

1 実施時期

「防災の日」又は「防災週間」の直近において町長が定める日

2 実施内容

関係機関との協議により、その都度実施要綱を定めて実施する。

訓練重点事項

・ 非常参集	・ 救出・救護	・ 給水
・ 情報通信連絡	・ 消防	・ 応急復旧
・ 災害対策本部設置・運営	・ 水防	・ 炊き出し
・ 避難、避難誘導、避難所設置・運営	・ 救援物資調達・輸送	・ その他
・ 被害状況確認	・ 防疫	

第2 非常通信訓練

災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施する。

1 参加機関等

(1) 町、消防本部・消防団

(2) 県等が実施する非常通信訓練への参加

2 実施時期及び実施方法

関係機関との協議によりその都度定める。

第3 避難訓練

町は、災害から人命、身体を保護するため、学校、医療機関、工場、事業所、小売店その他消防法による防火対象物の管理者に対して、避難訓練を行うよう指導する。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者に対しても前記に準じて行うよう啓発する。

避難訓練を行う場合、介護や支援を要する高齢者や障がい者等の避難行動要支援者をはじめ、外国人や観光客などに対しても、必要な対策を講じるよう努める。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意して実施する。

- 1 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練

- 1 職員の訓練
常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行う。
- 2 機材器具等の整備
必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

第5 消防訓練

消防機関及び消防団等は、住民等の協力を得て、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

- 1 実施期間
火災の起こりやすい季節、又は訓練効果のある適当な時期に実施する。
- 2 実施場所
火災のおそれのある地域、又は訓練効果のある適当な場所を選んで実施する。
- 3 実施方法
あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 自主防災組織訓練

自主防災組織は、自主防災計画や地区防災計画に従い訓練を行うものとする。訓練に当たっては、消防団員や防災リーダー、防災関係職員等を派遣して指導するなど、被害を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第7 水防訓練

町は、水防工法の完全な習熟を目的として、消防本部、消防団等と連携し、水防訓練を行う。

- 1 実施時期
洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。
- 2 実施場所
洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。
- 3 演習要領
町の演習要領は、富士・東部建設事務所(吉田支所)と協議のうえ、町長が定める。

第8 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第4節 災害ボランティア育成強化計画【福祉保健課】

災害ボランティアは、災害による被害の軽減等、効果的な災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

町は、県、町社会福祉協議会等との連携のもと、災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を推進する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

町は、研修会の実施、町が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

町は、県及び山梨県社会福祉協議会、日本赤十字社山梨県支部等と連携し、災害ボランティアの育成を図る。

3 NPO・ボランティア等の組織化の推進及び啓発

町は、町社会福祉協議会と連携して地域のNPO・ボランティア等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 災害ボランティアの活動内容

1 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

主な活動内容

- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ③ ボランティアコーディネート業務

2 町災害ボランティアセンターの整備

(1) 町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置できるよう、拠点となる施設（いきいき健康福祉センター）をあらかじめ指定し、必要な設備、資機材等の確保を図る。

(2) 災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置されるため、連絡体制や応援要請等のあり方について、関係職員への周知徹底を図る。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画

【建設水道課、総務課】

大規模災害発生時に迅速、的確な災害応急対策が実施できるよう、平常時からの施設整備や必要物資の備蓄等も含め、災害対策の拠点となる庁舎、避難所等、重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備していくものとする。また、食料や生活必需品、防災資機材の整備・拡充を推進する。

第1 防災拠点整備計画

1 活動拠点の指定

町は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を町の活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

町の防災拠点

① 災害対策活動拠点	⇒	町役場
② 避難拠点	⇒	指定避難所
③ 福祉避難拠点	⇒	いきいき健康福祉センター
④ 物資備蓄拠点	⇒	防災倉庫
⑤ 物資集積拠点	⇒	西桂中学校
⑥ 物資輸送拠点	⇒	飛行場外離着陸場等、ヘリコプター主要発着場
⑦ 応援受入拠点	⇒	自衛隊宿泊予定施設
⑧ 医療活動拠点	⇒	町内各診療所
⑨ 消防活動拠点	⇒	富士吉田消防署西桂分遣所・各地区消防団詰所

資料編	●	2-1	指定避難所等一覧
	●	5-1	飛行場外離着陸場等一覧
	●	5-2	ヘリコプター主要発着場一覧
	●	5-3	自衛隊宿泊予定施設一覧

2 活動拠点の整備方針

(1) 耐震化等の安全対策の推進

町は、地域の活動拠点となる指定避難所等が開設される学校その他の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

また、体育館等の天井の耐震化・非構造部材の耐震化、設備・備品の転倒防止対策等の安全対策の推進を図る。

(2) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(3) 連絡手段の構築

災害時に防災拠点施設間の迅速な連絡が図られるよう、各防災拠点施設への防災行政無線等の連絡手段の配備を推進する。また、各防災拠点への災害時優先電話の登録等を推進する。

(4) 避難行動要支援者等に配慮した整備

避難路となる歩道、避難場所及び避難所等となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図ると

ともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(5) 備蓄の推進

町庁舎等に、災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進する。

(6) 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校等の公共施設に避難所開設に必要な生活必需品、非常用自家発電機、仮設トイレ等の備蓄を推進する。

3 町庁舎

町庁舎は、災害対策活動の中核機能を担うこととなるため、前記2の整備方針に加え、以下の事項も踏まえて整備を推進する。

(1) 町は、災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

(2) 備蓄

突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

第2 備蓄体制の整備

1 防災資機材の整備

町は、防災資機材等を適切に保管するため、点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づき定期的に点検整備を実施する。

点検内容

資 機 材 等	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

2 物資の備蓄及び調達体制の整備

(1) 「西桂町防災倉庫」にアルファ化米、乾パン、飲料水等が備蓄されている。「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の当町の避難所生活者数等を参考にし、また当町の人口の変化等を勘案して、「西桂町防災備蓄計画」に基づき、計画的に備蓄を図っていく。

(2) 備蓄に当たっては、避難者等にスムーズな供給ができるよう、また保管及び管理の徹底を図るため、原則、西桂町防災倉庫への集中管理とする。

(3) 幼児や高齢者や障がい者等の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、町は、口へ入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮した食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者に配慮したアレルギー対応食品の供給体制や、災害時に避難所等でアレルギー食品注意カードを配布できるような体制の整備を図る。

(4) 町は、生産者、農業協同組合、生活協同組合その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するものとする。

(5) 災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、他地域からの支援物資が到着するまでの間について、最低で3日、できれば5日分程度の家庭内備蓄を指導・啓発する。

第6節 消防予防計画【総務課】

第1 消防力の充実強化

1 町消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

町は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図る。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図る。

さらに、富士五湖消防本部と連携を図るとともに、消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図る。

消防団員については、機能別消防団員制度の活用、若手リーダーの育成等を図り、青年層・女性層の団員の参加促進に努める。

(2) 消防施設等の整備強化

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化に努める。

全国瞬時警報システム（J - ALERT）

	整備年度
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	平成30年度

救助用資機材

備蓄場所 資機材名	西桂町 役場	きずな未 来館	西桂 保育所	いきいき 健康福祉 センター	西桂 小学校	西桂 中学校	ふれあい サロン 三ツ峠
A E D	1	1	1	1	1	1	1

耐水性貯水槽設置状況

耐震性貯水槽設置数	3個

(3) 消防団員の教育訓練

町は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図る。

資 料 編	● 4 - 1 消防力の現況

2 地域の自主防災組織の充実強化

(1) 町は、自主防災組織の育成強化を図り、組織の核となるリーダー（自治会長等）に対して研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を推進する。

(2) 町は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図る。

また、住民の応急手当に関する正しい知識や技術の普及、また応急手当指導員や応急手当普及員の養成に努め、地域における救急・救助体制の強化を推進する。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 町消防計画の策定

町は、消防機関が大規模災害発生時に迅速かつ的確に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

① 消防力等の整備	④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
② 防災のための調査	⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
③ 防災教育訓練	⑥ その他災害対策に関する事項

を大綱とした「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2 火災予防対策の指導強化

1 一般家庭に対する指導

町は、防災パンフレット、防災ハンドブック等を作成・配布し、又は自主防災組織など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置義務について周知徹底を図り、これらの器具等の取扱方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、町は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者を必ず選任させる。

3 防火防災思想、知識の普及

第3 林野火災予防計画

当町の総面積の約80%が森林等によって占められている。

林野火災は、一度発生すると立地条件等から短期間に広範囲に燃え広がり、簡単に鎮火しないため、森林関係者、関係機関、地域住民と連携・協力して、火災の予防、消火体制の整備を図り、林野火災対策の万全を期する。

1 林野火災予防思想の普及啓発

町は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

町は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図る。

区 分	計 画 内 容
防 火 管 理 計 画	○特別警戒区域 ○特別警戒時期 ○特別警戒実施要領等
消 防 計 画	○消防分担区域 ○出動計画 ○防ぎょ鎮圧計画 ○他市町村等応援計画 ○資機材整備計画 ○防災訓練実施計画 ○啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

町は、国、県、富士五湖消防本部、恩賜林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図る。

5 関係職員の研修指導

町は、予防対策、消火対策について、より万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第4 消防相互応援協定

町は、資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。町は、災害時において協定に基づき迅速に応援要請ができるよう、連絡体制・受入体制の整備に努める。

資 料 編	● 8－1 災害時相互応援協定等一覧

第7節 風水害等災害予防対策計画【総務課、産業振興課、建設水道課】

第1 山地の災害予防

当町の山地は、地形、地質などの特質から、崩壊に起因する災害が発生するおそれが高く、町内には崩壊土砂流出危険地区が11か所、山腹崩壊危険地区が9か所ある。

このため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を実施し、又は県に働きかけ、森林の持つ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地等に対し、小規模治山事業を実施する。また、山地災害に関する行動マニュアル、パンフレットなどを作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、医療機関、保育所等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に森林整備事業や治山事業の実施を県に働きかけていくものとする。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、県は平成24年度から森林環境税等を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していくこととしており、町は県の事業の協力を努める。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

町内には地すべり防止区域は存在しない。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

資 料 編	● 6－6 山地災害危険地一覧

第2 河川対策

町内には、桂川及びその支流が流れ、過去には堤防決壊等による水害に見舞われてきたが、近年では、河川改修等により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、中小河川や水路の改修整備を進めるとともに、一級河川等の改修事業の促進を施設管理者に働きかけていく。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、県内に設置されている雨量観測所や水位観測所等からの情報収集・受信体制の確立、また関係団体への伝達体制の確立を図るものとする。

第3 砂防対策

当町の森林地域は、急峻な地形に加え、地質的にも脆弱な地層が多く、荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流や地すべりが発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

町内には土石流危険溪流が13溪流あるが、近年各地で土石流による災害が発生していることにかんがみ、これらの土石流危険溪流に対し砂防ダムの設置等の砂防事業を推進するよう、県に働きかけていく。

2 地すべり防止対策

町内には、地すべり防止区域は存在しない。

資料編	● 6-5 土石流危険溪流一覧

第4 急傾斜地崩壊防止対策

当町は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

町は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

令和3年4月1日現在、急傾斜地崩壊危険箇所が10箇所（うち特別警戒区域9箇所）、土石流危険溪流が17箇所（うち特別警戒区域11箇所）となっている。町は、今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所や土砂災害警戒区域となっている箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図り、危険区域における災害発生の防止を促進する。

危険区域指定については、地域住民に周知徹底を図るとともに、県に対する災害発生防止事業の要請や県が実施する各種保全活動に協力するなど、急傾斜地の安全対策の促進を図る。

資料編	● 6-4 急傾斜地危険区域一覧

3 警戒避難体制の確立

町は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに避難情報の発令、また避難誘導員の配置や、土砂災害の前兆現象に基づく自主避難等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

町は、集中豪雨により災害発生のおそれがある場合に、警戒区域の住民等が速やかに避難等の措置がとれるよう、平素から土砂災害等の前兆現象等を付記した土砂災害危険区域図やパンフレット等を作成・配布し、又は町ホームページに掲載するなど、急傾斜地等危険地の現状、予防措置等の認識を深めるよう、急傾斜地に関する知識の普及に努めるものとする。

6 防災のための集団移転促進事業

町及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない

と認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

町は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第5 土砂災害警戒区域等における対策

町は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流や急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、町長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。令和3年4月1日現在、当町の土砂災害警戒区域の指定状況は、急傾斜地崩壊危険箇所10箇所（うち特別警戒区域9箇所）、土石流危険渓流17箇所（うち特別警戒区域11箇所）となっている。

2 警戒避難体制の整備

町は、当該警戒区域における土砂災害を防止するため、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集及び伝達、避難、救助など、警戒避難体制の必要な整備に努める。

3 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設について、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

なお、当町においては、現時点で土砂災害警戒区域に該当施設はない。

4 印刷物の配布等

町は、西桂町土砂災害ハザードマップを平成25年3月に作成し、土石流及びがけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域に、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域として示すとともに、土砂災害に関する情報の伝達や土砂災害のおそれがある場合の避難場所及び避難所等に関する事項等について住民への周知を図っており、引き続き土砂災害ハザードマップの見直しと印刷物の配布に努める。

5 国、県による緊急調査結果の周知

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国・県が緊急調査を行った場合、町は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（西桂町）を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村（西桂町）内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。

(3) 住民の避難誘導体制

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

資料編	● 6-1 土砂災害警戒区域一覧

第6 孤立地区対策

町は、大規模災害時における道路・橋梁の寸断による集落の孤立を防ぐため、道路・橋梁の耐震化等の整備を行っているが、大規模土砂災害等が発生し、集落が孤立した場合に備えて、各必要な対策を定める。

1 孤立予想地域の事前把握

町は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

2 孤立危険性に関する住民への周知

町は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、町防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難情報の実施基準等を検討しておく。

6 食料等の備蓄の推進

町は、地域の住民の状況を把握したうえで、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

第7 農業災害予防対策

1 農業施設対策

町は、常に施設の巡視点検を行い、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握しておき、地震及び大雨等の際に、関係機関との連絡を密にした体制がとれるよう、平素から必要な協議を行う。

(1) 農道

道路の崩壊危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(2) 農用施設

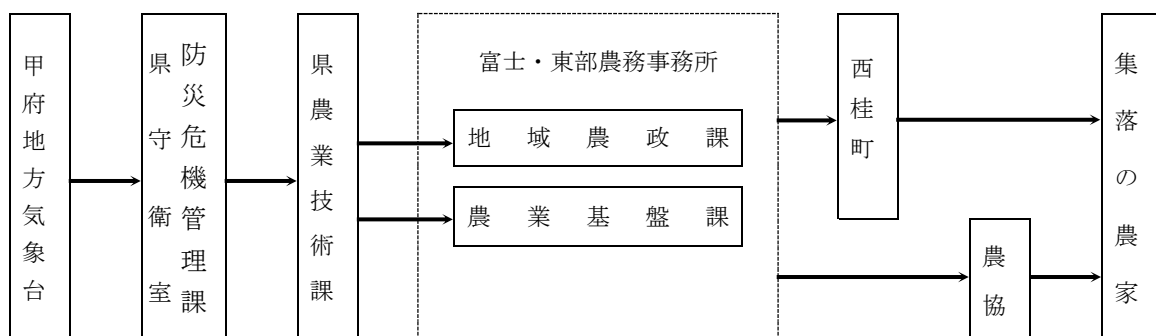
ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため、補強等の措置をとる。

2 農作物対策

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風による風水害に対しては、気象情報に留意して常に予防措置を行い、時期別・作物別の技術的な指導を行う。

勤務時間外における気象情報等の伝達網



第8節 建築物災害予防対策計画【建設水道課】

大火災等による建築物等の被害を軽減するため、建築基準法、消防法などに基づく建築物の不燃化に努めるとともに、公共施設については耐震・耐火構造の建物にするよう努める。

第1 不燃建築物の建設促進対策

建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、町は建築物の構造制限等不燃建築物の建設について、必要な指導を行うこととする。

第2 公共施設災害予防計画

1 公共老朽建物の改築促進

発災時の応急対策の拠点ともなる公共施設の老朽建物の改築促進及び補修等を次により実施する。

- (1) 老朽度の著しい建物については、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物への改築を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害発生の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第9節 原子力災害予防対策計画【総務課】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺など様々な影響をもたらした。

山梨県内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力パワーグリッド株式会社福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類のに応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア、イは、実用発電用原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね半径30km圏内)

本節及び第3章第12節における用語の意義

- ・「原子力災害」…原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」…原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」…原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」…原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

なお、西桂町役場から浜岡原子力発電所までの距離は、約119kmとなっている。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中		
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 6. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了日	H21. 1. 30	—	—	—	—

(令和元年6月現在)

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、県を通じて国、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

町は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、町内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸出しを受ける。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

町は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第10節 特殊災害予防対策計画【総務課】

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 保安思想の啓発

町は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 規制及び指導の実施

町は、各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行う。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入り検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

各事業所は、自主的に保安体制の充実に取組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

町は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、富士五湖消防本部と連携を図り、化学消防力の強化を図る。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業（旧簡易ガス）の措置

ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施することとなっている。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 町の措置

町は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発

- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの指示

第11節 竜巻等突風対策計画【総務課】

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

第1 竜巻突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

1 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・窓を開けない ・窓から離れる ・カーテンを引く ・雨戸・シャッターをしめる ・地下室や建物の最下階に移動する ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・橋や陸橋の下に行かない ・近くの頑丈な建物に避難する ・（頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

3 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知を図る。

4 堅牢な建築物への誘導

プレハブ等の強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

第2 竜巻突風に対する対策

1 竜巻等に関連する情報の段階的な発表と効果的な利用（気象庁ホームページより）

竜巻等に関連する気象情報は、次のように、時間を追って段階的に発表する。

- ア 半日～1日程度前には気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。
- イ 数時間前には雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
- ウ さらに、今まさに、竜巻等が発生しやすい気象状況となった段階で竜巻注意情報を発表する。

竜巻等に対しては身の安全を確保することが何よりも重要である。上記の情報を効果的に利用するためのポイントを解説する。

- ア 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかる状況では、気象情報や雷注意報にも留意し、万一来れば、早め早めの避難を心がける。
- イ 竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の様子に注意[※]する。そのとき、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷鳴が聞こえるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとる。
- ウ 竜巻注意情報が発表されたとき、インターネットにアクセスできる状況であれば、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の領域などをこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストは組み合わせて利用することが効果的である。また、高解像度降水ナウキャストでは、地図拡大時に必要に応じて「竜巻発生確度2又は雷活動度4」の領域（赤色のメッシュ）を表示させることができる。

※ 竜巻等の現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、竜巻注意情報が発表された地域であっても必ずしも竜巻等に遭遇するとは限らない。避難に時間がかかるアの状況以外では、竜巻注意情報が発表されても空の様子に変化がないことが確認できれば、直ちに安全確保の行動をとる必要はない。

竜巻等は積乱雲の下で発生する。積乱雲は、大気の状態が不安定なときに急発達し、竜巻のみならず、急な大雨、雷、ひょうなどの激しい現象も引き起こす可能性があるため、竜巻注意情報等が発表された際にはこれらにも合わせて注意する。

2 家屋・農作物等の被害防止対策

- (1) 防風ネット等の防風施設等農作物被害防止施設の整備
- (2) 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- (3) 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

第12節 情報通信システム整備計画【総務課】

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意思決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用や多ルートの通信手段の確保など、情報通信システムの整備に努める。

第1 町防災行政無線システムの整備

町は、災害情報を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、町役場を親局として各地区に固定系子局を設置している。

また、災害現場等との通信を確保するため、町役場に移動系基地局が配備されている。

なお、各地区に配置されている固定系子局には、スピーカー機能を有している。災害時に町の広報活動の補完ができるよう、通信訓練等を通じて自主防災組織等に使用方法の習得を図る。

町は、通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるとともに、データ通信やJ-ALERTとの接続が可能なデジタル化について検討を行う。

資料編 ● 2-9 通信施設

第2 県防災行政無線システム

町は、災害時に、町役場に配備されている県防災行政無線を活用して、県・県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第3 総合防災情報システム

コンピュータを用いて町が簡易な入力により被害情報や各種要請を報告できる機能、各種要請情報等を自動収集・集約する機能、被災状況等を地図上へ表示する機能、また、町、県、国が収集した機能を集約して住民や関係機関に速やかに提供できる機能をもつ総合防災情報システムの運用及び習熟に努める。

第4 広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時に被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関する各種情報の集約・提供を通して被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に資する広域災害救急医療情報システムの運用及び習熟に努める。

第5 土砂災害警戒情報システム

町は、災害時に甲府地方気象台と県砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」について、土砂災害警戒区域や県内をメッシュ単位で分割し土砂災害の危険度等の補足情報の提供を受ける。災害時に有効かつ迅速に活用できるよう平素より運用の習熟に努める。

第6 消防無線

町は、富士五湖消防本部、富士吉田消防署西桂分遣所と連携を図り、災害時に消防無線が有効かつ迅速に活用できるよう、定期点検や、通信訓練を通じて習熟に努める。

第7 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめN T Tに災害時優先電話として登録している。

町は、平素から次の措置を行い、また職員に周知を図り、災害時に有効に活用できるよう努める。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第8 通信手段の複数化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、情報通信手段の多重化対策として、衛星携帯電話の導入や携帯端末型で対応できる防災システムなどについて検討する。

また、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

第9 町ホームページの整備

町は、ホームページを開設し、山梨県東部富士五湖の天気情報等の情報を提供する。

災害時に町内の被災状況等の情報提供や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図る。

第10 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、町域における関係機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について、具体的に協議しておくものとする。

町域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 鉄道無線……………富士急行株式会社
- 2 バス無線……………富士急山梨バス株式会社富士吉田営業所
- 3 その他無線……………東京電力株式会社富士吉田営業センター

第11 アマチュア無線局との協力体制の確立

災害発生時に、各地区の被害情報の収集・伝達等、町の情報収集体制を補完するため、平素から広報紙等を通じて、災害時に協力できる者の登録を公募するなどして町内のアマチュア無線団体と協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、町の情報収集体制の強化を推進する。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

第13節 要配慮者対策の推進計画【福祉保健課、教育委員会】

第1 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

ア 高齢者

（ア）要介護認定者で要介護4以上の者

（イ）ひとり暮らし高齢者（75歳以上）

（ウ）高齢者のみの世帯（75歳以上）

（エ）認知症の高齢者

イ 障がい者

（ア）身体障がい者のうち障がい者手帳を有する者のうち、3級以上の者

（イ）知的障がい者のうち療育手帳を有する者のうちAの者

（ウ）精神障がい者のうち精神障がい者保健福祉手帳を有する者のうち1級の者

ウ 難病患者

エ 人工透析患者

オ 妊産婦・乳幼児

カ 外国人

キ その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 関係課による情報の集約

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握することとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

2 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者名簿情報の提供

町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町防災計画の定めるところにより、富士五湖消防本部、西桂町消防団、大月警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、町

内自主防災組織、区長の避難支援等の実施に携わる関係者「避難支援等関係者」に対し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、町担当課は、郵送や個別訪問などにより、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得られるよう直接的に働きかけるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有することが適切であるため、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、避難支援等関係者に対して、適切に周知を図る。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際する情報漏洩防止対策

町は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援関係者との協働を円滑なものにするうえで極めて重要であるため、情報漏洩防止対策の徹底を図るものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によって町の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

4 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備

(1) 避難のための情報提供体制の整備

町は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用、緊急通報システムなど日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせた、多様な情報伝達の手段の活用による情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達の例

聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信

聴覚障がい者用情報受信装置

視覚障がい者：受信メールを読みあげる携帯電話

肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話

その他：メーリングリスト等による送信

字幕放送・解説放送・手話放送

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

(2) 避難支援等関係者の安全確保の体制整備

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくよう指導する。なお、安全確保措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難行動支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知を行うよう指導する。

(3) 避難行動要支援者計画全体計画及び個別計画の策定

地域の災害特性に十分に配慮し、国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全確保を図る避難行動要支援者全体計画を町防災計画の下位計画として作成する。

また、個々の避難行動要支援者に複数の避難行動支援等関係者等を配置し、個別の「避難支援プラン」の作成を進めるものとする。

5 防災知識の普及啓発及び地域援助体制の確立

町は、在宅高齢者や障がい者等の要配慮者への地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障がい者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障がい者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

町は、住民に対して災害時における要配慮者に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。

6 福祉避難所等の整備

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者を優先的に収容することができる福祉避難所として、町は、いきいき健康福祉センターを指定している。今後は、指定避難所の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間の確保も検討していくものとする。併せて、大規模災害に対応できるよう、町内のみならず、他の自治体も含めた民間の社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
いきいき健康福祉センター	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000

(2) 福祉避難所の環境整備

ア 福祉避難所については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

イ 聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやFAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 障がいの種別や特性に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して福祉避難所での良好な生活環境が提供できるよう努めるものとする。

エ 福祉避難所への相談員の配置に努めるものとする。

(3) 福祉避難室の整備

状況によって、避難所の一室又は一画を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

7 要配慮者の生活支援体制の整備

- (1) 福祉保健課を中心とし関係機関と連携し、要配慮者の避難支援業務の分担を定める。
- (2) 社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を図り、支援体制の整備を図る。
- (3) 町社会福祉協議会と連携し、災害時における障がい者等の救援を担う人材の育成を図るとともに、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。また、要配慮者支援体制について、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともに、その活用を図るものとする。
- (4) 地域住民が参加して行う自主防災マップづくりや避難支援等関係者が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。
- (5) 小地域単位での住民参加型防災学習会の開催を図る。

第2 社会福祉施設の災害予防

1 社会福祉施設との連絡体制の整備

町は、町内の社会福祉施設を把握したうえで、施設管理者との間で災害情報等の連絡方法について定めておくものとする。

社会福祉施設

ア 児童福祉施設	オ 障がい者関係施設
イ 介護保険等施設	カ 身体障がい者社会参加支援施設
ウ 障がい福祉サービス事業所	キ 医療提供施設
エ 障がい者支援施設	ク その他

2 社会福祉施設の安全性の確保

社会福祉施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保する。

3 社会福祉施設の防災体制整備

社会福祉施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- (1) 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- (2) 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- (3) 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- (4) 施設周辺のパトロール体制の整備
- (5) 避難所及び避難経路の確認
- (6) 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- (7) 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- (8) 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- (9) 防災訓練等防災教育の充実
- (10) 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- (11) 燃料の調達体制の確保

4 町の支援

町は、社会福祉施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- (1) 社会福祉施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供
- (2) 防災気象情報の提供
- (3) 社会福祉施設との緊急連絡体制の整備
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供とともに、そのための伝達体制の整備
- (5) 緊急時における町と社会福祉施設との連絡体制の整備
- (6) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (7) 社会福祉施設における防災教育への協力

第3 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）への対策

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、住民登録者名簿等に基づき、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及啓発

町は、広報紙やガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報についての外国語による情報提供に努める。また、防災訓練への参加促進に努める。

4 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第4 児童・生徒等保護対策

町内の保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）の管理者は災害発生に備え平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、児童・生徒等に対して実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員等及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員等及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校等の災害対策組織

多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校等施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても協力する必要があることから、町及び町教育委員会と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

児童・生徒等への防災に関する防災教育を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 災害に関する防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地域への理解、家庭や地域との連携

3 教職員の対応、指導基準

災害発生時の教職員の対応、指導基準は、次のとおりとする。

(1) 災害発生の場合、児童・生徒等の安全確保を行う。

(2) 児童・生徒等の避難誘導に当たっては、学級名簿等を携行する。

(3) 児童・生徒等の避難誘導に当たっては、氏名、人員、異常の有無等を掌握し、児童・生徒等に適切かつ明確に指示する。

(4) 児童・生徒等の保護者への引渡し基準、方法をあらかじめ定めておく。

(5) 留守家族等で帰宅できない児童・生徒等の保護対策をあらかじめ定めておく。

第14節 避難体制の整備【総務課、福祉保健課、産業振興課】

第1 避難計画の策定

町は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所等の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難情報の発令基準及び伝達方法
- (5) 避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 要配慮者への避難支援体制の整備

2 指定避難所の選定基準

指定避難所は、本編第3章第17節第4「避難所等の定義」に定めるとおり、避難生活を送る場としての役割を有するため、選定に当たっては、以下の基準に留意するものとする。

- (1) 指定避難所における避難住民の1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- (7) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
- (8) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 避難路

遠距離避難を余儀なくされる地域などに住む人が、安全に避難するための避難路については、以下の基準を踏まえるものとする。

- (1) 避難路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難路の選択に当たっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

4 留意事項

(1) 災害特性を踏まえた計画の作成

風水害・雪害等の予測可能な災害と地震・竜巻等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所運営及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。

(2) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられるため、懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発が必要である。

5 避難に関する指針

(1) 避難情報発令基準の整備

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、気象庁、富士・東部建設事務所(吉田支所)等の協力を得つつ、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所及び避難所、避難路の指定等、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は避難計画を作成し、避難の万全を期するようにする。

第2 避難所等の整備、確保

1 指定避難所等の整備

避難所は災害の状況により長期にわたることも想定されるため、本節第1の2に示す指定避難所の選定基準とあわせて、以下の項目を踏まえて整備を行う。

- (1) 指定避難所に選定された建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や女性の視点を取り入れるなど、生活環境を良好に保つよう努めるものとする。
- (2) 食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。また、非常用電源や暖房器具等の季節に配慮した器具の備蓄を図る。
- (3) 仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。
- (4) 必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (6) 町有施設以外の建物を指定避難所に指定した場合は、町地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従って、当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、町と施設管理者などの当該施設職員との応援体制、役割分担、通信連絡手段等について、毎年度、協議しておくものとする。
- (7) 障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする被災者の移送先として、福祉避難所を指定する。
- (8) 宿泊施設となり得る施設との協力協定締結

指定避難所だけでは対応が困難な場合に備え、町内の民間施設と協力協定を締結しておくものとする。

(9) ペット対策

被災者が、犬や猫を連れて避難してきた場合に備えて、一時飼育場所を想定しておく。

2 避難所等の周知徹底

町は、次の方法等により住民に避難場所及び避難所等である旨の周知徹底を図るものとする。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難所等である標識及び避難誘導標識等を掲示して周知を図る。
- (2) 避難訓練等を実施して住民に周知を図る。
- (3) 広報紙、パンフレット等を配布して住民に周知を図る。

資料編	● 2-1 指定避難所等一覧

第3 ペット同行避難の体制整備

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきているが、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。

1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

- (1) 住まいの防災対策
- (2) ペットのしつけと健康管理
- (3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- (5) 避難所や避難経路の確認等の準備

2 町の対策

- (1) ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- (2) ペットの同行避難も含めた避難訓練
- (3) 避難所、仮設住宅におけるペットの受入、飼育に係る検討

第4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

1 宿泊施設等の活用

(1) 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

ア 町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

イ 避難所としての宿泊施設等の活用の検討に当たっては、県を通じて調整を行う。なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

(2) 宿泊施設等の借上げに係る調整

ア 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

イ 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。

ウ 調整に当たっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体の借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を含む感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

(3) 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

ア 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。

イ 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。

ウ 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

2 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」及び「山梨県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針（令和2年6月）」を参考としつつ、積極的に実施する。

第15節 救助・救急活動体制の整備【福祉保健課】

第1 救助・救急活動体制の整備

1 救助・救急活動体制

町は、消防機関と連携し、救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、自主防災組織における救助用資機材の整備促進を図るものとする。

2 搬送体制の整備

被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」が指定されている。町内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮しており、消防機関とともに要請手順について確認しておくものとする。

3 応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄

町は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。

4 医療救護体制の整備

(1) 町は、医療機関等と協定を締結するなど、町内の医療機関や医師会等に、災害時における医療救護体制の整備を図る。

(2) 町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域の医療機関等及び自主防災組織と協議し、救護班の編成や出動、救護所の設置場所についてあらかじめ検討する。

(3) 町は、地域の実状に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、広域搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空地等をあらかじめ抽出しておくなど、広域的な救急医療体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

第2 心のケア体制の整備

町は、被災者の心身の健康管理のため、保健師等によるチームの編成など、あらかじめ体制を整備しておくよう努めるものとする。

第16節 防災まちづくり

【総務課、建設水道課、産業振興課、企画財政課】

第1 防災まちづくり

1 防災まちづくりの基本的考え方

被害の発生を最小限にとどめ、災害時に活動しやすい空間の整備を図るため、長期総合計画をはじめとする各種まちづくり計画において、「防災まちづくり」の推進を位置づけるとともに、住民の合意を得つつ、地域特性を踏まえたうえで、必要性や緊急性の高い地域及び事業から順次、整備を進めていく。

2 防災まちづくりの基本施策

(1) 市街地の実状に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

防災計画は、主に災害予防のためのまちづくりを対象とするが、被害を最小限度にとどめるための円滑な避難活動や支援活動等の災害応急活動を促進するためのまちづくりも視野に入れた計画策定を行う。

(2) 防災面からみて市街地特性にあった市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。

(3) 介護や支援が必要な高齢者・障がい者等に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

なお、整備に当たっては、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

(4) 防火・準防火地域の指定の検討

市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を検討する。また、延焼防止空間や、避難場所、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、防火性に配慮した地区計画等の指定を検討する。

(5) 地区防災拠点の整備

公園等の地区内の避難場所と、周辺の公共施設及び農地等の自然空間を、災害応急支援活動の場として一体的に利用できるよう整備を検討する。

(6) 災害時に避難場所として活用するため、公園の照明装置や飲料水兼用の防火水槽、雨水を利用した池の整備などを検討する。

(7) 道路・橋梁の整備

ア 幅員の狭い道路は、建物その他構造物の倒壊や火災、積雪等の災害時には通行が困難となる危険性が高く、また、緊急車両の円滑な通行を阻害する要因ともなり得ることから、火災の延焼防止や広幅員の道路整備等について検討する。

イ 道路の安全性を確保するため、定期的な点検により必要な箇所について優先的に修繕を行っていく。

ウ 土砂崩落、落石等の危険箇所については、落石防護ネット、落石防護柵等の安全対策を行う。

エ 定期的に橋梁点検を行うとともに、計画的な維持補修を進め、安全対策を図る。

オ 冬期の路面凍結対策として、除雪、塩化カルシウムの対応を図る。

第2 施設構造物等の安全化対策

1 公共施設の安全化

公共施設については、本章第5節第1「防災拠点整備計画」に準ずるものとする。

2 ライフライン施設の安全化対策

町は、ライフライン施設の各事業者に対し、施設・設備の耐震化、拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保など、災害時の安全化対策を要望するとともに、各事業者との相互協力関係の充実に努める。

第17節 雪害予防対策【総務課、建設水道課】

第1 雪害対策体制の整備

1 町の体制

- (1) 雪害対策に制及び窓口を明確にしておくものとする。
- (2) 関係機関と協議し、雪害情報の連絡体制を定めておくものとする。
- (3) 住民への広報

町は、雪害が発生した場合に備え住民や事業者に対し雪害時の対応等の情報提供を円滑に行うための検討を行うものとする。

- (4) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えておくものとする。
- (5) 積雪時における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保ができるようにしておくものとする。
- (6) 県及び関係機関と連携し、除雪機械の確保・調達体制の整備を図るものとする。
- (7) 孤立のおそれがある集落における、食料、燃料等の供給対策について検討しておくものとする。
また、道路交通の一時的な麻痺を想定し、ヘリコプターによる航空輸送の確保体制の整備を図る。
- (8) 雪捨て場について、交通障害及び溢水災害等の発生防止を考慮し、あらかじめ検討しておくものとする。
- (9) 通信及び電力供給の確保

降雪による、電話回線の不通や停電に対応するため、ライフライン関係機関等との緊急連絡体制の整備を図るものとする。

2 道路交通の確保体制の整備

道路管理者は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次の道路整備を進めるものとする。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

3 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次により除雪体制を整備するものとする。

なお、道路については、災害時における緊急輸送活動等にも影響が及ぶため、中日本高速道路株式会社、国(甲府河川国道事務所)、県、町、近隣市町村と連携して除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(1) 協力体制の整備

町は、道路除雪等が円滑に進められるよう県、建設関係団体、町内土木業者等と効果的な除雪体制の整備について検討を行うものとする。

(2) 除雪状況等の情報提供

町は、除雪作業に伴う道路の通行の可否、電話回線の不通や停電、交通規制状況等について、防災行政無線等を活用した情報提供体制の整備を図るものとする。

(3) その他

町は、除雪資機材、排雪場所の確保、融雪剤の備蓄、除雪要員の確保に努めるものとする。

4 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

第2 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力して自主的に防災体制を整備し、地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第18節 帰宅困難者予防対策【総務課、産業振興課、教育委員会】

第1 帰宅困難者への啓発等

1 住民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の事項を実行するよう啓発する。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- (2) 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

2 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についての周知

災害発生時に電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を開設するので、平素から活用方法を広報紙や町ホームページ等で周知を図る。

第2 帰宅困難者のための支援体制の整備

1 事業者、学校への要請

職場や学校、観光施設、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- (1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- (2) 災害時の水、食料や毛布、情報の提供、仮泊場所等の確保

2 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、住民への啓発のほか、隣接している市町村等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方を検討していく。

3 帰宅困難者の一時的収容施設の指定

- (1) 町内において帰宅困難になった滞在者に対し一時的収容を行うための施設（以下「一時収容施設」という。）を事前に指定しておくものとする。
- (2) 駅前等において帰宅困難者が滞留することが生じた場合、協定に基づき鉄道事業者と相互に連携するほか、警察署とも連携して速やかに滞在者に対し一時収容施設への誘導が行えるよう避難手順等について確認、調整を行うものとする。

4 帰宅困難者への情報提供体制の整備

町は、帰宅困難者に対し、鉄道及びバス等の公共交通機関の運行及び運行状況について適時情報提供が行えるよう関係機関との連携体制の整備を図る。

5 観光客の安全確保に向けた体制の整備

観光客は地理に不案内であり、土砂災害等の危険性のある地区もあるため、観光施設の管理者、商工会等と連携し、施設の安全対策や観光客の避難誘導體制、施設が孤立した場合の対応手引き等について検討し、体制の整備を図る。

第19節 生活再建支援対策

【産業振興課、税務住民課、建設水道課、教育委員会】

第1 環境衛生体制の整備

地震や風水害等の大規模な災害時には、大量のがれきや避難所の生活ごみ等の災害廃棄物が発生することが予想される。また、ごみ処理施設も被災の可能性があることから、災害時廃棄物仮置場の選定、確保、廃棄物運搬等について体制の整備を図る。

1 災害時廃棄物処理体制の整備

(1) 町は、あらかじめ民間の清掃関連業者、し尿処理関連業者及び仮設トイレ等の取扱業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

(2) 大規模な災害時に備え、災害時廃棄物仮置場の候補地を選定しておく。

(3) 大規模災害等災害の発生後、しばらくは輪番停電が実施されることも予想されるため、あらかじめ輪番停電時における一般廃棄物処理施設の運用方法及びごみ収集方法等を検討しておく。

2 災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。そのため、その他の危険廃棄物と併せて、災害時の危険物処理対策及び環境汚染防止に関しても検討する。

3 防疫衛生体制の整備

町は保健所等関係機関と協力し、実施体制や防疫及び保健衛生用器材の調達方法など、災害時に被災地で発生した感染症や食中毒の予防対策等を適切に行えるよう、防疫衛生体制の整備を図る。

第2 遺体の埋・火葬体制の整備

1 遺体の捜索、運送体制の整備

遺体の捜索及び収容並びに埋葬を行う場合に備え、役場職員、消防団員、県警察等による捜索班の体制整備を行う。

2 埋・火葬体制の整備

町は、災害時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。また、遺体安置所の確保を図るものとする。

第3 住居の確保体制の整備

災害により家屋の被害を受けた住民に対して、被害家屋の調査、家屋の修理、一時的な住居を供給するための仮設住宅の建設などに備えた体制の整備を図る必要がある。

1 家屋・住家被害状況調査等

町は、住宅の応急修理、住宅の供給、罹災証明の発行等のための基礎資料とするため、被災後に速やかに住家の被害状況調査を行えるよう、職員の育成や関係機関との協定の締結等により、体制の整備を図る。

2 応急修理体制の整備

町は、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、建物の応急修理体制の整備を図る。

3 応急仮設住宅等の設置に向けた体制の整備

- (1) 町は、地震被害想定を参考に、応急仮設住宅の用地候補地をあらかじめ選定するとともに、必要戸数の確保が困難な場合についての体制も検討しておくものとする。なお、私有地については、あらかじめ地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。
- (2) 町は、仮設住宅が速やかに建設されるように、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、資機材の調達体制や人員の確保体制の整備を図る。

4 既存住宅の活用体制の整備

町は、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き室を災害時に活用できるように、関係機関との連携による体制の整備を図る。

第4 文教対策

各学校長等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、学校防災計画、避難所開設時における教職員の体制整備など、安全対策の一層の強化を図る。

1 児童・生徒等の安全確保体制の整備

- (1) 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター、標語等を通じ事故防止について認識させる。
- (2) 学校は常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との連携、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- (3) 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。計画を策定する際は、外部の専門家や保護者等の協力のもと、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた計画を作成する。
- (4) 学校等においては、消防機関や自主防災組織等と連携を図り、防災組織の充実強化を図る。
- (5) 学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

ア 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

- (6) 各学校は、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

また、消防署、警察署、自治会等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(7) 避難経路等の確認

避難経路の点検、非常階段等日常使用しない箇所を重点的に再確認し、避難時の安全確保を図る。

(8) 保護者向けの緊急連絡体制の整備

学校のホームページや携帯電話などを用い、できるだけ早く、確実に情報を伝達できるよう、町内の小中学校全てにおける同一システムの体制整備を検討する。

2 応急教育計画の策定

災害の発生により、通常のエ育活動が困難になった場合にも、速やかに応急教育が実施できるように、応急教育計画の事前対策の推進を行う。

(1) 町は所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

(2) 教材用品の調達及び配給の方法については町教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておく。

第5 被災者台帳及び罹災証明書発行体制の整備

災害対策基本法の改正に伴い、罹災証明書の交付が法的に位置づけられるとともに、自治体は被災者台帳の整備が求められている。町は、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

1 罹災証明の発行体制の整備

町は、罹災証明書が遅滞なく交付できるよう、罹災証明に関する規定やマニュアルの作成など、事前の準備を行うものとする。

2 被害調査の信頼性の向上

被災家屋診断のできる職員の育成訓練、建築事務所協会や土地家屋調査協会等の専門家との協定締結などにより、調査に対する信頼感の向上を図る。

3 被災者台帳の作成体制の整備

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成に当たり、個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整備を図るものとする。

資料編	● 9-10 西桂町罹災証明書等交付要綱

第6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

1 罹災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和2年6月15日、府政防第1274号等）に示す留意事項の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

なお、以下の取組については、被災状況を考慮の上、柔軟的に対応する。

(1) 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

(2) 交付

ア 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

イ 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

2 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

3 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）を踏まえて、検討を行う。

4 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

5 その他

(1) 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合10%以上20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定（令和2年3月）に留意する。

(2) 罹災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号）、罹災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡）を参考とし、罹災証明書の適切な交付に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画【全課】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊急な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 西桂町災害警戒本部

西桂町災害対策本部の設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため、西桂町災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置する。

1 設置基準

- (1) 被害通報等が増加し、警戒準備体制では対応が困難なとき。
- (2) 台風接近、土砂災害警戒情報に基づき、避難所を設置するとき。
- (3) 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、応急対策が必要なとき。

2 設置場所

町警戒本部は、総務課に置く。

3 指揮の権限

総務課長は町警戒本部の指揮を行うが、総務課長の判断を仰ぐことができない場合は、防災担当職員がこれを行う。

4 町警戒本部の招集及び所掌事務

町警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

① 気象情報等の収集・伝達	⑤ 県及び関係機関との連絡調整
② 河川、崖地等の警戒監視	⑥ 住民への情報伝達
③ 水防活動	⑦ 避難所の開設
④ 災害情報の収集	⑧ その他、応急対策

5 町災害警戒本部の解散

総務課長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、町長の承認を得て町警戒本部を解散する。

6 災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、町警戒本部から災害対策本部への移行を決定する。

第2 西桂町災害対策本部の設置

災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、西桂町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

1 町本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に町本部を設置する。

- ①〔一般災害〕
 - ・特別警報発表時。
 - ・大規模災害が発生したとき。
 - ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。
 - ・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。
 - ・避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 等
- ②〔一般地震〕震度6弱以上の地震を観測したとき。
- ③〔東海地震〕東海地震注意情報、警戒宣言
- ④〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- ⑤〔富士山火山〕噴火警戒レベル5「避難」の発表時。
- ⑥〔その他〕甚大な被害が発生し、又は発生のおそれがあり、町長が指示したとき。

2 町本部廃止の時期

町本部は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は応急措置が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

町本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、口頭
町出先機関	町防災行政無線、電話、FAX、連絡員
消防本部	県防災行政無線、電話、FAX
一般住民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX
警察署	電話、FAX
報道機関	電話、FAX、文書

4 町本部の標識の掲出

町本部を設置した場合は、町庁舎正面玄関に「西桂町災害対策本部」の標識を掲げる。

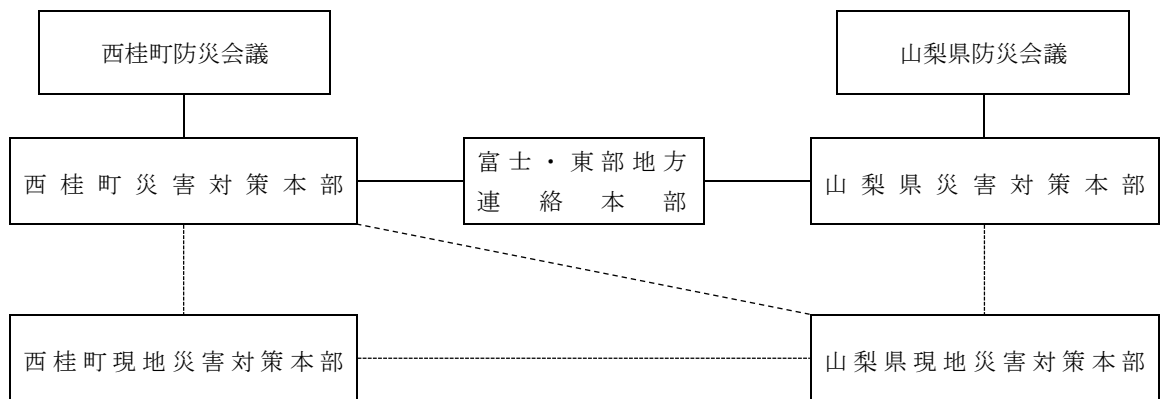
5 町本部の設置場所

町本部は、「西桂町役場大会議室（災害対策本部室）」に設置する。ただし庁舎が使用できない場合は、「きずな未来館」に設置する。また、いずれの施設においても使用が困難な場合は、駐車場にテントを設置して代替機能を確保する。

第3 町本部の概要

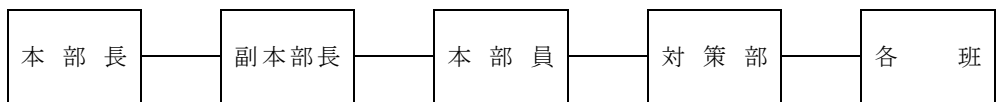
町本部の概要は次のとおりである。

1 西桂町の防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 町本部の編成



3 町本部の分担任務

(1) 本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長をもって充て、町本部の事務を総括し、町職員を指揮監督する。

(2) 副本部長

災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

(3) 本部員

本部員は、次の職員をもって充てる。

本部員		
総務課長	議会事務局長	企画財政課長
税務住民課長	福祉保健課長	保育所長
産業振興課長	建設水道課長	教育次長
消防長の指名する職員	消防団長	警察官

(4) 対策部、班

- ア 町本部に対策部及び班を置き、対策部に対策部長、班に班長を置く。
- イ 対策部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の各班を指揮監督する。
- ウ 班長は、当該班の所属事項について、班員を指揮して応急対策の処理に当たる。
- エ 各班に属する職員は、当該班員となり、上司の命を受けて応急対策に当たる。分掌事務に定め

ていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

オ 他班の応援が必要な場合は、次により他班からの応援を得て、災害応急対策を行う。

(ア) 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

明示事項

① 応援内容	③ 応援を要する日時	⑤ その他必要事項
② 応援を要する人数	④ 出動場所	

(イ) 動員の措置

a 総務対策部長（総務課長）は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。

b 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実状に応じて、所要の応援を行う。

4 本部長の職務代理

本部長（町長）が出張中、又は災害を被るなど、町本部の指揮監督をとることができない場合は、直ちに次の順位により本部長の職務を代理するものとする。

第1順位	教育長
第2順位	総務課長
第3順位	企画財政課長

5 本部員会議

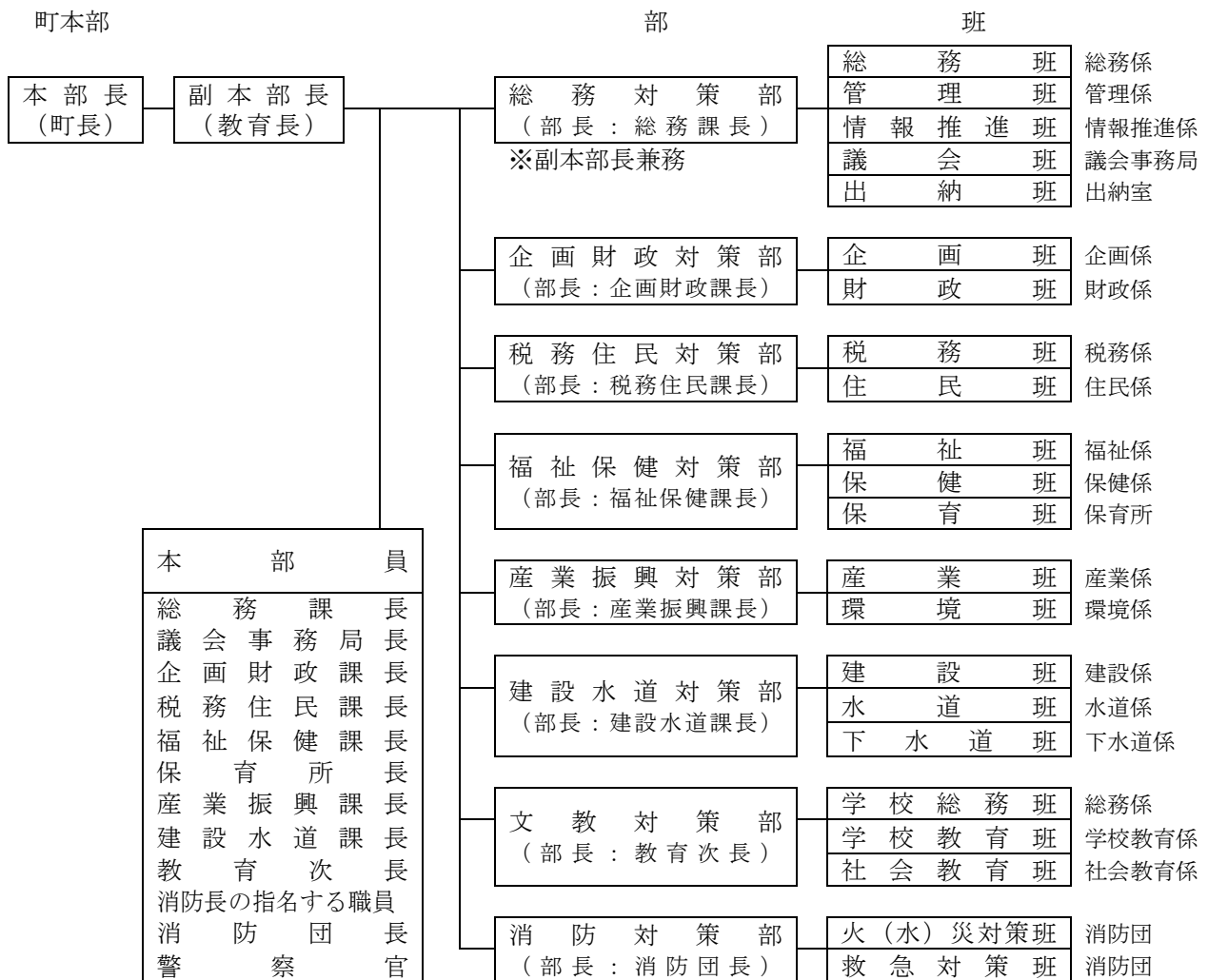
(1) 町本部に本部員会議を置き、本部長が招集する。

(2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議する。

本部員会議における主な協議事項

① 初期応急対策方針の決定に関すること。
② 町本部の配備体制の決定・切り替えに関すること。
③ 県、他市町村等への応援要請に関すること。
④ 自衛隊の災害派遣要請依頼に関すること。
⑤ 災害救助法の適用に関すること。
⑥ 町本部の廃止に関すること。
⑦ その他災害対策の重要事項に関すること。

西桂町災害対策本部の編成



事務分掌表

部名	班名	No	事務分掌
共通		1	各部・班との総合調整（応援・協力）に関する事
		2	各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事
		3	所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関する事
		4	職員・家族等の安否確認、職員の参集状況の把握に関する事
		5	使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事
		6	指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事
		7	所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事
		8	罹災証明書の発行、被災者台帳作成への協力に関する事
		9	物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事
		10	その他本部長及び当該部長の指示に関する事
総務対策部	総務班	1	部内の連絡調整に関する事
		2	本部の庶務に関する事
		3	本部会議に関する事
		4	防災会議、その他関係機関団体との連絡等に関する事
		5	警報、避難情報等の伝達、発令及び災害広報に関する事
		6	災害情報の収集及び伝達報告に関する事
		7	被害状況の収集集計、報告に関する事
		8	災害応急対策の取りまとめ伝達報告に関する事
		9	災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事
		10	消防団に関する事
		11	関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関する事
		12	自衛隊の災害派遣要請に関する事
		13	災害時の輸送に関する事
		14	災害関係文書の受理配布、管理に関する事
		15	本部各部の連絡調整に関する事
		16	その他本部の事務に必要な施設の整備に関する事
		17	災害視察者、見舞者に対する応接に関する事
		18	国・県に対する陳情に関する事
		19	災害対策用賃金職員等の雇上げに関する事
		20	職員の公務災害に関する事
		21	報道機関に対する記者会見等の対応に関する事
		22	災害現場記録の収集、保管に関する事
		23	緊急食料の調達、配布に関する事
		24	受援体制の確保に関する事
	管理班	1	庁内の整備及び庁内停電時の対策に関する事
		2	町有施設の災害対策に関する事
		3	公有財産の被害状況調査に関する事
		4	応急対策に要する物品資機材等の調達に関する事
		5	町有車両の集中管理、配車、緊急調達など緊急輸送に関する事
		6	緊急通行（輸送）車両の確認申請等に関する事
		7	物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事
	情報推進班	1	OA機器の点検、安全確保対策に関する事
	議会班	1	町議会との連絡調整に関する事
	出納班	1	災害経費の出納に関する事
		2	義援金、見舞金の受付、保管に関する事
企画財政 対策部	企画班	1	部内の連絡調整に関する事
		2	災害要望書作成配布に関する事
		3	災害復興本部の設置に関する事
		4	災害復興都市計画の作成に関する事
		5	町ホームページによる各種災害情報等の提供に関する事
	財政班	1	災害対策の予算及び資金に関する事
		2	災害応急活動費の経理に関する事
税務住民 対策部	税務班	1	部内の連絡調整に関する事
		2	救援物資の受付、仕分け等に関する事
		3	物資の配布等の応援に関する事
		4	土地・家屋の被害調査に関する事
		5	被災家屋台帳の作成に関する事

部名	班名	No	事務分掌
福祉保健 対策部		6	被災者生活再建支援法の適用申請に関すること
		7	被災住民への税関係の相談に関すること
		8	被災者生活再建支援法の適用申請に関すること
		9	町民税、国民健康保険税、固定資産税の減免措置に関すること
	住民班	1	来庁者の安全確保対策に関すること
		2	行方不明者相談窓口の設置に関すること
		3	被災住民の調査に関すること
		4	被災者台帳の作成に関すること
		5	被災住民等への災害相談に関すること
		6	埋火葬許可証の発行に関すること
		7	罹災証明書の発行に関すること
		8	遺体の埋火葬に関すること
	福祉班	1	部内の連絡調整に関すること
		2	災害救助に関すること
		3	社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
		4	災害に関した失業者の対策に関すること
		5	避難所の開設、運営に関すること
		6	町社会福祉協議会との連絡調整に関すること
		7	日本赤十字社との連絡に関すること
		8	防災ボランティアの受付に関すること
		9	社会福祉団体への協力要請に関すること
		10	災害救助法の適用申請に関すること
		11	災害弔慰金の支給等に関すること
		12	避難行動要支援者の安否確認、支援対策に関すること
		13	日常生活用具、補装具等の調達に関すること
		14	入所施設の確保、搬送等に関すること
		15	福祉避難所の開設等に関すること
		16	生活必需品の調達、配布に関すること
		17	要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること
産業振興 対策部	保健班	1	災害時の医療、助産に関すること
		2	医療施設の被害調査及び応急対策に関すること
		3	病院対策部との連絡に関すること
		4	町内外医療機関との連絡に関すること
		5	医師会への医療救護班の派遣要請に関すること
		6	富士・東部保健所への協力依頼等の連絡に関すること
		7	避難者等の健康相談に関すること
		8	被災地等の食品衛生に関すること
	保育班	1	保育児童の安全確保対策、安全確認に関すること
		2	保育所の被害調査、応急復旧に関すること
		3	避難所の開設等の協力に関すること
		4	応急保育に関すること
	産業班	1	部内の連絡調整に関すること
		2	災害用木材の払下げに関すること
		3	農林水産物及び農林水産業施設の被害調査、応急対策に関すること
		4	被災農林業者への災害資金貸付等の相談に関すること
		5	観光施設の被害調査及び応急対策に関すること
		6	商工業の被害調査及び応急対策に関すること
		7	観光客等の滞留旅客の安全確保対策に関すること
		8	商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関すること
		9	農林水産業関係機関・団体との連絡調整に関すること
		10	農林関係の治山・治水対策に関すること
		11	被害農家の営農指導に関すること
	環境班	1	災害時の防疫、清掃に関すること
		2	被災地及び避難所の防疫に関すること
		3	死亡獣畜の処理に関すること
		4	ごみ、し尿の収集及び処理に関すること
		5	廃棄物の収集・処理計画の作成に関すること
		6	富士吉田市環境美化センターとの連絡に関すること

部名	班名	No	事務分掌
		7	災害時におけるペットの保護対策に関すること
建設水道 対策部	建設班	1	部内の連絡調整に関すること
		2	公共土木施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること
		3	都市施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること
		4	建築物の被害調査及び応急復旧対策に関すること
		5	水防活動に関すること
		6	土砂災害等危険箇所の被害調査、応急対策に関すること
		7	町営住宅の被害調査、応急復旧対策に関すること
		8	被災住宅の応急危険度判定に関すること
		9	応急仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理に関すること
		10	被災宅地の危険度判定に関すること
		11	建設業者、土木業者等への応急復旧作業等の協力要請に関すること
		12	緊急輸送道路の確保に関すること
		13	道路、住宅関係障害物の除去に関すること
		14	貯水、流木の災害対策に関すること
	水道班	1	簡易水道施設の被害調査、応急対策に関すること
		2	上水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること
		3	応急給水に関すること
		4	応急復旧資機材等の確保に関すること
		5	水質管理に関すること
		6	水道関係の広報に関すること
		7	簡易水道施設の応急復旧計画の作成に関すること
		8	水道工事指定店への応急復旧対策の協力要請に関すること
	下水道班	1	下水道施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること
		2	桂川流域下水道桂川清流センターとの連絡に関すること
		3	下水道施設の応急復旧計画の作成に関すること
		4	下水道施設の被害調査、応急復旧対策に関すること
		5	下水道排水設備指定工事店への応急復旧対策の協力要請に関すること
		6	仮設トイレの設置に関すること
文教対策部	学校総務班	1	部内の連絡調整に関すること
		2	学校教育施設の被害調査、災害応急対策に関すること
		3	避難所の開設等の協力に関すること
	学校教育班	1	児童・生徒の安全確保対策、安否確認に関すること
		2	県教育委員会への学校教育関係の被害報告に関すること
		3	応急教育の実施に関すること
		4	被災児童・生徒への教科書、学用品の給与に関すること
		5	災害時の学校給食に関すること
		6	教育関係義援金品の受付に関すること
	社会教育班	1	施設利用者の安全確保対策に関すること
		2	社会教育施設の被害調査、災害応急対策に関すること
		3	文化財の被害調査、災害応急対策に関すること
消防対策部	火(水)災 対策班 救急対策班	1	消防及び水防活動に関すること
		2	住民への避難情報の伝達に関すること
		3	避難誘導に関すること
		4	被災者の救助活動に関すること
		5	行方不明者及び遺体の捜索に関すること

配備基準

	配備基準	配備内容	配備の要領
初動警戒 配備	①気象注意報等が発表され、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があるとき。 ②〔その他〕必要により町長が配備を指示したとき。	情報収集及び連絡活動を主として実施し、状況により第1配備活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	①総務課、建設水道課は1名以上の配備。 ②勤務時間以外は宿日直者が対応
第一配備	①〔一般災害〕次の警報等が発表されたとき。 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雨警報 ・大雪警報 ・洪水警報 ②〔一般地震〕震度4の地震発生時。 ③〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時。 ④〔富士山火山〕噴火警戒レベル3「入山規制」の発表時。 ⑤〔その他〕必要により町長が配備を指示したとき。	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	①総務課、建設水道課は2名以上の配備。 ②勤務時間以外は宿日直者及び総務課、建設水道課で1名以上の配備。 ③上記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第二配備	①〔一般災害〕 ・記録的短時間大雨情報 ・竜巻注意情報 ・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。 ・高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ②〔一般地震〕震度5弱・強の地震発生時。 ③〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時。 ④〔富士山火山〕噴火警戒レベル4「避難準備」の発表時。 ⑤〔その他〕必要により町長が配備を指示したとき。	町警戒本部の設置 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	①課長職 ②総務課、建設水道課職員4名以上 福祉保健課2名以上 ③前記以外の課は自宅待機するとともに、総務課長又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第三配備	①〔一般災害〕 ・特別警報発表時。 ・大規模災害が発生したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示され	町本部の設置 各部門が応急対策活動を円滑に行うものとする。	各所属所要人員（所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもって当たる。

	配備基準	配備内容	配備の要領
	たとき。 ・避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。等 ②〔一般地震〕震度6弱以上の地震を観測したとき。 ③〔東海地震〕東海地震注意情報、警戒宣言 ④〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時。 ⑤〔富士山火山〕噴火警戒レベル5「避難」の発表時。 ⑥〔その他〕災害対策本部を設置したとき、又は町長が配備を指示したとき。		

【水害等配備基準】 役場雨量計判断基準 ※その他町長が配備を指示する基準

種 別	降水量等
第一配備	1 時間雨量 40mm 3 時間雨量 70mmを記録したとき 24時間降雪の深さ40cmを記録したとき
第二配備	1 時間雨量 60mm 3 時間雨量 100mm あるいは、総雨量200mmを記録したとき 24時間降雪の深さ80cmを記録したとき

7 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長（町長）は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、警察官、消防長の指名する職員、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。
- (5) 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を「西桂町役場大会議室（災害対策本部室）」に受入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

8 町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、町庁舎等が被災したことにより、町が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集する。

- (1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部職員を当町に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて県災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

(2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

第4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- ・ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2節 職員配備計画【総務課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 町本部の配備基準

町本部の配備基準は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

気象情報等の通知を受け、災害発生が予想され、又は災害が発生した場合は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」に定める配備基準に基づいた自動配置とする。

総務対策部長（総務課長）は、庁内放送、電話、町防災行政無線等により職員への配備体制の周知の徹底を図り、該当職員は、速やかに配備につくものとする。

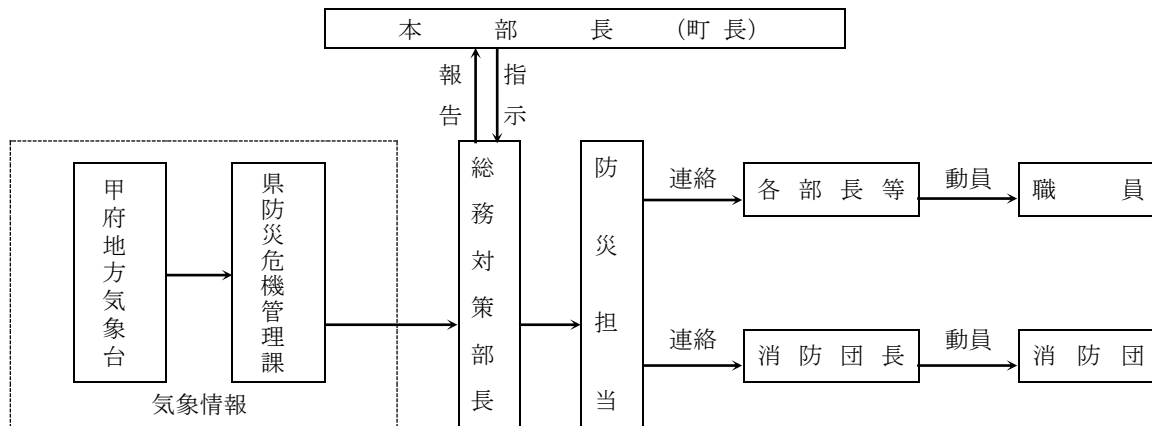
なお、急激な増水や突発的な事故等が発生し、本部長（町長）が配備基準と異なった配備体制を指示した場合は、総務対策部長（総務課長）は、直ちに次の措置を行う。

- (1) 総務対策部長（総務課長）は、本部長（町長）の指示する配備体制を庁内放送、電話等により職員への周知徹底を図るとともに、富士五湖消防本部・医療機関等に連絡する。
- (2) 各部長は、職員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。
- (3) 配備の指示を受けた職員は、速やかに所定の場所へ配備につき、指示された業務に従事する。
- (4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報や町本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。
- (5) 班員の服務等

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

勤務時間内における遵守事項

- ① 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、町本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ 自らの言動で来庁者等に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。

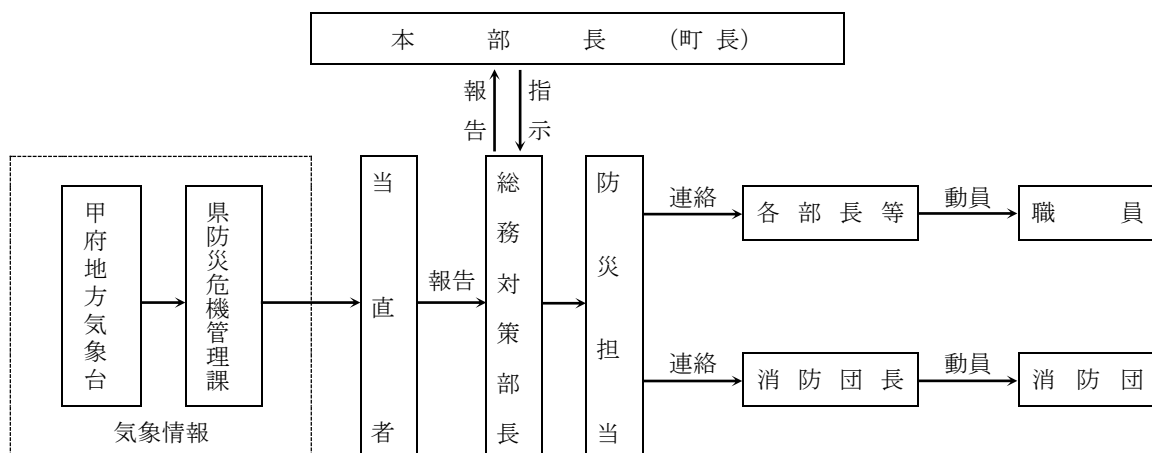


2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

勤務時間外等においても、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」に定める配備基準に基づいた自動配置とする。該当職員は、速やかに所定の場所へ配備につく。

なお、突発的な事故等が発生した場合は、次により伝達及び配備を行う。

- (1) 当直者は、突発的な事故等が発生したという連絡があった場合は、直ちに電話等により総務課長に報告する。
- (2) 当直者から報告を受けた総務対策部長（総務課長）は、直ちに本部長（町長）に報告し、本部長（町長）の指示を、防災担当を通じて教育長、各課長、消防団長、富士五湖消防本部、富士吉田市立病院に連絡する。
- (3) 各部長（課長）は、直ちに緊急連絡網により必要とする職員に緊急参集を指示する。
- (4) 参集を指示された職員は、事後の推移に注意し、直ちに登庁する。
- (5) その他の職員は、テレビ、ラジオ等の気象状況等に注意し、緊急参集命令に備える。



参集時の留意事項

① 参集時期

配備基準に該当する災害情報を感知したときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

病気その他やむを得ない状態により所定の場所へ参集が不可能な場合は、その理由を付して所属長に報告する。

また、災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

③ 参集時の服装等

応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。

④ 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り河川の水位状況、道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

3 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務対策部長（総務課長）を通じて本部長（町長）に報告を行う。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請するものとする。

応援要請事項

(1) 応援内容	(3) 応援を要する日時	(5) その他必要事項
(2) 応援を要する人数	(4) 出動場所	

2 動員の措置

(1) 総務対策部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部へ動員の指示を行うものとする。

(2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実状に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

町長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 応援要請計画【総務課】

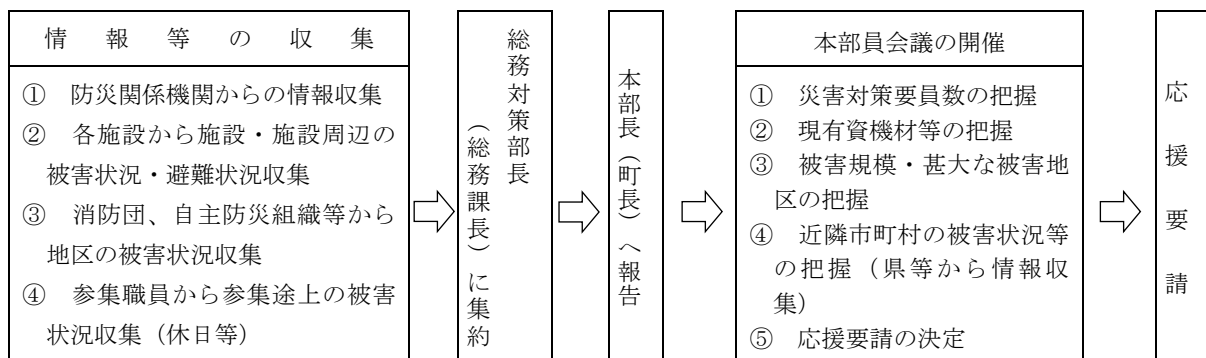
災害発生時に際し、町のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。また、富士山噴火を含めた大規模災害発生時における他市町村（協定締結先自治体を含む）からの広域避難についての受入体制を整えておくものとする。

第1 応援要請の決定

町長は、大規模災害が発生した場合は、次により当町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の防災関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては、参集職員から参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

1 知事に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

2 他の市町村長に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。

なお、町では、下記のとおり、大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書等を締結しており、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

応援協定名	協定締結先及び相互応援協力内容	
・山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	協定締結先	山梨県
	協力内容	航空機による物資・人員等の緊急搬送、林野火災等の消火活動、水難事故等の人命救助等
・環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	協定締結先	〔山梨県〕富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町 〔静岡県〕沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町
	協力内容	1 被害が予想される圏域外への避難誘導活動 2 被害者及び避難者の救出・救護活動 3 被災者等受入施設の提供 4 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供 5 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供 6 応急復旧活動 7 長期の避難生活が見込まれる被災者等への仮設住宅の提供 8 長期避難生活世帯の児童・生徒等の受入 9 災害ボランティアの斡旋 10 1～9の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供 11 その他要請のあった事項
・富士北麓災害時の相互応援に関する協定	協定締結先	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村
	協力内容	1 被災者収容施設の提供 2 圏外避難のための被災者に対する避難誘導 3 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供 4 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供 5 救出、応急復旧に必要な資機材の提供 6 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供 7 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供 8 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣 9 災害ボランティアの斡旋 10 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒等の受入 11 1～10に掲げるもののほか、要請のあった事項
・富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	協定締結先	〔山梨県〕富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 〔神奈川県〕小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 〔静岡県〕沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町
	協力内容	1 生活必需品や資機材の供給 2 被災者の救助 3 被災者を受入れる施設の提供 4 応急措置や復旧活動に必要な職員の派遣
・富士山火山噴火時における西桂町の広域避難に関する覚書	協定締結先	中央市、昭和町
	協力内容	避難者を受入れる施設の提供

3 応援要請の方法

要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

4 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。（災害対策基本法第74条の2第4項）

資料編 ● 8-1 災害時相互応援協定等一覧

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条の規定により、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第30条の規定により、町長は知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

1 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 消防の応援要請

1 「山梨県常備消防相互応援協定」による相互応援

大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により相互応援を行う。

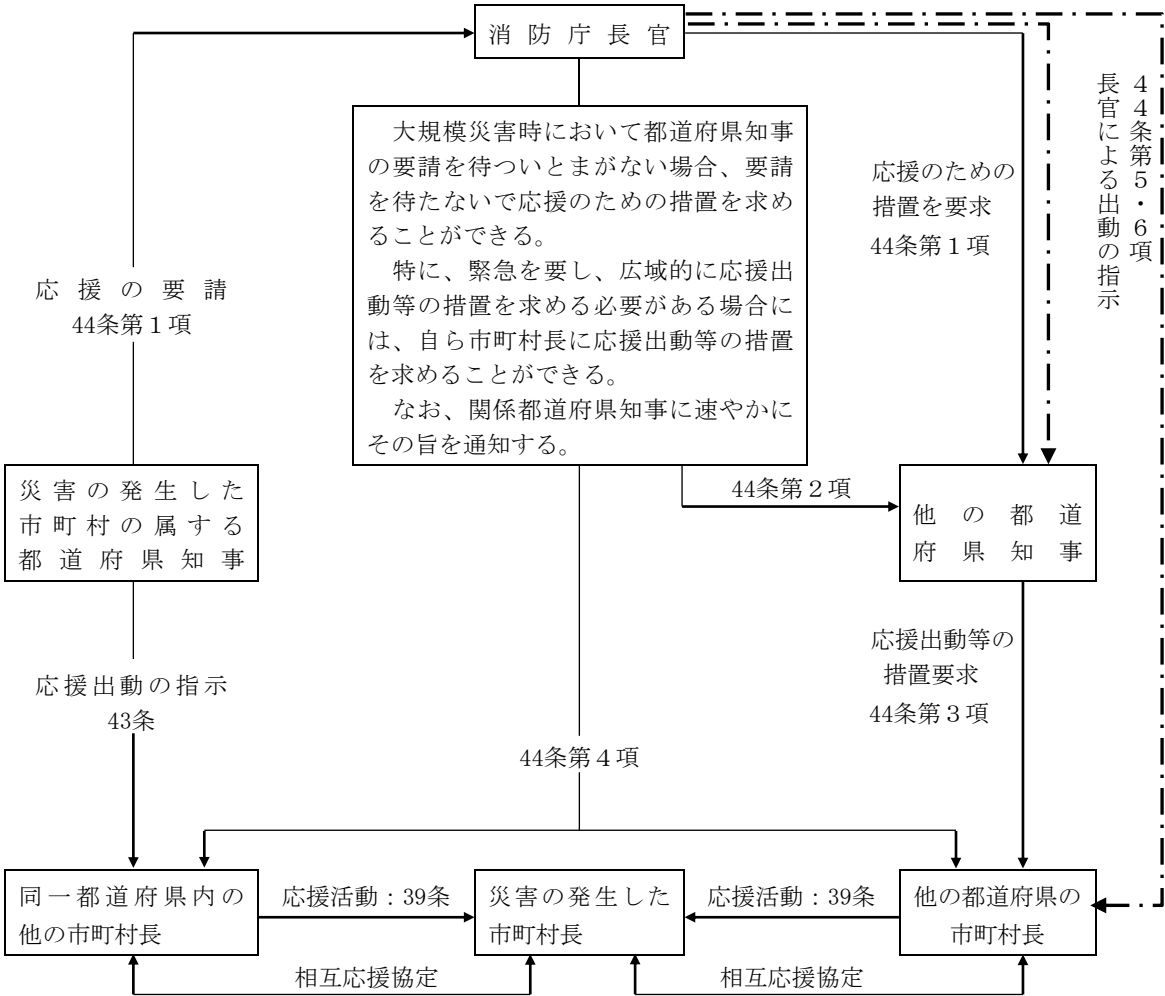
2 消防の広域応援

上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援の要請依頼を行う。

応 援 協 定 名	協定締結先及び相互応援協力内容	
・ 山梨県常備消防相互応援協定	協定締結先	県内ブロック代表消防機関
	協力内容	大規模な火災、事故その他災害発生時における防ぎよ、救助等に要する人員・機械器具等の応援

資料編	● 5-4	消防宿泊予定施設一覧
	● 8-1	災害時相互応援協定等一覧

消防緊急援助隊



第5 民間事業所等に対する協力要請

町は、大規模災害の発生に備え、次のとおり民間事業者、団体等と相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、協定締結先は、下記のとおりである。

応援協定名	協定締結先及び相互応援協力内容	
・ 高速道路における消防相互応援協定 ・ 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定 ・ 中央高速道路消防相互応援協定	協定締結先	東日本高速道路株式会社
	協力内容	当該道路における災害発生時における防ぎよ、救助等に要する人員・機械器具等の応援
災害時における応急対策業務に関する協定書	協定締結先	山梨県建設協会都留支部
	協力内容	公共土木施設に被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合の応急対策業務

※ 応援協定名・協定締結先の市町村名は、協定締結当時のもの

第6 自衛隊の災害派遣要請

町長は、大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第7 県消防防災ヘリコプターの出動要請

町長は、災害発生時に際し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第8 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、「総務対策部」に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受入れるため、次の物資集積拠点の中から、災害発生場所等を勘案して適切な施設を選定し、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行う。

物資集積拠点

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
西 桂 中 学 校	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346

3 受入体制の確立

町は、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

(1) 作業内容の優先順位

- ア 人命救助及び捜索（二次災害に向けた予防を含む。）
- イ 応急医療救護
- ウ 情報収集
- エ 人員・物資等の緊急輸送
- オ 道路及び河川の啓開

(2) 作業場所

- ア 人命救助に必要な場所
- イ その他(1)に掲げる作業に必要な場所

4 被災市区町村応援職員確保システムの活用

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や、多数の町職員が被災し災害対応に当たれない等の理由で、当町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの受援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、当町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、当町の災害応急対策業務（指定避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

資料編	● 5-3 自衛隊宿泊予定施設一覧

第9 県への報告

町は、災害対策基本法、各種相互応援協定に基づく応援要請を行った場合には、富士・東部地域県民センター（富士・東部地方連絡本部）を通じて知事に報告を行う。

第10 広域避難受入

1 実施・受入体制の確立等

災害発生に伴い、町や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第17節第10「市町村・県の区域を越えた避難者の受入」によるものとし、このために必要な町長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、町長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第17節避難対策計画」に基づき、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努める。また、県内外の他市町村から被災住民の受入を求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入について、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の2第6項)

エ 県内広域一時滞在の終了

町長は、県内広域一時滞在有の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の2第7項)

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在有を求められた場合の対応

ア 協議の実施

町長は、広域一時滞在有の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとする。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項)

イ 受入決定の通知等

町長は、受入の決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項)

ウ 県内広域一時滞在の終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在有の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第8項)

(3) 知事からの助言

町長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在有に関する事項について助言を求める。

(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在有を求める場合の町長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在有（県外広域一時滞在有）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受入について協議することを求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

ウ 受入決定の通知等

知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第10項)

オ 県外広域一時滞在の終了

町長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第11項及び12項)

4 県外市町村からの避難住民の受入

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受入

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受入の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第5項)

イ 受入決定の通知等

町長は、被災住民を受入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第6項及び7項)

ウ 広域一時滞在の終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第14項)

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により当町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、町が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を町長に引継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(災害対策基本法第86条の4第1項、第2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により当町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域

一時滞在の必要があると認めるときは、町長より3(1)アの要求がない場合にあっても、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受入決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の5)

第11 職員の派遣

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請計画【総務課】

災害時において、人命及び財産の保護のため、必要があると認める場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に自衛隊が実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

区 分	内 容
被害状況の把握 （情報収集）	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、 救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の 緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送

区 分	内 容
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請の要求等

1 知事への災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明記した文書をもって自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。この場合においても事後、速やかに文書を提出する。

明記事項

① 災害の状況及び派遣を要請する事由	③ 派遣を希望する区域及び活動内容
② 派遣を希望する期間	④ その他参考となるべき事項

(1) 提出（連絡）先

山梨県防災局防災危機管理課（055—223—1432）

(2) 提出部数

1部

2 県への要求不能時の応急措置

町長は知事への要求ができない場合には、その旨及び町の地域にかかわる災害の状況を大臣又はその指定する者（第一特科隊長）に通知するものとする。

この場合において、当該通知を受けた長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

緊急時の通知先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X	県防災行政無線番号	
			(衛星系)	(地上系)
陸上自衛隊 第一特科隊	(昼)0555—84—3135、3136 (内線238) (夜)0555—84—3135 (内線280又は302)	0555—84—3135、3136 (内線239)	916-435	95-220-1-051

3 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第4 災害派遣部隊の受入体制

1 他の機関との競合重複の排除

町長は、知事と協議、連携して、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担できるよう配慮する。

2 作業計画及び資機材の準備

町長は、知事と協議、連携して、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取付ける。

作業計画の作成基準

① 作業箇所及び作業内容	③ 資材の種類別保管（調達）場所
② 作業の優先順位	④ 部隊との連絡責任者・連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を「総務対策部」に設置する。

4 派遣部隊の受入

自衛隊が派遣された場合の必要スペースは以下のとおりである。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

(3) その他準備すべき施設

町長は、派遣された部隊に対し、宿泊予定施設などあらかじめ定めている施設の中から、被災場所、施設の被害状況等を勘案し、適切な施設を選定して準備を行う。

なお、自衛隊宿泊予定施設の中には、避難所に指定されている施設もあるので、災害時には施設の被害状況及び各避難所における避難状況等を迅速に把握し、状況によっては当該施設に避難した住民を他の避難所へ誘導、あるいは他の施設中から適切な施設を自衛隊の宿泊施設とするものとする。

準備すべき施設

① 本部事務室	③ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
② 宿舎	④ 駐車場

資 料 編	● 5-1 飛行場外離着陸場等一覧 ● 5-2 ヘリコプター主要発着場一覧 ● 5-3 自衛隊宿泊予定施設一覧

第5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議する。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた当町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備にかかわるものを除く）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借上料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備にかかわるものを除く）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関にかかわる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画【総務課】

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害情報の収集、救出・救助活動等を依頼するものとする。

第1 要請の範囲

町は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 町の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 県消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができるものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非代替性	県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急要請基準

県消防防災ヘリコプターの緊急要請基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、県消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は県消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、県消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、県消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 県が定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航要請の方法

本部長（町長）及び富士五湖広域消防本部長は、山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして速報後、「消防防災航空隊出場要請書」により、FAXを用いて緊急運航を要請するものとする。

要請時の明示事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の種別② 災害の発生場所及び災害の状況③ 災害発生現場の気象状態④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制⑤ 災害現場の最高責任者の職・氏名及び連絡手段⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量⑦ その他必要な事項 |
|---|

第4 受入体制の整備

緊急運航を要請した場合、本部長は消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 富士五湖消防本部への連絡窓口の設置
- 2 総務対策部への連絡窓口の設置
- 3 離着陸場所の確保及び安全対策、消防団散水
- 4 消火薬剤等の確保
- 5 その他必要な事項

資 料 編	● 5-1 飛行場外離着陸場等一覧
	● 5-2 ヘリコプター主要発着場一覧

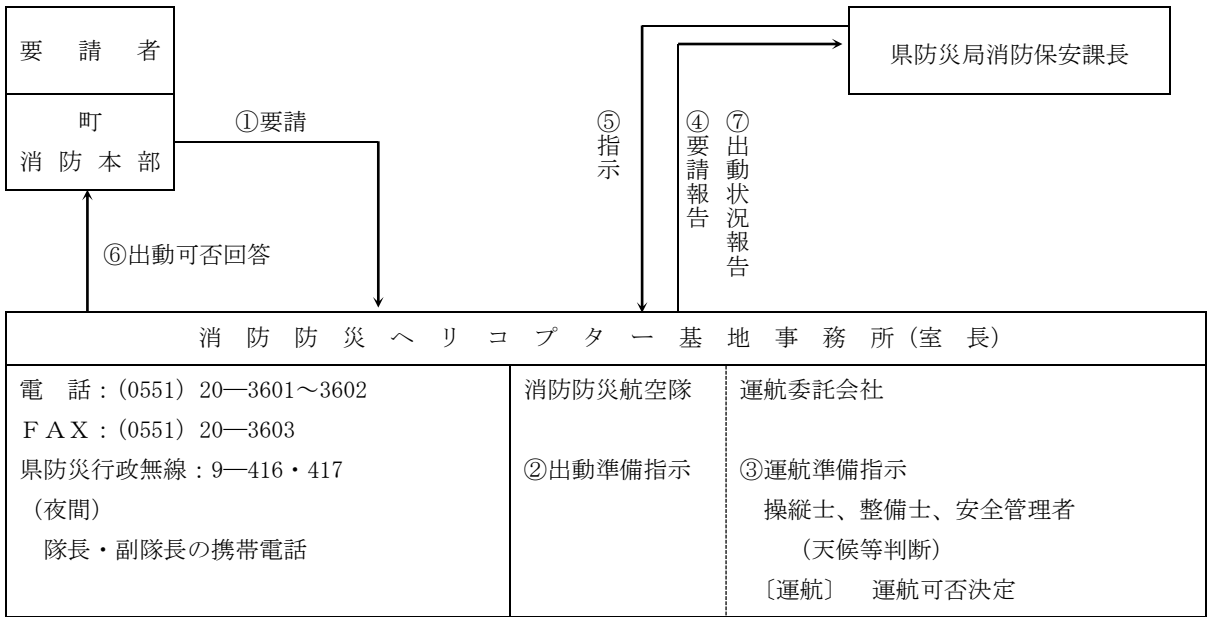
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

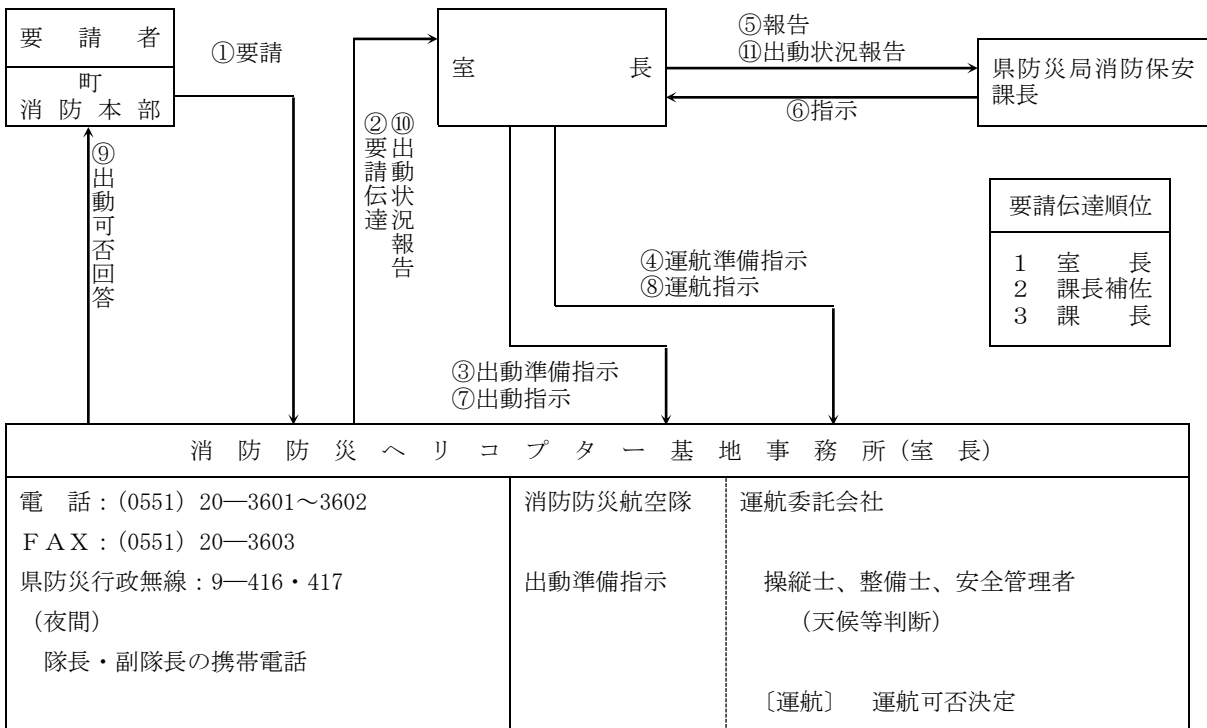
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図



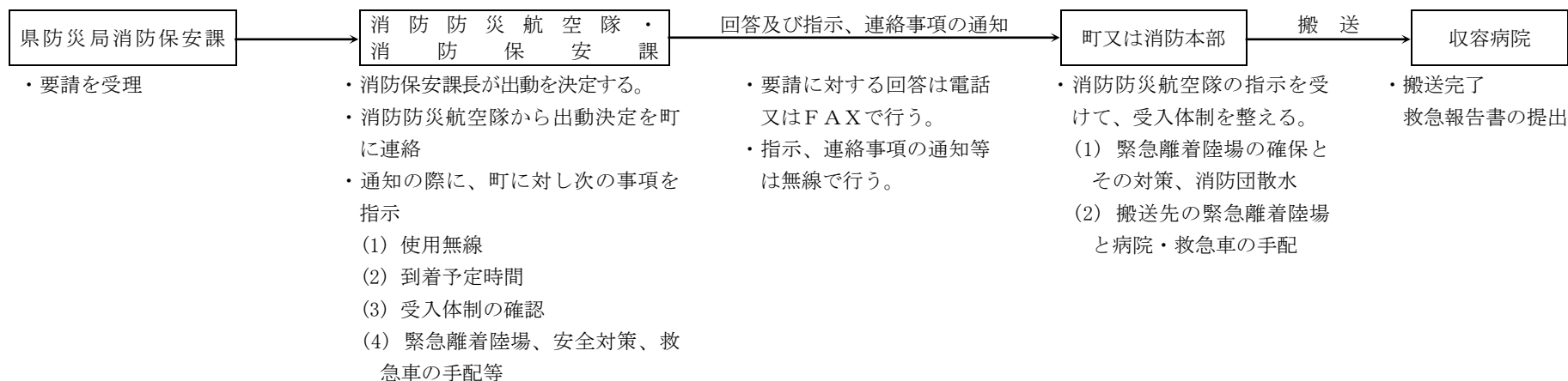
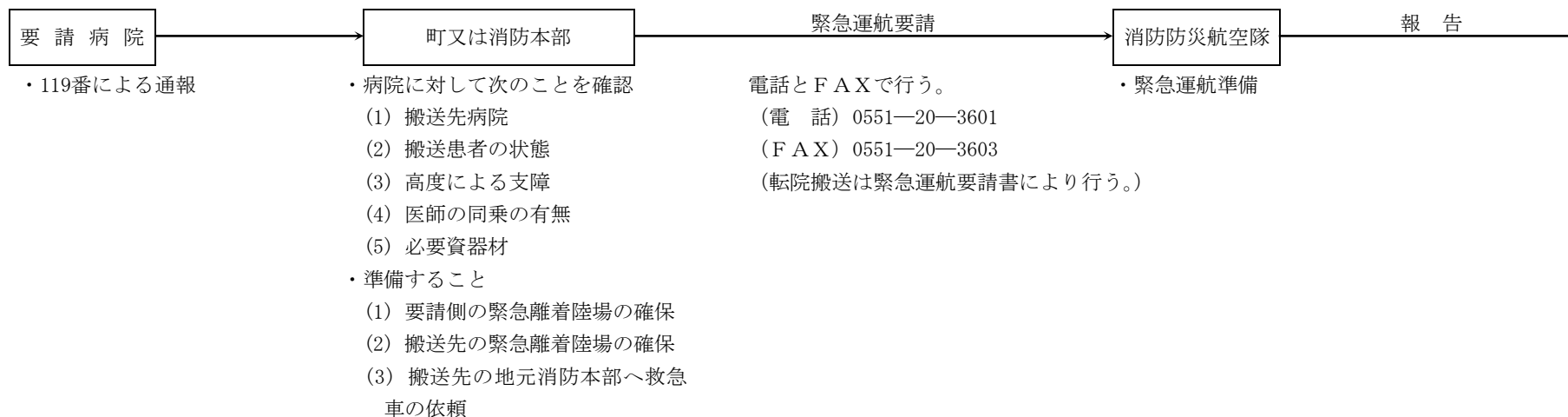
2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



別表2

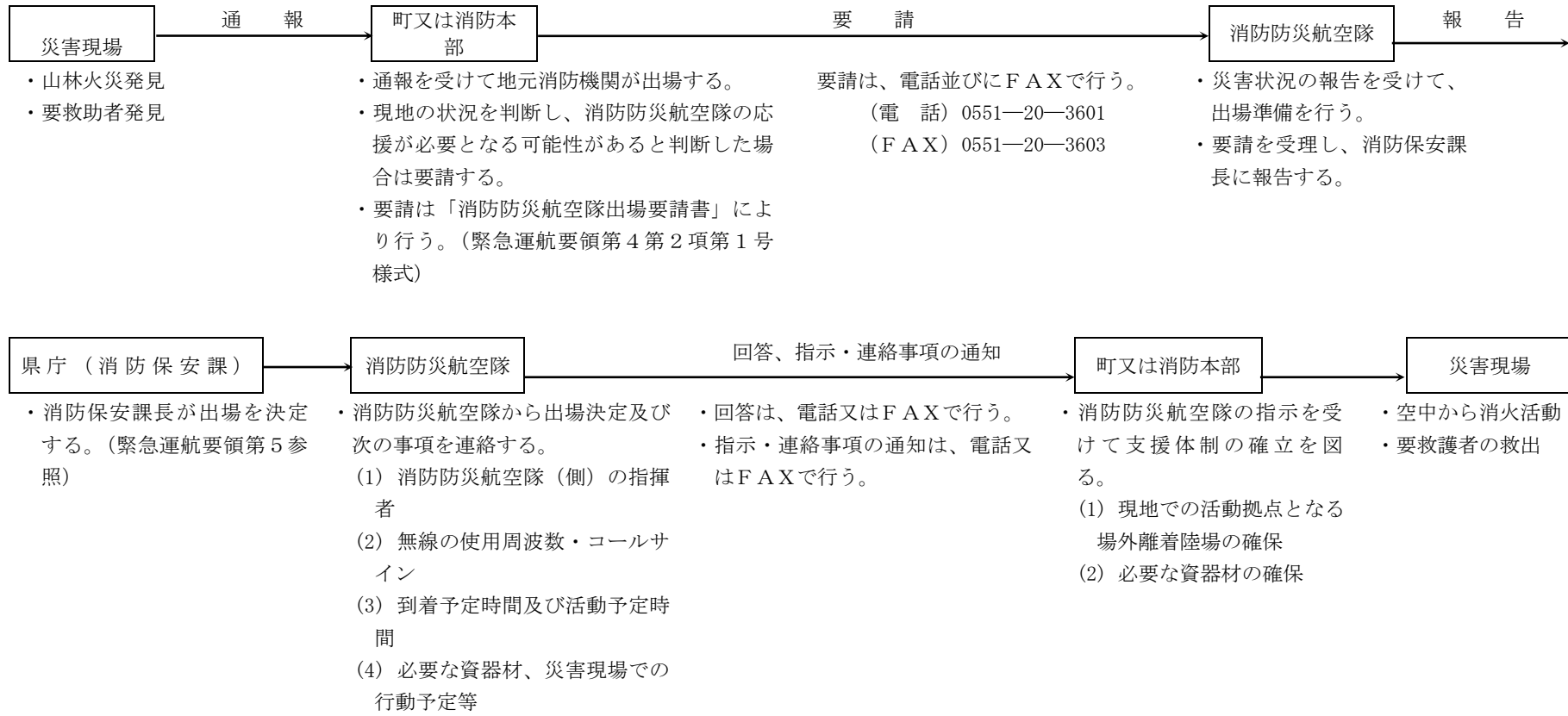
救急搬送の流れ（転院搬送の場合）

※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出場までの流れ
(山林火災・人命救助の場合)



第6節 予報及び警報等の受理・伝達計画【総務課】

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に受理・伝達し、予防対策等を適切に実施し、被害発生防止又は軽減を図る。

第1 予報・警報の種類等

1 甲府地方気象台が発表する防災気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、西桂町に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨(土砂災害・浸水害)や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2であ

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
		る。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部・富士五湖）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(6) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（山梨県においては1時間100ミリ以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、危険度分布で「非常に危険」（警戒レベル4相当）の状況となっている場合に山梨県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布（キキクル）」で確認する必要がある。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、山梨県東部・富士五湖で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が山梨県東部・富士五湖で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて富士五湖消防本部に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準を用いる。

(9) 警報・注意報基準一覧表

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

令和3年6月8日現在
発表官署 甲府地方気象台

西桂町	府県予報区		山梨県	
	一次細分区域		東部・富士五湖	
	市町村等をまとめた地域		富士五湖	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	163
	洪水		流域雨量指数基準	桂川流域＝42.1
			複合基準※1	－
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	117
	洪水		流域雨量指数基準	桂川流域＝33.6
			複合基準※1	－
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%で実効湿度50%※2	
	なだれ		1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温		夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は河口湖特別地域気象観測所の値

府県版、市町村版参考資料

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（ http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html ）を参照。
流域雨量指数	流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

(10) 主な気象警報等発表時における町や住民の対応

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類					警戒レベル※	
		大雨		暴風	大雪	暴風雪		
		(土砂災害)	(浸水害)					
・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	警戒レベル2	
・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場庁舎などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報	警戒レベル3～4
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることを住民への周知 ・必要地域に緊急安全確保 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）		大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報	警戒レベル5

※警戒レベル1～2は甲府地方気象台が、警戒レベル3～5は西桂町が発表する。

(11) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(12) 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や強風等の気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合※	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	

現象	特別警報の基準	指標の種類
	雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	雪を要因とする特別警報の指標

※ 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

(ア) 大雨特別警報(浸水害)の場合

以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

② 3時間降水量及び土壌雨量指数^{※1}において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。(ただし、3時間降水量が150mm^{※2}以上となった格子のみをカウント対象とする。)

※1 土壌雨量指数：降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを数値化したもの。

※2 3時間降水量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

(イ) 大雨特別警報(土砂災害)の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨[※]がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。

※ 激しい雨[※]：1時間に概ね30mm以上の雨

山梨県内市町村の「雨に関する各市町村の50年に一度の値」は以下のとおり。

令和3年3月25日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
中・西部	中北地域	甲府市	348	107	221
中・西部	中北地域	韮崎市	365	107	223
中・西部	中北地域	南アルプス市	394	106	229
中・西部	中北地域	北杜市	326	98	204
中・西部	中北地域	甲斐市	333	99	211
中・西部	中北地域	中央市	384	117	238
中・西部	中北地域	昭和町	351	113	221
中・西部	峡東地域	山梨市	319	99	201
中・西部	峡東地域	笛吹市	379	111	231
中・西部	峡東地域	甲州市	387	107	223
中・西部	峡南地域	市川三郷町	466	133	272
中・西部	峡南地域	早川町	556	148	292
中・西部	峡南地域	身延町	617	180	333

一次細分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
中・西部	峡南地域	南部町	638	190	345
中・西部	峡南地域	富士川町	455	130	256
東部・富士五湖	東部	都留市	569	163	288
東部・富士五湖	東部	大月市	519	141	271
東部・富士五湖	東部	上野原市	555	149	287
東部・富士五湖	東部	道志村	670	188	322
東部・富士五湖	東部	小菅村	529	133	280
東部・富士五湖	東部	丹波山村	498	123	267
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	618	194	334
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	442	128	249
東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	549	175	305
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	582	189	323
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	642	193	340
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	492	148	283

注1) R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SWI：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWI いずれも各市町村にかかると5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

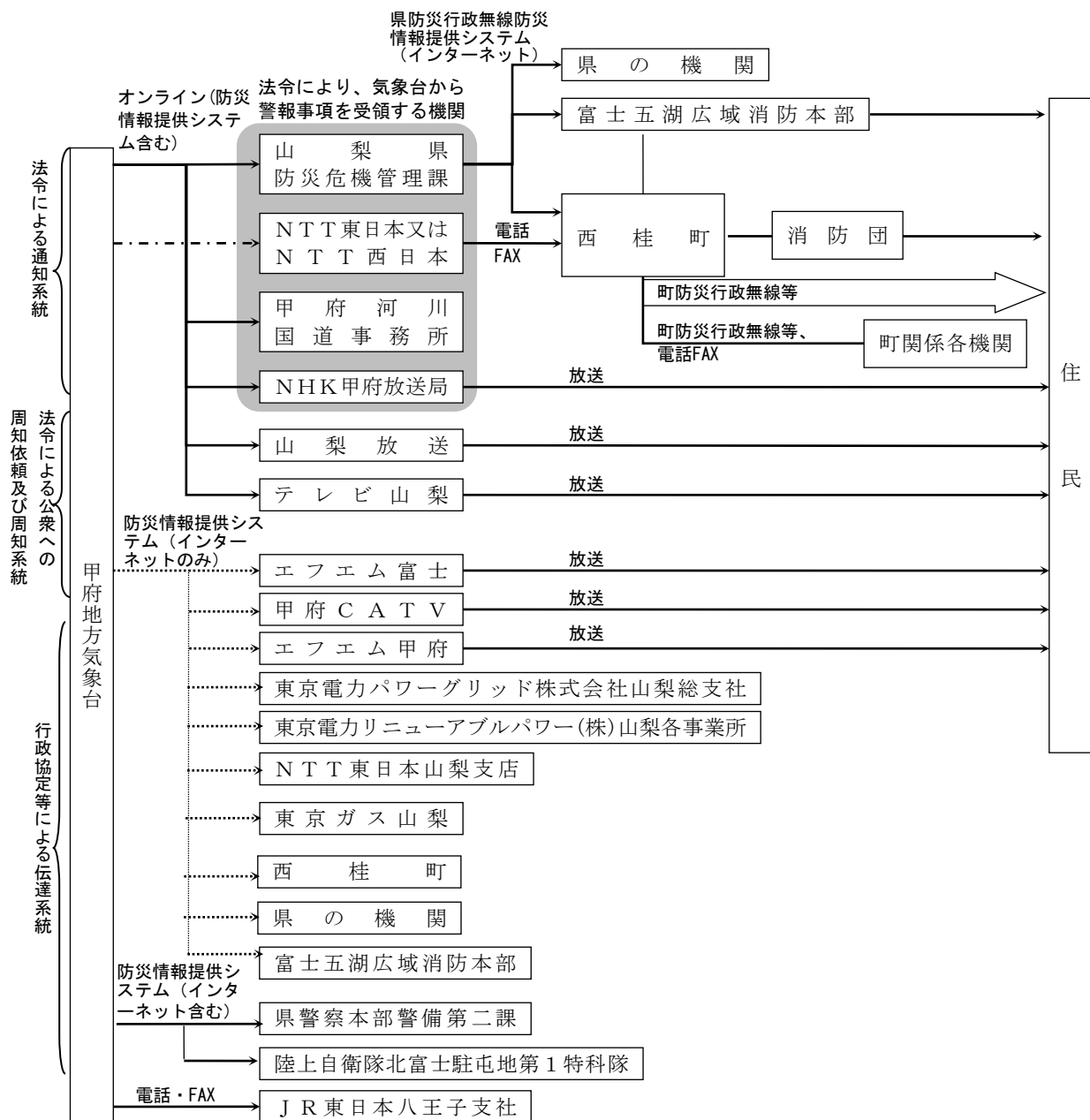
府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備考
山梨県	甲府	48	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	88（R2.10.29現在）	

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がり50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(13) 甲府地方気象台の伝達経路



(注1) 全ての注意報、警報は、全機関（NTT東日本又はNTT西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される）に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) ⇨ 特別警報が発表された際に、山梨県に通知、市町村に周知の措置が義務付けられている伝達経路
※防災情報提供システム（インターネット）

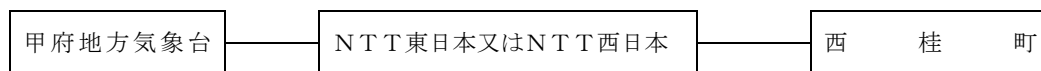
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

【通常の通信経路途絶時の伝達手段】

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、次の伝達手段により伝達する。

機関名			障害発生時等		
			伝達手段 1	伝達手段 2	伝達手段 3
	連絡先	加入電話	代替FAX	加入電話	県防災行政無線
* 山 梨 県 (防災危機管理課)	昼 情報通信担当 夜 守衛室	223-1432 223-1399	223-1439 223-1753	223-1433 223-1399	9-220-1-008
西 桂 町 役 場	総務課	25-2121	20-2015	25-2122 25-2123	9-220-1-029 9-220-2-029 (FAX)
教 育 委 員 会	—	25-2941	25-3310	—	—
西 桂 保 育 所	—	25-3255	20-2080	—	—
西 桂 小 学 校	—	25-2028	25-2029	—	—
西 桂 中 学 校	—	25-2346	25-2066	—	—
いきいき健康福祉 センター	—	25-4000	25-3574	—	—
いきいき健康福祉 センター	社会福祉協議会	25-3333	20-2061	—	—

(14) NTT東日本又はNTT西日本の扱う気象警報・洪水警報の伝達



(15) 山梨県砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

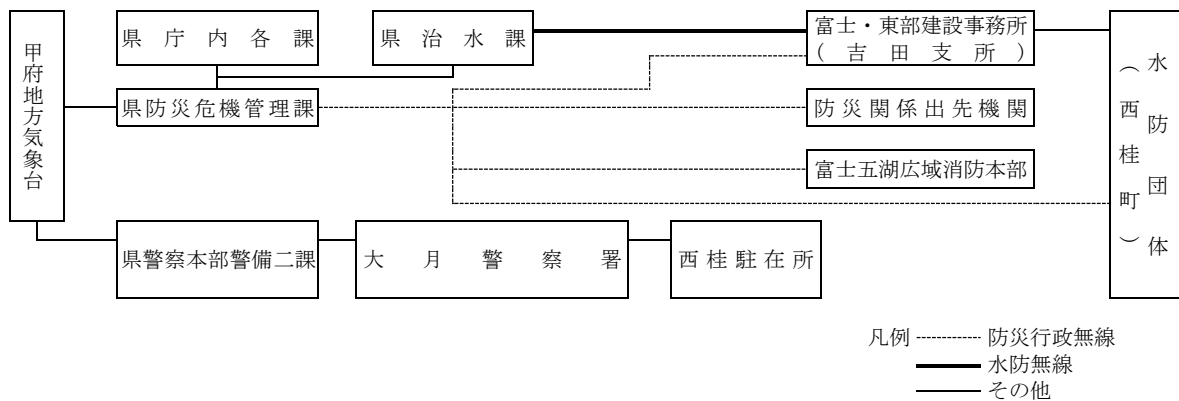
ア 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

①発表基準	大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。
②解除基準	監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。
③伝達経路	土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「予報・警報の種類等」1「(13) 甲府地方気象台の伝達経路」による。
④情報の収集及び伝達体制	土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報等についての住民又は自主防災組織等からの情報収集及び伝達体制の整備を行う。

(16) 県の水防管理団体への伝達



2 町が発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるときは、町長が火災警報を発令する。

第2 予報及び警報等の伝達

1 町職員への伝達

予報・警報等の周知伝達に当たっては、庁内放送により、町関係出先機関については、町防災行政無線及び電話等により速やかに行う。

2 住民その他関係団体への通報

住民、関係団体等に対しても、次の方法により速やかに予報・警報を伝達し、被害発生の防止に努める。

① サイレン又は警鐘	③ 広報車
② 町防災行政無線	④ 町ホームページ

第3 異常現象発見時の通報、伝達

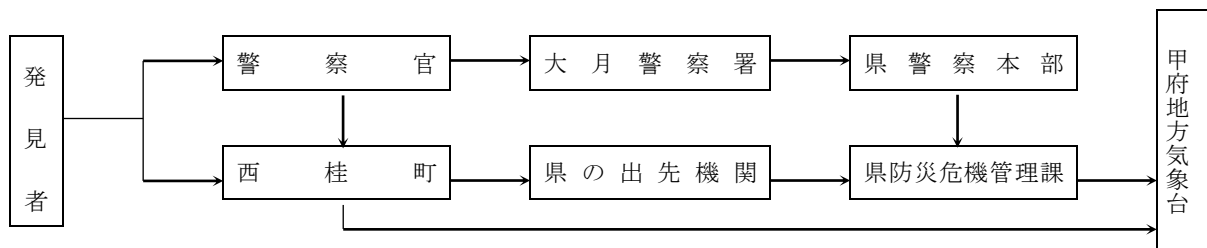
1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 前兆現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報するとともに周囲の人に知らせ、早めに避難する。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (3) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

区 分	主 な 異 常 現 象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等
火 山 関 係	噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ 鳴動：異常音の発生 火山性地震：有感地震の発生 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動 その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

3 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画【総務課】

迅速かつ適切な災害応急対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、町は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を収集する。

1 各対策部班における被害状況調査

各対策部班は、関係団体等の協力を得て、所管施設等の被害状況調査を実施し、被害状況を町本部に報告する。また、各地区の被害状況については、消防団、自主防災組織、町議員等と連携して情報を収集するものとする。

2 小沼郵便局との連携強化

町は、町内及び町周辺の被災状況等を把握するため、小沼郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に交換できるように、覚書若しくは協定を締結するなど、連携体制の構築を図るものとする。

3 関係機関からの情報収集

町は、消防、警察、富士・東部地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集・伝達する。

4 地理空間情報の活用

情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

5 県への応援要請

被害が甚大なため、町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 被害状況等の取りまとめ

各対策部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務対策部長（総務対策部（総務班））が取りまとめ、本部長（町長）に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長（町長）は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する総括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。（水道災害については、「山梨県水道災害危機管理マニュアル」に定める様式により県（富士・東部保健所）へ別途報告する。）

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、町は、直接消防庁に対し報告する。また、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する火

一般災害編
第3章 災害応急対策計画

災・災害等が発生した場合には、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、この場合、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

県への連絡先

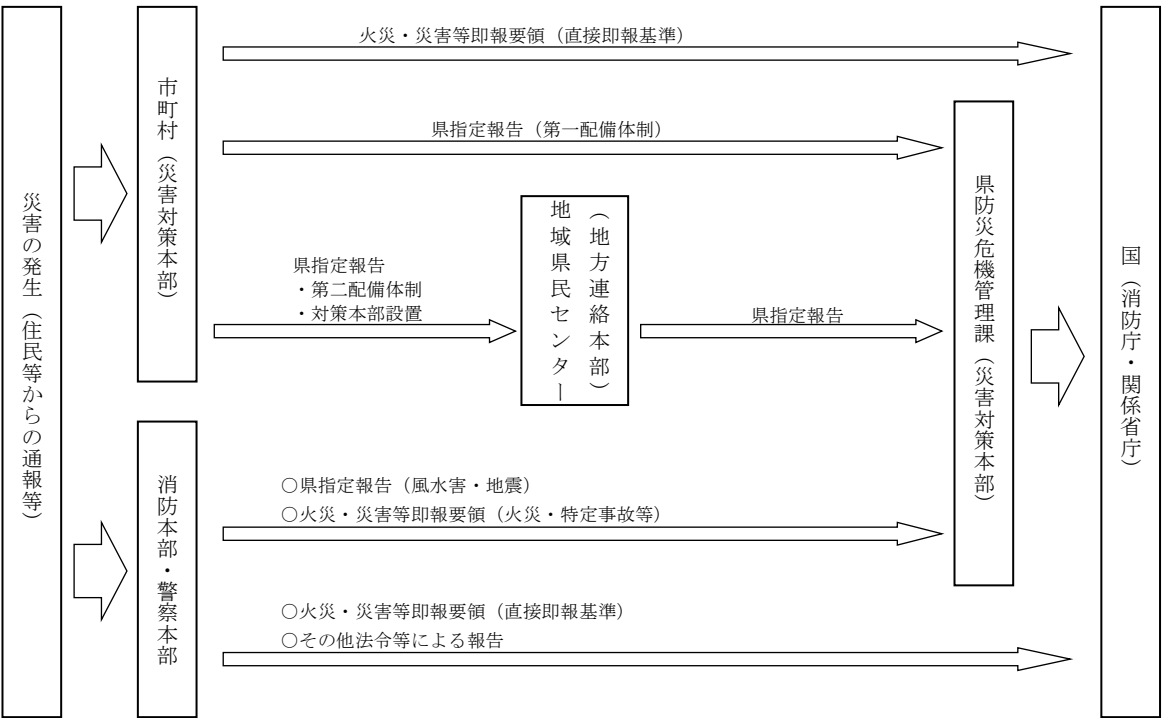
名 称	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線
県 防 災 局 防 災 危 機 管 理 課	055—223—1432	055—223—1439	(地上系) 無線発信99—2513 (衛星系) 6*—200—2513※
富 士 ・ 東 部 地 域 県 民 セ ン タ ー (都 留 市)	0554—45—7801	0554—45—7804	(衛星系) 6*—※

消防庁への連絡先

区 分		通常時 (9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間 (18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
回線別	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
消防防災無線	電 話	96—90—49013	96—90—49102
	F A X	96—90—49033	96—90—49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	916—048—500—90—49013	916—048—500—90—49102
	F A X	916—048—500—90—49033	916—048—500—90—49036

(2) 報告ルート

ア 被害状況伝達系統



(ア) 第一配備：大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報発表時及び震度4の地震観測時

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	町 県警察本部 消防本部	町総務課・県警察本部・消防本部→県防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準]

被害区分	調査報告主体	報告ルート
人、建物	町	町総務課 → 県防災危機管理課 → 消防庁等
農水産物	町	町産業振興課 → 富士・東部農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課
農業用施設	町 富士・東部農務事務所	町産業振興課 → 富士・東部農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課
林業施設	町 他	町 → 富士・東部農務事務所 → 県森林環境総務課 → 県防災危機管理課
道路、橋梁、建築、崖崩れ	各管理者	管理者 → { 富士・東部建設事務所(吉田支所) 流域下水道事務所 } → 各主管課 → 県治水課 → 県防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各管理者 → 県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(イ) 第二配備：大雨警報、洪水警報、暴風警報発表時及び震度5弱・強の地震観測時

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町総務課、富士・東部地域県民センター→県防災危機管理課→消防庁等 直接即報基準 ↑ 県警察本部・消防本部 → 県防災危機管理課
人、建物	町	町総務課 → 富士・東部保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者 → 富士・東部保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者 → 富士・東部保健福祉事務所 → 県福祉保健総務課 → 県防災危機管理課
水道、清掃施設	町	町建設水道課 → { 富士・東部保健福祉事務所 → 県衛生薬務課 } 町産業振興課 → { 富士・東部保健福祉事務所 → 県森林環境総務課 } → 県防災危機管理課
農水産物	西桂町	町産業振興課 → 富士・東部農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課
農業用施設	西桂町	町産業振興課 → 富士・東部農務事務所 → 県農業技術課 → 県防災危機管理課
林業施設	西桂町	町産業振興課 → 富士・東部林務環境事務所 → 各主管課 → 県森林環境総務課 → 県防災危機管理課
道路、橋梁、河川、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	富士・東部建設事務所(吉田支所) 管理者→流域下水道事務所→各主管課→県治水課→防災危機管理課 管理者→ { 富士・東部建設事務所(吉田支所) 流域下水道事務所 } →各主管課→県治水課 → 県防災危機管理課

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

被害区分	調査報告主体	報告ルート
ライフライン	町 各事業者	町・各管理者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(ウ) 第三配備態勢：災害対策本部設置時

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織・事業者・管理者・町	住民等 → 町災害対策本部 → 富士・東部地方連絡本部 → 県災害対策本部 → 国（消防庁、関係省庁等）

(噴火警報・火山情報等（噴火の可能性）)

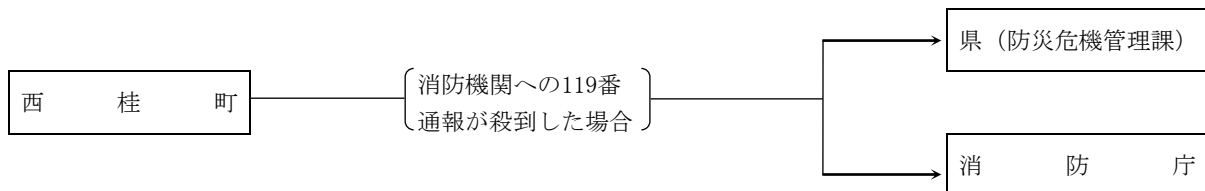
被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・富士・東部地域県民センター→県防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→県防災危機管理課
その他情報	町 各管理者等	町・各管理者→各出先機関→各主管課→県防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→県防災危機管理課

(エ) その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会 → 商工会連合会 → 県商工企画課 → 県防災危機管理課
文教施設	各管理者	町教育委員会 → 富士・東部教育事務所 → 県教育庁総務課 → 県防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 富士五湖消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに町本部他、県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 町は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告する。
- (3) 町は、防災無線を通じて状況の説明、町役場等代替連絡先等の広報を行う。



3 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、町本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

4 報告の種類・様式

町は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県等に災害報告をする。

- (1) 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告

町は、「災害報告取扱要領」に基づき、把握した被害状況について必要な事項を県に報告する。

①	災害確定報告……………第1号様式
②	災害中間報告……………第2号様式
③	災害年報……………第3号様式

(2) 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告

町は、火災・災害等の即報に当たっては、次の区分に応じた様式に記載し、FAX等により報告する。ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められる。

①	火災等即報……………第1号様式及び第2号様式
②	救急、救助事故報告……………第3号様式
③	災害即報……………第4号様式（その1、2）

(3) その他、県マニュアル等で指定した報告及び様式

①	市町村被害状況票（様式3—4—2）
②	市町村災害対策本部等設置状況／職員参集状況票（様式3—4—5）
③	避難所開設状況一覧表（様式3—4—6）

資料編	● 10-1 「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式
	● 10-2 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
	● 10-6 県指定に基づく被害報告様式

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した一つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全壊、流失)	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 棟数及び世帯数、人員を報告する。なお、被害戸数は「独立して家庭生活を営むこと

		ができる建物、又は完全に区画された建物の一部」を単位とする。
9	住家半壊 (半焼)	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
11	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもので、ただし、軽微なものは除く
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、J R、N T T等の管理する建物
15	非住家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院(20人以上)
18	流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、排水機場、農業用倉庫等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路、浄化槽法・土地改良法適用の農業集落排水※
32	崖崩れ	新生崩壊地、拡大崩壊地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	罹災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	罹災者	罹災世帯の構成員

※当町においては、流域下水道、都市下水路、浄化槽法・土地改良法適用の農業集落排水の施設は該当しない。

第8節 災害広報計画【総務課、企画財政課】

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を提供し、混乱の未然防止及び住民の生命の安全確保に努める。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務対策部において行う。

総務対策部は、正確な災害情報、町域の被害状況等を収集、把握し、住民に対して適切な広報を行う。

なお、広報を行うに当たっては、報道機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、自主防災組織等の協力による戸別訪問、町ホームページへの外国語併記による広報など、障がい者・高齢者や外国人等の要配慮者に対しても十分留意し、適切な広報に努める。

第2 広報の方法

災害の種類、災害発生時期等を勘案し、次の広報手段により、適切に行う。

- 1 西桂町防災行政無線の活用による広報
- 2 町広報車、消防車による巡回広報
- 3 町ホームページ、SNSによる広報
- 4 町広報紙等（臨時刊行）の掲示、配布の広報
- 5 サイレン、警鐘等、信号による広報
- 6 テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を媒体とした広報
- 7 町職員を伝令とした広報
- 8 その他、実施可能で効果的と思われる広報手段

第3 広報内容

広報は、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、聴覚障がい者に対しては、町ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障がい者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、避難行動要支援者に対しては民生委員・児童委員、防災リーダー、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難及び誘導等に関する指示事項、高齢者等避難
- 3 災害情報及び町の防災体制
- 4 被害状況及び災害応急対策の実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 災害応急対策に関する規制事項及び住民の協力要請
- 7 防災に関する住民への一般的な注意事項

8 その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

第4 Lアラートの活用

町や県から安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、山梨県内の関係機関がLアラート（災害情報共有システム）を利用していくこととし、効果的な情報伝達が可能となるよう、運用のルールを随時見直していく。

第5 住民からの問い合わせへの対応

町（総務対策部）は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を町役場に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

また、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を活用して情報提供体制を図る。

第9節 災害通信確保計画【総務課】

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信を迅速かつ適切に行うため、町の所有する通信施設を活用するほか、状況により他の機関の所有する通信設備の優先利用、放送の要請等により、通信の確保を図る。

第1 災害時における通信の方法

当町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を的確に収集、伝達し、又は報告する。

1 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関等とを有機的に結んでいる。

町は、県防災行政無線を活用して県へ被害報告、応援要請等を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

2 町防災行政無線（固定系・移動系）

町は、各地区住民等への広報、町本部、医療機関等、また災害現場との通信連絡等のため、町防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

3 消防無線

町は火災等が発生した場合には、富士五湖消防本部、各消防出張所と連携を図り消防無線を活用し、火災現場等との通信の確保を図る。

4 加入電話

町出先機関、関係団体等との通信には、加入電話を活用するものとするが、災害現場との通信や夜間等の勤務時間外での通信には、携帯電話を活用して通信の確保を図る。

なお、災害時、電話が輻輳し、かかりにくいときは、災害時優先電話を活用する。

資 料 編	● 2－9 通信施設

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたNTT東日本に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、町域における関係機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

町域における関係機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 鉄道無線……………富士急行株式会社
- 2 バス無線……………富士急山梨バス株式会社富士吉田営業所
- 3 その他無線……………東京電力株式会社富士吉田営業センター

第5 放送の要請

町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送要請を求めることができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまがないときは、町長が直接放送局に対して放送要請することができる。

放 送 局 名	協定締結 年 月 日	電話番号	県防災行政無線 衛星回線番号	申 込 窓 口
N H K (甲 府 放 送 局)	S 58. 7. 1	(055) 255—2113	9-220-1-058	放 送 部
山 梨 放 送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 090-1555-8222	9-220-1-066	報道制作局報道部 (昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長宅
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜080-3126-4455	9-220-1-067	放 送 部
エ フ エ ム 富 士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	9-220-1-068	—

第6 インターネットシステムの活用

県は、気象情報及び各種災害情報をインターネットにより提供することとなっている。

町は、平素から気象・防災・道路情報等をホームページに掲載しているが、災害発生時においても災害情報等の伝達手段として有効に活用する。

山梨県庁URL	⇒	http://www.pref.yamanashi.jp/
西桂町役場URL	⇒	http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/

第7 アマチュア無線の活用

町は、災害により通信連絡が困難になった場合、又は町の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、町内のアマチュア無線団体に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。災害時の個人情報の取扱いや運用について十分に配慮するものとする。

第8 急使による連絡

町は、通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡することとし、要員を確保する。

第10節 水防対策計画

【建設水道課、総務課、福祉保健課、税務住民課、教育委員会】

第1 目的

この計画は、西桂町の地域にかかる河川等の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2 水防事務の処理

洪水等に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を維持するため、水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第3 水防本部の設置及び組織事務分担表

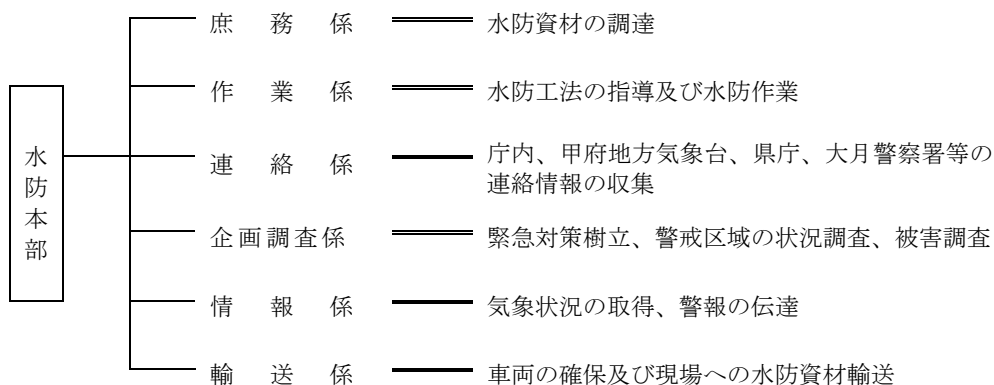
1 水防本部

水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要性があると認めたときからその危険が除去するまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

水防本部の事務局は町役場に置き、水防本部の組織は次のとおりとする。

2 本部組織

(1) 組織系統



(2) 水防事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりである。

本部長	町長		
副本部長	教育長		
本 部 員			
総 務 課 長	議 会 事 務 局 長	企 画 財 政 課 長	
税 務 住 民 課 長	福 祉 保 健 課 長	保 育 所 長	
産 業 振 興 課 長	建 設 水 道 課 長	教 育 次 長	
消 防 長 の 指 名 す る 職 員	消 防 団 長	警 察 官	

対 策 班 (班 長)	分 掌 事 務
庶 務 情 報 班 (建設水道課長)	1 水防本部の庶務運営に関すること。 2 雨量観測者、水位観測者からの情報収集に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 出動命令に関すること。 5 水防警報の伝達に関すること。 6 被害状況の取りまとめに関すること。 7 県への出動報告・被害状況報告に関すること。 8 水防活動の経理に関すること。
連 絡 ・ 輸 送 班 (総務課長)	1 気象情報の収集に関すること。 2 住民への広報に関すること。 3 水防用車両の管理、配車及び緊急調達に関すること。 4 水防資機材等の緊急輸送に関すること。 5 浸水予想地域内住民への避難のための立退き指示に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。
被 害 調 査 班 (税務住民課長)	1 住民の避難誘導に関すること。 2 被災住民の調査に関すること。 3 土地・家屋の被害調査に関すること。 4 他班への応援協力に関すること。
福 祉 保 健 班 (福祉保健課長)	1 保育児童の避難誘導・一時保護等の安全対策に関すること。 2 保護者等への連絡に関すること。 3 高齢者・障がい者への高齢者等避難の伝達に関すること。 4 浸水予想地域内の社会福祉入所施設への伝達に関すること。 5 避難所の開設・運営に関すること。 6 医薬品、衛生材料等の確保に関すること。 7 応急医療活動に関すること。 8 遺体の処理に関すること。 9 避難所等への巡回医療に関すること。 10 他班への応援協力に関すること。

対 策 班 (班 長)	分 掌 事 務
教 育 対 策 班 (教育長)	1 児童・生徒等、施設利用者の避難誘導・一時保護等の安全対策に関すること。 2 保護者への連絡に関すること。 3 他班への応援協力に関すること。
水 防 作 業 班 (消防団長)	1 河川の巡視に関すること。 2 水防作業に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。 4 救出・救助に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。

(※) 高齢者等避難

避難に時間のかかる高齢者や障がい者等のために、通常の避難指示に先だって発令し、いち早く安全な場所に避難させるための情報。

第4 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第5 常時及び非常時監視

1 常時監視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 非常時監視

水防管理者、消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前項に述べた監視、警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じるものとする。

第6 水防管理団体の非常配備

1 水防管理者が、管下の消防機関等を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 緊急にその他必要があるとして知事から指示があった場合

2 本部員の非常配備

本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとして、水防管理者は、あらかじめその態勢を整備しておくものとする。

3 本部職員（消防団員）の非常配備

(1) 待機

団長は、本部会議の状況により、副団長に団員が直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう、待機命令を発するものとする。

待機命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。

- ア 大雨及び洪水に関する注意報並びに警報が通知されたとき。
- イ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。

(2) 準備

分団長等は、所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、水防上危険ある工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させる。

準備命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される
とき。

イ 水防警報が通知されたとき。

ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

消防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。

出動命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

イ 水防警報（出動）が通知されたとき。

ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

4 報告

次の場合には、水防本部長は、富士・東部建設事務所(吉田支所)に報告するものとする。

(1) 氾濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団（消防団）及び消防機関が出動した
とき。この場合、水防管理者は、その所轄区域内に出動信号を発するとともに、所轄地区警察に通
報するものとする。

(2) 危険が増して水防作業を開始したとき。

(3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第7 水防作業

1 水防工法

水防工法はそれぞれの状況に応じた工法とし、工法は県水防計画水防工法を用いるものとする。

2 水防上の心得

水防作業に当たっては、水防団員（消防団員）の安全確保を第一とし、作業に当たるものとする。

第8 水防巡視及び水防信号

1 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、水位観測所の河川水位が水防団待機水位又は氾濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長（消防分団長）に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

2 水防信号

水防信号は、山梨県水防信号規則（昭和24年山梨県規則第52号）の規定に基づき次により行うものとする。

種 類	設 備	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が氾濫注意水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者の出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

水防信号が発せられる際の措置は、次によるものとする。

信号の種類	措 置 事 項
第 一 信 号	一般住民に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第 二 信 号	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第 三 信 号	各分団員のほか、必要により一般住民の出勤を求める。
第 四 信 号	大月警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

第9 水防資材並びに輸送の確保

1 水防資機材の整備

各河川の水防受持区域の各分団は、各地域の状況に応じて水防に必要な資機材を整備しておくものとする。

資 料 編	● 4－1 消防力の現況

2 水防資機材の調達

水防資機材確保のため、各防ぎょに必要な資機材を整備するとともに、資機材業者等を把握し、緊急時に備える。

なお、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該各地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者あてに報告するものとする。

3 輸送の確保

水防本部は、県水防本部、富士・東部建設事務所(吉田支所)、大月警察署及び管内からの通報等に基づき、その状況に従い通行路線を決定し、輸送の正確を図る。

第10 水防活動等

1 水防団（消防団）の活動

洪水等に際し水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を維持するため、水防法第16条による水防警報等を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防受持区域

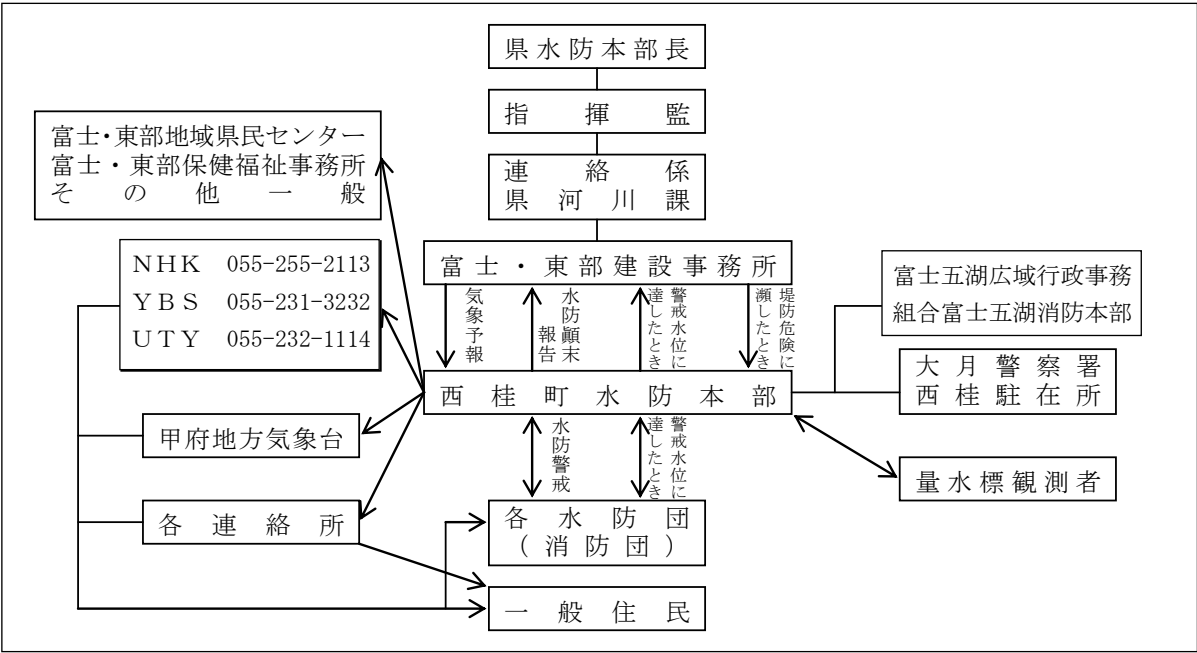
分団の水防受持区域は、各分団の各地域管轄区域によるものとし、次のように定める。
なお、団長は、必要に応じ他の分団の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

区 域	担 当 分 団	摘 要
倉見地区	第一分団	地区全域
柿園地区	第二分団	地区全域
本町地区	第三分団	地区全域
上町地区	第四分団	地区全域
下暮地地区	第五分団	地区全域

3 重要水防区域

町内における重要水防区域は、別表のとおりである。

4 水防に関する連絡系統図



5 河川、堤防等の巡視

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が氾濫注意水位に達したときは山梨県水防信号規則第1信号により地域住民に周知するものとする。

- (2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したときは、常時、河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号を打鐘し団員を招集し水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずるべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求め必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (5) 量水標が設置されていない河川についても、上記に準じて対応するものとする。

第11 避難のための立退き

1 立退き等の指示

水防管理者は、自ら防ぎよする堤防等が破堤した場合、又は破堤の危機にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。

2 立退き計画の作成

水防管理者は、当該区域を管理する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。

立退き計画の主たる事項は、次のとおりとする。

- (1) 立退きを要する人口、世帯数
- (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
- (3) 立退きのための指導員編成

3 警察署長への通知

水防管理者は、1の立退き又は準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第12 水防活動報告

1 水防本部長への報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防実施状況報告書により水防本部長に報告するものとする。

2 県建設事務所水防支部長への報告

(1) 緊急報告事項

水防管理者が富士・東部建設事務所(吉田支所)に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- ア 水防団(消防団)を出動させたとき。
- イ 他の水防管理者等に応援を要求したとき。
- ウ 破堤、氾濫したとき。
- エ 洪水増減の状況

オ 応援の状況

カ その他必要と認める事態を生じたとき。

(2) 水防てん末報告

水防が終結したときは、遅滞なく「水防実施状況報告書」(別記様式)により富士・東部建設事務所(吉田支所)に報告する。

第13 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
身分・所属	
氏 名	
上記の者に	の区域における水防法第28
条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者	
西桂町長	

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれを行うものとする。

公 用 負 担 命 令 書			
第	号		
目 的 物	種 類	員 数	
負担の内容	使用	収用	人分等
年 月 日			
	西桂町長	何 某	
	事務取扱者	何 某	
何 某 殿			

第14 災害補償

1 公務災害補償

水防団長（消防団長）又は水防団員（消防団員）が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、水防管理者が損害を補償するものとする。

2 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、水防管理者はその者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（水防法第45条）。

県管理河川重要水防区域一覧

建設事務所 水防支部名	担当水防 管理団体名	河川名	大字	字	左右 岸別	延長 (m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫
富士・東部	非 西桂町	柄杓流川	夏狩	神社先	右	60	a	水衝箇所	護岸なし	富士・東部 水防倉庫
吉 田	非 西桂町	相模川 (桂川)	小沼・倉見	浅間神社横	左 右	200 200	a a	水衝箇所	天然河岸（岩）	富士・東部 水防倉庫
吉 田	非 西桂町	欄干川	下暮地小沼	松寿庵前	左	50	b	水衝箇所	護岸老朽	富士・東部 水防倉庫
吉 田	非 西桂町	柄杓流川	下暮地	入田団地前	左 右	150 150	b b	水衝箇所	護岸老朽	富士・東部 水防倉庫
吉 田	非 西桂町	相模川 (桂川)	小沼 倉見	本町 堀	左 右	1箇所	b	工作物 (取水堰)	流水疎通障害 境用水取水堰 (管理者：都留市)	富士・東部 水防倉庫

注 「重要度」欄の階級 a、b の評価基準は、次表のとおり

1 a：最も重要な区間

種 類	基 準
堤 防 高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合

2 b：aの次に重要な区間

種 類	基 準
洗 掘 箇 所	河床の洗掘の著しい場合で、護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの
水 衝 箇 所	洪水時水衝部において護岸があるが、目詰り石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないものの、天然河岸で侵食されているもの
堤 防 高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合

水 防 実 施 状 況 報 告 書

管理団体で水防箇所
毎に作成するもの
(作成責任者)



管理団体名												指定非指定の別					
水防実施時の台風名又は豪雨名												報 告 年 月 日		平成 年 月 日			
場 所		川 右 岸 地先 m										要 経 費			管理団体名	県支出分	合 計
日 時		自 月 日 至 月 日											人 件 費	手 当	円	円	円
														そ の 他	円	円	円
														計	円	円	円
出動人員数		水防団員	消防団員	そ の 他				計	物 件 費	資 材 費	円		円	円			
		人	人	人				人		器 材 費	円		円	円			
水防作業の概況及び工法		工法 箇所 m											費	燃 料 費	円	円	円
														雑 費	円	円	円
														計	円	円	円
														合 計	円	円	円
水防の 効果 効果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人員	使 用 資 材	か ま す 俵	枚	枚	枚				
		m	ha	ha	戸	m	m	人		む し ろ	枚	枚	枚				
										な わ	kg	kg	kg				
								丸 太		本	本	本					
								そ の 他									

他 の 団 体 よ り の 応 援 の 状 況		立 退 きの 状 況 及 び それを指示した理由	
居 住 者 出 動 状 況		水防功労者の氏名年令 所属及びその功績概要	
警 察 の 援 助 状 況		堤防その他の施設等の 異常の有無及び緊急工 事を要するものが生じ た時はその場所及び損 傷状況	
現場指導官公職氏名		水 防 活 動 に 関 す る 自 己 批 判	
水防関係者の死傷		備 考	

第11節 雪害対策【総務課、建設水道課】

積雪による被害の拡大防止を図るため、町、県及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第1 情報の収集

町は、気象情報を収集し、被害情報を早期に把握するため、職員による情報収集、自主防災組織や行政区等からの情報収集、アマチュア無線や業務用無線（タクシー無線等）の活用による情報収集体制の確立を図るものとする。

1 職員による情報収集

大雪警報の発表により、職員が自宅から参集する間に収集した各方面の積雪情報や被害情報を取りまとめ活用する体制の確立を図るものとする。

また、現地調査を行う職員編成及び除雪作業等の活動要領を事前に定めておくものとする。

2 自主防災組織や行政区等からの情報収集

地域の災害情報を収集するため、自主防災組織や行政区等の協力を得て情報収集体制の確立を図るものとする。

3 アマチュア無線等からの情報収集

多量の降雪により電話回線が途絶した場合には、アマチュア無線及び業務用無線（タクシー無線等）の利用の要請を行うものとする。

第2 雪害対策体制の確立

1 雪害対策体制の確立

町は、県、甲府地方気象台等から気象警報、積雪情報等を入手し、応急活動体制を確立し、状況に応じて速やかに災害対策本部を設置する。

2 自衛隊への災害派遣要請

雪害の状況により必要があると認める場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第2 道路交通における雪氷対策

1 道路交通の確保

(1) 除雪体制の強化

道路管理者は、一般国道、県道、町道等の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携を図る。

(2) 交通規制の実施

道路管理者は、積雪状況により、他の道路管理者と連絡調整を図りながら、速やかに交通規制を行うとともに、地域住民、ドライバー等に対し、積極的に広報活動を行うものとする。

(3) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者と連携して、移動作業を行うものとする。

2 航空輸送の確保

積雪による道路交通の一時的な麻痺により、孤立する集落が発生することが予想される場合は、町は、ヘリコプターによる航空輸送の確保体制の確立を図る。

第4 融雪・雪崩対策

1 雪崩対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、ドライバー等に対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
- (2) 道路管理者は、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

2 融雪対策

- (1) 町は、県から融雪出水期における警戒地域の情報を入手した場合、警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

3 雪庇対策

施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

第12節 消防対策計画【総務課】

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

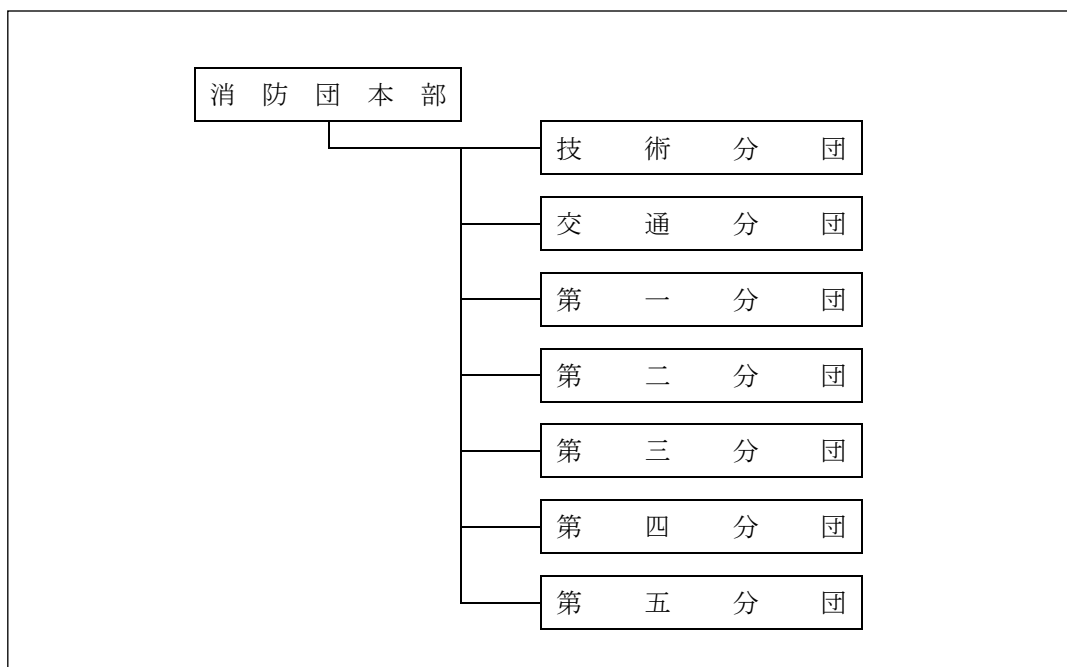
1 富士五湖広域行政事務組合消防本部

上町地区に富士五湖消防本部富士吉田消防署西桂分遣所が設置され、火災発生の未然防止、発生時の初期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

2 西桂町消防団

非常備消防の消防団は、現在消防団本部のほか7分団で編成され、地域に密着した消防活動を行っている。

西桂町消防団組織図



第2 消防活動計画

1 町及び消防団の活動計画

(1) 町

ア 町は、火災発生直後の消防団員の初動体制、初動消火活動の実施計画を定める。

イ 町は、火災発生直後に、住民に対して火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、組織編成について定める。

ウ 町は、火災を早期発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

2 消防団の活動区域

消防団は、その管轄区域の災害を防ぎよすることを活動の前提とし、自主防災組織と協力して自衛

自守することを目的とする。

ただし、他地区に大災害が発生した場合は、出動区分に従い防ぎょ活動に協力するものとする。

3 消防団活動の掌握

消防団長は、町内における火災等災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団活動の全般を指揮監督するとともに、消防団の総力を挙げ災害に対処する。

4 分団の警戒活動

(1) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

拡声器、メガホン等を利用して火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、機を失することなく付近の住民を指導督励して初期消火を行う。

(2) 人命救助

家屋倒壊等による人命救助事故を発見したときは、付近住民を指導督励して救出活動を行い、傷病者等が発見した場合は、付近住民の協力を要請して最寄りの病院等へ搬送する。

(3) 消防機関への通報

火災及び救急事故等を覚知したときは、付近住民の協力を得て消火又は救出するとともに消防署へ通報する。

(4) 避難情報

避難情報が出された場合は、避難方向、避難先等を付近住民に周知徹底する。

(5) 消防署隊員への協力

災害現場において消防署隊員から応援の要請を受けた場合は、積極的に協力し、消防隊の誘導、その他応援活動に当たる。

(6) その他の活動

ア 危険物、可燃性ガスが流出した場合は、その管理者等に必要な措置を指示するとともに、付近の火気使用制限、通行制限の警戒活動を行う。

イ 火災による飛火があると判断したときは、風下方面の住民に対して飛火の警戒及び飛火消火について指示するとともに、飛火火災を発見したときは、付近住民を指導督励して消火に当たる。

5 ポンプ隊の活動

(1) 分団管轄区域内において火災が発生した場合は、直ちに火災の防ぎょに当たる。複数の火災が発生したときは、危険地域及び木造建築物、密集地域の火災を優先して出動する。

(2) 消防署隊の到着後は、当該指揮者の指示により、相互に協力して消火活動を行い火災の早期鎮火に努めるとともに、消防署隊が作戦上転戦命令により転戦する場合は、火災現場における事後処理を行う。

第3 災害時対策

町及び消防団は、各種防災機関と連携して、次のように対処する。

1 消防活動方針

大規模災害が発生した場合は、火災の拡大により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防活動方針は次の3点として、現有消防力の全力を挙げて活動に当たる。

(1) 火災の防止（出火防止）

(2) 火災の早期鎮圧と拡大防止（延焼防止）

(3) 人命の安全確保

2 消防活動体制の整備

大規模災害が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり、活動体制を整える。

(1) 高所監視員の配置

あらかじめ定めた高所に監視員を配備させ、火災の早期発見に努める。

(2) 車両の安全確保

分団車庫倒壊等の危険がある場合は、直ちに車両を移動する。

(3) 被害状況の把握及び報告

管轄区域内の被害状況を的確に収集し、町本部へ報告する。

3 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先的に防ぎよする。

(1) 消火可能地域優先の原則

同位防ぎよ区に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防ぎよする。

(2) 重要防ぎよ施設優先の原則

重要防ぎよ施設周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要防ぎよ施設の確保に必要な活動を行う。

(3) 避難場所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とし、避難場所、避難路の確保及び防ぎよを行う。

第4 火災防ぎよ活動計画

町及び消防団は、各種防災機関と連携して、次のように対処する。

1 防ぎよ方針

火災の発生は、火災の規模・原因、地震の規模、震源地からの距離、地盤等の自然条件のほか、地域の社会条件及び構造等によってもたらされ、第1次災害の程度によって大きく影響される。従って、防ぎよに当たっての基本方針は、地域を災害から守るため、発生した火災の早期鎮圧と人命の安全を最重点とする防ぎよ方針により対処する。

2 消防隊の出動計画

(1) 消防団の出動区分

消防団が出動する区分は、別に定める。

(2) 出動の順位

出動は、原則として次の順位によるものとし、火災の様相等これに従いがたい場合は、団長の命によることとする。

ア 消火可能地域と消防活動困難地域に同時に火災が発生した場合は、消火可能地域を優先すること。

イ 重要防ぎよ施設周辺とそれ以外の区域に火災が同時に発生した場合は、重要防ぎよ施設周辺を優先すること。

3 消防隊の運用

限られた消防力で同時に発生する多くの火災に最も効率的な防ぎよを行うためには、初期においてどのような防ぎよ行動を開始すべきであるかを判断することが、団長又は分団長として最も重要なことである。火災の規模・原因、地震の規模、震災の規模等と消防力とを比較検討して、次のように計画する。

(1) 攻撃防ぎよ計画

地震等による第2次災害（火災）の発生件数が少ないか、小規模で消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される火災の防ぎよ体制での出動範囲は、出動区分のとおりとする。

(2) 重点防ぎよ計画

重点防ぎよは、通常火点周囲の公共建物（重要対象物）を守備する戦術である。従って、重点防ぎよは火点周辺に重要対象物が点在する場合、火点を直接攻撃する隊、周辺の重要対象物の飛火警戒等の守備に当たる隊について団長が命ずる。

(3) 集中防ぎよ計画

集中防ぎよは、地震等により火災が数か所から発生した場合の防ぎよ体制で、消防力を上回る火災を消防隊個々の防ぎよでは効果がない場合、消防隊が集中して一定区域の火災を消火し、他の火災の延焼を阻止する。

(4) (1)～(3)の火災現場要領は、次によるものとする。

ア 放水は、努めて大口径ノズルを使用して強力に行う。

イ 攻撃的現場活動のときは、延焼危険が大である方面から順次包囲態勢をとり延焼防止するものとし、守勢的現場活動のときは、予備注水を行い延焼の阻止を図る。

ウ 火災の態様、風向、風速等に留意し、常に転戦路を確保する。

エ 防災組織団体に積極的に協力を求め、震災消防活動の支援、飛火の警戒消火に当たらせる。

4 転戦

(1) 転戦の時機

転戦は他への延焼危険がほぼなくなった時点とし、部分的な延焼及び残火処理は、管轄消防団員又は地域住民に行わせる。

(2) 転戦時の処置

速やかに転戦を要する場合は、指揮者の判断により転戦先での防ぎよに必要なホースを収納し、転戦途上に詰所がある場合は、立ち寄って不足ホースを補充して転戦する。

5 延焼防止線の防ぎよ

(1) 横風からの防ぎよ

火勢が熾烈な場合は、火流の風下寄りの両側面から火流を攻撃して、逐次火流の中を狭めながら最終的に延焼阻止線において阻止する。

(2) 風下における防ぎよ

風下における延焼阻止線の防ぎよは、部分破壊を併用しながら前面街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め、最終的には道路上で阻止する。

(3) 飛火警戒の徹底

延焼阻止線設定に当たっては、防ぎよ組織等あらゆる手段を用いて飛火警戒を徹底し、頭越しに延焼突破されることのないよう配慮する。

6 避難情報の伝達

避難情報が出された場合は、当該地域に出動している消防隊は、車載拡声器等で当該住民に周知する。

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

町長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部、関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ、知事に県消防防災ヘリコプターの出動及び空中消火等を要請する。

2 林野火災防ぎよ計画の樹立等

町長又は消防長は、林野火災防ぎよに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎよ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずる。

(1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）

(2) 出動順路及び防ぎよ担当区域

(3) 携行する消防資機材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

(5) 隊員の安全確保

ア 気象状況の急変による事故防止

イ 落石、転落等による事故防止

ウ 進入、退路の明確化

エ 隊及び隊員相互の連携

オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

(6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法

(7) 防火線の設定

(8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準

(9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保

(10) 消火薬剤及び資機材等の確保

(11) 救急救護対策

(12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給

(13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

資料編	● 5-1	飛行場外離着陸場等一覧
	● 5-2	ヘリコプター主要発着場一覧

第6 消防応援要請

1 要請の条件

町長は、次の状況にある場合は、「山梨県常備消防相互応援協定」等により、他の消防本部の消防長や協定締結市町村長に応援を求めるものとする。

応援要請の条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 消防本部の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認めるとき。② 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。③ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。 |
|---|

2 要請時の留意事項

町長は、次の事項に留意して他の消防機関に応援を要請するものとする。

- (1) 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容
- (2) 集結場所への連絡員の派遣
- (3) 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

資料編	● 8-1 災害時相互応援協定等一覧

3 応援部隊の誘導計画

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

第13節 原子力災害応急対策計画【総務課】

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、町内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、町内関係機関等への情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、町内関係機関等への情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議のうえ、一時的に避難所を確保するとともに、町営住宅等を活用し避難者の受入に努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難指示、緊急安全確保を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、当町に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細かな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難指示、緊急安全確保の措置をとる。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。
- 2 県は、国の指示及び要請に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対象	プルトニウム及び 超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

町は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

町は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

町は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染活動の実施・支援

町内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第14節 緊急輸送対策計画【総務課】

災害時における被災者の避難、応急対策要員の輸送、緊急物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

町長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、町で対処できないときは、県、他市町村、各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の道路施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による搬送

第3 輸送力の確保

- 1 自動車による輸送
 - (1) 車両確保の順序

車両は、概ね次の順序により確保する。

- ア 町所有車両など応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体所有の車両
- ウ 営業用車両
- エ その他の自家用車両

- (2) 車両の確保

- ア 町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び配備は、総務対策部（管理班）が行い、各対策部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務対策部（管理班）に依頼するものとする。

管理総務対策部は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うに当たっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第15節「交通対策計画」に定めるところによる。

- イ その他の車両

各対策部からの要請により、町有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務対策部（管理班）は、直ちに町内の公共的団体の自動車、又は状況により輸送機関等の営業用自動車等を借上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 応援協力要請

町内で自動車の確保が困難な場合には、他市町村に応援を要請する。

2 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は列車によることが適当な場合は、富士急行鉄道部等に協力を依頼する。

3 自衛隊航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 県消防防災ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合、又は緊急輸送を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法は、本章第5節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところによる。

5 人力による搬送

前各号による輸送が不可能な場合には、賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う。

第4 緊急輸送道路の確保

1 県による緊急輸送道路の指定状況

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

町域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区 分	道路種別	路 線 名	起 終 点
第一次緊急輸送道路	高 速 道 路	中央自動車道（富士吉田線）	町内全線
	一 般 国 道	国 道 1 3 9 号	町内全線

2 緊急輸送道路等の確保

町は、迅速かつ効率的な緊急輸送が行われるよう、中日本高速道路株式会社、甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所(吉田支所)と連携し、山梨県建設業協会都留支部等の協力を得て、県指定緊急輸送道路及び町の重要路線（本編第2章第5節第1「防災活動拠点整備計画」に示す町の防災拠点間を結ぶ町道）を優先して道路啓開を行うものとする。

また、状況によっては、迂回路を設置し、緊急輸送を行う。

資 料 編	● 2－1 指定避難所等一覧 ● 3－1 避難路・緊急輸送道路等 ● 5－1 飛行場外離着陸場等一覧 ● 5－2 ヘリコプター主要発着場一覧

第15節 交通対策計画【総務課、建設水道課】

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象状況等の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 町長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合は、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設水道対策部（建設班）は道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、建設水道対策部（建設班）は、速やかに町本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 町は、建設水道対策部（建設班）等が収集した情報を大月警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有する。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、山梨県建設業協力会都留支部等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては大月警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

町は、町域において異常気象時における道路通行規制を行うことを必要と認める場合は、警察等関係機関と協力して必要な措置を行う。

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国 土 交 通 大 臣 知 事 町 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
警 察	公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

大月警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。

なお、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

ア 放置車両の撤去等

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動等の措置をとることができる。

- ・ 車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・ 車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・ 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

イ 運転者等に対する措置命令

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	20号 上野原市井戸尻から北杜市白州町山口（国界橋北詰） 52号 南巨摩郡南部町万沢（甲駿橋北詰）から甲府市丸の内2—31—8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰（県境） 139号 南都留郡富士河口湖町（県境）から大月市大月町2丁目（20号分岐点）

道路管理者	予 定 指 定 区 間
	(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

4 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示するものとする。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行うものとする。

5 交通規制の措置

- (1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。
 - ア 規制の対象
 - イ 規制する区域又は区間
 - ウ 規制する期間
 - エ 規制する理由
- (2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

6 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なものでつくり、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7 警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

(1) 警察官の措置命令等

- ア 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。
- イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

(1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーは付けたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の確認手続

災害対策基本法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、大月警察署及び交通検問所等において実施するものとする。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、当町においても町有自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

3 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請をした場合は、確認のため必要な審査は省略される。

4 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、概ね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示に従事するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- (4) 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に従事するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

5 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は県公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付されるものとする。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

町は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、町防災行政無線、町ホームページ等を活用して、交通情報等に関する広報を迅速かつ的確に実施する。

広報内容

- 道路被害状況及び交通状況等の交通情報
- 交通規制の実施状況
- 車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置

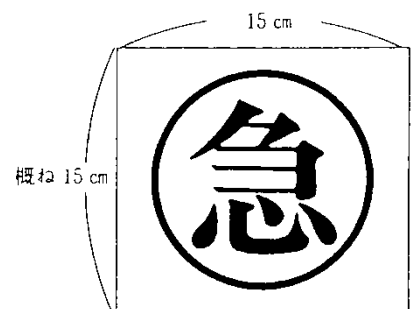
第6 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。

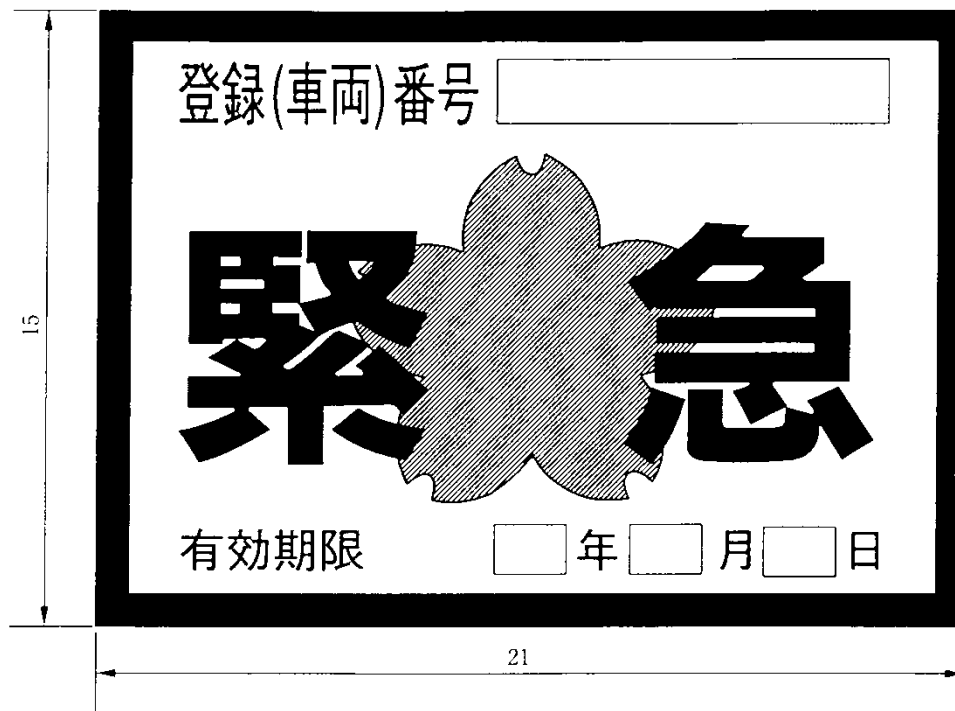
2 災害復旧等の出動の取扱い



災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部地域県民センター、富士・東部建設事務所(吉田支所)、町、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出ることとする。また、申出を受けた関係機関は、町との情報共有を図る。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

一般災害編
第3章 災害応急対策計画

別記様式

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事 ㊟ 公 安 委 員 会 ㊟				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第16節 災害救助法による救助計画【全課】

一定規模以上の災害が発生した場合、速やかに災害救助法の適用申請を行い、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、当町における適用基準は概ね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 当町の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人	口	住家滅失世帯数
4,342人〔平成27年度国勢調査〕 (5,000人未満)		30世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、当町の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人	口	住家滅失世帯数
4,342人〔平成27年度国勢調査〕 (5,000人未満)		15世帯

適用基準

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 町の被害が、(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

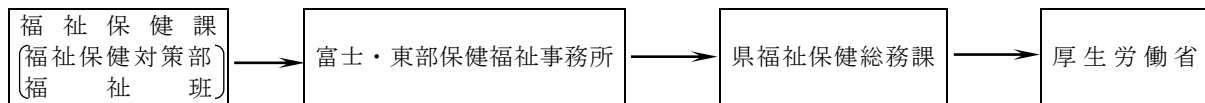
2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第2 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、町域における災害が前記第1の「1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる場合は、町長は、直ちに知事に災害救助法の適用を申請する。



- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第3 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、町長は知事が行う救助を補助する。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事は、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。この場合、知事は町長が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施期間を町長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を町長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第4 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編10－6に掲載の様式1から様式22までのとおりである。

様式1	地区別被害状況調査表
様式2	世帯別被害調査表
様式3	救助活動の種類別実施状況
様式4	被災世帯調査原票
様式5	救助の種目別物資受払状況
様式6	避難所設置及び収容状況
様式7	応急仮設住宅台帳
様式8	炊き出し給与状況
様式9	飲料水の供給簿
様式10	物資の給与状況
様式11	救護班活動状況
様式12	病院診療所医療実施状況
様式13	助産台帳
様式14	被災者救出状況記録簿
様式15	住宅応急修理記録簿
様式16	学用品の給与台帳
様式17	埋葬台帳
様式18	遺体搜索状況記録簿
様式19	遺体処理台帳
様式20	障害物の除去状況
様式21	輸送記録簿
様式22	賃金職員等雇上台帳

資料編	● 10－3 各種救助に係る様式

第5 災害救助法による救助

1 避難（福祉保健対策部）

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公民館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物を又は天幕を借上げ設置する。

イ 災害の状況により、町で処理が困難なときは、隣接市町へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり330円以内

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理（建設水道対策部）

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) (一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事務協会との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、町長等と協議して選定する。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

費 用	着 工 期 限	備 考
1戸当たり5,714,000円以内	災害発生の日から20日以内	費用は、原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の 期 間	修理の規模	備 考
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の 日から1か 月以内	居室、炊事 場、便所等日 常生活に必要	現物をもって 行う

基準	費用	応急修理の 期間	修理の規模	備考
・大規模な補修を行わなければ 居住することが困難な程度に 住家が半壊（焼）した者			最小限度の部分	
半壊又は半焼に準ずる程度の損 傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300,000円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与（産業振興対策部）

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費等）

4 飲料水の供給（建設水道対策部）

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の期間

災害発生の日から7日以内

(3) 費用

水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費

5 生活必需品の給付又は貸与（福祉保健対策部）

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

(円)

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増 すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）

6 医療（福祉保健対策部）

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 処置、手術その他治療及び施術
- ・ 病院又は診療所への収容
- ・ 看護

(4) 費用の限度額

費 用	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者による場合は、協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生の日から14日以内

7 助産（福祉保健対策部）

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者

(2) 助産の範囲

- ・ 分娩の介助
- ・ 分娩前後の処置
- ・ 必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出（福祉保健対策部・消防団）

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去（建設水道対策部）

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費又は購入費、輸送費及び人夫賃等

10 輸送及び賃金職員等雇上費（総務対策部）

(1) 支出できる範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の搜索
- カ 遺体の処理
- キ 救済用物の整理配分

(2) 期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(3) 費用

当該地域における通常の実費

11 遺体の搜索（産業振興対策部・消防団）

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索期間 災害発生の日から10日以内

(3) 費用 搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

12 遺体の処理（福祉保健対策部・産業振興対策部）

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 遺体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗 浄、縫 合、消 毒	遺体1体当たり3,500円以内
遺 体 の 一 時 保 存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり5,400円以内
検 案 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

13 遺体の埋葬（税務住民対策部、産業振興対策部）

(1) 遺体の埋葬を行うとき

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり215,200円以内	1体当たり172,000円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む。

14 教科書等学用品の給与（文教対策部）

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒等

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒：教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500円以内 中学校生徒 1人当たり 4,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内

資 料 編	● 9－13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第17節 避難対策計画【全課】

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

第1 避難情報発令体制の確立

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、緊急安全確保、避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、自主的な避難の促進を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達を行うものとする。（台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。また災害の状況に応じて避難情報を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により近隣のより安全な建物への「緊急安全確保」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるようにも努める。）

町は、「外国人旅行者への災害時対応マニュアル（平成27年2月山梨県策定）」に基づき、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

町は、避難情報等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

町は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

1 避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災害対策基本法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となる、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたほか、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表の通り整理された。

避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 （必ず発令されるものではない）
～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 （令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、高潮 注意報（西桂町は 高潮は非該当）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）	高潮に関する情報（西桂町は非該当）
	水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒 （氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫 （氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：うす紫 （非常に危険）※4	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫 （非常に危険）※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤 （避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布：赤 （警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 （警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄 （氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄 （注意）		危険度分布：黄 （注意）	
1相当					

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

- ※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
- ※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
- ※3）水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
- ※4）「大雨警報（土砂災害）・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
- 注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

第2 避難基準

町内及び周辺地域において災害の発生が予想される場合、又は、災害が発生した場合に住民を避難させるための避難基準を以下のとおり定める。

町は、以下の基準を参考に、気象状況や災害発生状況などを勘案し、必要な対応を行うものとする。

1 避難情報等の種類

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	「災害への心構えを高める」 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)	「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「自らの避難行動を確認」 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「危険な場所から高齢者等は避難」 - 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 - 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難	「危険な場所から全員避難」 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （町長が発令）	「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

2 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断基準は以下のとおりとする。なお、運用にあたっては、気象情報や今後の気象予測、警戒区域の巡視による情報等を総合的に判断して発令するものとし、以下の基準に該当しない場合であっても、町長が必要と判断した場合は避難情報を発令する。

(1) 河川の氾濫

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：町周辺河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）で、引き続き水位上昇のおそれがある場合 2：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

区分	判断基準
	※水位を観測していない場合、上記1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、目安とする基準を設定して発令することが考えられる
【警戒レベル4】 避難指示	1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：町周辺河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）で、引き続き水位上昇のおそれがある場合 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、上記1に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※上記2については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 ※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下に該当する場合が考えられる。ただし、以下に該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、居住者等に行動変容を求めるために発令することなども考えられる。（災害が切迫） 1：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ※上記1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
避難情報の発令対象区域	●相模川（桂川）、柄杓流川、欄干川の重要水防区域を含む、中小河川周辺区域
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、下水道については降雨がほとんど予想されていない場合、水路等については十分に水位が下がった場合解散するが、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

(2) 土砂災害

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、上記1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）（災害発生を確認） 2：土砂災害の発生が確認された場合 ※1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
避難情報の発令対象区域	●土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）：対象区域内の世帯 ●土砂災害警戒区域（土石流）：避難行動を求めるのは警戒区域内の住民 ※隣接地については、幅広くとらえ、対象とする。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。

区分	判断基準
	●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認し解除するが、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

第3 避難指示

1 実施責任者等

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。なお、緊急の場合には、町長は、消防吏員に避難のための立退きの指示を代行させることができる。

区分	実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
指示	町長	災害全般	知事	災害対策基本法第60条第1項
〃	知事	〃	町長	災害対策基本法第60条第5項
〃	警察官	〃	町公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
〃	知事又はその命を受けた県職員	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
〃	水防管理者（町長）	洪水	警察署長	水防法第29条
〃	自衛官	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 各実施責任者における避難指示

(1) 町長の指示

土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、町長は立退きを指示する。

なお、立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで町長に通知があったときは、町長は知事にその旨を報告する。

(2) 知事の指示

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。

(3) 水防管理者（町長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、立退きを指示する。この場合、警察署長に速やかに通知する。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示する。この場合、警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示する。この場合、その旨を町長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して行う。

避難情報の明示内容

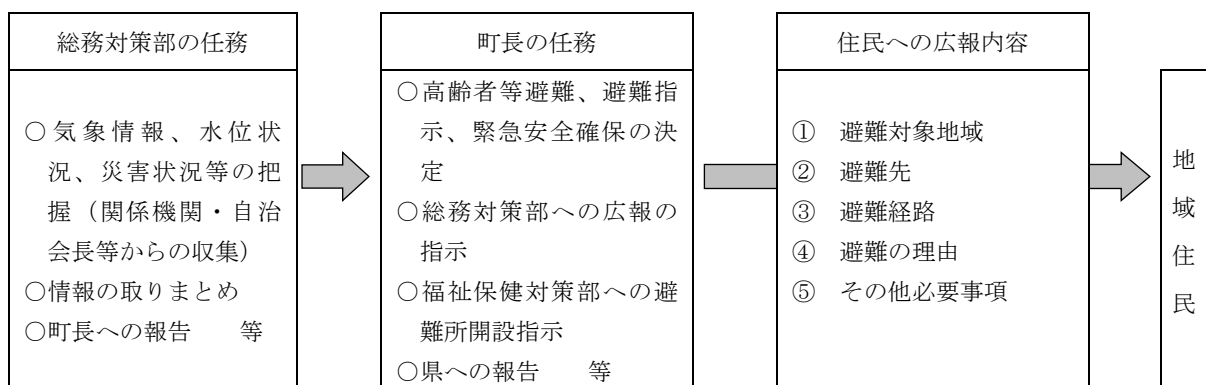
① 避難対象地域	③ 避難経路	⑤ その他必要な事項
② 避難先	④ 避難情報の理由	

4 避難情報の伝達方法

(1) 町本部は、次の伝達方法を活用し、住民等に対して避難先、避難時の心得等の周知徹底を図る。

☐ 町防災行政無線	☐ 町ホームページ	☐ 広報車
☐ 放送事業者による伝達	☐ その他	

避難情報の流れ



(2) 放送事業者への情報提供

町長が避難情報を発令したときは、防災連絡責任者は、FAXにより、放送事業者及び県防災危機管理課に連絡するものとする。その際、電話、E-mail等を併用し、確実な情報伝達に努めるものとする。

5 避難情報の伝達内容

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておくものとする。

避難報告等の伝達項目（例）

● 発令日時 ● 発令者 ● 対象地域及び対象者

- 避難すべき理由
- 危険の度合い（例えば、「土砂災害のおそれがあること」、「1時間後に道路冠水のおそれがあること」等、河川の状況や、発災時期、予想される被災状況などについての説明を含めること。）
- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別
- 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- 避難場所
- 避難の経路（あるいは通行できない経路）
- 住民のとるべき行動や注意事項（例：「近所に声をかけながら避難してください」）
- 本件担当者、連絡先

具体的な伝達文例

(1) 洪水等

区分	伝達文例
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■こちらは、防災西桂です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
【警戒レベル4】 避難指示	■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■こちらは、防災西桂です。 ■〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、身の安全を確保してください。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（河川氾濫が切迫している状況） ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■こちらは防災西桂です。 ■〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 （河川氾濫を確認した状況）

区分	伝達文例
	■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！） ■こちらは防災西桂です。 ■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

(2) 土砂災害

区分	伝達文例
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） ■こちらは、防災西桂です。 ■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 ■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 ■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。
【警戒レベル4】 避難指示	■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） ■こちらは、防災西桂です。 ■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 ■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（土砂災害発生が切迫している状況） ■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） ■こちらは防災西桂です。 ■西桂町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 （土砂災害発生を確認した状況） ■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！） ■こちらは防災西桂です。

区分	伝達文例
	■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 ■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 (具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

第4 避難行動

1 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）
- (3) どのタイミングで避難行動をとれば良いか

2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

(3) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 （※津波は避難指示のみ発令） （西桂町は、津波は非該当）	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ （西桂町は、高潮・津波は非該当）
~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 （※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 （※津波は避難指示のみ発令） （西桂町は、津波は非該当）	洪水等 土砂災害 高潮※ 津波※ （西桂町は、高潮・津波は非該当）
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮※ （土砂災害と津波※は立退き避難が原則） （西桂町は、高潮・津波は非該当）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

第5 避難所等の定義

町は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される指定緊急避難場所、避難所の安全確認完了までの安全が確保できる場所である「避難地」、避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定するとともに、施設の老朽化や人口動態の変動等により適宜見直しを行うものとする。

「指定緊急避難場所」、「避難地」及び「指定避難所」の基準は以下のとおりであるが、相互に兼ねることができるとされている。

1 指定緊急避難場所（西桂町では集合地という）

町長は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、土砂災害など災害の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として選定する。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

指定に当たっては、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

2 避難地

指定避難所の安全確認が完了し開設されるまでの、集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、スムーズに避難所に入所ができるまでの場所とする。

3 指定避難所

町長は、被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するための施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受入れること等が可能な構造又は設備を有し、第2章第14節第1の2「指定避難所の選定基準」に定める基準に基づき、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所を有するものを指定する。

第6 避難誘導

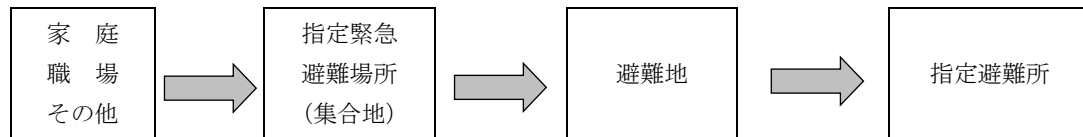
1 避難誘導方法

町は、要所に誘導員（消防団員・交通安全協会役員）を配置し、また夜間時には投光器を設置するなど、地域住民が迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、障がい者や要介護認定高齢者等の避難行動要支援者については、自主防災組織等の中からあらかじめ定めた複数の避難支援等関係者によって介助等の適切な措置をとり、速やかな避難誘導を行う。

2 住民の措置

住民は、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちに必要最小限の非常持ち出し品を所持し、戸締まり等をした後、自主防災組織単位で、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する指定緊急避難場所（集合地）に避難して安否確認等を行うこととする。その後に気象状況や町の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行い、状況により避難地、そして指定避難所に避難することとする。

なお、大雨、洪水時等、状況によっては指定避難所に直接避難することとする。



3 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難情報を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、防犯に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難情報に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第7 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、町は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設に当たっては、町は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

不足する場合には、覚書に基づき、郵便局から避難所として施設の提供を求めるものとする。また、災害の状況等によっては公会堂、公民館、神社、仏閣等の既存建物を応急的に使用する。

なお、避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、町教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について、事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

- (3) 町長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を広報し、避難所に収容する者を誘導、保護する。

資料編 ● 2-1 指定避難所等一覧

2 避難所の運営管理

(1) 町の役割等

町は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

町は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来

ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について町と共有する。

避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。

災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、防災リーダー、町管理職員と緊密な連携のもと、避難所の管理運営に努める。

(3) 避難者等による自主運営の推進

町は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者自らの組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう支援する。

女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

第8 警戒区域の設定

1 町長の措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 警察官、自衛官の措置

町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本

法第63条第2項及び第3項の規定により、町長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施する。

第9 要配慮者支援対策

町は、避難所開設時には、環境衛生の確保や健康状態の把握、情報の提供等について要配慮者には十分配慮する。

1 要配慮者の安全確保の原則

(1) 要配慮者の避難誘導、救護

自主防災組織や自治会等地域の協力を得ながら、要配慮者の避難誘導、救護を行うものとする。

(2) 福祉避難所等の開設

福祉避難所の開設、運営は、福祉保健対策部が町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

ア 福祉避難所の開設及び周知

(ア) 避難時における要配慮者の負担を軽減するため、福祉避難所の開設を行う。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
いきいき健康福祉センター	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000

(イ) 福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。

(ウ) 福祉避難所においては、要配慮者の生活が不自由とならないように、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達、ホームヘルパー等の人材の派遣、手話通訳者、外国語通訳者、NPO・ボランティア等の協力要請など、医療や介護をはじめとする必要なサービスが提供できる体制を確立する。

ウ 福祉避難所の開設

状況により、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

(3) 生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等を備蓄物資の放出及び調達を行う。

配布を行う際には、在宅の要配慮者にも確実に供給できるよう、配布場所を周知するとともに、配布場所や配布時間を一般被災者と別に設けるなど配慮する。

(4) 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者等に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAX等の情報を随時提供していく。

情報提供する内容については、被災者のニーズを把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関からの情報、交通規制などの被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供す

るものとする。

(5) 相談窓口の開設

町は、町役場や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(6) 巡回サービスの実施

町は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(7) 仮設住宅への入居

町は、応急仮設住宅の入居者の選定に当たって、避難行動要支援者等を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

また、収容に当たっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとし、FAX、伝言板、障がい者仕様トイレなど必要な設備を設置するものとする。

2 避難行動要支援者の安全確保

町は、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者に対して、以下の事項に留意して、安全確保を図るものとする。

(1) 災害に対する警戒

ア 町は、気象にかかわる注意報・警報や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、関係機関から防災情報を積極的に収集する。

参考とすべき情報	● 大雨警報、洪水警報、暴風警報等の気象業務法に基づく注意報・警報 ● 土砂災害警戒情報 ● 火災気象通報 等

イ 町長は、今後の気象情報や土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う。特に高齢者等避難は、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する。

発令判断の基準は、本節第2「避難基準」を参照。

ウ 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の情報伝達に当たっては、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、多様な情報伝達を活用する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実に伝達され、早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に特に配慮する。

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している社会福祉施設の管理者に対し、気象情報や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を直接伝達するものとする。

(2) 避難

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された場合には、次の事項を留意のうえ、一人ひとりの状況を踏まえ、避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。

風水害等のリードタイムのある災害においては、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

イ 避難支援の実施

(ア) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。情報提供の同意していない者についても、町に支援を求められた場合は、可能な範囲で支援を行う。

(イ) 避難行動要支援者の避難において、遅れや途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、防災リーダー、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(ウ) 町は、避難支援等関係者等が、地域の実状や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

ウ 避難行動要支援者名簿の情報漏洩の防止

発災時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を提供する場合、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 受入先の確保及び名簿の引継ぎ

ア 受入先の確保

町は、避難行動要支援者の受入先として、福祉避難所の収容状況を確認するとともに、状況に応じて、医療施設や社会福祉施設等への協力を要請し、受入先を確保する。

イ 輸送手段の確保

町は自動車等適切な輸送手段を確保し、住民組織等の協力を得て移送を行う。

ウ 名簿の引継ぎ

名簿情報が避難所生活後の生活支援に活用できるよう、避難支援等関係者から避難所の責任者への適切な引継ぎを行う。

(4) 避難行動要支援者の安否確認の実施

ア 町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用するとともに、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携して安否確認を行うものとする。

イ 安否確認を行ったものの応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣して状況を把握するなど、救える命が失われないように必要な対応を行うものとする。

ウ 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図る。

エ 避難行動要支援者に該当しない者であっても、福祉事業者や障がい者団体等と連携し、発災後の安否確認を行うものとする。

3 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は語学ボランティアの派遣などの対応を図る。

第10 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、町、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、食料等は、滞留者が自助努力によって確保するものとするが、不足するときは町において斡旋などの便宜を図るものとする。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、滞在場所を確保する。

第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

町は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受入について、町営住宅等を活用し、避難者の受入に努める。

第12 町外への避難

町内避難所での避難者の受入が困難な場合、県及び協定締結団体等に、町外避難所への避難を要請する。

資料編	● 8-1 災害時相互応援協定等一覧

第13 被災動物等の救護対策

1 動物愛護の実施

(1) 町は災害時における動物愛護対策として、以下の事項に取り組む。

ア ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援

イ 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受入

ウ 県が行う動物救護活動への連携、支援要請

(ア) 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供

(イ) 必要資機材、獣医師の派遣要請

(ウ) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

エ 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援

オ 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

カ 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管

キ 飼料の調達及び配布

ク 動物に関する相談の実施

ケ 動物伝染病等のまん延防止措置

コ 避難所における飼育動物の適正管理 等

(2) 愛玩動物の所有者

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第14 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、避難に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編	● 9-13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第15 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、町は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」及び「山梨県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針（令和2年6月）」等を参考に実施するものとする。

1 避難所における過密状態の防止等

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

(2) 宿泊施設等の活用

ア 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

(ア) 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、町は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認を行う。

(イ) 上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入が可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、直接当該宿泊施設等に避難すべき旨を事前に周知する。

イ 速やかな避難所の開設

(ア) 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、町は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等を確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

(イ) 運営管理を適切に行うため、避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者を配置する。なお、宿泊施設等の施設管理者等の十分な理解を得たうえで、これらの者を管理責任者に充てることも検討する。

ウ 避難者の受入

(ア) 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者が確認を行うものとする。

(イ) 事前に宿泊施設等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかった場合は、町の職員等が、速やかに宿泊施設等の被災状況や空室状況を確認のうえ、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方にに基づき、宿泊施設等へ避難させるべき者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取扱うことを検討する。

- (ウ) 自宅療養者は、原則として避難所として開設した宿泊施設等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取組むものとする。
- (エ) 避難者の健康状態の確認について、福祉保健対策部は適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。

エ 避難所の運営管理

- (ア) 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。
- (イ) 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。
- (ウ) 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。
また、避難者が新型コロナウイルス感染症を含む感染症に感染した場合の対応について、県の関係部局と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- (エ) 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

オ 県への支援要請

町のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

(3) 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

(4) 自宅療養者等の避難の検討

- ア 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症を含む感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討する。
- イ 自宅療養者の被災に備えて、県及び保健所等と連携して、自宅療養者の情報を共有し、あらかじめ災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝える。また、家族と離れて避難する可能性もありうることを事前に伝えるものとする。
- (ア) 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(令和2年6月10日、府政防第1262号等)の避難所レイアウト(例)等を参考に、適切な対応を検討する。
- (イ) 自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、県災害対策本部及び保健所等の調整・指揮のもと、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討する。
- (ウ) 発災時の自宅療養者の安否方法を事前に検討し、できるだけ自宅療養者本人に伝えておくものとする。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとることも考慮する。

(エ) 災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、町内で連携して情報を収集する体制も事前に検討しておくものとする。

(オ) 安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、自宅療養者の対応は不要であることに留意する。

ウ 自宅療養者や濃厚接触者への対応に当たっては、県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡）の内容に留意のうえ、情報共有が可能であるため、適切に共有する。

エ 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車すること、窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること、乗車後は、消毒を行うこと等を広報する。

2 避難所内の対策

(1) 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

(2) 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

ア 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するように留意する。

イ 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

ア 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

イ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策を取る。

ウ 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

エ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

オ 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(5) 濃厚接触者のための専用スペースの確保

ア 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

イ 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

ウ 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。

エ 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

(6) 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

ア 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、県災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、できるだけ一般の避難者とは別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレを確保する。風呂・シャワーを使用する場合は、できるだけ専用とするが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の対策を行う。

イ 避難所における自宅療養者への対応については、町及び県、保健所等が十分に連携したうえで、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討する。人権に配慮した啓発ポスターを掲示すること等を行う。

ウ 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

ア 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、町及び県、保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

イ 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえで、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

3 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

ア 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用を検討する。

イ 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

ウ 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。

(2) 災害救助法の適用

災害救助法が適用される場合においては、同法に規定する救助として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、国へ支援を要請する。

4 必要な物資の備蓄

(1) 必要な物資や資材の備蓄について、交付金の活用も検討のうえ、備蓄を進める。

(2) 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援シ

ステム」(内閣府) への情報入力・活用を行う。

5 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

第18節 孤立地区に対する支援活動計画

【総務課、建設水道課、福祉保健課】

町は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

第1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

町は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、町防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

第2 避難基準・避難行動

1 避難基準

町は、本章第17節「避難対策計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。
ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。
避難判断の基準は次のとおりとする。

- 大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報が発表されたとき
- 特別警報が発表されたとき
- 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき
（湧水・地下水が濁りはじめた、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）
- キキクル（危険度分布）において、大雨警報（浸水害・洪水害・土砂災害）が紫色以上（非常に危険又は極めて危険）に到達したとき

2 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、最寄りの避難所に避難する。
避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに町に災害や避難の状況等を報告する。

第3 孤立地区の把握

町は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて富士・東部地域県民センターを通じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い、孤立状況の実態の把握に努める。

第4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

第5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

第6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難避難指示の実施について、県等関係機関

と検討する。

第7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第8 緊急支援物資の確保・搬送

町は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等対して、必要な物資の供給を要請する。

第19節 医療対策計画【福祉保健課】

災害時に被災地の住民に対して応急の医療を施し、もって人身の保全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行い、町長はこれを補助し、知事から救助の実施を通知された場合は町長が行うものとする。

第2 応急医療対策

1 情報の収集及び提供

(1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において富士吉田市立病院、富士五湖消防本部のほか、県、富士吉田医師会等の関係機関から次の情報を収集し、関係部署に伝達を行う。

初動期の情報収集内容

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況（場所、人数等）
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療班の数、配置
- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺市町村の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 住民への情報提供

町は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、町防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

2 医療班の出動等

災害により人的被害が発生した場合には、福祉保健対策部（保健班）は医療機関等に協力を要請して医療班を編成し、応急医療活動を実施する。なお、被災状況によっては、富士吉田医師会、都留医師会に災害現場等への出動を要請し、応急医療活動を行う。

また、町のみでは迅速な対応が困難な場合には、県地区救護対策本部（富士・東部保健所）に応援を要請する。

● 2-4 医療品等の保管場所一覧表

3 応急医療救護業務

災害時の応急医療救護業務は、次のとおりとする。

区 分	応 急 医 療 救 護 業 務
医 療 班	① 傷病者の応急処置 ② 後方医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定（トリアージ※） ③ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導 ④ 助産救護 ⑤ 死亡の確認及び検案並びに遺体処理への協力
歯 科 医 療 班	① 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導 ② 軽症患者や転送困難な患者等の治療 ③ 検視・検案に際しての協力
医 療 機 関	① 被害情報の収集及び伝達 ② 応需情報（診療可能状況）の報告 ③ 傷病者の検査及びトリアージ ④ 重症患者の後方医療機関への搬送 ⑤ 傷病者の処置及び治療 ⑥ 助産救護 ⑦ 医療班、医療スタッフの派遣 ⑧ 死亡の確認及び検案並びに遺体処理への協力

※ 「トリアージ」とは、患者の重症度や緊急度によって治療の優先順位を決めること。通常は、1枚のトリアージ・タグ（ふだ）に、重症度・緊急度に応じて色分けされ、状態部分を切り残すことにより優先順位が分かるようになっている。

4 医療救護所の設置・運営

応急医療は、町内医療機関で行うものとするが、災害現場付近に適当な医療機関がないときは、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

(1) 設置基準

- ア 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- イ 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ウ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- オ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。

- ア 特に被害の甚大な地域
- イ 傷病者が多数見込まれる地域

- ウ 医療施設の稼働率の低い地域
- エ 傷病者が集まりやすい場所
- オ 二次災害を受けにくい場所
- カ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- キ ライフラインの確保しやすい場所
- ク トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ケ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

(3) 医療救護所の役割

- ア 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

(4) 広報活動

医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を町防災行政無線、広報車等を活用して地域住民に周知する。

5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬店等から調達する。なお、調達が不可能な場合は、県に対し供給の応援を要請する。また、輸血用血液の供給は、保存期間が短いことを考慮して山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

6 傷病者の搬送

(1) 傷病者の後方医療機関への搬送方法

- ア 医療班から傷病者搬送の要請があった場合には、消防機関の救急車等により搬送するものとするが、対応が困難な場合は、町の公用車両等を利用して搬送する。
- イ 重症者等の場合は、必要に応じて、県に県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリの出動を要請し、あるいは県を通じて自衛隊による搬送を要請する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

災害発生時に傷病者を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項等に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……………あらかじめ町内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保にかかわる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、大月警察署等からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(3) 災害拠点病院等の指定状況等

県は、災害時の医療活動の拠点施設として災害拠点病院を、また災害拠点病院を支援する医療機関として災害支援病院を指定している。

区 分	指 定 状 況
災害拠点病院	災害拠点病院は、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院があり、基幹災害拠点病院として「県立中央病院」が指定され、また地域災害拠点病院として二次医療圏に1病院、県下で8病院が指定されている。
災害支援病院	災害支援病院は、基幹災害支援病院及び地域災害支援病院があり、基幹災害支援病院として「山梨大学医学部附属病院」と「山梨赤十字病院」が指定され、地域災害支援病院として県下で30病院が指定されている。

当町を含む富士・東部医療圏における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院の指定状況は次のとおりである。

区 分	病 院 名
地域災害拠点病院	富士吉田市立病院
	大月市立中央病院
	都留市立中央病院
地域災害支援病院	上野原市立病院
	回生堂病院
	三生会病院
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院

町は、重症患者等の受入体制を確保するとともに、状況に応じて上記の医療機関に迅速に搬送ができるよう、搬送体制の確立を図る。

なお、重症・重篤な救急患者の受入や医療スタッフの全県派遣を行う県指定基幹災害拠点病院等の状況は、次のとおりである。

区 分	病 院 名	一般病床数	備 考
基幹災害拠点病院	山 梨 県 立 中 央 病 院	629床	・ 重傷・重篤な救命救急医療 ・ 広域搬送拠点 等
基幹災害支援病院	山 梨 大 学医学部附属病院	566床	・ 重傷・重篤な患者の救急救命医療 ・ 医療スタッフ全県派遣 等
	山 梨 赤 十 字 病 院	224床	・ 富士北麓における傷病者の受入、搬送の拠点 ・ 広域的な医療救護班、医療スタッフの派遣等

資 料 編	● 2－3 医療機関

7 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、控滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、県及び医療機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

8 歯科医療対策

歯科医師会、町内歯科医療機関の協力を得て、医療救護所等において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動の実施に努めるものとする。

9 精神保健医療対策

精神障がい者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、町内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとする。対応が困難な場合等には、県保健医療救護対策本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請する。

10 地域保健対策

医療班のほかに、保健所、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション施設の協力を得て巡回リハビリチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。町災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

(1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

(2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

(3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

(4) 保健師チーム

県保健福祉事務所や県本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

(5) 管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

(6) 災害時リハビリテーション支援チーム（J R A T）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。

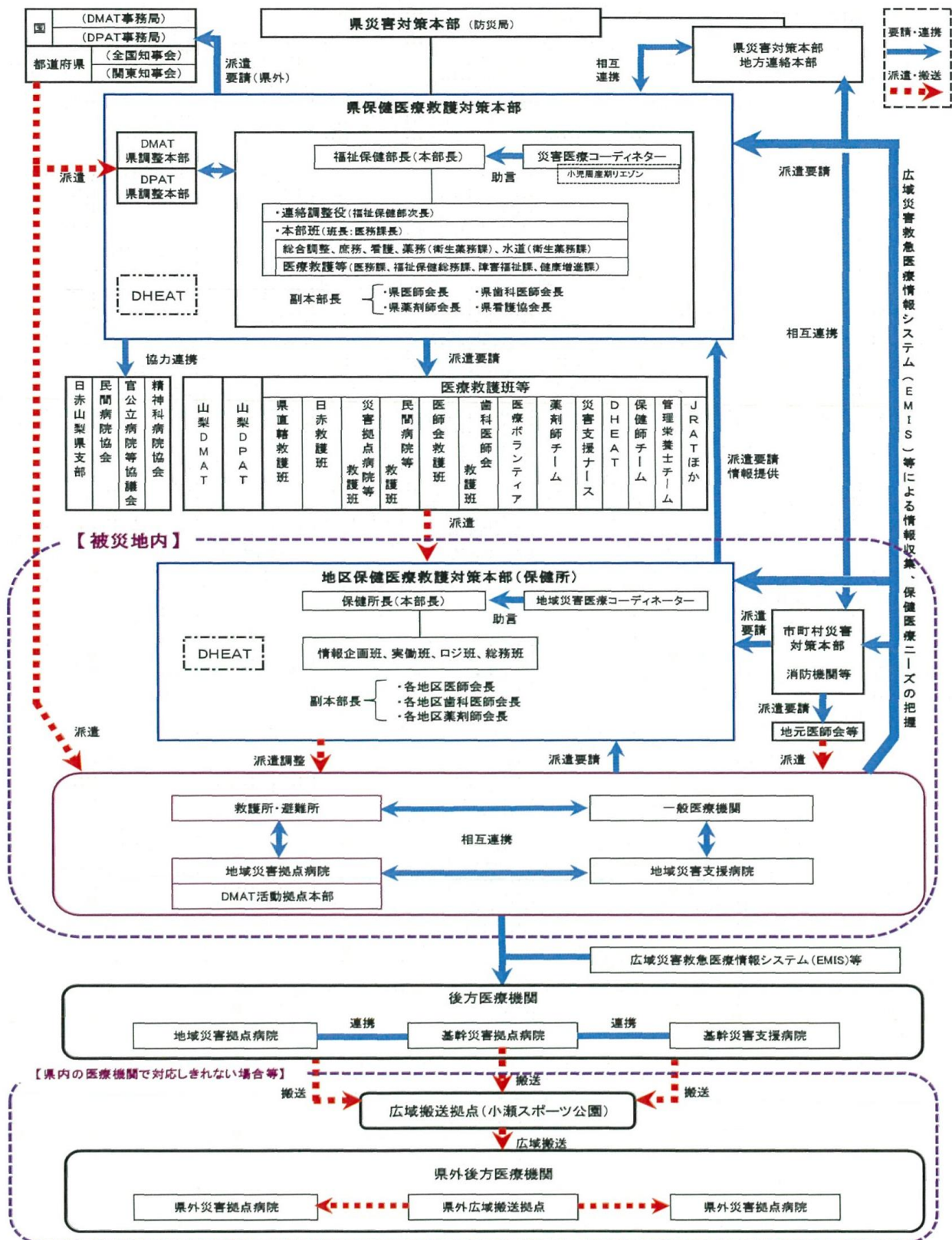
避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

第3 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、医療及び助産に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

別図

大規模災害時保健医療救護体制



第20節 防疫対策計画【産業振興課】

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を確実に実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 町の防疫組織

産業振興対策部（環境班）は、富士・東部保健所の指示のもと富士吉田医師会の協力を得て防疫組織を編成し、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施する。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては、同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成し、その協力を得て防疫の徹底を図る。

5 広報等の実施

町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、町防災行政無線による放送、広報車による巡回放送、またパンフレットの配布等を行う。

6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤の確保

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、町保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、町が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 県への応援要請

町内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、県に斡旋を要請する。

第21節 食料供給対策計画【総務課、税務住民課】

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保及び炊き出しの実施、その他食品の提供は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合には町長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所収容者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事ができない者
- (3) 災害応急対策活動従事者

2 供給品目

供給品目は、炊き出し用の米穀、弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とする。

3 被災者等への供給基準

被災者等に対して供給する基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助用米穀の基準は、1食当たり玄米200グラム（精米180グラム）を1食分とする。
- (2) 災害救助用乾パンの基準は、115グラムを1食分とする。
- (3) 通常供給ができないとき、1日当たり精米換算540グラムの範囲内とする。
- (4) 災害救助、復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300グラムの範囲内とする。
- (5) 乳児及び幼児用粉乳については町内の薬局から調達する。
乳児1日当たり 150グラム（1個30グラム×5個）
幼児1日当たり 50グラム（1個25グラム×2個）
- (6) 病人及びひとり暮らし高齢者の給食は、民生委員・児童委員が戸別訪問して給食を配膳する。

第3 食料の供給計画

1 備蓄物資の提供

町内の防災備蓄倉庫に備蓄しているアルファ化米等を被災者等に放出する。

資 料 編 ● 2-6 備蓄倉庫一覧

2 米穀の調達

町は、次により必要量の米穀を調達するものとする。

- (1) 町内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 知事への要請

町内で必要量の米穀が調達できない場合は、知事に対して給食を必要とする応急用米穀の数量等

を通知し要請するものとする。

(3) 災害救助法適用時

ア 本部長は、必要量を把握し、知事に対して災害救助用米穀の供給を要請する。

イ 知事との連絡がつかない場合

本部長は政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を農林水産省生産局（担当者）へ電話に併せてFAX又はメールで連絡するものとする。

所在地・代表者	電話等
農林水産省 生産局農産部防疫業務課 東京都千代田区霞が関1-2-1	TEL：03-3502-8111（代表） 03-5744-0585（直通） FAX：03-6744-1390
関東農政局 山梨県拠点 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎10階	TEL：055-254-6055（直通） FAX：055-254-6008

3 弁当及びパンの確保

被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合、備蓄しているアルファ化米の放出のほか、町内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また商工会等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

4 副食、調味料等の確保

町（産業振興対策部）は、町内の食料販売業者、また商工会等に協力を要請し、確保する。

調達時の留意事項

- | |
|---|
| <p>① 被災者の年齢、食物アレルギー、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。</p> <p>② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。</p> |
|---|

第4 食品集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料は、次の施設を救援物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、産業振興対策部・税務住民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

物資集積拠点

施設名	所在地	電話番号
西桂中学校	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しは、避難地又は避難所で行うものとするが、状況により効率的と判断した場合は、「学校

給食センター」を活用して、実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、町職員（産業振興対策部（産業班））をもって充てるほか、日赤奉仕団、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとする。

第6 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、食品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編	● 9－13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第22節 生活必需物資供給対策計画

【産業振興課、福祉保健課、税務住民課】

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、町、県及び関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行う。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需物資を喪失し、又は損傷したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（作業衣、婦人服、子ども服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料等）

3 必要物資の把握

町（福祉保健対策部）は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、電話、急使等により、町本部に報告する。

把握に当たっては、乳児や高齢者等の要配慮に及び女性にも配慮を行うものとする。また、時間の経過により、ニーズも変化してくるため、被災者のニーズ把握に努め、優先すべき案件を整理し、輸送ルート確保、配送、分配を適切に行う。

4 備蓄物資の給与等

産業振興対策部（産業班）は、総務対策部・福祉保健対策部等の協力を得て、直ちに防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等の生活必需物資を被災者に給与又は貸与する。

5 生活必需物資の確保

(1) 町内業者等からの調達

産業振興対策部（産業班）は、西桂町商工会等の関係団体に協力を依頼して、必要な生活必需物資を調達する。

(2) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 町長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は町長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、町長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、町及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

(3) 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止に向け、関係機関への要請に努める。

第3 救援物資集積所の確保

他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資は、次の施設を救援物資集積所として開設して集積するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、産業振興対策部・税務住民対策部等が中心となって受付、仕分けを行う。

産業振興対策部・税務住民対策部は、仕分けされた救援物資を迅速かつ適正に避難者に対して配分を行う。なお、配分に当たっては、総務対策部・福祉保健対策部の協力を得て、また状況によっては自主防災組織やボランティア等の協力も得て行うものとする。

なお、集積所に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期する。

物資集積拠点

施設名	所在地	電話番号
西桂中学校	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346

第4 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、生活必需品の給・貸与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ● 9-13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第5 災害救助法の適用に当たらない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」に基づき、県から被災者への生活必需品の給与及び見舞金等の支給が、また適用区域外の被災者への見舞金等

の支給が行われるため、町は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請する。

第23節 飲料水確保対策計画【建設水道課】

災害のため飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要量の飲料水の供給を行うとともに、給水施設の早期応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行う。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、建設水道対策部（水道班）は次により給水活動を実施する。

(1) 備蓄飲料水の放出

耐震性貯水槽の飲料水を避難者に供給する。

(2) 搬水による給水

近隣の水道から給水車又は樽、桶を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(3) ろ水器による給水

河川水、溜水等をろ水器によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(4) ペットボトルの配布、各地区公民館で配布する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

ひとり暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなどの配慮を行う。

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 給水場所

運搬給水は拠点給水方式とし、避難所等を給水場所とする。

4 応急給水用資機材等の確保

応急給水用資機材は、町保有のものを活用するものとするが、不足する場合には、町内業者あるいは他市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期する。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行う。

2 応急復旧後の検査

配水管路の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

建設水道対策部（水道班）は、災害発生後、直ちに水道施設・設備の被害状況を調査し、町本部に報告する。また、電力の供給状況等についても把握する。

2 応急復旧活動の実施

応急復旧に当たっては、早期に、かつ効率的な復旧ができるよう、優先順位等を定めた応急復旧計画を策定し、指定水道工事店等の協力を得て実施する。

復旧作業従事者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資 料 編	● 1－3	西桂町指定給水装置工事事業者一覧
	● 2－8	水道施設の概要

第5 広報の実施

広報を行う場合には、分かりやすく間違いのないよう広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、町防災行政無線、広報車、町ホームページ等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、町防災行政無線、広報車、町ホームページ等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、飲料水供給の救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	● 9－13	山梨県災害救助法施行細則（別表）

第24節 応急教育対策計画【教育委員会】

災害により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等への学用品の給与等を行い、応急教育を実施する。

第1 実施責任者

町立学校における災害応急教育は、西桂町教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知されたときは、町長が町教育委員会及び各学校長の協力を得て実施する。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することのないよう、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき	① 空き教室、屋内運動場等の利用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	① 公民館、公共施設等の利用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	① 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校の利用 ② 応急仮校舎の建築
町内の大部分が被災したとき	① 応急仮校舎の建築 ② 隣接市町の学校、公民館、公共施設等の利用

2 教職員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との調整を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請する。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切な処置を行う。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者等に連絡する。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添うなど児童・生徒等の安全確保に努めるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行うものとする。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。安全が確認された後、あらかじめ定めた方法に基づき保護者に引渡す。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

4 健康管理

- (1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期する。
- (2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。
- (3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

- (1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行うものとする。
- (2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、立入り禁止措置、迂回路の選定等の適切な措置を行うものとする。

6 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処置を行い学校給食の再開に努める。
- (2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。
- (3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されるため、学校給食及び炊き出しの調整に留意する。
- (4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する食中毒等の感染症の発生のないよう努める。

7 避難所管理運営への支援

学校内に避難所が開設された場合は、校長は、町及び町教育委員会との事前協議に基づき、避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

町（文教対策部）は、災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又は破損し、就学上支障をきたした児童・生徒等に対し、被害の実状に応じて必要な教科書、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、学用品給与の救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編	● 9－13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第25節 廃棄物処理計画【産業振興課】

災害地から排出されたごみ、し尿、がれき等の廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、町は平時から大量の廃棄物の発生に備え、一時保管場所の確保に努めるものとする。

第2 廃棄物処理量の算出基準

災害により発生する廃棄物処理量の算出基準は、概ね次のとおりである。

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量（t）	被害棟数（棟）×平均床面積（㎡/棟）×発生原単位（t/㎡）×係数 ※ 被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）			
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×災害廃棄物等の種類別割合			
平均床面積	全壊	木造：127㎡/棟 R C造：1,454㎡/棟		
	半壊	S造：281㎡/棟 その他：102㎡/棟		
	焼失	木造：127㎡/棟 非木造：322㎡/棟		
発生原単位	全壊	木造：0.696 t/㎡ R C造：1.107 t/㎡		
	半壊	S造：0.712 t/㎡ その他：0.838 t/㎡		
	焼失	木造：0.696 t/㎡ 非木造：0.805 t/㎡		
係数	全壊：1		半壊：0.2	
	焼失（木造）：0.66		焼失（非木造）：0.84	
種類別割合				
	項目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（％）	18	0.1	0.1
	不燃物（％）	18	65	20
	コンクリートがら（％）	52	31	76
	金属くず（％）	6.6	4	4
	柱角材（％）	5.4	0	0

資料：山梨県災害廃棄物処理計画（平成29年4月）

- 平均床面積：「山梨県統計データバンク 市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出
- 発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月 兵庫県）による
- 係数：「災害廃棄物対策指針 技術資料」による。
- 種類別割合：「災害廃棄物対策指針 技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による。
- 焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難所ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の市町村1人1日当たりの排出量の平均値を用いる

資料：山梨県災害廃棄物処理計画（平成29年4月）
算出式：災害廃棄物対策指針 技術資料

災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（L）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1. 7 L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）	
	汲取人口	⑥計画収集人口
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数（下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）
	⑧総人口	水洗化人口+非水洗化人口
	上水道支障率	地震による上水道の被害率
	1/2	断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の市町村の直近年度の値を用いる	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

資料：山梨県災害廃棄物処理計画（平成29年4月）
算出式：災害廃棄物対策指針 技術資料
1日1人平均排出量：災害廃棄物対策指針 技術資料

第3 ごみ処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、産業振興対策部（環境班）は、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所をはじめ、被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

- （1）災害時のごみの収集は、委託業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、委託業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。
- （2）収集場所は指定のごみ集積場所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積場所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。
- （3）災害発生後、輪番停電の実施が明らかになった場合においては、速やかに一般廃棄物処理施設の運用方法並びにごみ収集方法等を定め、住民に周知する。

資料編	● 1-5 一般廃棄物収集運搬業・浄化槽清掃業許可業者一覧

3 収集順位

環境衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要度の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) ごみ処理は「環境美化センター ごみ処理施設」において処理する。
- (2) 収集及び処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」に定める基準に従って行う。

5 一時集積場の選定

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、町有地、借地をごみの一時集積場として確保し、集積するものとする。当該施設のみでは対応が困難な場合、又は道路交通の寸断等により搬送が困難な場合には、避難地のうち避難の完了した公共用地の中からごみの一時集積場を確保し、収集したごみを集積する。一時集積場を選定する際には、次に掲げる点に留意して選定する。

なお、一時集積場については定期的な消毒を行うなど、衛生面の管理に留意する。

一時集積場の選定条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 他の応急対策事業に支障のないこと。② 環境衛生に支障がないこと。③ 搬入に便利なこと。④ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。 |
|---|

6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、町防災行政無線、広報車、町ホームページ等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

第4 し尿処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、建設水道対策部（下水道班）は、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ、被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

3 処理方法

- (1) 収集したし尿は、「富士吉田市役所 環境美化センター し尿処理施設」が処理する。
- (2) 災害が大規模なため処理能力を超えると、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

4 仮設トイレの設置

建設水道対策部（下水道班）は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイ

レを確保し、避難所、被災地域等に設置する。

なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を町防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第5 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

産業振興対策部（環境班）は、大規模災害発生時に、家屋の倒壊等により大量の災害廃棄物が発生した場合には、被害の状況等から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場等を確保する。

2 処理順位

道路上等に排出された災害廃棄物など、災害応急活動の実施に支障が生じるものから優先して処理するものとする。

処理に当たっては、山梨県建設業協力会都留支部等の協力を得て迅速に行う。

3 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋などの災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物の発生量、道路状況等を勘案し、避難地のうち避難所への避難が完了した場所の中から仮置場を確保する。

4 分別収集体制の構築等

災害時に大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するには、排出時における分別が重要となるため、分別収集体制を構築するとともに、地域住民に対して分別の徹底を図る。

5 災害廃棄物のリサイクル

町は、災害廃棄物の処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

第6 応援協力要請

町のみではごみ・し尿の処理業務が不可能又は困難な場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、町は、平成28年3月に「災害時等における家庭系災害廃棄物（一般廃棄物）の収集運搬及び処理に関する確認書」をオリックス資源循環株式会社（埼玉県大里郡寄居町）と中部環境開発株式会社（山梨県富士吉田市）とで締結しており、災害廃棄物の迅速かつ的確な対応を図るようにしている。

今後も、民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について、迅速かつ積極的な協力が得られるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。

第7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋設等を行う。

第26節 応急住宅対策計画【建設水道課、税務住民課】

災害により住家を滅失した者のうち、自力で確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行うものとする。なお、住家の被害認定業務については、罹災証明事務に連動するため、建設水道課と税務住民課の協力体制のもと対応する。

第2 被災宅地危険度判定

災害時には、建築物と同様に宅地に対しても安全対策を講じる必要性が高い。また二次災害を防止するため、建設水道対策部（建設班）は、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災宅地危険度判定を実施する。

ア 被災宅地危険度判定調査

災害により被災した宅地等について引き続き安全に居住できるか、応急対策が必要か否か並びに二次災害に対し安全が確保できるかを主として、危険度判定調査表に基づき外観目視等により判定する。危険度判定結果は、必要な注意を付して見やすい場所に掲示するとともに関係者に通知する。

（ア）調査対象物

宅地地盤、法面、擁壁、自然斜面、その他

（イ）被害程度区分

危険度判定士による調査結果は、「調査済宅地」・「要注意宅地」・「危険宅地」の三種類のステッカーで建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

イ 応急措置に関する相談及び広報

税務住民対策部（税務班）は建設水道対策部（建設班）と連携し、宅地の応急措置に関する相談及び広報を実施する。

第3 被災建築物危険度判定

被災建築物危険度判定については、「地震編 第3章 第8節 建築物応急対策」に基づくものとする。

第4 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模

半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

なお、被災者生活再建支援法の改正により新たに導入された「中規模半壊」の判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において改定が予定されており、本節の記載についても、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定を受けて修正するものとする。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊 （世帯）	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

第5 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

「建設型応急住宅」「賃貸型応急住宅」とも、対象者については、以下のとおり。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）

イ 居住する住家が無い者

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

(2) 応急修理を受ける者

災害によって住家が大規模半壊（焼）、中規模半壊（焼）、半壊（焼）及び準半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定

町は、既に仮設住宅の建設候補地を選定しているが、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地の中から適切な場所に、かつ迅速に建設するものとする。

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、他の建設用地を選定するものとするが、選定に当たっては、次の事項等に留意して選定する。

応急仮設住宅の建設場所は、公有地が望ましいが、やむを得ない場合は私有地も含めて選定を行い、そのためには選定する土地所有者との協議をあらかじめ行っておくものとする。

建設場所の選定条件

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所② 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、児童・生徒等の教育に支障のない場所③ 被災者の生業の見通しに配慮した場所④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所 |
|--|

3 実施方法

町は、山梨県建設業協力会都留支部等の協力により応急仮設住宅の建設又は被災住宅の応急修理を行う。

4 建設時の要配慮者対策

応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については、障がい者や高齢者等に配慮する。

また、状況によっては、介護等に利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

5 県への応援要請

町本部は、災害救助法が適用された場合には、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、建設を県の災害対策本部へ要請する。

6 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、選考委員会等を設け、障がい者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実状を十分調査し、必要に応じ区長、民生委員・児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

7 管理及び処分

(1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮

し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第6 既存住宅の利用

1 公的住宅の利用

公営住宅の空室や公的宿泊施設を一時的に供給する。

(1) 公的住宅の確保

町は県と協力し、災害時に、町営住宅の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

(2) 入居者の選定

町は、確保した空室の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

2 民間賃貸住宅の利用

町は県と協力し、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借上げ又は斡旋の方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

(1) 入居資格

原則として、上記(1)の公的住宅に準ずる。

(2) 入居者の募集・選定

町は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、県が定める基準を基に申込者から入居者を選定する。

(3) 入居者管理

町は県が定める基準を基に行う。

第7 被災住宅の応急修理

災害により大規模半壊（焼）、中規模半壊（焼）、半壊（焼）及び準半壊（焼）した住宅を応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。実施に当たっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決定を迅速に行う必要がある。

1 実施計画

(1) 実施責任者

被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。

(2) 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

ア 修理対象者

災害により住宅が大規模半壊（焼）、中規模半壊（焼）、半壊（焼）及び準半壊（焼）し、自己の資力では応急修理できない者

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

(3) 救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は資料編に掲げる範囲内において町が県に請求できるものとする。

(4) 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、町の建設業者等との請負契約により実施する。

第8 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

大規模な災害が発生したとき、町は、県災害対策本部の要請を受け、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給を実施する。

第9 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅の供与又は応急修理の救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編	● 9-13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 救出計画【総務課】

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるものを捜索し、又は救出して保護するものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、富士五湖消防本部、大月警察署等と連携して町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行い、知事から実施を通知された場合は町長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者とし、例えば、次のような状況にある者である。

- 1 火災の際に火中に取り残された場合
- 2 水害の際に、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
- 3 地震、台風の際に倒壊家屋の下敷きになった場合
- 4 山崩れ等により生き埋めになった場合
- 5 大規模な自動車事故が発生した場合
- 6 登山者が多数遭難したような場合

第3 救出活動

1 関係機関との連携による救出活動

災害により救出を必要とする事態が発生したときは、関係機関と緊急連絡をとり、速やかに救出活動を実施する。

救出活動は、消防団員を中心とし、関係機関・団体、地域住民等の協力を得て行うものとする。

2 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資機材、要員が確保できない場合は、山梨県建設業協力会都留支部、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合は、速やかに町内の被害状況を把握し、次の措置を行う。

(1) 応援協定等に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合は、町内関係業者等の協力を得て、要員や重機等の資機材を確保するものとするが、それでもなお不足する場合は、応援協定を締結している消防本部や他市町村等から必要な要員又は資機材を緊急要請し、迅速な救出活動を行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資料編	● 8-1 災害時相互応援協定等一覧

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに町及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障がい者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編	● 9-13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画【産業振興課、税務住民課】

災害により死亡していると推定される者の搜索、また死亡した者に対してその遺族が混乱期のため処理及び埋葬等を行うことが困難な場合、又は死亡者の遺族がない場合の遺体の処理、埋葬について応急的な対応を行うものとする。

第1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は町長が実施するものとする。なお、遺体の検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口

家族等からの行方不明者の搜索依頼・受付は、町役場に設置される住民相談窓口で行い、大月警察署と連携を図りながら対処する。なお、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、消防団員のほか、大月警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、捜査班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、町本部及び大月警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 遺体の処理

1 処理方法

- (1) 遺体の検案は、原則として県、富士吉田医師会等医師が実施するものとする。
- (2) 状況により一般開業医により検案が行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。
- (3) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- (4) 検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。

2 遺体の輸送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。なお、遺体収容（安置）所を開設するまでの間は、災害対策本部で選定した一時保管場所に輸送するものとする。

3 遺体収容（安置）所の開設

- (1) 本部長は、公共建物、寺院など遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設する。

遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

- (2) 遺体収容（安置）所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- (3) 遺体収容（安置）所を開設するまでの間は、災害対策本部で選定した一時保管場所及び警察官による検視（見分）・医師による検案場所に保管するものとする。

4 身元確認

大月警察署、自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め遺体を引渡す。身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

第4 遺体の埋葬

1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施する。

2 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、「富士五湖広域事務組合富士五湖聖苑」において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判明し次第、引渡す。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、遺体の搜索・処理・埋葬に関する救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

第29節 障害物除去計画【建設水道課】

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図る。また、道路上あるいは河川に障害物がある場合は迅速に当該障害物を除去し、緊急輸送の確保又は災害発生を防ぎよを図る。

第1 実施責任者

1 住宅関係障害物

障害物の除去は、基本的には町が実施する。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町村に応援を要請して実施する。また、災害救助法が適用された場合は、救助の実施は知事が行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行う。

2 道路等関係障害物

障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去する。

第2 障害物除去の要領

1 住宅関係障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 当面の日常生活が営むことのできない状態にある者
- イ 日常生活に欠くことのできない場所にある障害物の除去に限られること
- ウ 自分の資力だけでは障害物の除去ができない者であること
- エ 住家は半壊又は床上浸水した者であること

(2) 除去順位の決定

町は、障害物の除去を必要とする住家を調査するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえ、除去の順位を決定する。

2 道路等関係障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、町所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、重要路線から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、当該維持管理者に通報し、障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、建設水道対策部（建設班）が担当し、山梨県建設業協力会都留支部等の協力を得て速やかに実施する。

町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県又は他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、避難地のうち避難所への避難が完了した場所の中から障害物の集積場所を確保し、集積する。なお、選定する際には、道路交通の便や住民の日常生活等にも十分留意する。

適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第5 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	● 8－1 災害時相互応援協定等一覧
	● 9－13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第30節 生活関連事業等の応急対策計画【総務課、産業振興課】

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1 非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2 非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。） ・東海地震注意情報が発表された場合
第3 非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に災害対策本部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努めることとなっている。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第2 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策

1 特定製造所

(1) 特定製造所に異常を認めたとき

- ア 特定製造所の発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- イ 異常を認めたときは、速やかに応急修理を行う。
- ウ 調査の結果、応急修理不可能なときは、仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

- ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

- ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果、異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第3 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(一社)山梨県LPGガス協会に「災害対策本部」を設置することとなっている。

2 応急対策

- (1) 関係機関との連絡
- (2) 一般消費者向け広報
- (3) 応急復旧資機材の調達
- (4) 復旧要員の派遣

第4 危険物等応急保安対策

1 火薬類の応急対策

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人を付ける。
- (2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講じる。
- (3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火

の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

- (4) 運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに、警察官に通報する。

2 高圧ガスの応急対策

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講じるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3 危険物の応急対策

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- (4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。
- (5) 町は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び県等関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近住民に対し避難等の指示をする。
- (6) 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

4 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、富士・東部保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の

措置を講じる。

- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第5 日本郵政グループの災害時特別取扱内容

- 1 郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）
安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。
- 2 ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱い）
通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができるときには次の取扱いを実施する。
 - (1) 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し
 - (2) 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
 - (3) 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
 - (4) 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し
- 3 為替貯金関係
保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

第3 1 節 民生安定事業計画

【総務課、福祉保健課、産業振興課、税務住民課、企画財政課】

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

第2 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融対資 象	使 途	限 度 額	利 率	期 間	担保等	備 考
日本政策金融公庫 甲府支店中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災 害 復 旧貸付	災害救助 法発動地 域 の う ち 、 公 庫、金庫 が特に指 定した地 域に所在 する直接		既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基 準 利 率 (ただし、 特定の激甚 災害の場合 は、その都 度 定 め る。)	設備資金 15年以内 (2 年 以 内 の 措 置 期 間 を含む。) 運転資金 10年以内 (2 年 以 内 の 据 置 期 間 を 含 む。)	担保及 び保証 人の徴 求に当 たって は、個 別中小 企業の 実情に	特別利率を適用する 場合は市町村長その他 相当の機関の発行する 被害証明書又は特別被 害証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店国民生活 事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災 害 貸 付	又は間接 に被害を 被った中 小企業者		(1) 各融資制度の融資 限 度 額 に 1 災 害 3,000 万円を加えた 額 (2) 特に異例の災害の 場合は、その都度定 める。 (3) 代理店取扱1,500万 円	各融資制度 に定められ た利率(代 理貸付につ いては基準 利率) ただし、特 定の激震災 害の場合は その都度定 める。	普通貸付 10年以内 (2 年 以 内 の 措 置 期 間 を含む。) 特別貸付は各 融資制度に定 められた期間 内	応じ、 弾力的 に取り 扱う。	1 直接被害者は原則 として市町村長 その他相当の機関 の発行する被害証 明書又は特別被害 証明書証明書が必要。 2 災害の発生した日 から 6 か月目の月 末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災 害 復 旧資金			定めなし	商工中金所 定の利率	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各 3 年 以 内 の 据 置 期 間 を 含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経 済 変 動 対 策 (経済危 機・災害 復 旧 関 係)	政令で指 定する被災 区域又は被災 区域外に所在 する直接又は間 接に被害を被った 中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000 万円万円)	1.40%	設備資金 10年以内(うち 1 年 以 内 の 据 置 期 間 を 含 む。) 運転資金 7 年 以 内 (う ち 1 年 以 内 の 据 置 期 間 を 含 む。)	金融機 関又は 信用保 証協会 の定め るところ による	直接被害者は原則と して市町村長の発行す る証明書が必要。

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧に係る経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費等の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸付ける。

第5 災害援護資金等貸与計画

区 分	生 活 福 祉 資 金	災 害 援 護 資 金	母子父子寡婦福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯(原則官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子、寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸 付 期 間	7年以内 うち災害状況に応じて6か月以内の据置	10年以内 (うち3年据置)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償 還 方 法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸 付 利 率	年1.5%(保証人がいる場合は無利子)	年3%	年1.0%(保証人がいる場合は無利子)
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会	西桂町(県は全額町に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。)	県

第6 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者が納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

第8 労働力確保対策

1 公共職業安定所の労働力の確保対策

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
- (4) 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、あらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

2 町の災害応急対策求人の確保対策

(1) 雇上げ方法

町長は、必要な労働力を確保する場合には、管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申込むものとする。

明示事項

① 職種別所要求人の数	④ 宿泊施設の状況
② 作業場所及び作業内容	⑤ 必要とする期間
③ 作業時間、賃金等の労働条件	⑥ その他必要な事項

(2) 賃金水準

災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

第9 罹災証明書の交付等

- ・町は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、国は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）において、市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めており、罹災証明書の交付に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を踏まえて交付等を行うものとする。

- ・町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- ・町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、町は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続が一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第11 相談体制の整備

- (1) 発災後、行政等から示される各種支援策は多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続は複雑なものとなるため、町は相談窓口を設けるものとする。
- (2) 相談や申請の受付に当たっては、プライバシーへの配慮が重要であるため、情報管理はもとより、相談場所における配慮を行う。
- (3) 高齢者や障がい者等、相談窓口に行くことが困難な被災者に対応できるよう、巡回相談、相談員の派遣など、出前型の相談対応を行う。
- (4) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）をはじめ、生活激変によるストレス等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置する。
- (5) 被災者は心身の健康、生計、生きがいなど、時間の経過とともに、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化するため、早期に把握し、適切な対応が図れるよう、県をはじめとする関係機関と連携する。

第12 生活実態調査

当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するための調査を行う。

1 実施方法

- (1) 避難所や仮設住宅での訪問による聞き取り調査を基本とする。特に高齢者等の場合、アンケートへの回答が難しいケースもあることを踏まえる。
- (2) 遠隔地に疎開している被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査を行う。
- (3) 生活実態の把握は、継続的に実施する。

2 調査項目

- (1) 生活実態調査：被災前の生活状況（収入、資産等）、資産被害、収入の減少及び支出増加、生活上の問題点等。
- (2) 健康調査：避難所・仮設住宅長期化に伴う健康状況の調査（生活行動、食生活、ストレス、アルコール中毒、慢性疾患等）及び被災者・児童、行政職員等の心の健康に関する調査等。

第32節 災害ボランティア支援対策【福祉保健課】

第1 災害ボランティアの受入

町、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会が設置する山梨県災害救援ボランティア本部と連携する。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、山梨県社会福祉協議会、山梨県共同募金会、山梨県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、互いに協力するものとする。

さらに、町、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD））、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年7月9日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

また、ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

第4章 災害復旧対策計画

第1節 災害復旧事業計画の作成【全課】

第1 計画の方針

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

第2 災害復旧事業計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

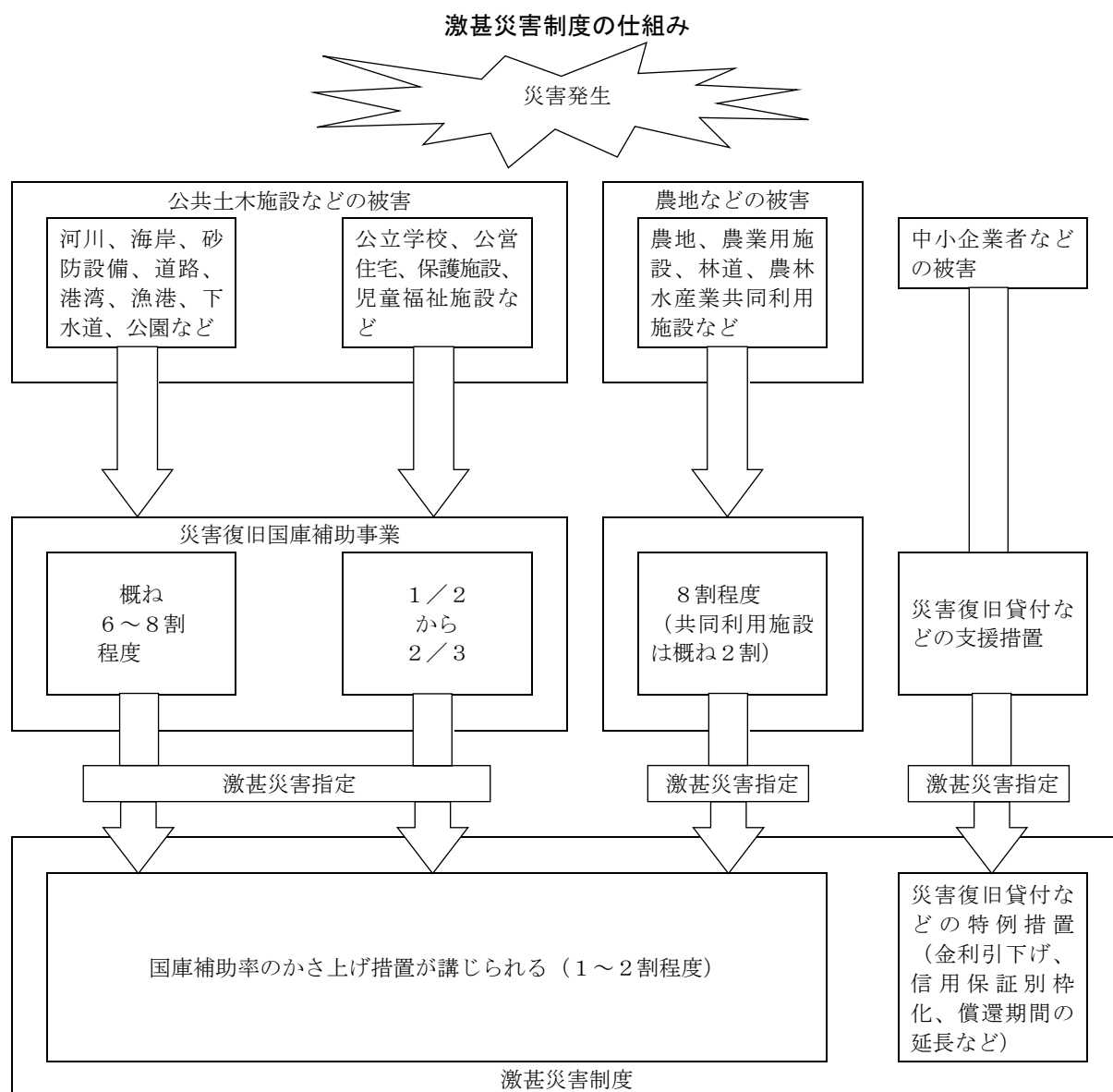
第2節 激甚災害の指定に関する計画【総務課、企画財政課】

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実状を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査協力

- 1 知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。
- 3 関係各班は、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。



第3節 計画的な災害復興【総務課、企画財政課】

第1 災害復興対策本部

復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「災害復興対策本部(以下「復興本部」という。)」を確立する。

1 復興対本部の設置及び廃止

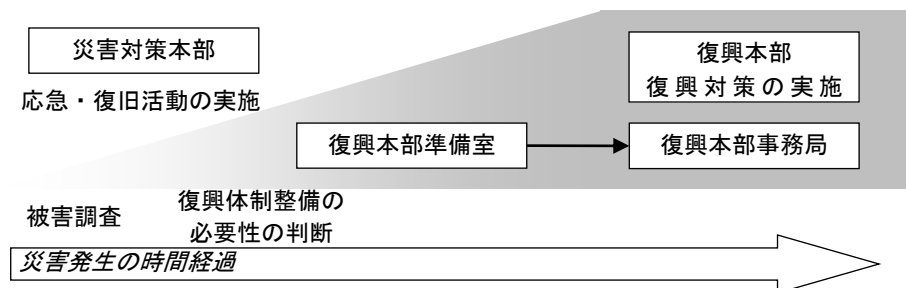
(1) 設置時期

町は、被災状況を速やかに把握し、甚大な被害を受け、復興に相当の期間を要する等、災害復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする復興本部を設置する。

ア 基本的には、災害発生後の早い時期に復興本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動が概ね終息して住民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。

イ 災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。

災害対策本部と復興本部の関係



(2) 廃止

設置と同様に知事あるいは町長が、復興及び住民生活の安定を確保することが確実にできたと認めるときに廃止する。

2 復興本部の組織

(1) 復興本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は町長とする。

(2) 復興本部を運営する復興本部事務局については、各施策間の調整を図るためにも防災担当と企画担当（総務対策部（総務班）、企画財政対策部（企画班））が連携を図りながら担当する。

(3) 復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。

3 復興本部会議の運営

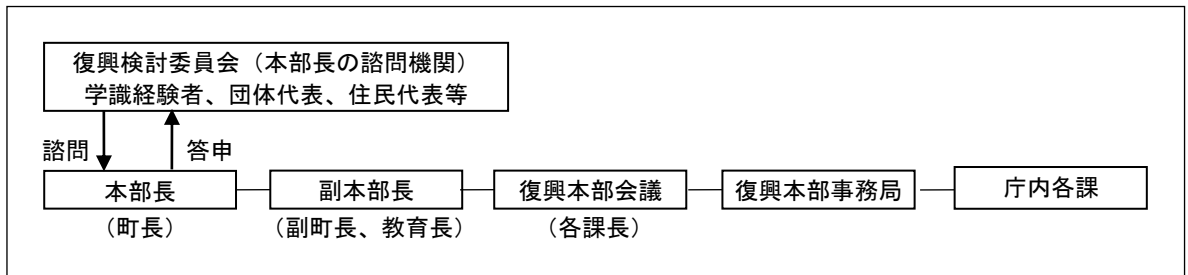
(1) 復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、復興本部会議を運営する。

- (2) 復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興にかかわる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

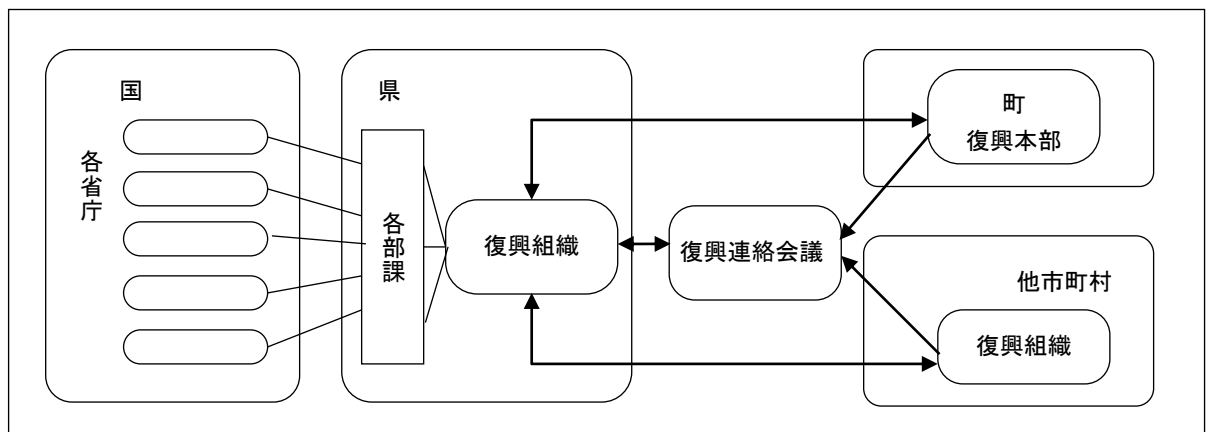
4 人的資源の確保

- (1) 復旧・復興への取組に当たって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。
- (2) 必要に応じて、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。

復興本部組織の構成例



国・県・市町村の連携イメージ



第2 災害復興計画の策定

大規模災害からの復興に関する法律に基づき、内閣府に復興本部が設置され、復興基本方針が定められた場合、県知事は復興基本方針に即して県復興基本方針を定め、町はこの方針に基づき、町の災害復興方針及び災害復興計画を策定する。

1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 県への要請

大規模災害により町では復興計画等の策定が困難な場合には、県に都市計画の決定等の代行を要請する。

第3 災害復興事業の実施

1 被災市街地復興特別措置法上の手続の実施

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 県は、町が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

(3) 県及び町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

地 震 編

第 1 章 地震編の概要

この計画は、住民等の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、町、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編によるほか、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用する。

大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第 4 章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 21 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編は「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を兼ねる。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」については、本編の記載のほか、第 5 章「南海トラフ地震防災対策推進計画」をもって充てる。

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 町

町は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処する。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととした事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 地震防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- (3) 大規模な地震防災訓練の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (6) 地震防災上必要な調査研究及び被害想定を作成
- (7) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (8) 地震防災応急計画の作成指導
- (9) 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- (10) 大震災火災対策の推進
- (11) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配

- (5) 避難指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 防犯、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- (13) 町の施設等の安全措置及び応急復旧
- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 県その他関係機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力

第2 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難指示

- (6) 被災者の救助その他の保護
 - (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - (10) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - (11) 緊急輸送の確保
 - (12) 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
 - (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
 - (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
 - (15) 他機関への応援要請
 - (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
- 3 災害復旧対策
- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第3 指定地方行政機関

- 1 関東財務局（甲府財務事務所）
- (1) 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
 - (2) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - ア 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - イ 手形交換の特例措置
 - ウ 休日営業の特例措置
 - エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - カ 保険料支払いの迅速化措置
 - (3) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- 2 関東農政局（山梨県拠点）
- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - (4) 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - (6) 主要食料等の在庫状況把握
- 3 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - (2) 民有林直轄治山事業の実施
 - (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給
- 4 関東運輸局（山梨運輸支局）

地震編

第1章 地震編の概要

- (1) 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- (2) 緊急輸送に使用し得る連絡体制の確立
- 5 東京管区気象台（甲府地方気象台）
 - (1) 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (3) 地震情報の発表と伝達
 - (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- 6 関東総合通信局
 - (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - (2) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- 7 山梨労働局（都留労働基準監督署）
 - (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- 8 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）

一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。

 - (1) 防災上必要な教育及び訓練
 - (2) 通信施設等の整備
 - (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
 - (4) 官庁施設の災害予防措置
 - (5) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - (6) 水防活動、土砂災害防止活動
 - (7) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - (8) 災害時における復旧資材の確保
 - (9) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - (10) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
 - (11) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
 - (12) 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - ア 初動体制の立ち上げ
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 被災状況等の把握

- エ 被災者の救命・救助
 - オ 被害の拡大防止・軽減
 - カ 被災した地方公共団体支援
 - キ 被災者・避難者の生活支援
 - ク 施設等の復旧、被災地域の復興
 - ケ 強い揺れへの備え
 - コ 巨大な津波への備え
- (13) 首都直下地震対策計画
- ア 首都中枢機能の継続
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - エ 被災状況等の把握
 - オ 被災者の救命・救助
 - カ 被害の拡大防止・軽減
 - キ 被災した地方公共団体支援
 - ク 被災者・避難者の生活支援
 - ケ 施設等の復旧、首都圏の復興
 - コ 強い揺れへの備え
 - サ 巨大な津波への備え
- (14) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

第 4 富士五湖消防本部

- 1 建築物の防火安全措置
- 2 火災予防措置
- 3 大震火災対策及び消防力の強化
- 4 危険物等の規制及び安全措置
- 5 消防計画、地震防災計画の作成指導
- 6 救助、応急措置
- 7 火災の鎮圧その他の災害の軽減措置
- 8 地震に関する教育及び広報
- 9 西桂町消防団との連絡調整

第 5 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、一般災害編第 1 章第 1 節第 2 の 6 「自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）」に同じ。

第 6 指定公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
 - (1) 東海地震予知情報（警戒宣言等）及び南海トラフ地震に関する情報の伝達
 - (2) 列車運転規制措置
 - (3) 旅客の避難、救護体制の確立

- (4) 列車の運行状況等の広報
 - (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- 2 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）
- (1) 主要通信の確保
 - (2) 通信疎通状況等の広報
 - (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (4) 気象警報等の町への伝達
- 3 日本赤十字社（山梨県支部）
- (1) 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
 - (2) 応援救護班の体制確立とその準備
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (4) 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - (7) 義援金の募集及び配分
- 4 日本放送協会（甲府放送局）
- (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - (2) 非常組織の整備
 - (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - (4) 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- 5 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
- 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
- (1) 東海地震等に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報の伝達
 - (2) 利用者への広報
 - (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - (4) 緊急輸送を確保するための措置
- 6 日本通運株式会社（山梨支店）
- (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処し得る体制の確立
- 7 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- (1) 電力供給施設の災害予防措置
 - (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 8 日本郵便株式会社
- (1) 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地充て救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第7 指定地方公共機関

- 1 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
 - (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - (3) 日本放送協会に準ずる措置
- 2 輸送機関（富士急山梨バス株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - (3) 各機関からの車両借上要請に可及的速やかに即応し得る体制の整備
- 3 ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - (1) ガス供給施設の保安整備
 - (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - (3) 被災地に対するガス供給体制の確立
- 4 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会、都留医師会）
 - (1) 被災者に対する救護活動の実施
 - (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

第8 大月警察署

- 1 災害広報並びに避難指示及び誘導
- 2 被災者の救出、救護
- 3 行方不明者の捜索
- 4 遺体の検視
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 緊急通行（輸送）車両の確認及び証明書の交付
- 7 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 農林業関係団体（クレイン農業協同組合、美富士農業協同組合、北都留森林組合、南都留森林組合、富士北麓森林組合）
 - (1) 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋

- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋
- 2 商工会等中小企業関係団体
 - (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- 3 病院等医療施設の管理者
 - (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - (2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- 4 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - (1) 児童・生徒等に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
 - (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - (4) 災害時における収容者の保護受入の準備
 - (5) 火気使用及び実験学習の中止
 - (6) 応急医薬品の整備
- 5 公共施設等の施設管理者
 - (1) 避難訓練の実施
 - (2) 災害時における応急対策
- 6 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
 - (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供

第10 その他の公共的団体

- 1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、西桂町社会福祉協議会）
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- 2 山梨県ボランティア協会
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- 3 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること。
- 4 住民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第 2 節 西桂町で想定される東海地震被害

当町で想定される被害については、資料編に掲載する。

資 料 編	● 11 西桂町で想定される東海地震被害

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

【建設水道課、総務課、企画財政課】

町は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な町土の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 事業計画

町は、地域の特性に考慮し、地震に強いまちづくりに努める。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、平成7年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

1 地震対策緊急整備事業

大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財持法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。

山梨県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から30箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財持法の延長を踏まえ、次のとおり整備を図る。

地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	30箇年（S55～H21） 整備計画	35箇年（S55～H26） 整備計画	40箇年（S55～R1） 整備計画
避難地		県	1箇所 35.2ha	7箇所 280.8ha	7箇所 280.8ha
避難路	街路	県・町	9箇所 4.0km	13箇所 5.5km	13箇所 5.5km
消防用施設		市町村	5,381施設	5,139施設	5,212施設
緊急輸送道路	改築	県・市町村	19路線 51箇所	20路線 58箇所	20路線 58箇所
	橋梁	県	18路線 35箇所	19路線 88箇所	39路線 195箇所
	災害防除	県	11路線 189箇所	14路線 213箇所	15路線 243箇所
社会福祉施設	木造改築	県・市町村・法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人
公立小中学校	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	52校	54校	58校
	非木造補強	市町村	107校	101校	100校
砂防設備		県	108箇所	154箇所	185箇所

事業名		実施主体	30箇年（S55～H21） 整備計画	35箇年（S55～H26） 整備計画	40箇年（S55～R1） 整備計画
保安施設	予防治山	県	260箇所	340箇所	380箇所
	復旧治山	県	530箇所	658箇所	843箇所
地すべり防止施設	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	41箇所	45箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	25箇所	27箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	176箇所	184箇所
ため池		県・市町村	35箇所	42箇所	42箇所

2 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、山梨県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名		実施主体	5 箇年（H28～R2）整備計画
避難路	農道整備	山梨県	3.8km
消防用施設		市町村・組合	116箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設		市町村・法人	2 施設
医療機関		市町村・組合	1 施設
公的建築物		山梨県	5 箇所
保安施設		市町村	2 箇所
水・自家発電設備等		市町村	2 箇所
備蓄倉庫		市町村	4 箇所

3 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備を進める。

第2 道路施設等の対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」では、東海地震発生時には国道139号等において、まれに被害が発生する可能性はあるものの、緊急輸送には大きな影響はないとされている。しかし、当該調査・想定は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象としているため、町道については対象外となっている。町道の中には、狭隘で、急カーブの路線もあるため、想定外の被害発生も危惧される。

道路、橋梁の耐震性の強化などの対策は、これまでも計画的に講じてきたが、今後、さらに道路施設等の安全強化を推進する。

1 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図る。

また、今後、新設する橋梁については、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

第3 土砂災害警戒区域対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、町内には危険性の高いとされる危険度ランクAの急傾斜地崩壊危険箇所が1か所、地すべり危険箇所は存在しない。また、東海地震の発生に伴う斜面崩壊によって全壊1棟、半壊3棟、また死者1人、負傷者2人発生すると想定されている。

町は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害警戒区域の実態調査結果等に基づくハザードマップにより実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所については、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努める。

1 土石流危険渓流の災害防止

町内には土石流危険渓流が13 渓流あるが、危険が予想される渓流に対し、堰堤、渓流保全工等一連の砂防事業を積極的に推進するよう県に働きかけ、地域の安全と避難路及び緊急輸送道路の確保を図る。

資料編	● 6-5 土石流危険渓流一覧

2 急傾斜地崩壊危険区域の災害防止

町内には、令和3年4月1日現在、急傾斜地崩壊危険箇所が10箇所（うち特別警戒区域9箇所）、土石流危険渓流が17箇所（うち特別警戒区域11箇所）ある。町は、今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所等で土砂災害警戒区域となっている箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図り、危険区域における災害発生の防止を促進する。

危険区域指定については、地域住民に周知徹底を図るとともに、県に対する災害発生防止事業の要請や県が実施する各種保全活動に協力するなど、急傾斜地の安全対策の促進を図る。

資料編	● 6-4 急傾斜地危険区域一覧

3 地すべり防止区域の災害防止

町内には、地すべり危険箇所は存在しない。

4 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

町は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

東海地震の警戒宣言発令時に、事前に避難が必要となる土砂災害危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

(2) 避難所の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する避難所を併せて指定する。

イ 避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

（ア）地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

（イ）事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

（ウ）当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

（3）避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

（ア）避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

（イ）崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

（ウ）その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

5 地域住民への周知

町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底する。また、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第4 公共・公益施設等の液状化対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、町は、県が作成・公表する液状化の危険度を示すマップの内容を踏まえて、住民に情報の提供を行う。

第5 まちづくり対策

1 住宅地の整備

狹隘で緊急車両が通行できない道路については、拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っている。

今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第2節 大震火災対策推進計画【総務課】

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第6節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 家庭に対する指導

町は、防災のしおり等を配布し、また自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水、住宅用火災警報器及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

- ① 地震防災に関する知識の習得
- ② 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- ③ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び対震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進

2 防火対象物の防火体制の推進

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため、町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

(3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

3 予防査察の強化指導

町は消防機関と協力し、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

4 危険物等の保安確保の指導

町は消防機関と協力し、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、町は、富士五湖広域行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

5 防火防災思想、知識の普及強化

町は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 町は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応できるよう、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、防災訓練等を通じて、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(2) 町は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化を図り、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 町は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう、年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民等に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

2 消防力の充実整備

(1) 消防力の充実整備

町は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴を持つ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

資料編	● 4-1 消防力の現況

(2) 消防応援体制の確立

町は、資料編に掲載のとおり消防相互応援協定を締結している。

大規模地震発生時に同時に多発する火災等に対処するため、平素から協定締結市町村等との合同防災訓練等を実施し、応援体制の強化、確立を図る。

資料編	● 8-1 災害時相互応援協定等一覧

第3節 生活関連施設の安全対策推進計画【建設水道課】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 水道施設安全対策の推進

水道事業者（町建設水道課）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

1 水道水の確保

- (1) 取水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に布設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、水の備蓄の他、給水タンク等の整備に努める。

第2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者（町建設水道課）は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するため、次の対策を実施する。

1 耐震性の確保等

幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

2 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施するものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感電器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

N T T 東日本（山梨支店）は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等の通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

富士急行株式会社は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 災害時被害軽減対策推進計画【建設水道課】

大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、「西桂町耐震改修促進計画（平成20年度から令和7年度）」に基づく建築物の耐震性の確保対策をはじめとする施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、町の整備計画に併せて改築の促進を図る。なお、改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 町有施設の耐震診断・耐震補強

町は、「西桂町耐震改修促進計画」に基づき、現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された町有建物のうち、災害応急活動の拠点となる庁舎、避難所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

なお、小中学校の校舎や体育館、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物や構造物等については、緊急度や建替計画などを考慮する中で、順次、耐震補強及び非構造部材の落下防止対策の推進を図る。

3 建替時等の留意事項

改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施する。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第2 一般建築物災害予防対策

町は、地震による建築物の破壊等の被害を軽減するために以下の対策を講ずる。

1 既存木造一般住宅の耐震診断の促進

町は、広報紙等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造一般住宅の耐震診断の実施を促進し、震災に強いまちづくりを推進する。

2 無料耐震診断及び耐震改修補助の実施

町は、昭和56年5月31日以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅に対して、無料の耐震診断を実施するとともに、当該耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事に対して補助を行っている。

当該事業について、広報紙等により住民に周知、活用を図り、地震に強いまちづくりに努める。

3 簡易耐震診断の実施促進

町は、広報紙等により県ホームページに掲載されている「わが家の耐震診断（簡易法）」の周知を図り、住民自らによる自宅自己診断の実施を推進する。

4 地震相談窓口の利用

町は、必要により、総務課に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じる。

なお、県は、建築指導課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、町は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図る。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。

また、特に通学路沿い及び避難所等の周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨する。町ではブロック塀等の撤去に関して補助事業を行っているので促進を図っていく。（平成30年12月14日西桂町告示第10号 西桂町ブロック塀等撤去促進事業費補助金交付要綱）

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、町は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横断歩道橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 町の措置

町は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、町等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 広域応援体制整備計画【総務課】

大規模地震発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

資料編に掲げるとおり、当町においては、自治体・事業者等と災害時における応援協定を締結している。

- 1 当町と各都市間と締結している協定は、資料編に掲げるとおりであり、援助の種類は主として以下のとおりである。
 - (1) 食料、飲料水、生活必需品の提供
 - (2) 食料、飲料水、生活必需品の供給に必要な資機材の提供
 - (3) 被災者の救助・救出に必要な車両、資機材、物資等の提供
 - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供

第2 協定の充実等

- 1 協定内容の見直し
町は、協定締結市町村等と締結している相互応援協定内容を適宜見直し、内容の充実、具体化に努める。
また、町は、今後食料品、日用品の流通備蓄を目的に協定締結を推進する。
- 2 防災訓練等の実施
町は、平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。
- 3 協定締結の推進
町は、近隣市町村と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、近隣自治体と連携を図りながら検討を進める。

第3 応援要請等の整備

- 1 応援要請手続等の周知
町は、災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入体制の整備

町は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務課は平素から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めておくなど、受入体制の整備を図る。また、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアル整備を行うとともに、職員に必要な研修、訓練を実施することで、周知徹底を図る。

3 被災市区町村応援職員確保システムの活用

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や、多数の町職員が被災し災害対応に当たれない等の理由で、当町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの受援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、当町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、当町の災害応急対策業務（指定避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

4 その他

町は、応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援要請計画」の定めるところによる。

第6節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画【総務課】

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に町職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは町の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町や県は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

第1 防災知識の普及

1 町職員に対する教育

町は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「職員初動マニュアル」等を作成・配布し、災害発生時に必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしていることから、これらの研修については、必要に応じて県へ支援を要請しながら行うものとする。

町職員への教育内容

- ① 地震に対する基礎知識
- ② 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格とこれに基づく措置及び情報伝達体制
- ③ 町及び各機関が実施している地震対策と課題
- ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の動員体制、任務分担等）
- ⑤ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

※ ④については、年度当初に職員に周知徹底する。

2 住民に対する防災知識の普及・教育

町は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に、住民が出火防止、近隣の人々との協力による救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、的確な判断に基づいた行動がとれるように、防災週間及び防災訓練を通じて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 普及の方法

ア 防災リーダーによる指導啓発

イ 「広報にしかつら」の活用やハザードマップなど防災関係資料の作成・配布

- ウ 町ホームページの活用
- エ 社会教育の場の活用
- オ 県立防災安全センターの活用
- カ 防災ビデオ等の貸出し
- キ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導

(2) 普及内容

- ア 東海地震、南海トラフ地震及び地震に関する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震及び南海トラフ地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 警戒宣言が発せられたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等、平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

3 幼児、児童・生徒に対する教育

町は、幼児、児童・生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

第2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。② 道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動、情報の確保等が困難になる。 |
|--|

このような状況の中で、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。このため、町は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」主旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進することで、「出火防止、初期消火、負傷者救出、避難誘導、炊き出し」等の災害初期の活動ができることを目標とする。

町及び各地区の自主防災組織は、大規模地震発生時に組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 自主防災組織の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災組織は、自治会等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

会 長 (区 長)	総 務 班	◦ 全体調整 ◦ 他機関との連絡調整
	情 報 班	◦ 正確な情報の収集、伝達 ◦ ボランティア要請のための被災者のニーズの把握
	消 火 班	◦ 火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救 出 救 護 班	◦ 資機材を活用し、被災者の救出
	避 難 誘 導 班	◦ 危険箇所を避けて避難場所への迅速、安全な避難
	給 食 給 水 班	◦ 飲料水、非常食品の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

自主防災組織は、平常時には概ね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図るものとする。

平常時の活動内容

○ 防災知識の普及	○ 防災用資機材の備蓄・点検
○ 防災訓練の実施	○ 情報の受伝達体制の確立
○ 地域の危険箇所（ブロック塀等）の確認	○ 地域内の避難行動要支援者の把握
○ 災害危険箇所の調査	○ 防災マップの作成・配布等

2 町の指導

- (1) 町は県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 町は、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

資 料 編 ● 7 地区防災計画関係

第3 事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動に努めるものとする。

そのために、自衛消防組織等を組織し、事業所内における安全確保対策の実施や緊急出動体制の構築等を推進するほか、地域の一員として平素から地域の自主防災組織とも緊密な連携を図り、合同の防災

訓練を実施するなど、当該地域の防災力の強化に努めるものとする。

事業所における自主防災活動は、概ね次のとおりである。

○ 防災訓練の実施	○ 火災その他災害予防対策
○ 従業員等の防災教育	○ 情報の収集、伝達体制の確立
○ 事業継続計画（BCP）の策定	○ 帰宅困難者対策
○ 施設及び設備の耐震性の確保	○ 救出及び応急救護方法の習得
○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄	

町は消防機関と連携し、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業所等の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第7節 災害ボランティア育成強化計画【福祉保健課】

災害ボランティアは、地震災害の軽減等、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

町は、県、町社会福祉協議会等との連携のもと、災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を推進する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

町は、研修会の実施、町が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

町は、県及び山梨県社会福祉協議会、日本赤十字社山梨県支部等と連携し、災害ボランティアの育成を図る。

3 NPO・ボランティア等の組織化の推進及び啓発

町は、町社会福祉協議会と連携して地域のNPO・ボランティア等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 災害ボランティアの活動内容

1 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

主な活動内容

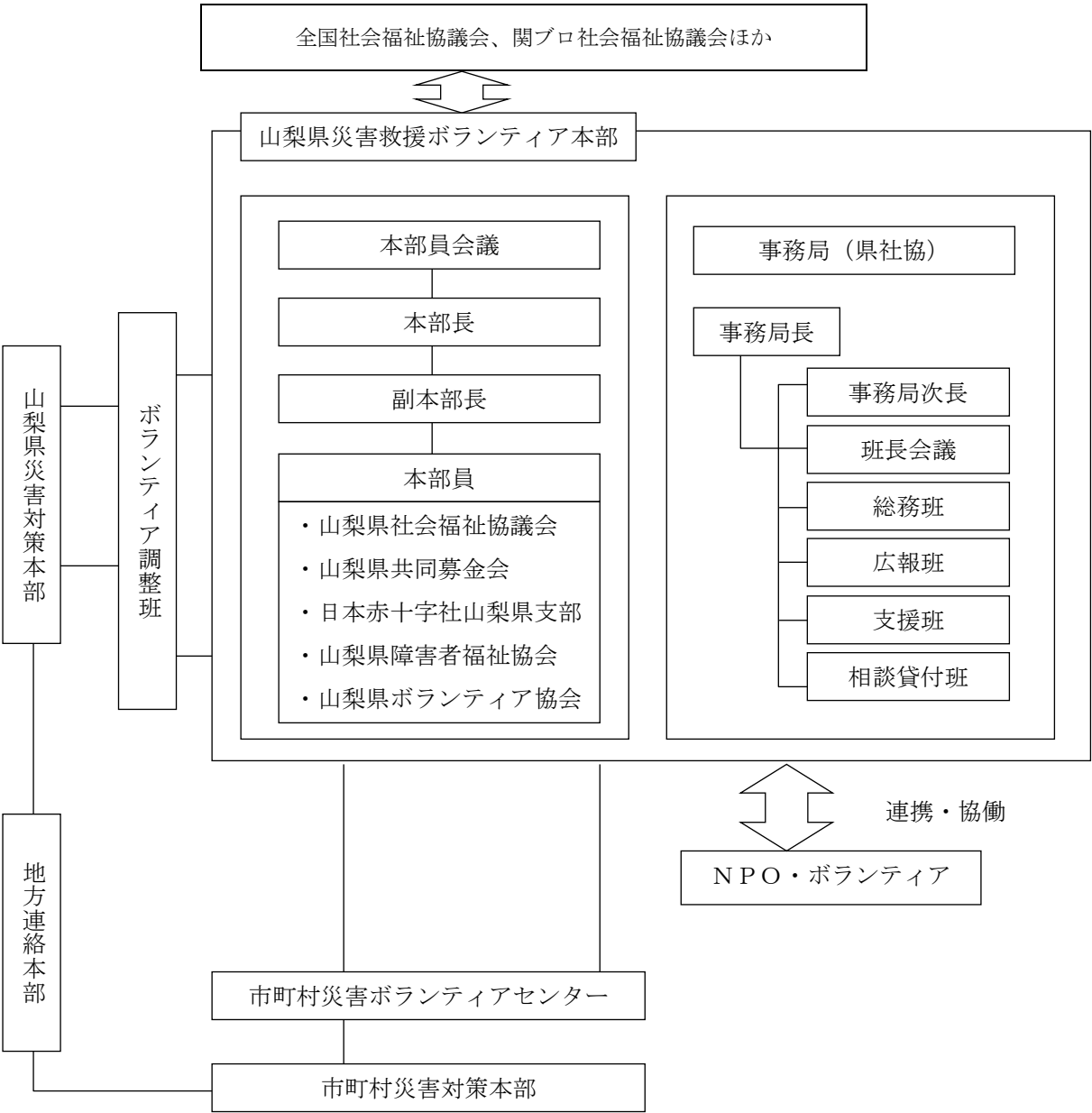
- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ③ ボランティアコーディネート業務

2 町災害ボランティアセンターの整備

(1) 町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置できるよう、拠点となる施設（いきいき健康福祉センター）をあらかじめ指定し、必要な設備、資機材等の確保を図る。

(2) 災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置されることを踏まえ、連絡体制や応援要請等のあり方について、関係職員への周知徹底を図る。

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第8節 防災訓練計画【総務課】

一般災害編第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによるものとするが、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第9節 要配慮者支援対策の推進計画【福祉保健課】

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

第1 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

ア 高齢者

- (ア) 要介護認定者で要介護4以上の者
- (イ) ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- (ウ) 高齢者のみの世帯（75歳以上）
- (エ) 認知症の高齢者

イ 障がい者

- (ア) 身体障がい者のうち障がい者手帳を有する者のうち、3級以上の者
- (イ) 知的障がい者のうち療育手帳を有する者のうちAの者
- (ウ) 精神障がい者のうち精神障がい者保健福祉手帳を有する者のうち1級の者

ウ 難病患者

エ 人工透析患者

オ 妊産婦・乳幼児

カ 外国人

キ その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 関係課による情報の集約

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係課で把握している要介護高齢

者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握することとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

2 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町長は、災害の発生に備え、避難支援等に必要の限度で、町防災計画の定めるところにより、富士五湖消防本部、西桂町消防団、交通安全協会西桂支部、大月警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、町内自主防災組織、防災リーダー、区長の避難支援等の実施に携わる関係者「避難支援等関係者」に対し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、町担当課は、郵送や個別訪問などにより、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得られるよう直接的に働きかけるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有することが適切であるため、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、避難支援等関係者に対して、適切に周知を図る。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際する情報漏洩防止対策

町は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援関係者との協働を円滑なものにするうえで極めて重要であるため、情報漏洩防止対策の徹底を図るものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によって町の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

4 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備

(1) 避難のための情報提供体制の整備

町は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用、緊急通報システムなど日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせた、多様な情報伝達の手段の活用による情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達の例

聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信、聴覚障がい者用情報受信装置
 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
 そ の 他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送・手話放送
 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

(2) 避難支援等関係者の安全確保の体制整備

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくよう指導する。なお、安全確保措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難行動支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画をつくり、周知を行うよう指導する。

(3) 避難行動要支援者計画全体計画及び個別計画の策定

地域の災害特性に十分に配慮し、国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全確保を図る避難行動要支援者全体計画を町防災計画の下位計画として作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、平常時から個別計画の策定を進めるものとする。

(4) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても避難行動要支援者等の救助・救援に関する訓練を実施するなど、避難行動要支援者等への理解の促進を図るものとする。

5 避難所運営体制等の整備

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者を優先的に収容することができる福祉避難所として、町は、いきいき健康福祉センターを指定している。今後は、指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間の確保を検討していくものとする。併せて、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時より連携に努めるものとする。

福祉避難所開設予定施設

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
いきいき健康福祉センター	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000

(2) 福祉避難所の環境整備

ア 福祉避難所については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

イ 聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやFAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して福祉避難所での良好な生活環境が提供できるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難室の整備

状況によって、避難所の一室又は一画を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

6 要配慮者の生活支援体制の整備

- (1) 福祉保健課を中心とし関係機関と連携し、要配慮者の避難支援業務の分担を定める。
- (2) 社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平時から連携を図り、支援体制の整備を図る。
- (3) 町社会福祉協議会と連携し、災害時における障がい者等の救援を担う人材の育成を図るとともに、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。また、要配慮者支援体制について、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともに、その活用を図るものとする。
- (4) 地域住民が参加して行う自主防災マップづくりや避難支援等関係者が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。
- (5) 小地域単位での住民参加型防災学習会の開催を図る。

第2 社会福祉施設の災害予防

1 社会福祉施設との連絡体制の整備

町は、町内の社会福祉施設を把握したうえで、施設管理者との間で災害情報等の連絡方法について定めておくものとする。

社会福祉施設

ア 児童福祉施設	オ 障がい者関係施設
イ 介護保険等施設	カ 身体障がい者社会参加支援施設
ウ 障がい福祉サービス事業所	キ 医療提供施設
エ 障がい者支援施設	ク その他

2 社会福祉施設の安全性の確保

社会福祉施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保する。

3 社会福祉施設の防災体制整備

社会福祉施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- (1) 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知
- (2) 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- (3) 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- (4) 施設周辺のパトロール体制の整備
- (5) 避難所及び避難経路の確認
- (6) 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- (7) 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- (8) 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- (9) 防災訓練等防災教育の充実
- (10) 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

(11) 燃料の調達体制の確保

4 町の支援

町は、社会福祉施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- (1) 社会福祉施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供
- (2) 防災気象情報の提供
- (3) 社会福祉施設との緊急連絡体制の整備
- (4) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供とともに、そのための伝達体制の整備
- (5) 緊急時における町と社会福祉施設との連絡体制の整備
- (6) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (7) 社会福祉施設における防災教育への協力

第3 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、住民登録者名簿等に基づき、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備等

町は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。なお、山梨県が平成27年2月に策定した「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」を参考に、災害発生時に観光に携わる事業者等が外国人旅行者等を速やかに誘導し、適切な情報提供を行うことができるよう体制整備を図る。

3 防災知識の普及啓発

町は、広報紙やガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報についての外国語による情報提供に努める。また、防災訓練への参加促進に努める。

4 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第4 幼児・児童・生徒保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は、地震の発生に備え平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児・児童・生徒に対して実践的な防災教育の実施に努める。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び幼児・児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児・児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応

急要員を指名しておく。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の運営及び管理活動が円滑に機能するよう、運営組織の体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

町は、幼児、児童・生徒等への地震に関する防災教育を次により推進する。

(1) 幼児、児童・生徒に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震に関する防災教育の指導内容の概要

- ア 各教科、各学年間と相互に関連を図った防災教育
- イ 防災ボランティア活動の進め方
- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方
- オ 地震予知観測学習
- カ 地域への理解、家庭や地域との連携

3 教職員の対応、指導基準

地震発生時の教職員の対応、指導基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等の安全確保を行う。
- (2) 児童・生徒等の避難誘導に当たっては、学級名簿等を携行する。
- (3) 児童・生徒等の避難誘導に当たっては、氏名、人員、異常の有無等を掌握し、児童・生徒等に適切かつ明確に指示する。
- (4) 児童・生徒等の保護者への引渡し基準、方法をあらかじめ定めておく。
- (5) 留守家族等で帰宅できない児童・生徒等の保護対策をあらかじめ定めておく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画【全課】

地震が発生した場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 西桂町災害警戒本部

西桂町災害対策本部の設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため、西桂町災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置する。

1 設置基準

- (1) 被害通報等が増加し、警戒準備体制では対応が困難なとき。
- (2) 台風接近、土砂災害警戒情報に基づき、避難所を設置するとき。
- (3) 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、応急対策が必要なとき。

2 設置場所

町警戒本部は、総務課に置く。

3 指揮の権限

総務課長は町警戒本部の指揮を行うが、総務課長の判断を仰ぐことができない場合は、防災担当職員がこれを行う。

4 町警戒本部の招集及び所掌事務

町警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

① 気象情報等の収集・伝達	⑤ 県及び関係機関との連絡調整
② 河川、崖地等の警戒監視	⑥ 住民への情報伝達
③ 水防活動	⑦ 避難所の開設
④ 災害情報の収集	⑧ その他、応急対策

5 町警戒本部の解散

総務課長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、町長の承認を得て町警戒本部を解散する。

6 災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、町警戒本部から災害対策本部への移行を決定する。

第2 西桂町災害対策本部の設置

地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、西桂町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

1 町本部の設置基準

一般災害編第3章第1節第2「西桂町災害対策本部の設置」を準用する。

2 町本部廃止の時期

町本部は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は町の地震災害応急対策が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

町本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
庁 内 職 員	庁内放送、電話、口頭
町 出 先 機 関	町防災行政無線、電話、FAX、連絡員
消 防 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
一 般 住 民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX
警 察 署	電話、FAX
報 道 機 関	電話、FAX、文書

4 町本部の設置場所

町本部は、「西桂町役場大会議室(災害対策本部室)」に設置する。ただし、庁舎が使用できない場合は、「きずな未来館」に設置する。また、いずれの施設においても使用が困難な場合は、駐車場にテントを設置して代替機能を確保する。

第3 町本部の組織、分掌事務等

町本部の分担任務、組織、分掌事務等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」、資料編「西桂町災害対策本部条例」の定めるところによる。

資 料 編	● 9-6 西桂町災害対策本部条例

第4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 現地本部長等の指名

現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部付、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。

3 設置場所

現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

4 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を「西桂町役場大会議室(災害対策本部室)」に受入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
 - ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
 - ・ 電話やTV会議システム等の活用
- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時には、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2節 職員配備計画【総務課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

	配備基準	配備内容	配備の要領
初動警戒 配備	①気象注意報等が発表され、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があるとき。 ②〔その他〕必要により町長が配備を指示したとき。	情報収集及び連絡活動を主として実施し、状況により第1配備活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	①総務課、建設水道課は1名以上の配備。 ②勤務時間以外は宿日直者が対応
第一配備	①〔一般災害〕次の警報等が発表されたとき。 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雨警報 ・大雪警報 ・洪水警報 ②〔一般地震〕震度4の地震発生時。 ③〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時。 ④〔富士山火山〕噴火警戒レベル3「入山規制」の発表時。 ⑤〔その他〕必要により町長が配備を指示したとき。	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	①総務課、建設水道課は2名以上の配備。 ②勤務時間以外は宿日直者及び総務課、建設水道課で1名以上の配備。 ③上記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第二配備	①〔一般災害〕 ・記録的短時間大雨情報 ・竜巻注意情報 ・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。 ・高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ②〔一般地震〕震度5弱・強の地震発生時。 ③〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時。 ④〔富士山火山〕噴火警戒レベル4「避難準備」の発表時。 ⑤〔その他〕必要により町長が配備を指示したとき。	町警戒本部の設置事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	①課長職 ②総務課、建設水道課職員4名以上 福祉保健課2名以上 ③前記以外の課は自宅待機するとともに、総務課長又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。

	配備基準	配備内容	配備の要領
第三配備	①〔一般災害〕 ・特別警報発表時。 ・大規模災害が発生したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。 ・避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。等 ②〔一般地震〕震度6弱以上の地震を観測したとき。 ③〔東海地震〕東海地震注意情報、警戒宣言 ④〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時。 ⑤〔富士山火山〕噴火警戒レベル5「避難」の発表時。 ⑥〔その他〕災害対策本部を設置したとき、又は町長が配備を指示したとき。	町本部の設置 各部門が応急対策活動を円滑に行うものとする。	各所属所要人員（所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもって当たる。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達・配備

ア 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につく。

総務対策部長（総務課長）は、本部長（町長）に連絡するとともに、庁内放送、電話、町防災行政無線等により職員への周知を図る。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務対策部長（総務課長）は、直ちに各対策部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知徹底を図るとともに、富士五湖消防本部・医療機関等に連絡する。

各対策部長は、直ちに各班長に連絡し、班員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。

配備該当職員は、速やかに所定の場所に配備につき、指示された業務に従事する。配備該当職員以外の職員は、地震情報や被害情報、町本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 初動期における留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

配備時の留意事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導② 火災発生防止措置③ 余震による落下物への注意④ 電気、ガス、水道、電話、道路、鉄道等の被害状況、運行状況等の情報収集 |
|---|

(3) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

勤務時間内における遵守事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 常に地震情報、町本部関係の指示に注意する。② 不急の行事・会議・出張等中止する。③ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡を取り、常に所在を明らかにする。④ 災害現場に出動する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。⑤ 自らの言動で来庁者等に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。 |
|--|

2 勤務時間外における伝達及び配備

(1) 町職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機する。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡網に基づき緊急招集する。

ア 震度3の地震発生

町職員は、テレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急参集命令にも対応できるよう自宅待機する。

イ 震度4の地震発生

あらかじめ指名されている総務対策部、建設水道対策部の職員は、速やかに勤務場所に参集し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

ウ 震度5弱又は5強の地震発生

あらかじめ指名されている総務対策部、建設水道対策部の職員、またこれ以外の各対策部長及び班長は、速やかに勤務場所に参集し、被害状況の把握、広報の実施、県への報告等を行う。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

エ 震度6弱以上の地震発生

町本部が自動設置されるため、全職員は速やかに庁舎、勤務場所に参集する。

(2) 当直者の対応

当直者は、参集職員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。

(3) 職員の自主参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、配備該当職員以

外の職員も自主的に庁舎、勤務場所に参集する。

(4) 初期活動の実施

あらかじめ「初動体制職員」として指名された庁舎近くに居住する職員は、夜間に震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに庁舎に参集し、必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- ア 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- イ 本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、パソコン）
- ウ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- エ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- オ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- カ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

参集時の留意事項

① 参集時期

配備基準に該当する地震情報を覚知したときは、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、負傷その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属班長若しくは最寄りの施設責任者へ連絡する。

③ 参集時の服装等

応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れておくなど、平素から準備しておくものとする。

④ 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区被害状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

3 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務対策部長（総務課長）を通じて本部長（町長）に報告を行う。

大規模地震発生時の初動フロー

↓1 参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
↓2 人命救助	職員は自宅周辺の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後各所属勤務場所等へ参集する。
↓3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって町本部に参集する。 (2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの町施設等に参集のうえ、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓4 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の情報収集を行う。なお、収集する情報については、一般災害編3章第7節「被害状況等報告計画」に定める分担等に基づき行うものとする。
↓5 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を所属長に報告する。 (2) 所属長は、被害状況を町長（災害対策本部長）に集約する。
↓6 緊急初動体制	先着した初動体制職員により、順次初動期に必要な業務に当たる。
↓7 本来の本部体制へ	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他対策部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実状に応じて、所要の応援を行う。

第3節 地震災害情報等の収集伝達計画【総務課】

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、町は、地震の規模や被害の程度に応じて、町の所有する通信手段、機材を効果的に用い、又は防災関係機関との連携により概括的な情報も含め多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員・住民等に伝達する。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

情報等の種類	内 容
① 震度速報	発表基準：震度3以上 内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
② 震源に関する情報	発表基準：震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
③ 震源・震度に関する情報	発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
④ 各地の震度に関する情報	発表基準：震度1以上 内 容：震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
⑤ 推計震度分布図	発表基準：震度5弱以上 内 容：観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度

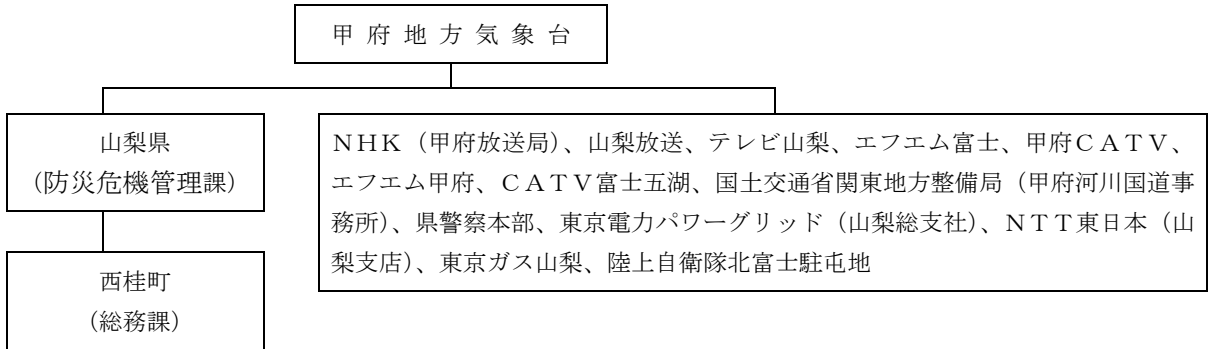
情報等の種類	内 容
	(震度4以上)を図情報として発表。
⑥ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準：震度3以上 内 容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
⑦ 遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき 内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
⑧ その他の情報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

種 類	内 容
① 震度速報	発 表 基 準 全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容 震度3以上を観測した地域名と観測された震度
② 震源に関する情報	発 表 基 準 本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容 震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））津波のない旨の付加文
③ 震源・震度に関する情報	発 表 基 準 県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く））
	情報の内容 震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
④ 各地の震度に関する情報	発 表 基 準 県内で最大震度1以上を観測したとき（山梨県と隣接県の震度）
	情報の内容 山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、観測点毎の震度
⑤ 地震回数に関する情報	発 表 基 準 県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）
	情報の内容 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど

種 類	内 容	
⑥ 地震の活動状況等に関する情報	発 表 基 準	伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信
⑦ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報	発 表 基 準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

3 緊急地震速報（警報、特別警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報、特別警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報、特別警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（震度6弱以上が想定されるときは「特別警報」）である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

町は、町庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制をとる。

5 出先機関等への伝達

町本部は、町出先機関にも収集した災害情報の共有化を図るため、速やかに町防災行政無線、電話等で伝達する。

出先機関等への主な伝達事項

① 地震情報（震度、震源、規模等）	③ 道路通行状況
② 災害発生状況	④ ライフライン供給状況

6 住民への地震情報の伝達

住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、町防災行政無線、町ホームページ等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は、主に次のとおりとする。

住民への主な伝達事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況、緊急地震速報等）② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。③ 電話・自動車の使用を自粛すること。④ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。⑤ 被害が発生した場合は、直接又は区長を通じて町役場に報告すること。⑥ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。 |
|---|

第4節 消防対策計画【総務課】

大地震発生時には、火災の同時多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時ににおける住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防対策計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ① 火災が、同時に各所で発生すること。
- ② 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- ④ 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- ⑤ 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

町は、このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

活 動 区 分	警 防 活 動 の 基 本 方 針
1 倒壊建築物からの救出	地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれることも予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。 消防団員は、近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、町本部、消防署等との連絡に努める。
2 消 防 活 動 の 優 先	地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。 震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。 また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開する。
3 避 難 の 安 全 確 保	最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。 従って、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎょ活動に全力を傾注する。
4 人 命 救 助 活 動	震災時には建築物の倒壊のほかに、障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。 従って、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図る。

第3 消防活動

1 初動期の活動

町は、大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり、消防活動体制を整える。

(1) 高所監視

火災発生を早期に発見するため、直ちに付近の耐火高層建築物等を利用して、高所監視を行う。

(2) 消防自動車の出動準備

火災発生時に、直ちに消防自動車が出動できるよう、必要な消防器具を積載する等の準備を行う。

(3) 被害状況の収集等

被害の発生状況を把握するため、地域内の巡回を実施し、被害状況を町本部等に報告するとともに、住民に対して出火防止等の広報を実施する。

(4) 消防施設の安全確保

地震の規模によっては、消防職員及び分団器具置場の間近に居住する消防団員は、直ちに消防施設内の消防車両や消防器具を屋外に搬出し、消防施設の倒壊に備えるものとする。

2 消火活動

町は、火災が発生したとき、前記「第2 警防活動の基本方針」に基づき、富士五湖消防本部消防署との緊密な連携をもって、消防の全機能を挙げて消火活動に当たる。

(1) 消防相互応援協定による応援要請

火災の延焼が拡大して大火となり、町の消防力では延焼を阻止することが困難な場合には、「山梨県常備消防相互応援協定」等に基づき、他の消防本部や締結市町村に応援を要請するものとする。

なお、応援を要請する場合には、次の事項等に留意して要請するものとする。

ア 応援部隊の集結場所を指定し、集結場所には地元の誘導部員を派遣しておく。

イ 応援部隊の水利について、延焼阻止線に最も近く安全な道路を選んで誘導する。

(2) ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請をする。

3 消防水利

大地震時には、消火栓の使用が不可能と予想されるので、自然流水、防火水槽又はプール等の水利を有効に使用して消火に当たる。

4 救出・救助活動

大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱等により、大規模な人身災害が予想されることから、防火活動に優先し、人命の救出・救助を行う。

5 避難路の確保

(1) 大地震時には、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。

(2) 火災現場における避難誘導は、消防署員が消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全な一定区域まで行う。

第5節 避難対策計画【総務課、福祉保健課】

一般災害編第3章第17節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難所の開設、滞留旅客・帰宅困難者対策等について、次のとおり定めるものとする。

第1 指定避難所の整備

町は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

- 1 指定避難所として利用する建物について、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。
- 2 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 3 指定避難所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- 4 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- 5 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

第2 避難方法等

町は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される指定緊急避難場所、避難所の安全確認完了までの安全が確保できる場所である「避難地」、避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定するとともに、施設の老朽化や人口動態の変動等により適宜見直しを行うものとする。

「指定緊急避難場所」、「避難地」及び「指定避難所」の基準は、一般災害対策編第3章第17節第4「避難所等の定義」のとおりである。

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によって被害の状況が異なるため、避難情報を待っている間は避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所、避難地、指定避難所、避難方法等を熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

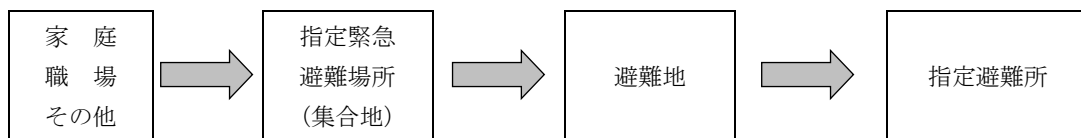
平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難情報の発令の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関

係機関、自主防災組織等との連携により、避難情報の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、自主防災組織単位で、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する指定緊急避難場所（集合地）に避難して安否確認等を行うこととする。その後に災害状況や町の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行い、状況により避難地、そして指定避難所に避難することとする。



第3 避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、あらかじめ避難状況把握職員に指名されている職員は、直ちに担当避難所に立ち寄り、避難状況を町本部へ報告するなど必要な措置を行う。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

2 開設予定避難所の安全性の確認

避難所開設に先立ち、開設予定避難所が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

開設予定避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、町本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア 立入り禁止措置

イ 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、町本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

町本部は、応急危険度判定士が不足する場合は、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、一時的にグラウンド等の安全な場所に待機させる。

(4) 住民への周知

町は、発災時に指定避難所を開設した場合は、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 多様な避難所の確保

町は必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、避難行動要支援者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所を確保する。

3 職員の派遣

町は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員（福祉保健対策部）を派遣させ、避難所の開設に必要な業務に当たらせる。

資料編	● 2-1 指定避難所等一覧

4 学校機能の早期回復

避難所が学校の場合は、避難者の立入り禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行う。また、大規模な地震災害の場合は避難生活が長期化するおそれがあるため、応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレをリース事業者等から直ちに調達し設置する。

6 避難者のプライバシー保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

7 避難所の運営管理

(1) 避難者による自治組織発足への支援

避難所運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合、町は、避難者主体の自治組織の発足を促し、避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者主体により組織された自治組織によって自主的な管理運営がなされるよう必要な支援を行う。また、必要に応じてボランティア、他の市町村等に対して協力を求める。

(2) 避難者への配慮

避難所ごとに収容されている避難者にかかわる情報の早期把握に努めるとともに、住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、要配慮者に対し、福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。

なお、応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

町は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受入について、公共施設等を活用し、避難者の受入に努める。

第4 要配慮者支援対策

地震発生時における要配慮者の支援対策については、一般災害対策編第3章第17節第8「要配慮者支援対策」に定めるところによるものとする。

第5 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者等対策の実施責任者

滞留旅客、帰宅困難者への対応は、原則として鉄道利用旅客については鉄道事業者（富士急行株式会社）が、バス利用旅客についてはバス事業者が、また自動車利用旅客については町及び県、中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。

ただし、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を行うものとする。

2 町の措置

町内に多くの滞留旅客、帰宅困難者が発生した場合は、町は、関係機関と連携して次の措置を行う。

(1) 関係機関から道路通行状況、鉄道運行状況等の情報を収集し、防災行政無線、広報車、また主要な公共機関への張り紙等により、滞留旅客、帰宅困難者へ必要な情報を提供する。

(2) 状況により、次の措置を実施する。

ア 公共空地等への臨時駐車場の確保

イ 避難所等への誘導

ウ 食料の斡旋

3 町外通勤者家族への対応

大規模地震が発生し、鉄道等が不通となり、当町への帰宅が困難になった場合には、原則としてそれぞれの家族が各自で家族の所在等の確認をするものとするが、町は、民心の安定を図るため、次の措置を行う。

(1) 鉄道事業者（富士急行株式会社等）から鉄道運行状況、復旧状況等の情報を収集し、また大月警察署等から町域周辺の道路通行状況を把握し、当該情報を町ホームページへの掲載、また主要な公共機関への張り紙等により、住民に必要な情報を提供する。

(2) 災害時に運用を開始するNTT東日本の「災害用伝言ダイヤル」や株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社等の携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の安否確認の利用方法を臨時広報紙の配布や町ホームページへの掲載等により周知する。

資料編	● 2-10 災害用伝言サービスの利用方法

第6 孤立地区への対応

孤立地区への対応については、一般災害編第3章第18節「孤立地区に対する支援活動計画」に定めるところによるものとする。

第6節 応急教育対策計画【教育委員会】

一般災害編第3章第24節「応急教育対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童・生徒等、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 町教育委員会の震災対策

町教育委員会は、直ちに児童・生徒等、施設利用者の被災状況、また学校及び社会教育施設等の被害状況を調査、把握し、町本部に被害状況等を報告するとともに、被害状況等に応じた必要な応急措置を実施する。

第2 学校の震災対策

1 緊急避難等の対策

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒等及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

町本部から町域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒等の安全を第一に必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握、報告

校長は、地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、日常的に点検を行う。災害発生後は、速やかに安全点検を行い、危険な箇所にはロープ等による立入り禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急実施する。

第3 社会教育施設等の震災対策

1 安全避難

地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被害状況の報告

被災状況を調査し、速やかに町教育委員会へ報告するものとする。

第7節 応急住宅対策計画【建設水道課】

一般災害編第3章第26節「応急住宅対策計画」によるものとするが、「大規模地震発生後における応急仮設住宅建設用地の確保」に関してはこの節で定めるものとする。

第1 応急仮設住宅建設用地の確保

町は、大規模な地震が発生したとき、震災後、建設事業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅の建設を行うこととするが、この事業を迅速に実施するためには、事前に用地を確保しておく必要がある。

町域内の応急仮設住宅建設用地は以下のとおりである。

箇所数	仮設住宅戸数
1	16戸分

なお、確保された応急仮設住宅建設候補地は、資料編に掲げるとおりである。

資 料 編	● 2－2 応急仮設住宅建設候補地一覧

第8節 建築物応急対策【建設水道課】

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあり、そのため、被災建築物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

応急危険度判定は、町の災害対策本部から県への派遣要請に基づいて行う。

第1 応急危険度判定の事前対策

町は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

また、地震発生時に、応急危険度判定が速やかに行われるように、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要がある建物データに関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段を確保する。

第2 応急危険度判定の実施

1 公共建築物の確認

町は、公共建築物、宅地、仮設住宅建設予定地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、町役場、避難所など、防災上重要な施設から行う。

2 一般住宅の応急危険度判定の実施

(1) 町は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

(2) 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

(3) 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

3 応援要請

町内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。

4 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物等の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

これまで特に切迫性が高いと考えられてきた「東海地震」は、近年切迫性の高まりが想定される南海トラフ地震のひとつとなる。概ね100～150年間隔で繰り返し発生している南海トラフ地震は、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過している現在、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生の切迫性が高まっている状況にある。

このため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震臨時情報」等の発表を行い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わない、としている。

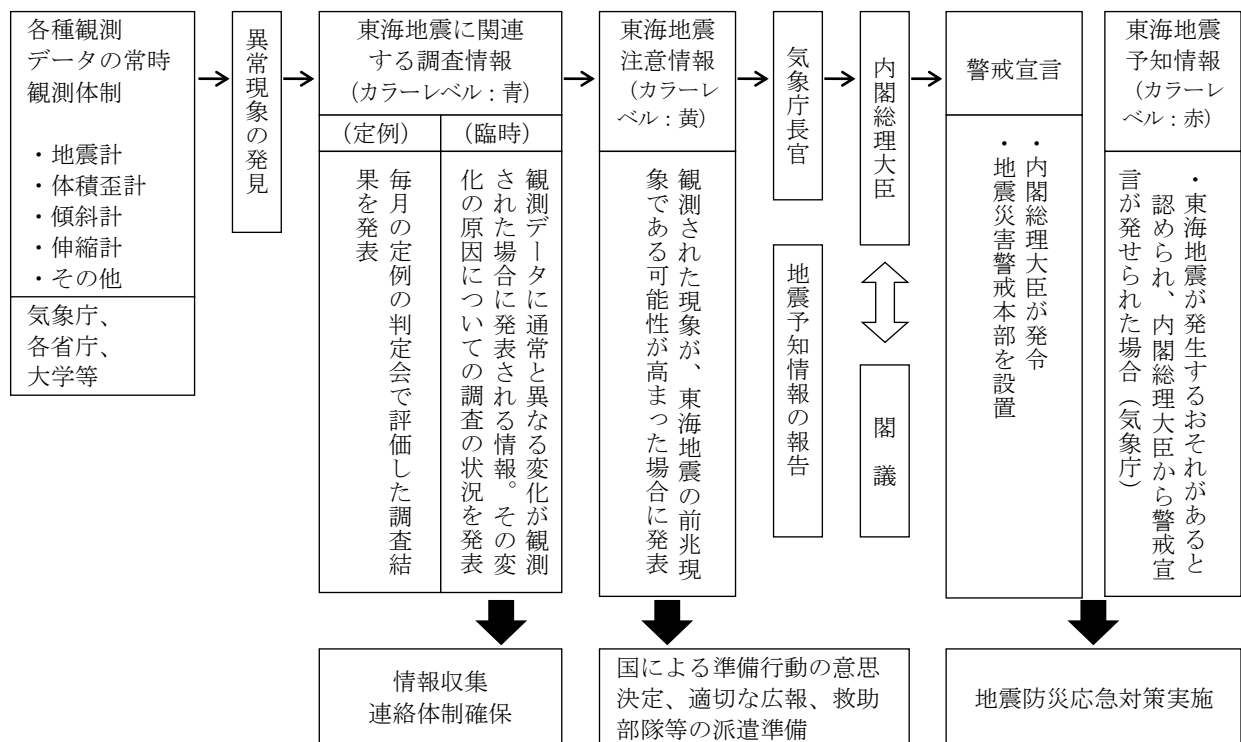
現在、東海地震のみではなく、南海トラフ地震全体への対策が求められるなか、新たな防災対応が定められるまでの過渡期にあり、県地域防災計画との整合性を考慮し本章を位置づけるものとする。

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的【総務課】

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等ととるべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章「災害予防計画」による。

東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時 及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動【全課】

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 町職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、各対策部長、班長、あらかじめ指名された総務対策部・建設水道対策部の職員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備える。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

町は、総務対策部の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

町防災行政無線、広報車、町ホームページを活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、町長は消防隊の出動準備、物資の点検、調達、児童・生徒等の引渡し等の安全確保対策等の措置を講じる。

2 町職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達② 地震災害警戒本部設置の準備③ 消火薬剤、水防資機材等、町が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握④ 警戒宣言発令時に避難情報の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整⑥ 県への報告、必要な要請等の実施⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備 |
|--|

3 住民への広報

町防災行政無線、広報車、町ホームページを活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、町の準備体制の内容につ

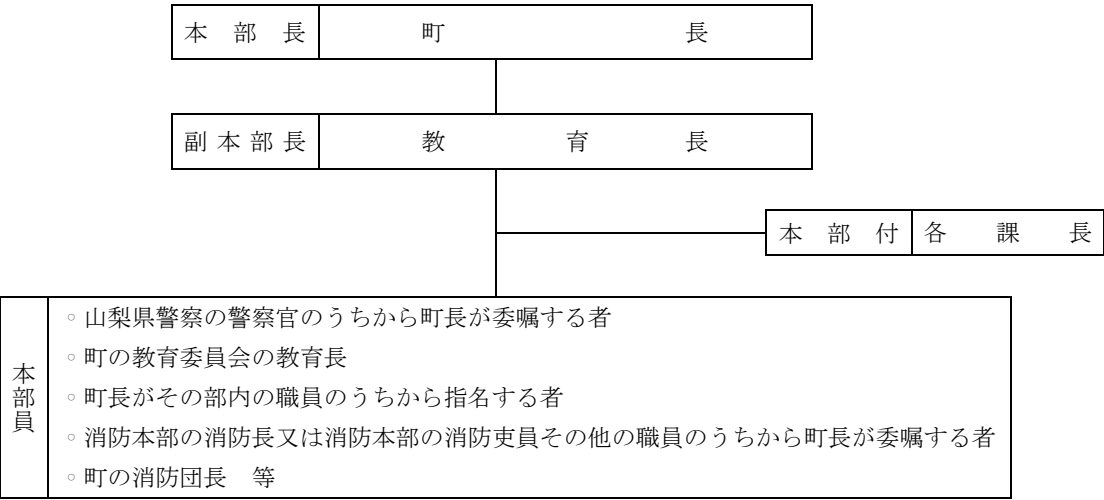
いて、適切に情報提供を行う。

第3 東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体制

1 西桂町地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報が発表された場合、「西桂町地震災害警戒本部条例」に基づき、町長は、直ちに西桂町地震災害警戒本部（以下「町地震災害警戒本部」という。）を「西桂町役場大会議室（災害対策本部室）」に設置する。

町地震災害警戒本部の概要は、次のとおりである。



資 料 編 ● 9－7 西桂町地震災害警戒本部条例

2 町職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 町地震災害警戒本部の事務

町地震災害警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告③ 避難情報の発令④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導⑦ 救急救助のための体制確保⑧ その他町内での地震防災対策の実施 |
|---|

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配 備 基 準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき。	各課長、係長 各課職員各2名以上
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員
東海地震予知情報（警戒宣言）配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。（町地震災害警戒本部の設置）	全職員

第4 地震発生時の体制

1 町災害対策本部

（1）町長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため町本部を設置する。

（2）町警戒本部から町本部に移行するときの町本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

町本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」及び第2節「職員配備計画」に定めるところによる。

3 町本部の事務

町本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受入
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

第3節 情報活動【総務課】

第1 東海地震に関する情報等の伝達

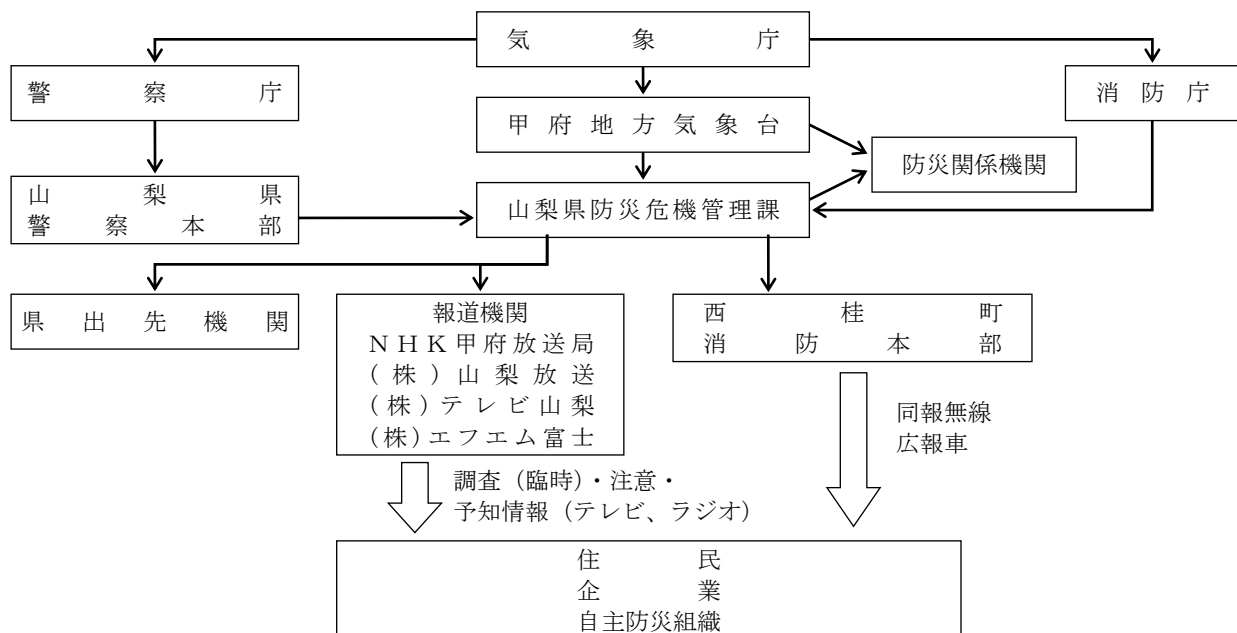
1 情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

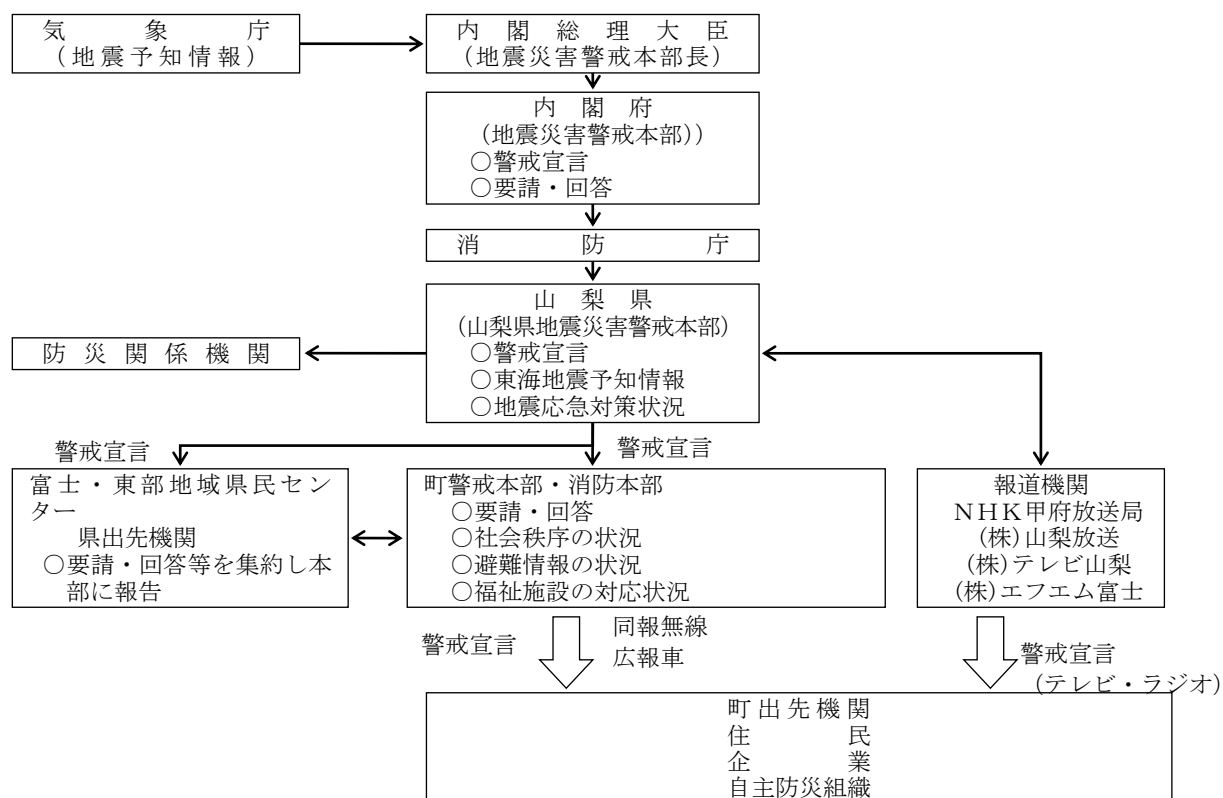
種 類	内 容
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。
警戒宣言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報

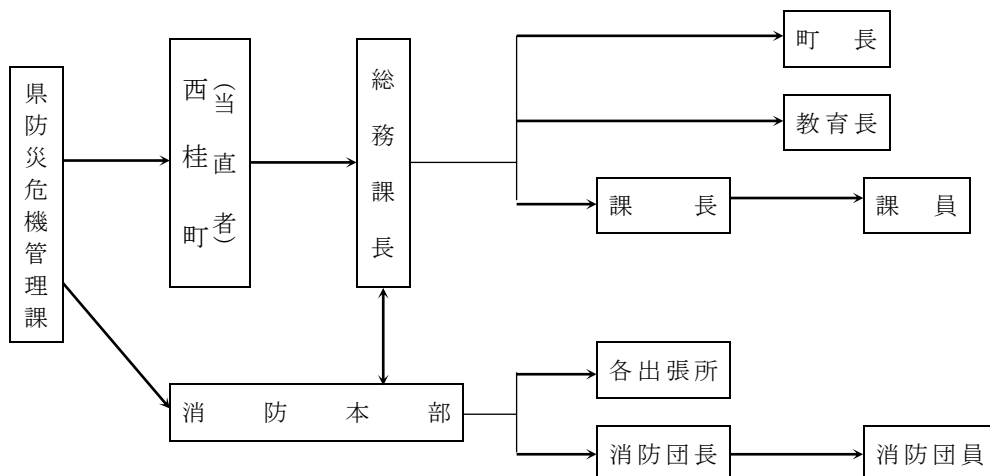


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

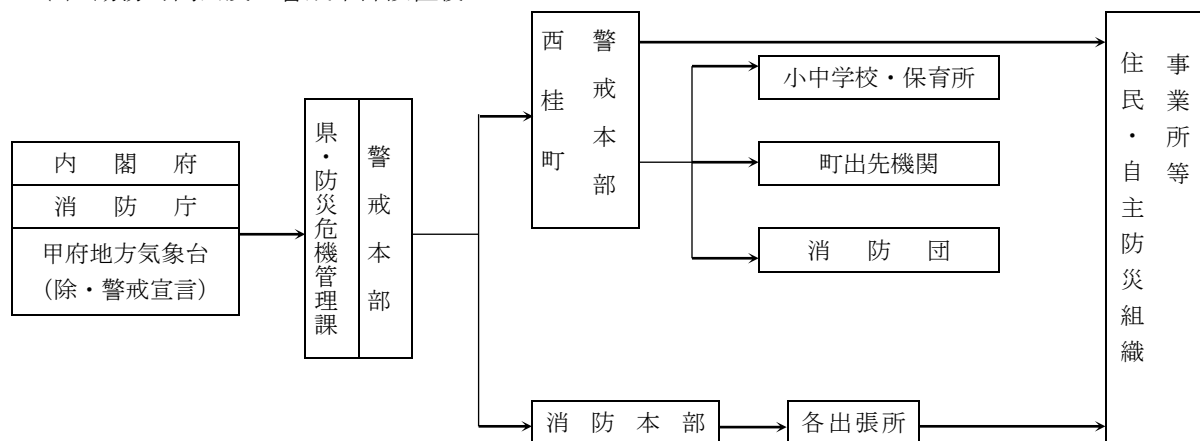


3 町域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

1 防災関係機関との情報収集伝達

町は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

町警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
都留医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
大月警察署	通行規制の状況
富士急行三峠駅	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に残留している旅客数
N T T 東日本（山梨支店）	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
町福祉保健課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
町教育委員会	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難所の施設管理者	避難状況
西桂町商工会	営業停止した主要店舗数

(2) 県警戒本部への報告

町警戒本部は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

関係機関名			報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	町→富士・東部地域県民センター→防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（定期バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課	社会福祉施設を利用している高齢者数及び障がい者数 保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町教育委員会→富士・東部教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課	私立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	町内小売店舗の営業停止店舗数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

第4節 広報活動【総務課、企画財政課】

第1 町の広報活動

警戒宣言等の地震予知に関する情報が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能（防災無線、町ホームページ、広報車、サイレン、警鐘、エフエム甲府等）を活用するとともに、報道機関等の協力を得て、正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

1 広報内容

町は、次の事項について広報を行う。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- ② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ④ ライフラインに関する情報
- ⑤ 緊急時以外の電話の自粛
- ⑥ 町内の生活関連情報
- ⑦ 事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑧ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- ⑨ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑩ 家庭において実施すべき事項
- ⑪ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- ⑫ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑬ 町の準備体制の状況
- ⑭ その他必要な事項

2 広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

- ① 町防災行政無線
- ② 緊急速報メール
- ③ 広報車（消防車含む）
- ④ 町ホームページ
- ⑤ SNS
- ⑥ 自主防災組織を通じた広報活動

第2 県の広報活動

県は、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施することとなっている。

第3 県警察の広報活動

県警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立て看板等の活用等により広報することとなっている。また、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる警戒宣言発令の広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設するものとする。

第4 防災関係機関の広報活動

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

4 電気通信機関

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

5 バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

6 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

7 その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動【福祉保健課、総務課】

警戒宣言が発せられた場合、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の実施責任者

避難指示をすることができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として相互に連絡をとり住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- (1) 町長（大震法第21条、災対法第60条）。
- (2) 知事又はその命を受けた県職員（大震法第21条、水防法第29条）
- (3) 水防管理者（水防法第29条）
- (4) 警察官（大震法第25条、災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難情報の基準等

警戒宣言発令時における避難情報の基準等は、「警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地区（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき」である。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

第3 町が行う避難活動

1 避難情報及び警戒区域の設定

町長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に避難情報の発令を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

2 自主防災組織への指示

町長は、警戒宣言発令時には、自主防災組織に対し次の指示を行う。

自主防災組織への指示事項

- ① 防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
- ② 避難先、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 指定避難所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 介助が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難救護
- ⑦ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

3 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人等に対する避難誘導等については、広報車等による外国語放送、町ホームページへの外国語掲載など、適切な措置を講じる。

4 帰宅困難者及び滞留旅客対策

鉄道、バス事業者等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者・滞留旅客の保護、滞り場所の設置及び帰宅支援の対策を実施する。

5 避難所における避難生活の確保

- (1) 町が設置した避難所には、情報連絡のため町職員（福祉保健対策部）を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等の協力によって準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 町は、旅行者等で滞り者となった者の避難生活について、関係事業者等（鉄道事業者等）と協議する。
- (5) 町は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 町は、要配慮者に配慮するとともに、重度障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難所では自主防災組織単位で行動する。

資料編	● 2-1 指定避難所等一覧

第6節 住民生活防災応急活動

【総務課、産業振興課、福祉保健課、建設水道課、教育委員会】

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、原則として住民が自主的に確保する。
- ② 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 町は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 調達の方法、品目等

一般災害編第3章第21節「食料供給対策計画」、第22節「生活必需物資供給対策計画」を準用する。

3 町の活動内容

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 防災備蓄倉庫の在庫状況の把握
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (5) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- 1 町は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。
- 2 住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。
- 3 町は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 4 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- 5 給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。
- 6 水道工事業者等との協力体制を整える。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- 1 町内各診療所は、地震発生に備え、自ら避難することが困難な者等の安全確保対策など地震防災応急対策を実施するほか、医薬品等の転倒防止対策・緊急調達、また医療救護班の編成等を行う。
- 2 町は、指定避難所等に、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備するなど医療救護所の開設準備を行い、受入体制について、富士・東部保健所に通知する。
- 3 町内医療機関の診療継続状況を把握する。
- 4 傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。
- 5 住民に対して、医療救護所、病院等の受入体制について広報を行う。

資 料 編	● 2-3	医療機関
	● 2-4	医療品等の保管場所一覧表

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

- 1 町の活動内容

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの準備を行う。
- (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- (3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

- 2 住民・自主防災組織の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災組織において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材、仮設トイレを準備する。

第5 幼児、児童・生徒の保護活動

- 1 東海地震注意情報が発表されたとき

学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族児童・生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引渡す。

- 2 警戒宣言が発令されたとき

学校等は、次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、町警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。

(4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

各自主防災組織は、注意情報発表時から災害発生時までの間、町等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、町や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 避難応急対策実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検の実施及び消防水利の確認をして、準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ タンス、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策
- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して町長の避難情報を伝達し、速やかに資料編に掲載のあらかじめ定められた指定避難所に避難させる。避難後は避難状況を確認し、町警戒本部に報告する。
- イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、町保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。
- ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。
- エ 事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空地等へ避難するよう勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、町防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

町防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

2 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

- ア 不要不急の旅行、出張の自粛
- イ 自動車の使用を控える。
- ウ 食料・飲料水等の確保
- エ 浴槽等への水の汲み置き
- オ 家族同士の連絡方法の確認
- カ 室内の家具の固定
- キ その他必要な準備行動の実施

(2) 町防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。

ア 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難

イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認

ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施

エ 避難先の確認

オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。

カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

キ その他必要な防災行動の実施

(2) 町防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者は、家族と、あるいは自主防災組織等の協力によって、避難所等に避難する。

第7節 防災関係機関の講じる措置【総務課、福祉保健課、産業振興課】

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

- 1 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社非常災害対策本部を設置するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施するものとする。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立するものとする。

また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努めるものとする。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施するものとする。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施するものとする。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。

第2 通信（電気通信事業者）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じるものとする。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するものとする。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施するものとする。
- 3 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずるものとする。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努めるものとする。

第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立するものとする。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) ガスの供給継続を確保する。

- (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。
- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講じるよう要請することとなっている。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常どおり営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じるものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止するものとする。

※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止することとなっている。
- (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じるものとする。
- (4) 郵便局については、日本郵便株式会社と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
- (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じるものとする。
- (6) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図るものとする。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとるものとする。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図るものとする。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとるものとする。
- (4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。

- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じるものとする。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図るものとする。

第5 鉄道（富士急行株式会社）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常どおり運行を継続するものとする。
- (2) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するものとする。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知するものとする。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施するものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行うものとする。
- (2) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。
- (3) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させるものとする。

路 線 名	停 車 駅
富士急行線	三つ峠駅

- (4) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒等については、学校と連絡をとり、対応を協議するものとする。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、当該市町村の定める避難所に避難させるものとする。

- (5) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容するものとする。
- (6) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をするものとする。
- (7) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行うものとする。

第6 バス（富士急山梨バス株式会社等）

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するものとする。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知するものとする。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施することとなっている。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施す

るものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に滞在先を教示する。児童・生徒等については、スクールバス運転手等は、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

第7 医療機関

1 医療機関の措置

病院対策部は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置をとるものとする。また、町は、町内医療機関の措置については、都留医師会又は富士吉田医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入は原則として制限する。

なお、外来患者の受入を制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講じる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講じるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下等の安全措置を講じるとともに、患者、職員等の安全確保措置を継続しながら、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

町は、医療機関における外来患者の受入は、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、町ホームページ等を活用し、また自主防災組織を通じて、理解と協力を求める。

第8 小売店舗等

1 小売店舗等に対する依頼

町は、小売店舗等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては次の措置を行うよう、西桂町商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 小売店舗等のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知することとする。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知することとする。

イ 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講じるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講じることとする。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知するものとする。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講じるものとする。

2 住民への広報

町は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、町ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第9 県・町社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立するものとする。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行うものとする。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供するものとする。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行うこととする。

第8節 交通対策【総務課、建設水道課】

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、町は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴、②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、町ホームページ等の活用により、広報を行う。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

- ① 町内での一般車両の走行は極力抑制する。
- ② 町内への一般車両の流入は極力制限する。
- ③ 町外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。
- ⑤ 高速自動車道については、一般車両の町内への流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施するものとする。
- (2) 県警察は、交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行うものとする。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行うものとする。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛すること。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはかけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

町は、警戒宣言が発せられたときは、県警察と連携して一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、町は、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、町は、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画【総務課、企画財政課】

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、町域内の一定規模の事業所等は、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出る。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。町においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等のかんがみ、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 町の措置

町は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報にしかつら」、町ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の対策を実施する。

- 1 平常時の措置

町は、消防署と連携して、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

 - (1) 施設・設備の安全対策の推進
 - (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育

- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
- (5) 防災訓練の実施

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

町は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

- ア 施設・設備の転倒防止措置、看板等の落下防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
- イ 早期退社の勧め
- ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
- エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

- ア 避難場所及び避難所等の指定場所
- イ NTT東日本やNTTドコモ等の電気通信事業者が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板の利用方法

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 計画作成の趣旨

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了）が発表された場合にとるべき対策を定める。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、当町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

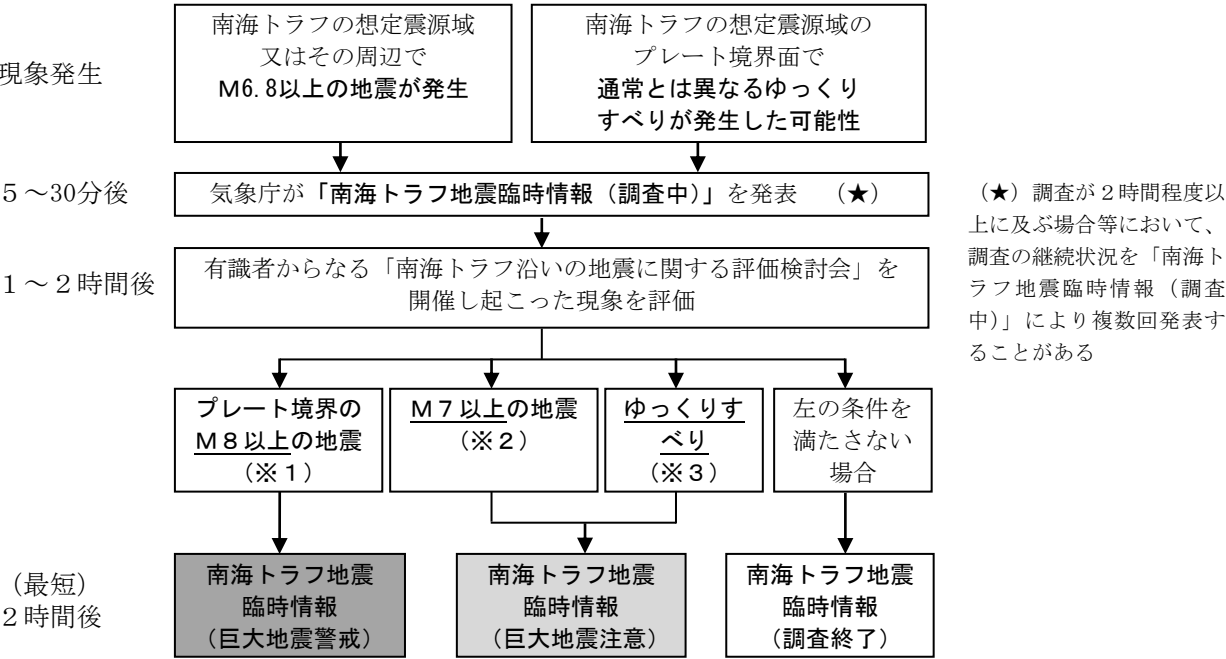
第3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第2節 南海トラフ地震臨時情報等について

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※¹でマグニチュード6.8以上※²の地震※³が発生 ○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※⁴が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁵ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1:南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2:モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4:ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

【全課】

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1 町の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、本編第3章第1節「応急活動体制計画」、第2節「職員配備計画」によるものとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、第一配備をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、第二配備をとるものとし、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。第二配備要員は、速やかに自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、第三配備（全職員配備）とし、町災害対策本部を設置するものとする。

第2 住民への広報

町は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

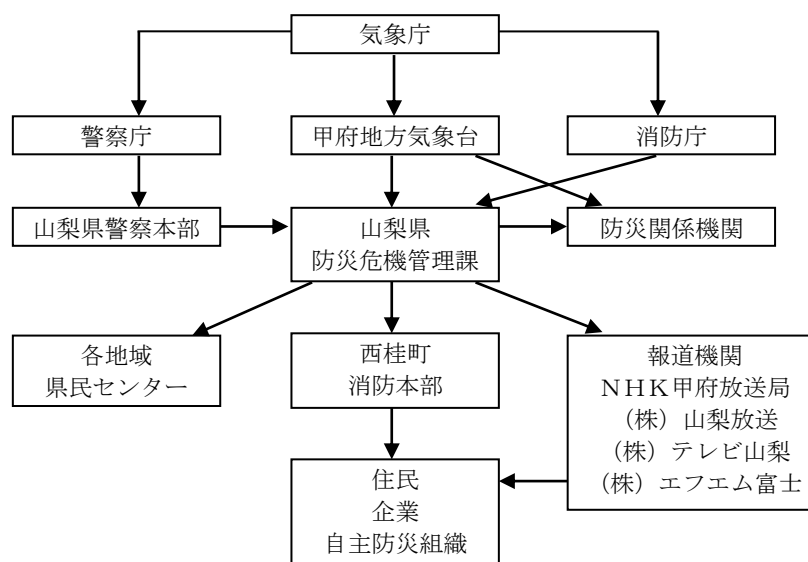
- ・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

第4節 時間差発生等における円滑な連絡周知体制の確保等【全課】

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 町の広報活動

町は町地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、町防災行政無線、サイレン、半鐘、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町、県及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

3 避難所の運営

本編第3章による。

4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

5 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

6 交通

(1) 道路

町及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

7 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上

の措置及び体制を定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 保育所、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 町災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第5節 地域防災力の向上に関する計画【総務課】

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外からの早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人一人による防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町、県及び消防本部は、本編第2章第6節「防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域からの援助が相当の期間困難になることの周知など)
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- 4 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等)

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策

に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第6節 関係者との連携協力の確保【総務課】

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は本編第2章第5節「広域応援体制整備計画」のとおり。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

【総務課、福祉保健課、産業振興課】

第1 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難情報は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基 準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

第2 避難情報の発令基準

- 1 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定する。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。
 - (1) 地域の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難情報の伝達方法
 - (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 2 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。
- 3 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難情報の発令があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 4 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。
 - (1) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - (2) 町より避難情報の発令が行われたときは、1に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - (3) 地震が発生した場合、町は1に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(実施体制の検討に当たって配慮すべき事項)

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

5 避難所における救護上の留意事項

(1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

6 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第3 水道、電気、通信関係

水道、電気、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、一般災害編第3章第30節「生活関連事業等の応急対策計画」による。

第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 医療機関等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

(ア) 町への通知

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第5 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【建設水道課、総務課】

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難所等の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
 - (1) 町防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第9節 防災訓練計画【全課】

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画【全課】

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 6 地震に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

- 2 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 3 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 4 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- 5 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 6 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 7 緊急地震速報の受信及び対応
- 8 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 9 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の地震災害を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童・生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - (2) 地震及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 児童・生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - (7) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - (8) ボランティア活動
 - (9) その他
- 2 教育・指導の方法
 - (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第11節 支援・受援体制の整備【総務課】

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 相互応援体制の整備

町は、常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

なお、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、西桂町受援計画を策定している。

- 1 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たって、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、広域防災体制の確立図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第2 支援体制の整備

1 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

2 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

第3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられるよう整備する。

1 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

2 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、本編第2章第7節「災害ボランティア育成強化計画」に基づくこととする。

第12節 広域避難対策【総務課】

町及び県は、山梨県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣都県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

第1 広域避難者の受入体制の整備

町は、県と連携し、山梨県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣都県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を県、関係市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第2 広域避難者への対応

町への避難者に対しては、町は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

富士山火山編

第1章 総論

第1節 地域防災計画・火山編の概要

この計画は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、町、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

なお、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）により新たに溶岩流の被害予想も公表されており、今後は新たな想定に基づく対応を図るため、「第7節 避難計画」の修正を含め、山梨県地域防災計画の今後の見直しを踏まえて引き続き修正を行うものとする。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、火災に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約 500 km^3 と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の噴火史

(1) 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和3年3月）の改定にあたっては、最新の富士山の総合的調査結果である産業技術総合研究所地質調査総合センターの富士火山地質図を参照しており、現地調査で明らかになった富士火山噴出物の上下関係と多くの放射性炭素年代値を総合的に検討して、新しい富士山の噴火史を構築し年代区分を行っている（以下、噴火年代区分表）。

約17,000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17,000年前）、それ以後を富士宮期（約17,000年前～約8,000年前）と須走期（約8,000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走-a（約8,000年前～約5,600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走-b（約5,600年前～約3,500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走-c（約3,500年前～約2,300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走-d（約2,300年前以降）に分けられている。

噴火年代区分表

年代区分		時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期		約10万年前～約17,000年前	—	爆発的噴火 複数回の山体崩壊※2
富士宮期		約17,000年前～約8,000年前	—	溶岩の大量流出
須走期	須走-a期	約8,000年前～約5,600年前	（静穏期）	小規模な火砕物の噴出 （富士黒土層※3の主要部分形成）
	須走-b期	約5,600年前～約3,500年前	山頂と山腹	溶岩の流出、火砕流の発生 （現在の円錐形の火山体の形成）
	須走-c期	約3,500年前～約2,300年前	山頂と山腹	爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊※2
	須走-d期	約2,300年前～現在	山腹	溶岩の流出 爆発的噴火（宝永噴火）

※1 噴火年代区分の須走期等の名称は模式地の地名による。

※2 山体崩壊の発生の要因は複数あり、噴火によるものか否かは特定できていない。

※3 火山灰があまり降らなかったことにより、植物が茂りそれが腐ってできる黒土（腐植土）に富む地層。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～7年（864～865年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○ 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。

800（延暦19.4.～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 （日本紀略）
864（貞観6.5.～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める （貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保3.2.28）	富士山大噴火 （扶桑略紀）
1435（永享7.1.30）	富士山に山炎が確認 （王代記）
1559（永禄2.2.）	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す （妙法寺記）
1572（永亀3.2.）	上吉田村（現富士吉田市）、富士山雪代の災害を避け、全村 古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う（新地割付帳）
1707（宝永4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する （宝永大噴火）
1951（昭和26.3.6）	富士山麓に大雪代発生し、忍野村50年来の大被害
1954（昭和29.11.27～28）	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者15人
1980（昭和55.8.4）	富士山で大落石事故、死者12人

第3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

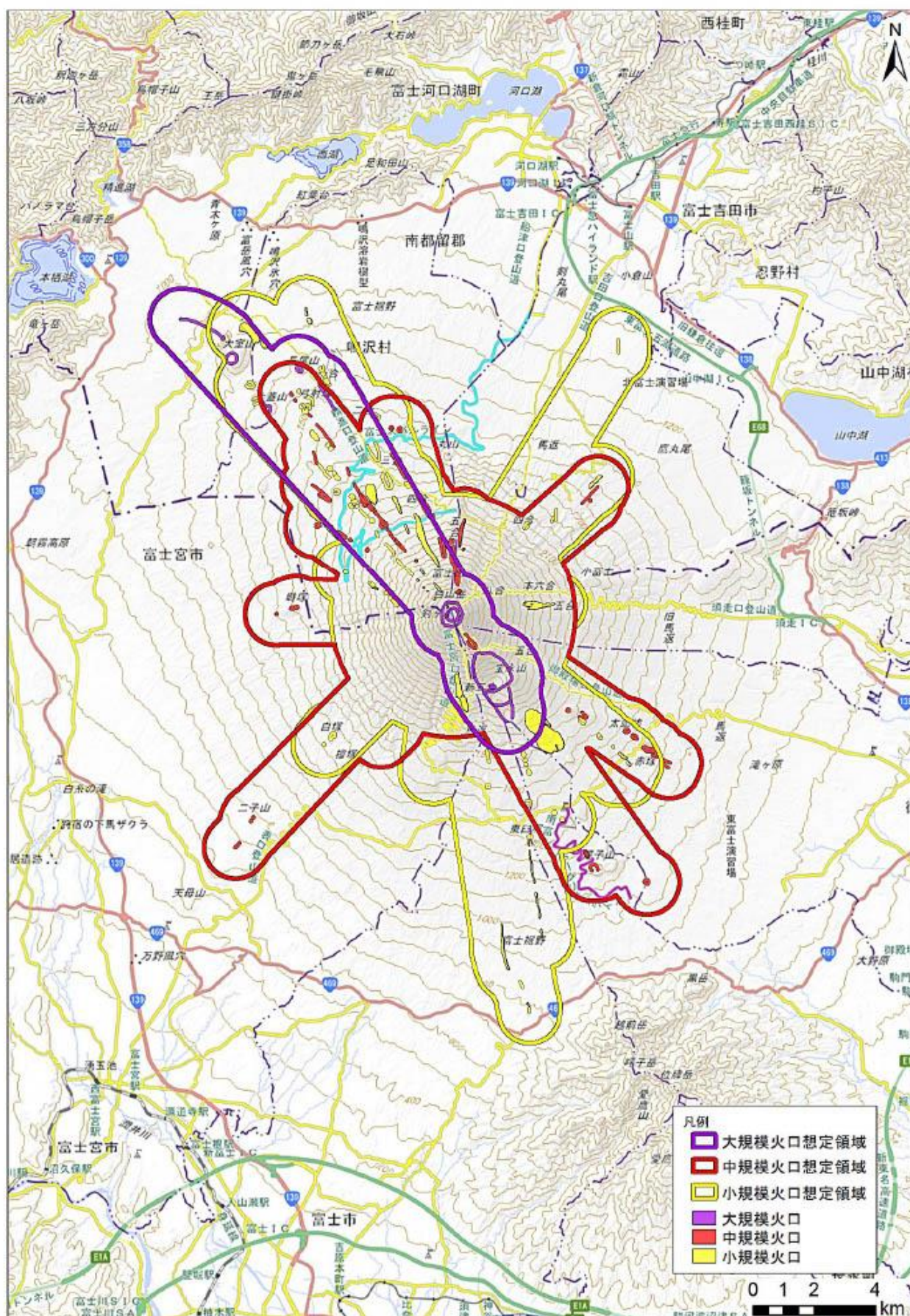
- 1 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 2 山頂の火口では、繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- 3 噴火の規模は、小規模のものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 4 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

第1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）によると、富士山の火口は広い範囲に分布し、次に起こる噴火でどこに火口が生じるかは分からないため、これまでに噴火した火口（実績火口）とその関係性や地質調査の状況にもとづき、火口が今後生じる可能性が高い範囲を「想定火口範囲」として設定している。想定火口範囲は、実績火口とそれから求められる想定火口線、実績火口の火口間距離の検討にもとづく想定火口範囲、山頂付近の伏在火口を考慮した想定火口範囲をもとに設定している。なお、平成16年版報告書の想定火口範囲と比較すると、今回の想定では小規模で北東方向に大きく張り出し、中規模で南西方向に大きくはり出す結果となっている。

想定火口範囲



第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

(1) 火山性地震（かざんせいじしん）

火山体及びその周辺で起きる地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。

(2) 火山性微動（かざんせいびどう）

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

(3) 山体膨張（さんたいぼうちょう）

山体の一部が膨張する現象である。

(4) 噴気（ふんき）

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

2 火山災害事象の解説

(1) 溶岩流（ようがんりゅう）

1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い早さである。

(2) 降灰（こうはい）

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くに従って徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

(3) 噴石（ふんせき）

噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチメートル以上の岩石を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数センチメートルの軽石が到達した。

(4) 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。

(5) 融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

(6) 降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）

山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

(7) 岩屑雪崩（がんせつなだれ）

山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2500年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。

(8) 雪泥流（せつでいりゅう）

雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。

(9) 水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）

熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。

(10) 火山ガス（かざんがす）

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

(11) 空振（くうしん）

噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

(12) 洪水氾濫（こうずいはんらん）

川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。

(13) 津波（つなみ）

山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火情報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその発生が予想される場合、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いとは次のとおりである。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード	説明			想定される現象等
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	—	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
			4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	—	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。

種別	名称	対象範囲	レベルと キーワード	説明			想定される現象等
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者 への対応	
				は発生すると予想される。			
		火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
予報	噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1：住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2：避難・避難準備や入山規制の対象地域は、火山ごとに火山防災協議会での共同検討を通じて地域防災計画等に定められている。ただし、火山活動の状況によっては、具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがある。

注3：表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しう領域（想定火口域）を意味する。

4 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

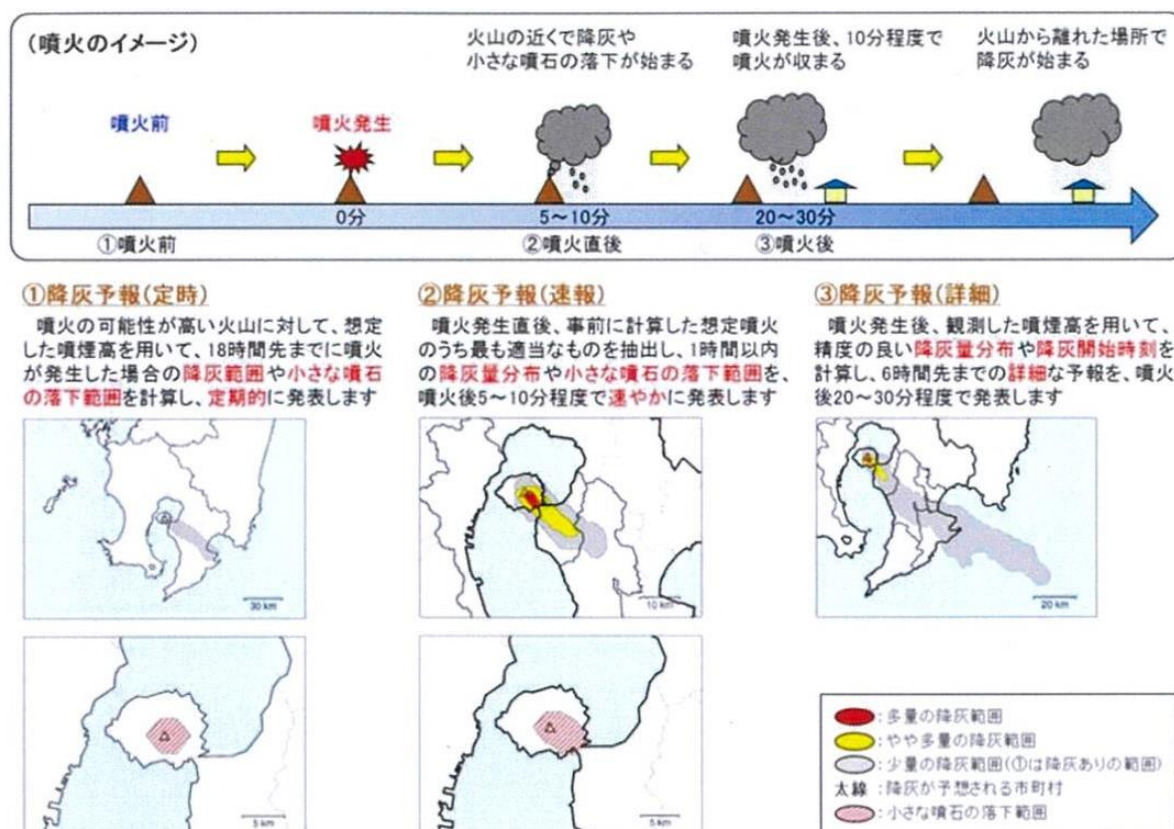
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦ 厚さ≦1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mで鹿児島市は除灰作業開始	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定。

降灰予報の発表イメージ



5 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

(3) 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 月間火山概況

前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

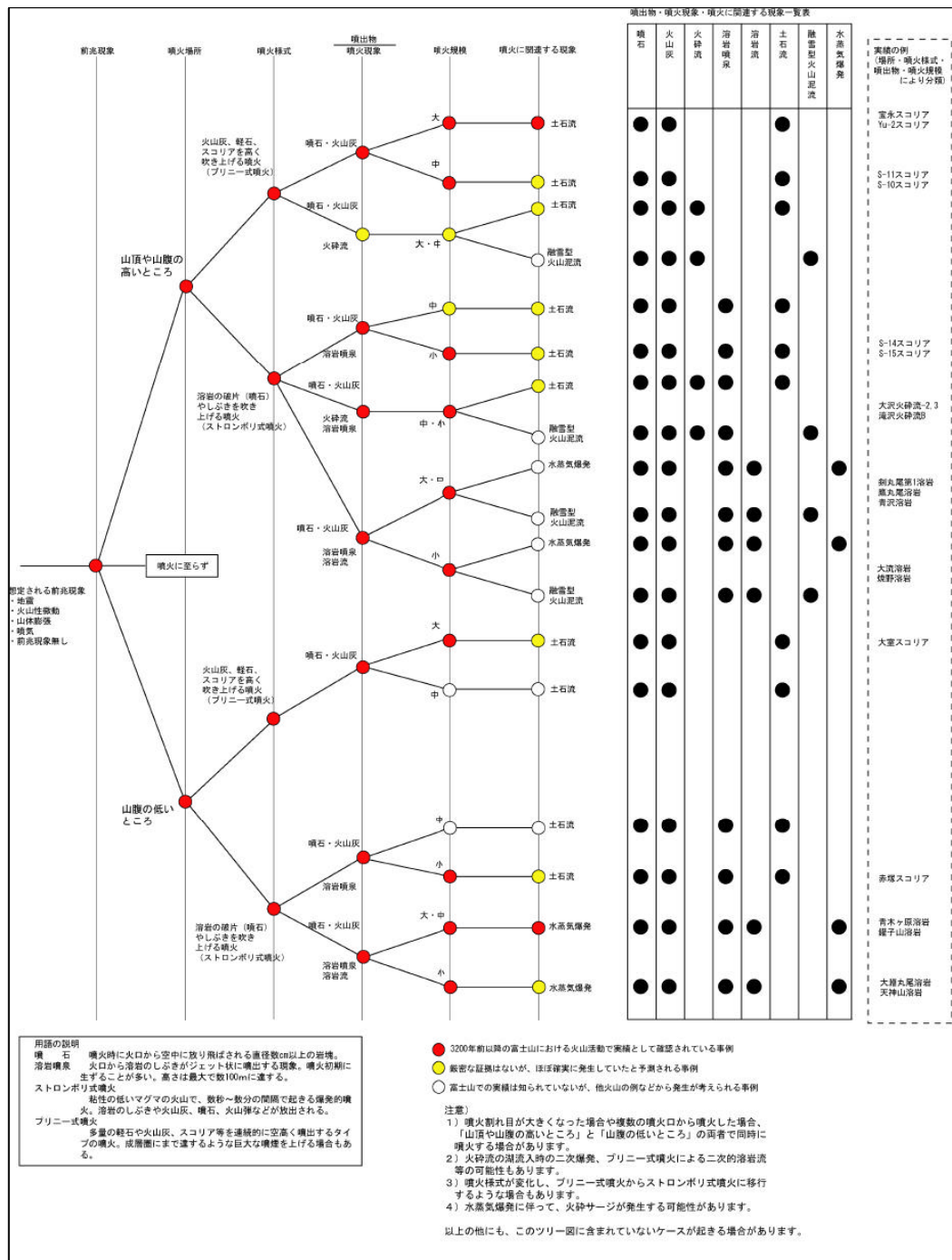
第7節 避難計画

本節の記載については、山梨県地域防災計画（令和2年11月修正）と整合した記載としているが、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）を踏まえた今後の県計画の見直しを受けて、引き続き修正するものとする。

第1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こり得る噴火について、必ずしも起こり得る全ての現象や推移を網羅したものではないが、富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを表記する。

噴火のシナリオ



資料：富士山ハザードマップ検討委員会報告書

第2 対象とする火山現象、影響想定範囲及び避難対象エリア

1 対象とする火山現象

- (1) 火口形成
- (2) 火砕流・火砕サージ
- (3) 噴石
- (4) 溶岩流
- (5) 融雪型火山泥流
- (6) 降灰
- (7) 降灰後の降雨による土石流

2 各火山現象の影響想定範囲

富士山ハザードマップ検討委員会報告書及び広域避難計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

図1 想定火口範囲、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

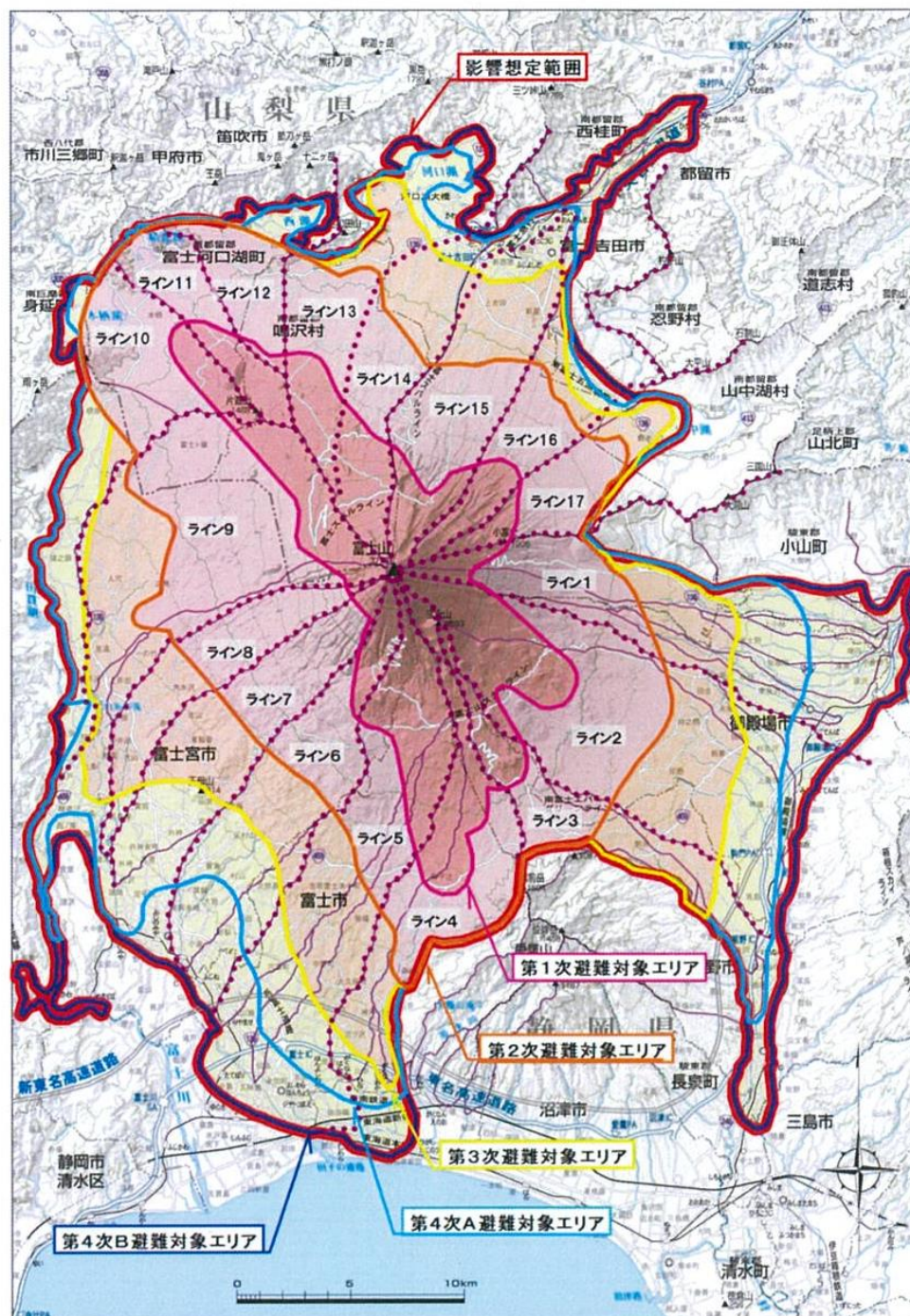


図2 融雪型火山泥流の影響想定範囲

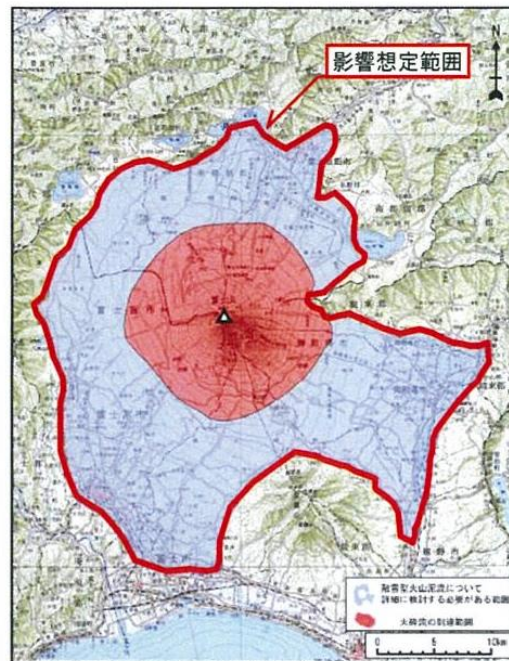


図3 降灰後土石流の影響想定範囲

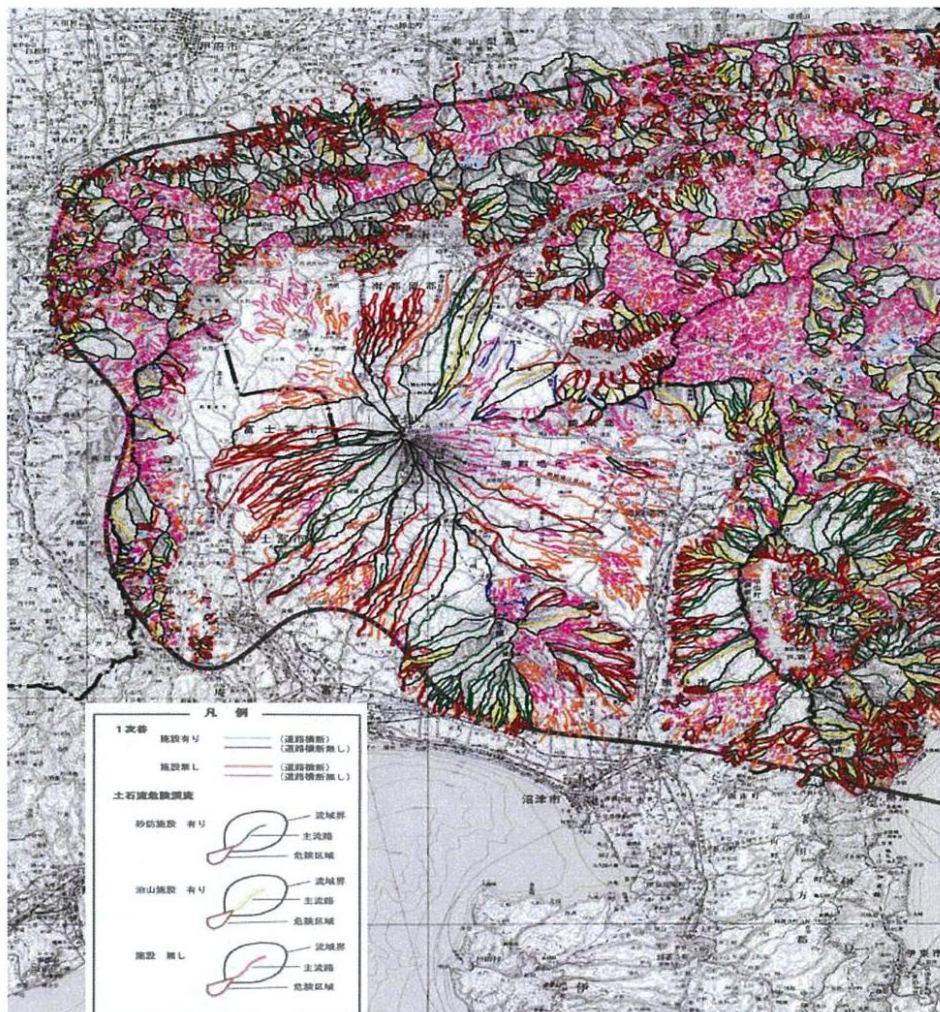


図4 降灰の影響想定範囲

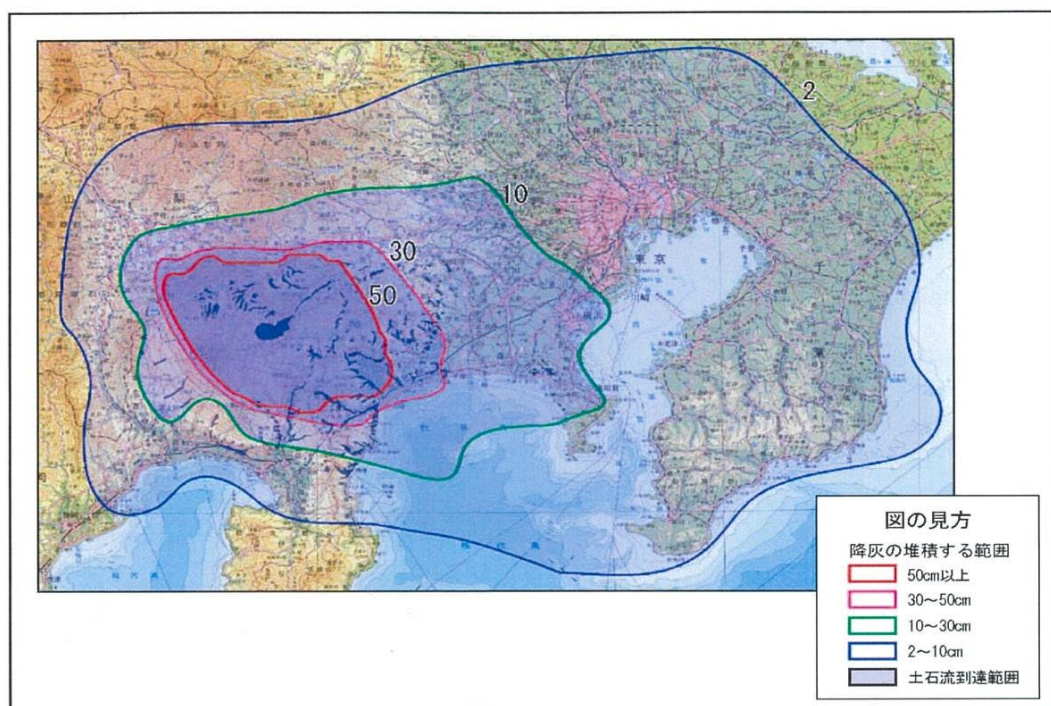
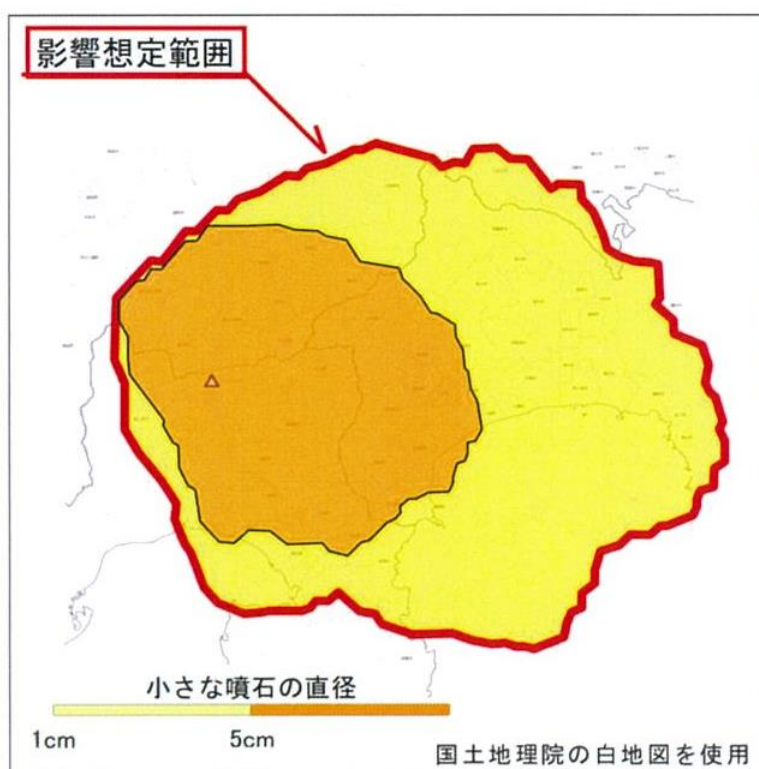


図5 小さな噴石の影響想定範囲



3 避難対象となる範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	説明
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間-24時間)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間-7日間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間-約40日間)到達範囲
雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲(降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲※2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

第3 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行う。

1 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	溶岩流				
		火砕流、大きな噴石				
		火口形成				
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第5次B 避難対象エリア
噴火前	3	避難準備・避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—
	4	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—
	5	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—
噴火開始直後		避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
		避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象エリア
噴火前	3	—	—	—	—	—
	4	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—
	5	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	—
噴火開始直後		避難 避難 避難 【必要な範囲】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

2 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流				
	第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第5次B 避難対象エリア
現象の発生	溶岩流の流下の場合				
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	※A 避難 避難 避難 【対象ライン】	※A 避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】
				※B 避難 避難 避難 【対象ライン】	

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

区分	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
	避難対象エリア	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	降灰域内の避難 対象エリア
現象の発生	火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合
噴火開始後	降灰シミュレーション（気象庁作成） の範囲等を参考に設定 避難 避難 避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避		屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により） 避難準備/避難 （降雨により）

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

第4 広域避難に係る基本事項

1 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、噴火の規模によっては市町村外への広域避難となる。

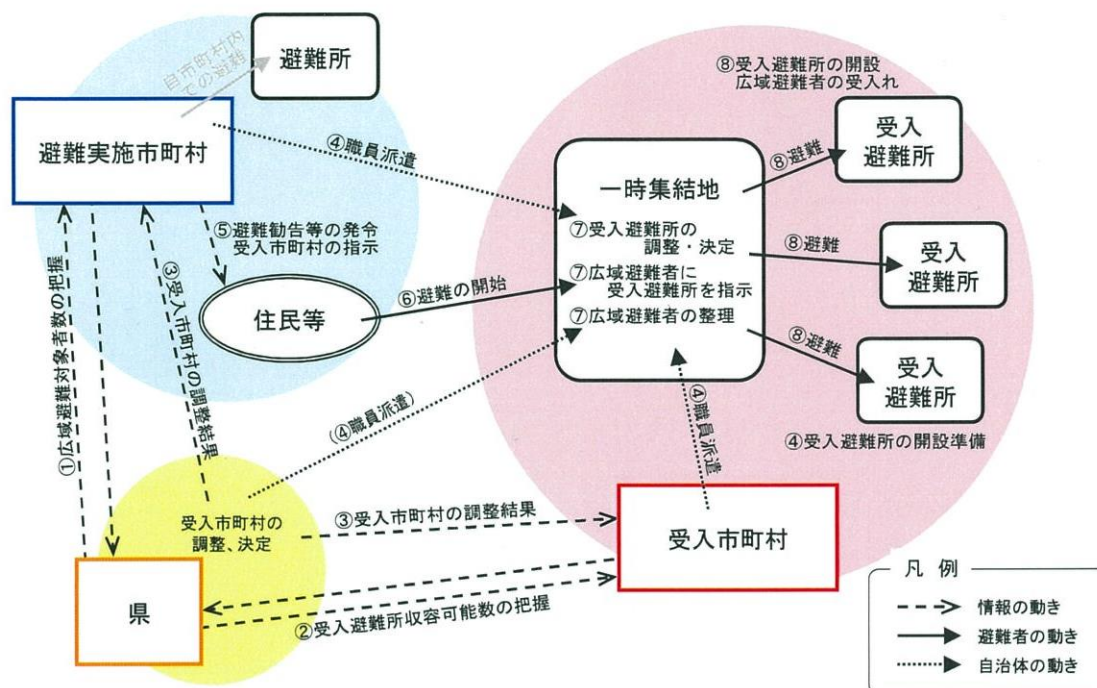
2 広域避難先の調整

(1) 県は、避難先となる受入市町村を決定し、避難実施市町村に示し避難受入に関する事項について調整する。

(2) 避難実施市町村は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。

この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。（図6）

図6 広域避難の受入調整フロー図



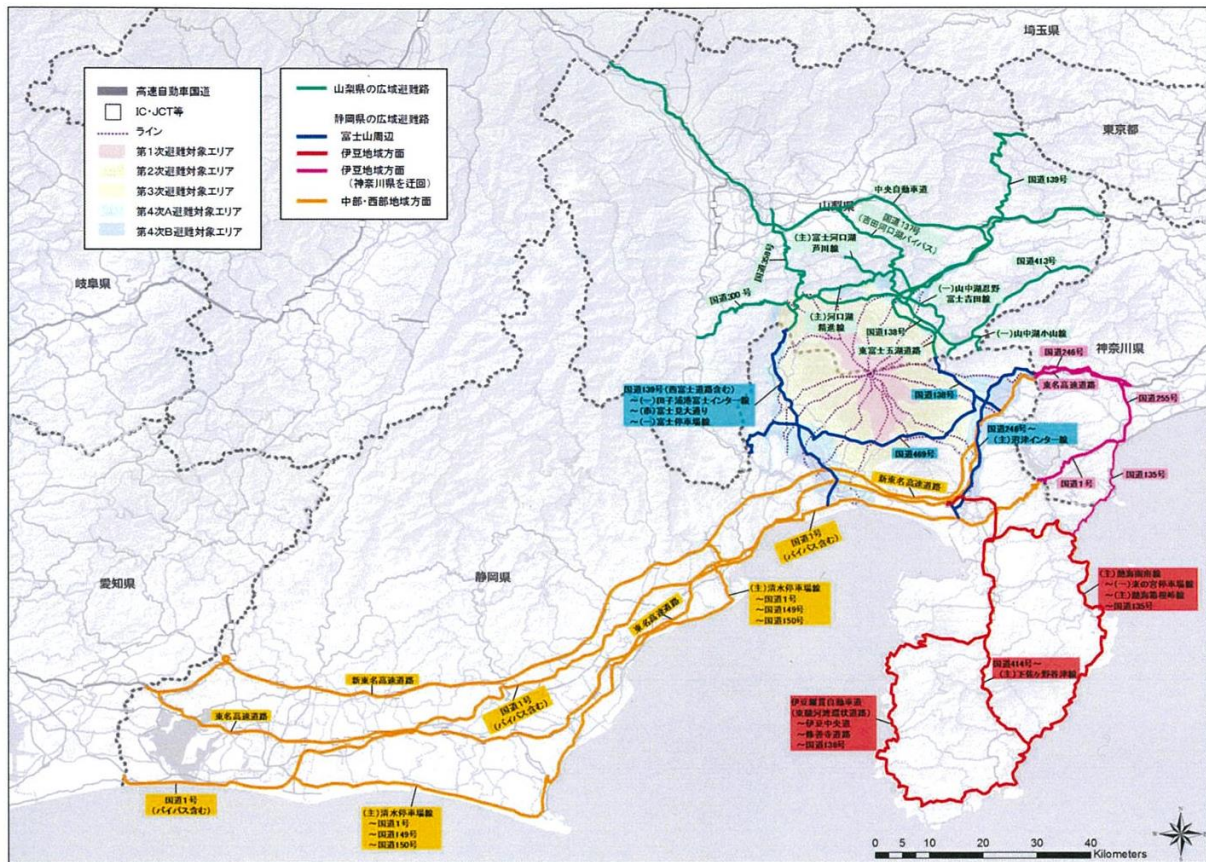
(3) 広域避難者は同一県内の他市町村で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、静岡県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入を要請する。ただし、被災等により各県も受入が困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入を要請する。

3 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。

避難実施市町村は、広域避難ルートを検討のうえ、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町村の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

図7 広域避難路



第8節 富士山ハザードマップの改定

第1 改定の目的と改定項目

平成16年版報告書の作成・公表の後も、富士山に関する各種調査研究が進められており、その1つの成果として2016年には産業技術総合研究所地質調査総合センターから「富士火山地質図第2版」が発行された。また、国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所及び山梨県において複数年にわたって航空レーザー測量が行われた結果、富士山域全体の詳細な地形データが得られ、2011年3月に「赤色立体地図」として発行された。

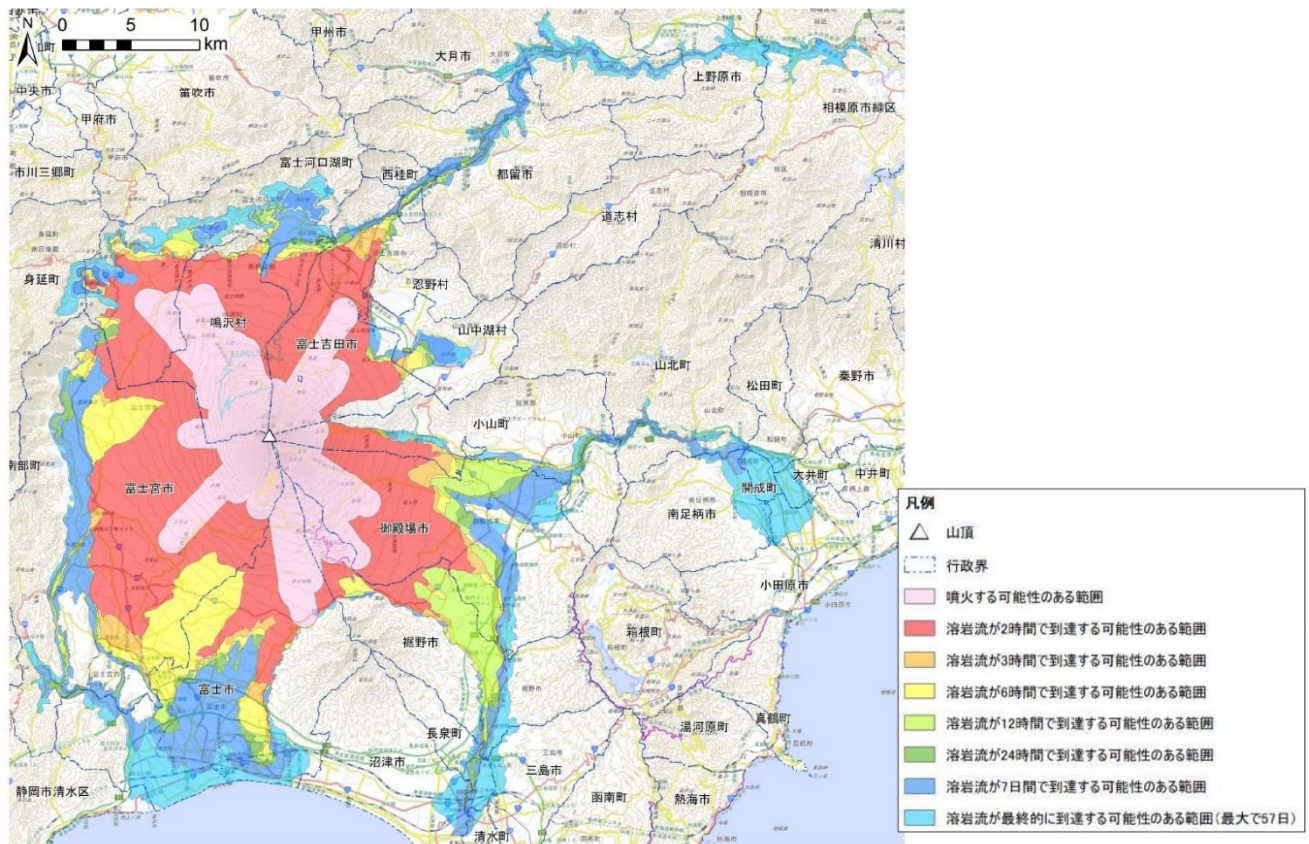
これらの蓄積された最新の科学的知見に基づいて富士山ハザードマップが改定された目的は、影響範囲の拡大等が想定される噴火現象が発生した際にも防災関係機関・住民が適切な対応をとることが可能になるよう、火山防災対策の検討に向けて現状で得られる最良の影響想定範囲を設定することであり、今後の、山梨県等各機関による富士山火山広域避難計画の改定を受けて、当町においても地域防災計画などの防災対策に反映させるものとする。

富士山ハザードマップにおいて改定された項目は以下のとおり。

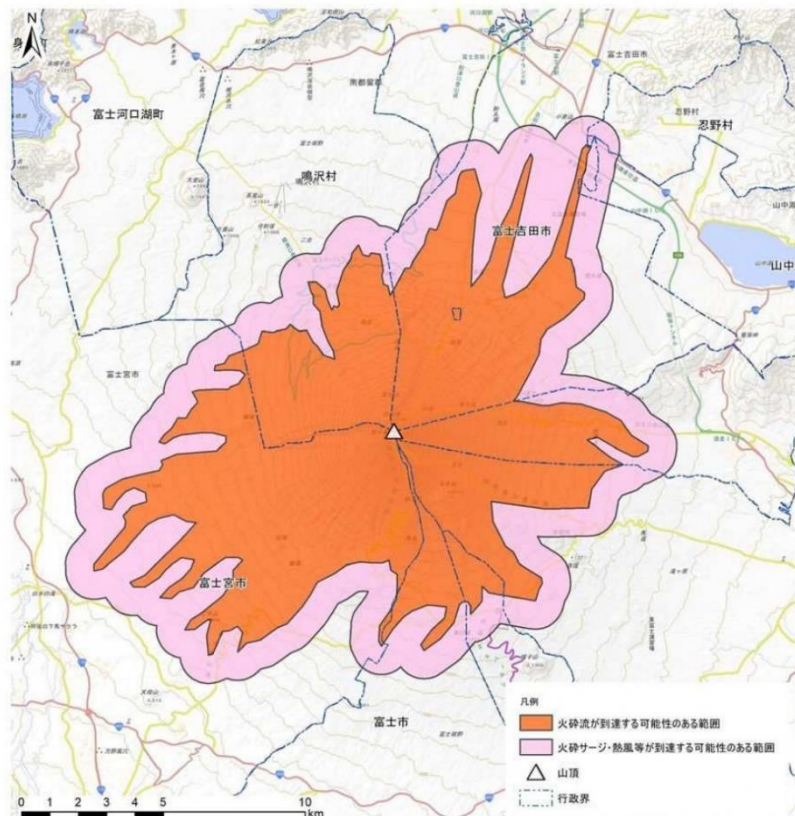
項目	改定の概要
①想定火口範囲	最新の調査結果に基づき変更（拡大）
②対象とする噴火年代	「3,200年前～現在まで」としている過去の噴火について、新たな年代整理（産業技術研究所による富士山火山地質図（第2版））に基づき変更 →「5,600年前～現在まで」に拡大（活火山の定義である「1万年以内」を踏まえ、特に噴火活動が活発な年代に相当）
③地形メッシュサイズ	より詳細な地形データを反映するため、現行の200mメッシュ（溶岩流）、50mメッシュ（火砕流・融雪型火災泥流）を変更 →20mメッシュ（航空レーダー測量による数値標高モデル）を採用
④溶岩流	最新の調査研究において、最大規模となる貞観噴火の噴出量が見直されたことから、溶岩流シミュレーションに用いる条件を見直し →大規模噴火の溶岩の噴出量を7億m ³ から13億m ³ に変更（毎秒あたりの溶岩の噴出量は大・中・小の噴火シミュレーションごとに再設定）
⑤火砕流・融雪型火災泥流	最新の調査研究において、最大規模となる鷹丸尾火砕流の噴出量が明らかになったことから、火砕流シミュレーションに用いる条件を見直し →火砕流噴出規模を240万m ³ から1,000万m ³ に変更 火砕流シミュレーションによる想定到達範囲と積雪量観測に基づき、融雪型火災泥流のシミュレーション条件を検討 →平成16年版と同じ条件を採用
⑥山体崩壊	表現方法及び記載方法について再検討 →有効なハザードマップを作成することは困難であるため、過去の実績の最新版を示す
とりまとめ	ハザードマップ公開に向けた、シミュレーション結果のとりまとめ、表現手法の検討、報告書の作成など

第2 富士山ハザードマップ

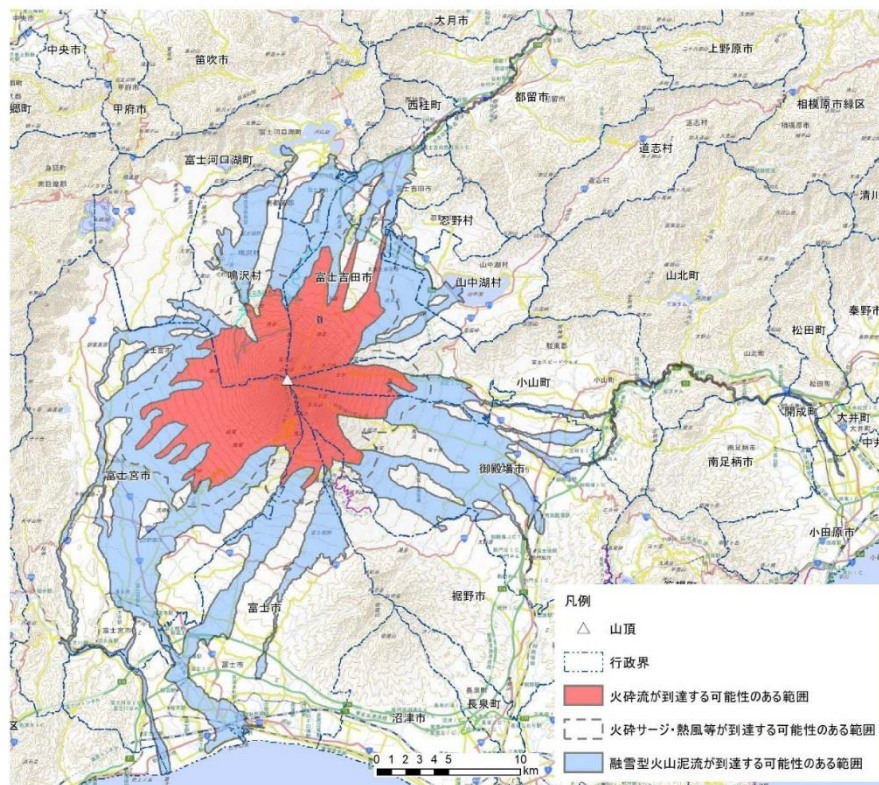
溶岩流の可能性マップ



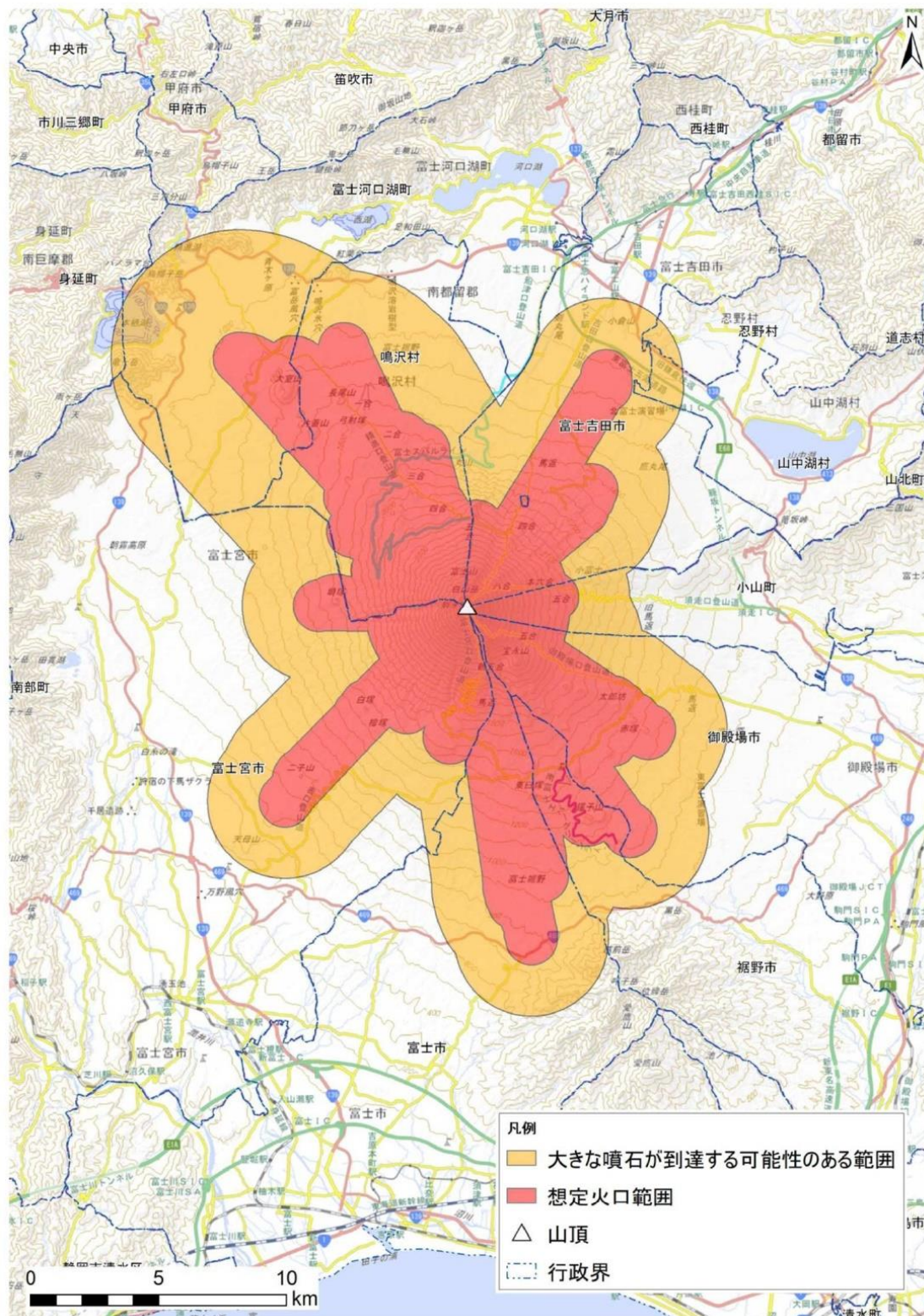
火砕流・火砕サージの可能性マップ



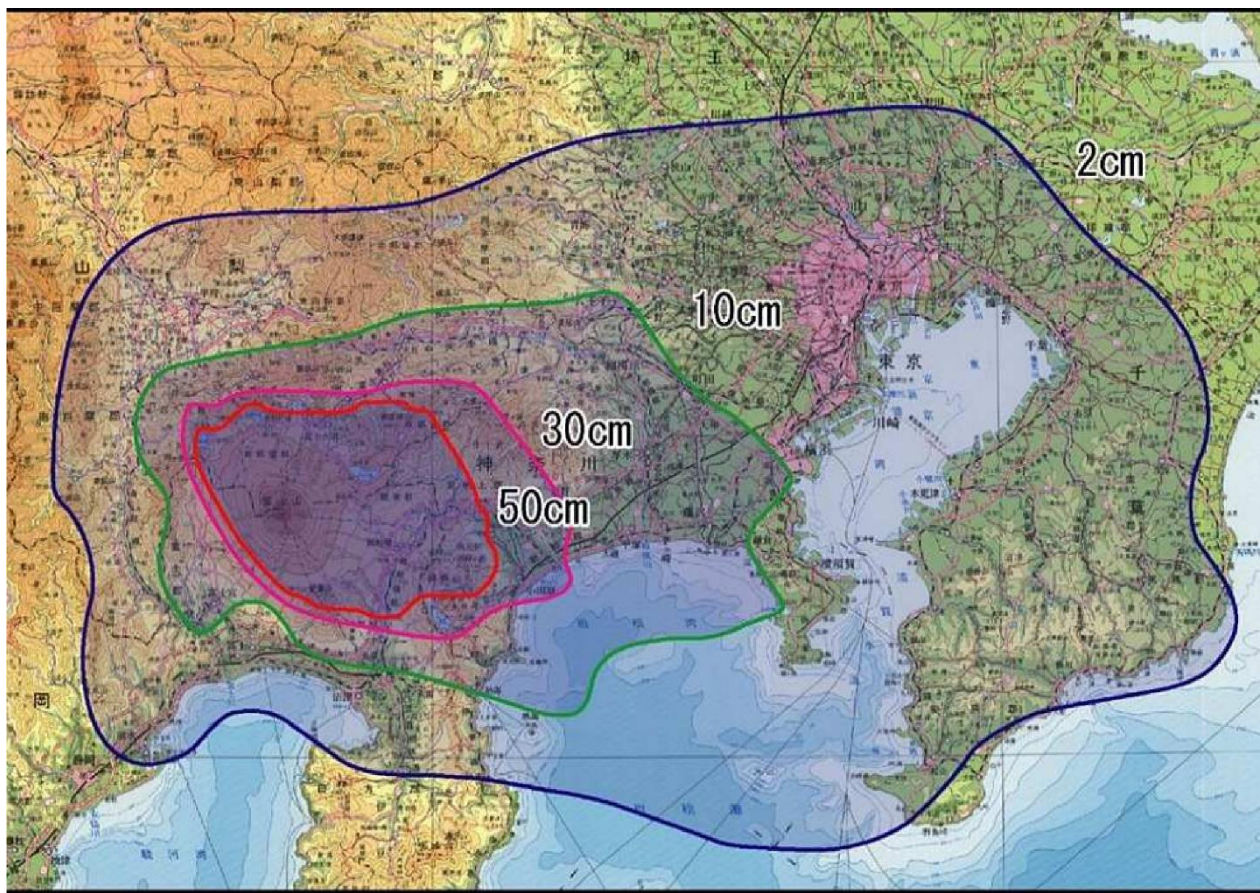
融雪型火山泥流の可能性マップ（到達範囲）



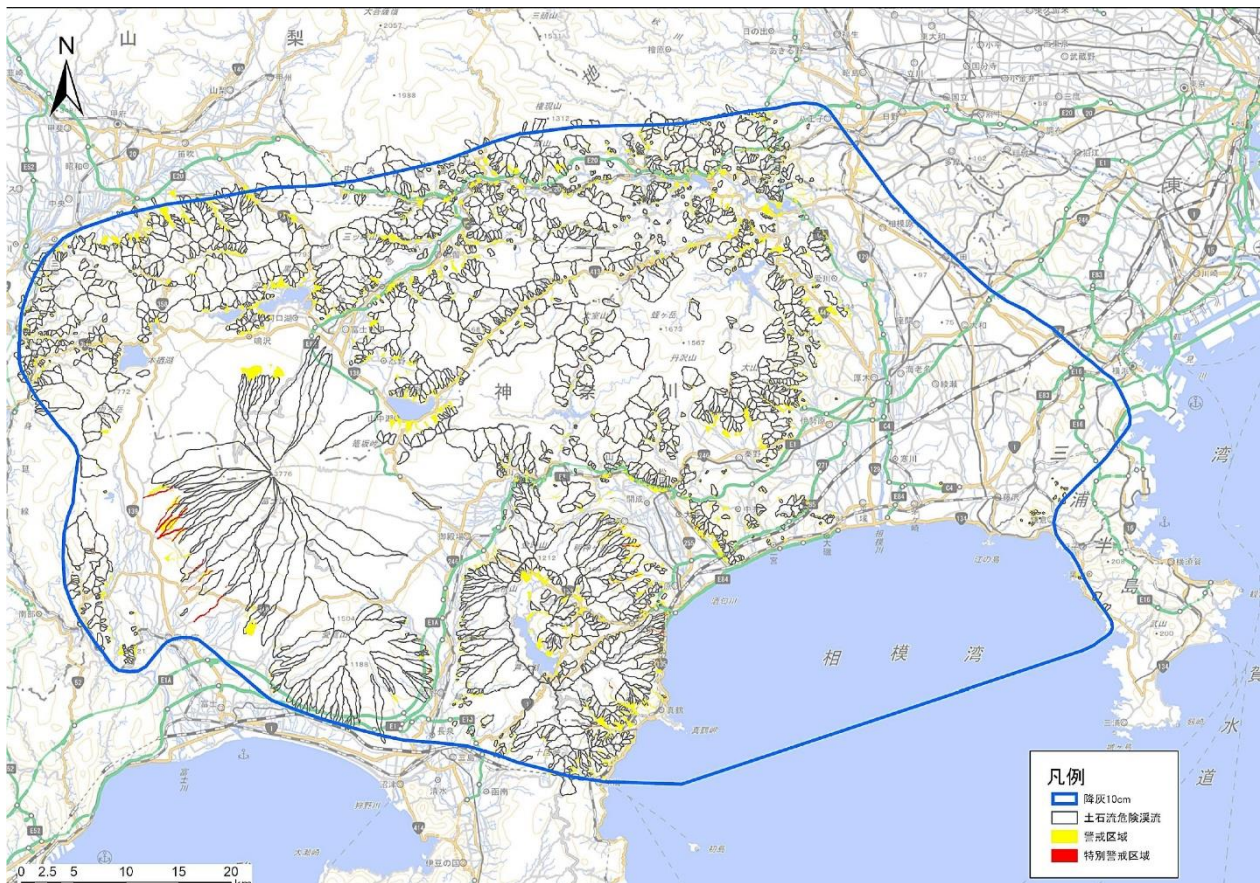
大きな噴石の可能性マップ



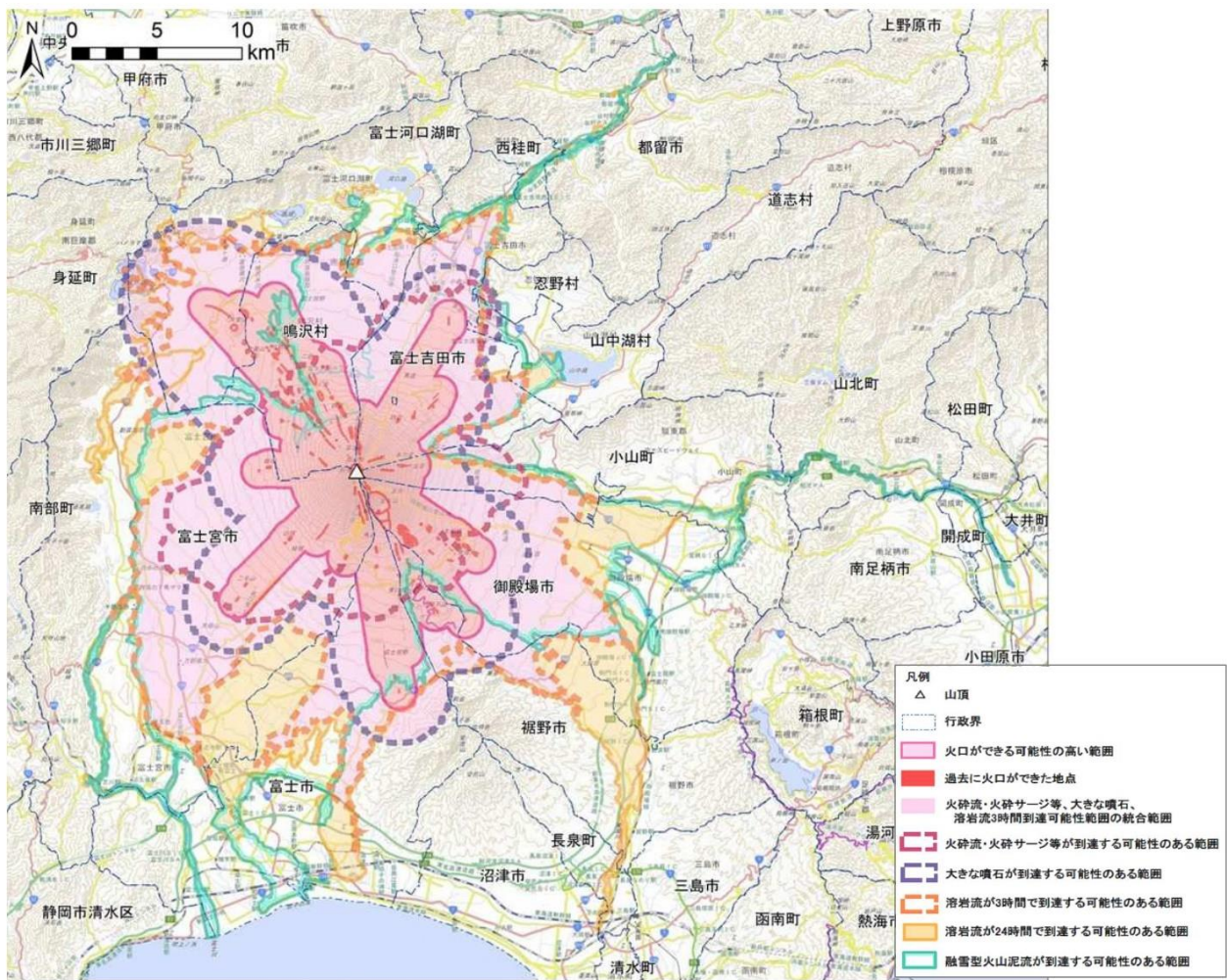
降灰の可能性マップ



降灰後土石流の可能性マップ



ハザード統合マップ



第2章 災害予防計画

第1節 火山防災対策の検討体制の整備【総務課】

1 火山防災協議会の設置

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として指定された、当町及び、山梨県、富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町（以下「富士山周辺市町村」という。）、静岡県、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会を設置する。

2 警戒避難体制の整備

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、富士山における統一的な防災対策を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。

3 富士山火山防災対策協議会

(1) 設立の経緯

平成23年12月27日に公表された内閣府の防災基本計画において、避難等の火山防災対策に係る共同検討体制として「火山防災協議会」が明確に位置づけられ、これを受け、平成24年6月8日に富士山火山における3県（山梨県・静岡県・神奈川県）で連携した防災対策（広域避難計画及び訓練計画の策定並びに合同訓練の実施など）を検討するため、「富士山火山防災対策協議会」が設立された。

また、平成28年3月の活動火山対策特別措置法の改正（平成27年12月施行）により、富士山火山防災対策協議会が法定協議会に改組された。

(2) 構成メンバー

山梨県知事、静岡県知事
山梨県警察本部長、静岡県警察本部長
関係市町村長（15市町村）
関係消防本部消防長
陸上自衛隊第1師団長、第1特科隊長、第34普通科連隊長
陸上自衛隊東部方面混成団長
火山専門家
3県の防災危機管理・砂防・道路等の所管部門、関係出先機関、警察本部
関係市町村：防災担当
国：国土交通省、気象庁、内閣府、環境省、林野庁、自衛隊
ライフライン関係事業者

※平成31年4月1日時点

第2節 関係機関との連携体制の整備【総務課】

町は、必要に応じて富士山の火山災害に関係する市町村（富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会構成市町村など）及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。

また、町は、県、国、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第3節 避難活動体制の整備【総務課、福祉保健課、建設水道課】

第1 避難に関する体制の整備

町は、町長が避難に関連する判断を行うに当たり、必要に応じて迅速かつ的確に助言が受けられるように、県との連携体制の整備を行う。

第2 広域避難のための体制の整備

- 1 町は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村に避難するための広域避難計画の策定に努める。
- 2 町は、避難情報により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受入など必要な事項について連携をとれる体制整備に努める。
- 3 町は、町外から受入れた避難者の安否情報の収集や町外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- 4 町は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- 5 町は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じ県に対して調整、避難者受入先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- 6 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路株式会社八王子支社大月保全・サービスセンター、富士急行株式会社は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第3 避難所等の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備・指定について、次の点に留意するものとする。

- 1 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定する。
- 2 要配慮者の避難については、再避難を避ける地域とする。
- 3 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- 4 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 5 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- 6 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

- 7 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- 8 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- 9 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

第4 避難経路の設定

- 1 町長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂災害の危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。
- 2 町長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第4節 災害に強いまちづくり【総務課、建設水道課、産業振興課】

第1 安全な土地利用

- 1 町は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（指定避難所、高齢者や障がい者・児童・乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努める。
- 2 町は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。
- 3 町は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

- 1 町
公共施設、指定避難所となる施設並びに学校について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。
- 2 施設管理者
医療・社会福祉施設などの要配慮者利用施設等について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 情報発信拠点等の整備

町は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、富士山科学研究所、観光案内施設、博物館、資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化が図られるように努める。

第4 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第5節 防災関連施設・地域防災力等の把握【総務課】

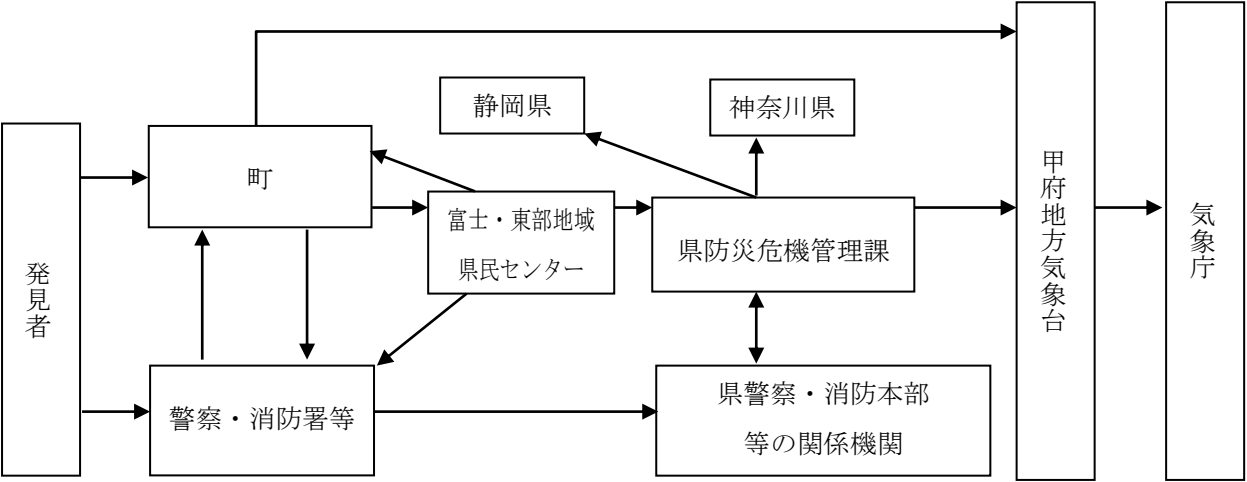
町は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- 1 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- 2 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- 3 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- 4 火山災害時における避難所の状況
- 5 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）の状況
- 6 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- 7 広域防災拠点、ヘリポート
- 8 通年の気象データ
- 9 町災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- 10 備蓄倉庫

第6節 情報伝達体制の整備【総務課】

第1 異常現象発見時の通報・伝達

- 1 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町又は消防機関若しくは警察署（以下、「町等」という。）に通報する。
- 2 通報を受けた町等は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。町は、必要に応じ甲府地方気象台にも伝達する。
- 3 県は、町等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方気象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行うものとする。
- 4 伝達系統



第2 通報を要する異常現象

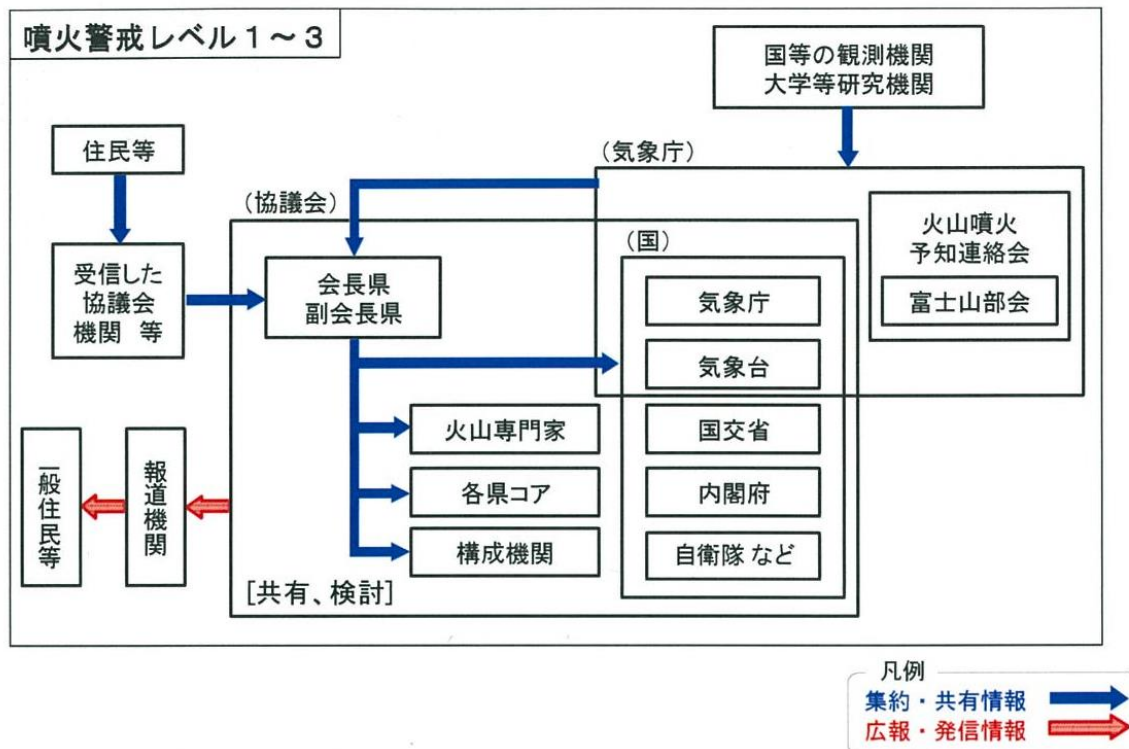
噴煙	煙	噴煙の出現、増加又は減少、色の変化
火口付近の状態		火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
地熱地帯の状態		地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
鳴動	動	異常音の発生
火山性地震		有感地震の発生
温泉、湧水		新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
河川、湖沼、井戸などの異常		変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
その他		火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第3 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難情報）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県

コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。



第4 避難に係る情報伝達体制の整備

- 1 町は、避難情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。
- 2 町は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、商工会等関係機関との連携体制の整備に努める。

第7節 火山観測・監視体制の整備【総務課】

町は、火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努める。

第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育 【総務課、教育委員会】

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

町は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに広域避難計画などの周知を図るとともに、次により富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育の実施に努めるものとする。

- 1 広報紙・ホームページ等の活用
- 2 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- 3 社会教育の場の活用
- 4 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- 5 シンポジウムや講演会等の開催
- 6 住民避難マニュアルの整備
- 7 ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

第2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

町の災害予防責任者は、防災関係機関と連携し、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及、及び教育の徹底を図る。

特に、町は富士山周辺に位置するため、先進自治体等の研究、調査を実施し、防災知識の向上を図る。

第3 観光客・観光事業者への普及啓発

- 1 町は、商工会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布するとともに、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムの作成等により、火山防災知識の普及啓発を図る。
- 2 町は、商工会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及啓発、広域避難計画の周知を図る。
- 3 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努めるものとする。

第4 教職員等への防災教育

町は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

町は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育

の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町、防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及・教育内容

- 1 火山に対する一般的知識
- 2 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- 3 防災計画及びこれに伴う防災体制
- 4 火山災害予防措置
- 5 火山災害危険箇所、適切な避難場所及び避難所、避難路等に関する知識
- 6 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 7 過去の災害に係る教訓
- 8 広域避難計画

第9節 防災訓練【総務課】

第1 町及び防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得ながら実施する。

なお、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間や様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるように工夫する。

- 1 総合防災訓練
- 2 広域市町村合同訓練
- 3 住民（自主防災組織）における避難訓練
- 4 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- 5 車両等を使用した避難訓練
- 6 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練
- 7 通信障害を想定した災害対応訓練
- 8 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- 9 個別訓練（家族会議等）

第2 住民

町及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第10節 火山専門家との協力体制の整備【総務課】

- 1 町は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- 2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方气象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。

また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

第11節 自主防災活動【総務課】

避難範囲内の自主防災組織は、町と協力して、次の自主防災活動を行う。

- 1 ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- 2 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- 3 一次避難地となる場所の選定
- 4 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- 5 住民等に対する避難誘導方法の検討
- 6 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- 7 要配慮者に対する支援方法の検討
- 8 噴火を想定した防災訓練の実施

第12節 各施設等の防災対応力の向上【福祉保健課、産業振興課】

第1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

1 社会福祉施設の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受入等に係る協定の締結などに努めるものとする。

- (2) 町との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

2 町

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

1 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。
- (2) 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。
- (3) 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。

2 町

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

第13節 家畜避難体制の整備【産業振興課】

- 1 町及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限にとどめることができるよう、噴火の影響が及ばない市町村へ広域的な家畜移送や家畜逃走についての措置の検討を進める。
- 2 町は、畜産農家等が円滑かつ安全に家畜避難家畜逃走防止措置等が講じられるよう、噴火警報・火山情報等が的確に伝達できるような伝達体制の整備を図る。

第14節 緊急輸送体制及び道路啓開体制の整備【総務課、建設水道課】

第1 緊急輸送体制の整備

- 1 町は、噴火警戒レベル4（噴火の可能性が高まってきている）の発表時に避難用車両を確保する。
- 2 町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するためにバス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 3 町は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 4 町は、避難車両の確保、町とバス事業者や燃料事業者等の連携体制について、必要に応じて県に対し調整・支援を求めることができる。

第2 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第15節 医療救護体制の整備【福祉保健課】

- 1 町は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、県及び周辺市町村と連携し、被害拡大防止のための広域医療体制の構築を図るものとする。
- 2 町は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療のため、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達体制等について、必要に応じて県に対して調製・支援を求めるものとする。
- 3 町は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第16節 食料及び生活必需品の調達 【総務課、産業振興課、福祉保健課】

一般災害編第2章第5節第2「備蓄体制の整備」の定めによるものとするが、火山災害の予防対策について次のとおり定めるものとする。

第1 基本方針

- 1 避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- 2 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

第2 町

- 1 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- 2 救助物資の受入場所を確保するとともに、受入体制の整備を図る。

第17節 飲料水の確保、給水活動【建設水道課】

一般災害編第2章第5節第2「備蓄体制の整備」の定めによるものとするが、火山災害の予防対策について次のとおり定めるものとする。

- 1 町は、火口周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- 2 建設水道対策部は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 3 町は、大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- 4 町は、水道工事事業者との協力体制の整備を図る。
- 5 町は、自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等が必要な場合に、県に対し速やかに要請できるよう備える。

第18節 災害ボランティア支援体制の整備【福祉保健課】

災害ボランティアは、火山災害の軽減等、効果的な火山災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

このため、町は、一般災害編第2章第4節「災害ボランティア育成強化計画」の定めるところにより、災害ボランティアの育成強化に努める。

第19節 要配慮者支援体制の整備【福祉保健課】

町は、火山災害発生時の適切な対応を図るため、町は、一般災害編第2章第13節「要配慮者対策の推進計画」の定めるところにより、要配慮者等の支援体制の整備に努める。

第20節 噴火前に避難行動をすべき範囲【総務課】

富士山火山防災対策協議会が策定した「富士山火山広域避難計画（平成31年3月改正）」等に基づき、町長は、避難所及び避難経路等についてあらかじめ安全性を確認し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルに応じた防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的かつ実践的な避難計画を作成し、訓練を実施する。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとって分かりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」、「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に考慮して、範囲を設定するものとする。

資料編	● 12-1 西桂町富士山火山避難計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制【全課】

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有が図られ、相互連携のもと、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- 3 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各課間における人員面での協力体制の整備を図る。
- 4 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援体制の整備を図る。

第2 町の活動体制

- 1 町は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合又は、町長が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、西桂町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。
- 2 町本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- 3 町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）発表時に設置される国・県・富士山周辺市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

第3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- 1 町は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・町の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行う。
- 2 町は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- 3 合同現地対策本部設置後、町は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行う。
- 4 町及び県の意思決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るように努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 町職員の配備体制【総務課】

第1 配備基準

職員の配備体制について次の基準によるものとする。

配備	配備の基準	配備の内容	配備要員
第一配備	火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）又は、状況によって噴火警戒レベル2（火口周辺規制）	町警戒本部を設置 火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手するものとする。	①総務課、建設水道課は2名以上の配備。 ②勤務時間以外は宿日直者及び総務課、建設水道課で1名以上の配備。 ③上記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第二配備	噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）・噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき	事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒体制を確立し避難行動要支援者等の避難や自主避難等の対応に当たる。 また、速やかに町本部に移行できるように努める。	①課長職 ②総務課、建設水道課職員4名以上 福祉保健課2名以上 ③前記以外の課は自宅待機するとともに、総務課長又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第三配備	噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき又は、町長が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき	町本部を設置 一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。また、町本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。	各所属所要人員（所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもって当たる。

第2 職員への伝達及び配備

一般災害編第3章第2節「第2 職員への伝達及び配備」の定めるとおりにする。

第3 部相互間の応援動員

一般災害編第3章第2節「第3 部相互間の応援動員」の定めるとおりにする。

第3節 廃止基準【全課】

町本部の廃止に当たっては、本部長が町地域に対する火山災害の発生するおそれが無くなったと認めるとき、又は、本部長が、概ね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第4節 情報の伝達・収集・広報【総務課】

第1 噴火警報・火山情報等の伝達

1 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

2 県

(1) 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。

(2) 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

(3) 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国や県が実施することとされている緊急調査の結果から、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

3 町

(1) 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

(2) 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に周知徹底を図る。

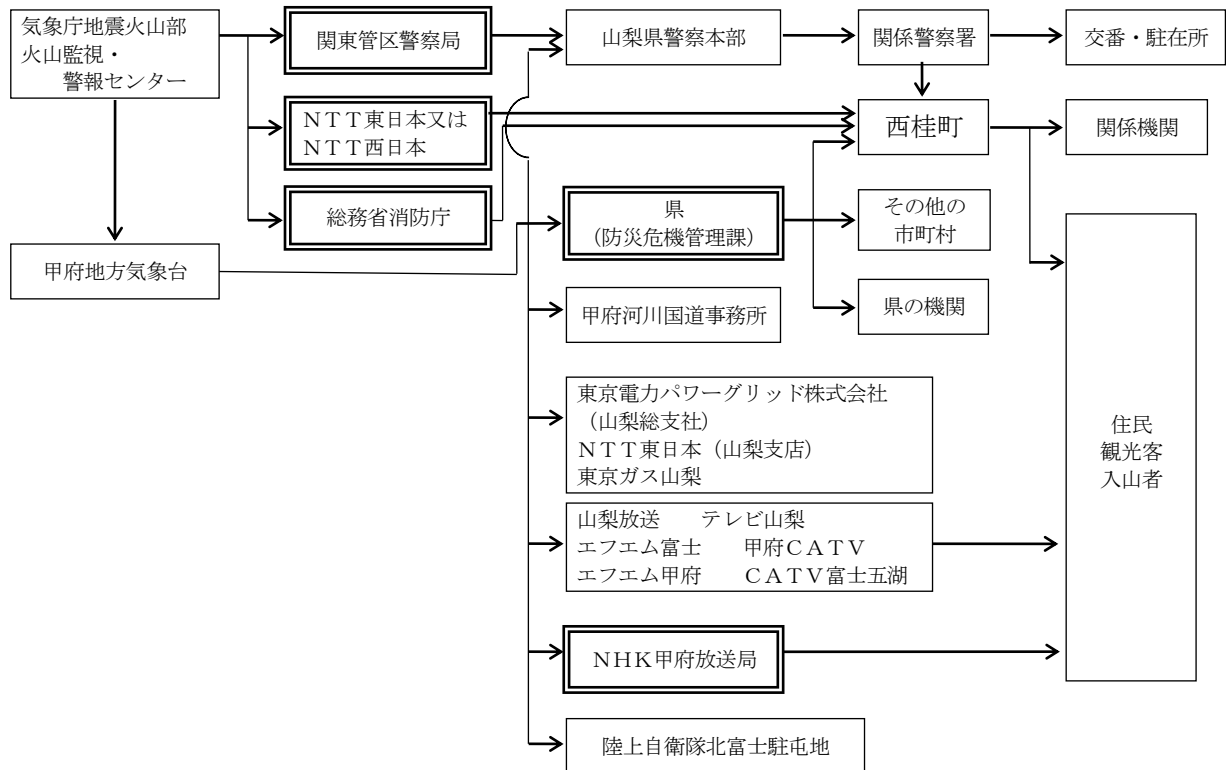
4 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

5 伝達系統

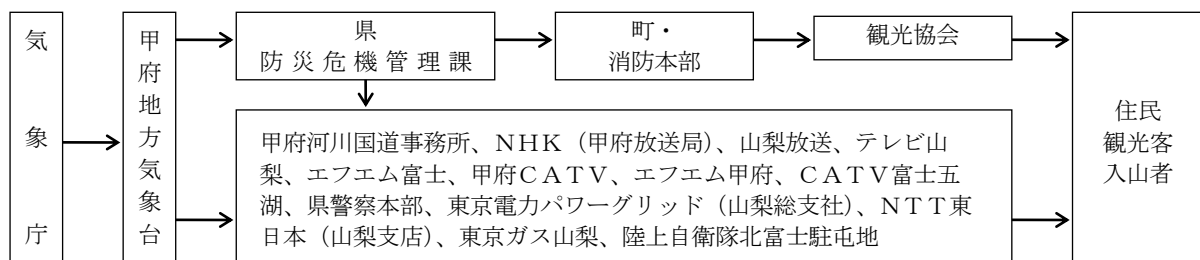
(1) 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

イ 降灰予報及び火山情報等



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- 1 町は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ火山情報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかける。
- 2 町は、噴火警報（噴火警戒レベル4以上）が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- 3 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行うものとする。
- 4 県、町及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に

関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行うものとする。

第3 避難に関する情報伝達

- 1 町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- 2 町は、要配慮者への情報伝達に当たっては、的確な情報提供を行うよう民生委員・児童委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。
- 3 町長は、避難情報の発令を行った場合には、関連する商工業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

町は、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

- 1 被害状況の確認
 - (1) 町は、登山届の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。
 - (2) 町は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
 - (2) 県は、(2)のほかに地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
- 2 情報の伝達

町は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

町は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第5節 避難行動【総務課、福祉保健課】

第1 基本方針

噴火のはじまる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難情報

1 町長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難情報の発令を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

2 知事

町長が避難情報の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代行して避難情報の発令を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

3 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要と認められる場合、町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、必要と認める危険地域の居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、町の吏員、避難情報に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する。

第3 避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時に当たって全ての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して行うことができる。

(1) 避難対象範囲	(3) 避難経路	(5) その他の必要な事項
(2) 避難先	(4) 避難情報の理由	

第4 警戒区域の設定

1 町長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

2 知事

町長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示することとなっている。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ町長若しくは、町の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、町長若しくは、町の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する町長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知する。

第5 住民等の避難準備・避難行動

- 1 町長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- 2 住民等は、避難情報の発令があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。
- 3 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、町長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、町が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- 4 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡しを実施する。
- 5 医療機関に入院している者は、町、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

第6 状況に応じた避難活動

町長は、火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。

避難対象地域については、本編第2章第20節「噴火前に避難行動をすべき範囲」に示す避難範囲による。また、「噴火警戒レベルと主な避難等対応」については、「本編第1章第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準」の「富士山における噴火警戒レベル」による。

第7 住民等が実施する自衛措置

- 1 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

- 2 避難行動要支援者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、町長から高齢者等避難の発令があった場合には、早期の避難を行う。
- 3 一時滞在者は、町長等から観光自粛の呼びかけがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

第8 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (2) 町長は、住民に避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (3) 町長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

2 避難所の運営管理

- (1) 町は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (2) 町は、避難所の適切な運営管理に努める。また、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (3) それぞれの避難所で受入れている避難者にかかる情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるとともに、住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。その際には、個人情報の取扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について町と共有する。
- (4) 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (5) 避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配

布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(7) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。

(8) 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第9 広域避難受入

一般災害編第3章第3節第10「広域避難受入」参照。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し【総務課】

町長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際に、県に助言を求めることができる。

第7節 一時帰宅の実施【総務課】

- 1 町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じる。
- 2 町長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができる。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第8節 家畜避難【産業振興課】

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として移送計画に基づき家畜避難を開始する。また、家畜避難時には、逃走による危険が生じるおそれがあるため、危険防止の対策を講じるものとする。

第9節 交通応急対策【総務課、建設水道課】

町は、火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速・的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。交通規制を実施した場合、県、富士山周辺市町村、交通管理センター、報道機関等を通じて交通規制等の内容の広報の徹底を図る。

町は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策をとる意味で、県や関係機関と連携する体制整備に努める。また、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、警察及び道路管理者が避難範囲を設定するために必要な防災マップ等の情報提供を行う。

【参考】県の計画における交通応急対策の基本方針は次のとおり

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。(2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。(3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。(4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。 |
|--|

第10節 民心・社会秩序安定のための活動【総務課】

一般災害編第3章第21節「食料供給対策計画」及び第22節「生活必需物資等供給対策計画」の定めるところによるものとするが、火山災害発生時における町の活動方針は次のとおりである。

- 1 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。
- 3 町、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第11節 降灰対策【総務課、産業振興課、建設水道課】

- 1 気象庁が県内を対象として降灰予防を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、町は、県など関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 町は、降灰が予想される場合、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。
- 6 水道事業者は、降灰により水道施設に障害が生じたときは、降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。

第12節 被害拡大防止対策【総務課、建設水道課】

町、県及び防災関係機関は、噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施するものとする。

第1 町・県・防災関係機関

- 1 溶岩流流下防止（築塁、築溝、溶岩トンネルの爆破、防水活動など）
- 2 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- 3 危険範囲からの危険物等の搬出
- 4 洪水氾濫防止（築堤）
- 5 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第13節 災害救助法による支援【総務課、福祉保健課】

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行うこととなっている。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については町長が行うものとする。

なお、災害救助法の適用基準、適用手続、災害救助法による救助の程度、方法、期間等については、一般災害編第3章第16節「災害救助法による救助計画」及び資料編「山梨県災害救助法施行細則（別表）」の定めるとおりとする。

資料編	● 9-13 山梨県災害救助法施行細則（別表）

第14節 住宅供給の実施【建設水道課】

町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供等を実施する。

第1 応急的な住宅確保

町は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。

このため、町は、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第15節 残留者・行方不明者等の搜索【総務課、消防団】

- 1 町は、一般住民の噴火前避難に当たり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 町、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の搜索に当たっては、二次災害を防止するため、噴火状況を把握したうえで安全確保に関する万全の対策を講じる。

第16節 災害ボランティア支援対策【福祉保健課】

第1 災害ボランティアの受入

町及び関係団体は相互に協力し、災害ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、災害ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

災害ボランティアの受入に際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、災害ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受入調整等について、速やかに実施できるよう、町及び関係団体の情報共有体制等の連携を強化する。

第17節 要配慮者支援対策【福祉保健課】

要配慮者支援対策及び帰宅困難者等の保護については、一般災害編第3章第17節第8「要配慮者支援対策」及び第9「帰宅困難者等の保護」に定めるところによるものとするが、特に以下の事項に留意する。

第1 要配慮者への配慮

- 1 町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。また、避難誘導、指定避難所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。
- 2 町は、指定避難所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者に行うとともに、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施する。
- 3 町は、火山災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活情報、交通規制など、要配慮者に対応した正確かつきめ細かな情報、適切に提供できるように十分配慮する。

第2 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。また、町は、県及び関係機関と協力し、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し、保護する。町本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害【総務課】

町は、大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合がありますことから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

- 1 警戒基準雨量の見直し
- 2 警戒避難体制の確立
- 3 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策【総務課】

- 1 町は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しを確認された場合には、見解を発表し被害防止に努める。
- 2 町は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給 【総務課、福祉保健課、税務住民課】

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努める。

一般災害編第3章第16節「災害救助法による救助計画」及び第31節「民生安定事業計画」を参照。

第4節 恒久住宅等の供給・再建【建設水道課】

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 町は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- 3 町は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画【福祉保健課、総務課】

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

《県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・報道機関その他》

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等【税務住民課】

町は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 職業安定【産業振興課】

町は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進する。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり【総務課】

町は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用【総務課、産業振興課】

- 1 町は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防堰堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- 2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備【全課】

噴火による避難の長期化などに対応するため、町は、避難者の様々な行政手続が一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

西桂町地域防災計画

発行日 令和3年9月
発 行 山梨県 西桂町

〒403-0022
山梨県南都留郡西桂町小沼 1501-1
TEL: 0555-25-2121
FAX: 0555-20-2015

企画・編集 西桂町 総務課
